令和７年度版

離島振興のための支援メニュー集

-産業活性化、観光振興、人材育成、施設整備、医療・介護、デジタルに関する主なもの-

内閣府　総合海洋政策推進事務局
国土交通省　国土政策局　離島振興課

はじめに

○ 離島は、我が国にとって、領海や排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用などの観点から、極めて重要な役割を果たすとともに、豊かな自然・文化を有しており、優れた観光・教育・スポーツの場でもあります。

○ しかしながら、離島をとりまく環境は、著しい人口減少や高齢化が急速に進展するなど、依然として厳しい状況にあります。このような中、令和5年4月1日には改正離島振興法が施行され、改正法の趣旨を踏まえ、より一層、各種離島振興施策に取り組んでいく必要があります。

○ また、平成29年4月1日に施行された「有人国境離島法」に基づき、有人国境離島地域の保全・維持についても、なお一層取り組んでいく必要があります。

○ 本支援メニュー集は、島の活性化を担う地方公共団体職員や事業者の皆様を対象に、離島で活用できる国の支援メニューを関係省庁と連携し、とりまとめたものです。

○ 特にご要望の多い、「産業活性化」「観光振興」「人材育成」「施設整備」「医療介護」に加え、令和6年度からは、スマートアイランドの推進に向け、「デジタル」に関する国の支援メニューの主なものを掲載しています。

○ 本支援メニュー集が、今後更なる離島の振興を推進していく上での参考となることを期待いたします。

内閣府　総合海洋政策推進事務局
国土交通省　国土政策局　離島振興課

目 次

Ⅰ　離島に対して手厚い措置のある支援メニューが知りたい　…　P.3

（1）「離島振興対策実施地域」向けの支援メニュー　・・・ P.4

（2）「特定有人国境離島地域」向けの支援メニュー　・・・ P.6

Ⅱ　「事業目的別」に支援メニューを調べたい　…　P.7

（1）島の産業を活性化させたい　・・・ P.8

① 企業誘致をしたい
② 起業支援をしたい
③ 商品開発やプランづくりをしたい
④ 専門家等のアドバイスを受けたい
⑤ 活動を行う組織･体制をつくりたい
⑥ 島での活動を行う資金がほしい
⑦ 販路拡大をしたい
⑧ 産業活性化のための施設整備をしたい
⑨ その他

（2）島に人を呼び込みたい　・・・ P.14

① 観光戦略等のプランづくりをしたい
② 専門家等のアドバイスを受けたい
③ 活動を行う組織･体制をつくりたい
④ 農業･漁業を活かした活動をしたい
⑤ 自然･文化･伝統を活かした活動をしたい
⑥ 外国人を呼びたい
⑦ 島の情報発信･PRをしたい
⑧ 観光交流拠点などの施設整備をしたい
⑨ その他

（3）島の人づくりをしたい　・・・ P.21

① 農業･漁業等の担い手を確保･育成したい
② 島の文化の後継者を育成したい
③ 島のガイドを育成したい
④ 職業訓練を行いたい
⑤ その他

（4）島で施設整備を行いたい　・・・ P.24

① 加工所や販売所等を整備したい
② 空き家や廃校等を有効活用したい
③ その他

（5）島の医療・介護を充実させたい ・・・ P.26

① 医療を確保したい
② 介護の提供体制を確保したい（サービス）
③ 介護の提供体制を確保したい（介護人材）

（6）デジタル技術を活用したい　・・・ P.28

① デジタル技術を活用した取組をしたい
② デジタル技術の実装等を検討したい

Ⅲ　「省庁別」に支援メニューを調べたい　… P.30

内閣府、こども家庭庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、環境省

Ⅳ　支援メニューの詳細を知りたい（個票）　… P.43

Ⅰ　「離島振興対策実施地域」向け、「特定有人国境離島地域」向けの支援メニュー

「離島振興対策実施地域」向け
（本土と比べ、離島に対して手厚い措置のある支援メニュー）

こども家庭庁	子どものための教育・保育給付交付金	56
こども家庭庁	子ども・子育て支援施設整備交付金	58
こども家庭庁	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援	60
総務省	携帯電話等エリア整備事業（情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	82
総務省	高度無線環境整備推進事業（情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	84
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	88
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	92
文部科学省	離島高校生修学支援事業	94
文部科学省	公立学校施設整備費	96
厚生労働省	へき地保健医療対策	144
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	160
厚生労働省	基準該当サービス、離島等相当サービス	162
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（施設分）	166
厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	168
厚生労働省	離島・中山間地域等に対する報酬加算	170
厚生労働省	離島・中山間地域等サービス確保対策事業	172
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（人材分）	176
厚生労働省	介護テクノロジー導入支援事業	184
厚生労働省	介護テクノロジー導入・協働化等支援事業	186
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	192
農林水産省	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	194
農林水産省	肉用牛経営安定対策補完事業 （うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）	196
農林水産省	肉用牛緊急特別対策事業 （うち和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）	198
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	214
農林水産省	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	216
農林水産省	農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	218
農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金 （うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場支援タイプ）	220
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業（うち収益性向上対策）	228
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	234
農林水産省	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	236
農林水産省	中山間地域活性化資金	238
農林水産省	農地耕作条件改善事業	240

「離島振興対策実施地域」向け

（本土と比べ、離島に対して手厚い措置のある支援メニュー）

水産庁	離島漁業再生支援等交付金	・・・・・・・・ 254
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金 のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	・・・・・・・・ 256
資源エネルギー庁	離島のガソリン流通コスト対策事業費	・・・・・・・・ 266
資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費	・・・・・・・・ 268
国土交通省	離島活性化交付金	・・・・・・・・ 272
国土交通省	離島広域活性化事業	・・・・・・・・ 274
国土交通省	離島における割増償却制度	・・・・・・・・ 276
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	・・・・・・・・ 278
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	・・・・・・・・ 280
国土交通省	水道施設整備費補助金	・・・・・・・・ 296
国土交通省	防災・安全交付金（水道事業）	・・・・・・・・ 298
環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業	・・・・・・・・ 322
環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	・・・・・・・・ 324

※令和７年４月１日現在、７７地域２５６島が離島振興法による離島振興対策実施地域となっています。

「特定有人国境離島地域」向け

（特定有人国境離島に対して手厚い措置のある支援メニュー）

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	44
内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	46
こども家庭庁	子どものための教育・保育給付交付金	56
こども家庭庁	子ども・子育て支援施設整備交付金	58
総務省	携帯電話等エリア整備事業（情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	82
総務省	高度無線環境整備推進事業（情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	84
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	92
文部科学省	離島高校生修学支援事業	94
文部科学省	公立学校施設整備費	96
厚生労働省	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	136
厚生労働省	へき地保健医療対策	144
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	160
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	192
農林水産省	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	194
農林水産省	新規就農者育成総合対策	206
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
農林水産省	中山間地域活性化資金	238
水産庁	離島漁業再生支援等交付金	254
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金 のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	256
水産庁	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	260
資源エネルギー庁	離島のガソリン流通コスト対策事業費	266
資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費	268
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	離島広域活性化事業	274
国土交通省	離島における割増償却制度	276
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	278
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	280
環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	324

※ 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）（いわゆる「有人国境離島法」）に基づき、７１島が特定有人国境離島に指定されています。

Ⅱ　「事業目的別」支援メニュー一覧

（１）島の産業を活性化させたい！

（企業誘致・企業支援・商品開発・販路拡大等の取り組み）

① 企業誘致をしたい！

内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	270
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	離島広域活性化事業	274
国土交通省	離島における割増償却制度	276

② 起業支援をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	44
内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	46
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	88
厚生労働省	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	136
水産庁	離島漁業再生支援等交付金	254
国土交通省	離島活性化交付金	272

③ 商品開発やプランづくりをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	44
内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	214
水産庁	離島漁業再生支援等交付金	254
経済産業省	伝統的工芸品産業支援補助金	264
国土交通省	離島活性化交付金	272

④ 専門家等のアドバイスを受けたい！

内閣府	地域活性化伝道師派遣制度	・・・・・・・・	52
内閣府	プロフェッショナル人材事業	・・・・・・・・	54
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	・・・・・・・・	74
農林水産省	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	・・・・・・・・	194
農林水産省	新規就農者育成総合対策	・・・・・・・・	206
農林水産省	農業労働力等の確保	・・・・・・・・	208
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	・・・・・・・・	212
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	・・・・・・・・	214
水産庁	離島漁業再生支援等交付金	・・・・・・・・	254
国土交通省	離島活性化交付金	・・・・・・・・	272
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	・・・・・・・・	282

⑤ 活動を行う組織・体制をつくりたい！

内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	・・・・・・・・	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	・・・・・・・・	74
農林水産省	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	・・・・・・・・	194
農林水産省	新規就農者育成総合対策	・・・・・・・・	206
農林水産省	農業労働力等の確保	・・・・・・・・	208
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	・・・・・・・・	212
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	・・・・・・・・	214
水産庁	離島漁業再生支援等交付金	・・・・・・・・	254
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	・・・・・・・・	282
環境省	地域循環共生圏創造事業費	・・・・・・・・	336
環境省	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	・・・・・・・・	338

⑥ 島での活動を行う資金がほしい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	・・・・・・・・	44
内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	・・・・・・・・	46
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	・・・・・・・・	212
林野庁	里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	・・・・・・・・	250
水産庁	離島漁業再生支援等交付金	・・・・・・・・	254
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	・・・・・・・・	282
環境省	地域における再エネ等由来水素活用推進事業	・・・・・・・・	334

⑦ 販路拡大をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	・・・・・・・・	44
内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	・・・・・・・・	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	・・・・・・・・	74
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	・・・・・・・・	88
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	・・・・・・・・	140
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	・・・・・・・・	212
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	・・・・・・・・	214
農林水産省	中山間地域活性化資金	・・・・・・・・	238
水産庁	離島漁業再生支援等交付金	・・・・・・・・	254
経済産業省	伝統的工芸品産業支援補助金	・・・・・・・・	264
国土交通省	離島活性化交付金	・・・・・・・・	272
国土交通省	離島広域活性化事業	・・・・・・・・	274
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	・・・・・・・・	278
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	・・・・・・・・	282
国土交通省	海の次世代モビリティの社会実装・産業化利活用促進に向けた将来ビジョン・ロードマップの策定	・・・・・・・・	290

⑧ 産業活性化のための施設整備をしたい！

内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	携帯電話等エリア整備事業 （情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	82
総務省	高度無線環境整備推進事業 （情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	84
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	88
厚生労働省	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	136
農林水産省	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	194
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	200
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 （スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置）	202
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金 （うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ）	220
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	222
農林水産省	農地利用効率化等支援交付金	224
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業（うち収益性向上対策）	228
農林水産省	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	236
農林水産省	中山間地域活性化資金	238
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金 のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	256
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	270
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	離島広域活性化事業	274
国土交通省	離島における割増償却制度	276
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
国土交通省	官民連携基盤整備推進調査費	284
国土交通省	海の次世代モビリティの社会実装・産業化利活用促進に向けた 将来ビジョン・ロードマップの策定	290
環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	324
環境省	地域における再エネ等由来水素活用推進事業	334
環境省	地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進 交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）	344
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園等多言語解説等整備事業）	348
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）	350
環境省	自然公園等事業費等	354

⑨ その他

内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	・・・・・・・・	48
総務省	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	・・・・・・・・	90
文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 ふるさと文化財の森管理業務支援事業	・・・・・・・・	120
厚生労働省	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	・・・・・・・・	136
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	・・・・・・・・	192
農林水産省	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	・・・・・・・・	194
農林水産省	肉用牛経営安定対策補完事業 （うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）	・・・・・・・・	196
農林水産省	肉用牛緊急特別対策事業 （うち和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）	・・・・・・・・	198
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	・・・・・・・・	214
農林水産省	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	・・・・・・・・	216
農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金 （うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ）	・・・・・・・・	220
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	・・・・・・・・	222
農林水産省	農林漁業法人等投資育成事業	・・・・・・・・	226
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業（うち収益性向上対策）	・・・・・・・・	228
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	・・・・・・・・	230
農林水産省	多面的機能支払交付金	・・・・・・・・	232
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	・・・・・・・・	234
農林水産省	農地耕作条件改善事業	・・・・・・・・	240
農林水産省	持続可能な食品等流通対策事業	・・・・・・・・	244
農林水産省	持続可能な食品等流通緊急対策事業	・・・・・・・・	246
林野庁	里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	・・・・・・・・	250
林野庁	林業・木材産業循環成長対策 （うち森林整備地域活動支援対策）	・・・・・・・・	252
水産庁	離島漁業再生支援等交付金	・・・・・・・・	254
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金 のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	・・・・・・・・	256
水産庁	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	・・・・・・・・	260
水産庁	韓国・中国等外国漁船操業対策事業	・・・・・・・・	262
経済産業省	伝統的工芸品産業支援補助金	・・・・・・・・	264
国土交通省	離島活性化交付金	・・・・・・・・	272
国土交通省	離島広域活性化事業	・・・・・・・・	274
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	・・・・・・・・	280
国土交通省	海の次世代モビリティの社会実装・産業化利活用促進に向けた 将来ビジョン・ロードマップの策定	・・・・・・・・	290
国土交通省	ドローン配送拠点整備促進事業	・・・・・・・・	300

⑨ その他

環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	・・・・・・・・	324
環境省	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業	・・・・・・・・	328
環境省	特定外来生物防除等対策事業	・・・・・・・・	352
環境省	国立・国定公園の海域適正管理強化事業事業費	・・・・・・・・	356

（２）島に人を呼び込みたい！

（観光交流等を通じた活性化の取り組み）

① 観光戦略等のプランづくりをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	44
内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
文化庁	史跡等保存活用計画等策定	105
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	308
環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）	330
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）	350

② 専門家等のアドバイスを受けたい！

内閣府	地域活性化伝道師派遣制度	52
内閣府	プロフェッショナル人材事業	54
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	130
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）	131
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
国土交通省	離島活性化交付金	272
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	308
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	310

③ 活動を行う組織・体制をつくりたい！

内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 （危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	130
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 （消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）	131
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）	330
環境省	地域循環共生圏創造事業費	336
環境省	地域脱炭素実現に向けた再エネの 最大限導入のための計画づくり支援事業	338

④ 農業・漁業を活かした活動をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	44
内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	88
農林水産省	農山漁村振興交付金 （地域資源活用価値創出対策）	212
農林水産省	農山漁村振興交付金 （中山間地農業推進対策）	214
農林水産省	中山間地域活性化資金	238
水産庁	離島漁業再生支援等交付金	254
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	離島広域活性化事業	274
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	308

⑤ 自然・文化・伝統を活かした活動をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	44
内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
文化庁	重要無形文化財等公開事業	115
文化庁	民俗文化財伝承・活用等事業	118
文化庁	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	121
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	122
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	124
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	130
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）	131
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
林野庁	里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	250
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	308
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	310
環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）	330
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）	348

⑥ 外国人を呼びたい！

内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	・・・・・・・・	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	・・・・・・・・	74
文化庁	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	・・・・・・・・	121
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	・・・・・・・・	122
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 （危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	・・・・・・・・	130
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	・・・・・・・・	212
国土交通省	離島活性化交付金	・・・・・・・・	272
国土交通省	離島広域活性化事業	・・・・・・・・	274
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	・・・・・・・・	286
観光庁	地域における受入環境整備促進事業	・・・・・・・・	302
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	・・・・・・・・	308
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	・・・・・・・・	310
観光庁	ＩＣＴ等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	・・・・・・・・	312
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園等多言語解説等整備事業）	・・・・・・・・	348

⑦ 島の情報発信・PRをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	44
内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
文化庁	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業	99
文化庁	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	121
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	122
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 （危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	130
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	278
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
国土交通省	海の次世代モビリティの社会実装・産業化利活用促進に向けた 将来ビジョン・ロードマップの策定	290
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	308
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	310
観光庁	ＩＣＴ等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	312
環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）	330
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園等多言語解説等整備事業）	348

⑧ 観光交流拠点などの施設整備をしたい！

内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	携帯電話等エリア整備事業 （情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	82
総務省	高度無線環境整備推進事業 （情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	84
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	88
文化庁	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業	99
文化庁	登録有形文化財建造物修理事業	100
文化庁	民家保存管理施設	101
文化庁	重要伝統的建造物群保存地区保存事業	112
文化庁	重要有形民俗文化財修理・防災事業	117
文化庁	民俗文化財伝承・活用等事業	118
文化庁	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	121
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	122
文化庁	重要文化財等防災施設整備事業	134
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 （スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置）	202
農林水産省	農山漁村振興交付金 （地域資源活用価値創出対策）	212
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金 のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	256
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	270
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	離島広域活性化事業	274
国土交通省	離島における割増償却制度	276
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
国土交通省	官民連携基盤整備推進調査費	284
国土交通省	海の次世代モビリティの社会実装・産業化利活用促進に向けた 将来ビジョン・ロードマップの策定	290
観光庁	地域における受入環境整備促進事業	302
観光庁	ＩＣＴ等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	312
環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	324
環境省	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	332
環境省	地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進 交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）	344
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園等多言語解説等整備事業）	348
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）	350
環境省	自然公園等事業等	354

⑨ その他

内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
総務省	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	90
文化庁	近代和風建築等総合調査	98
文化庁	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業	99
文化庁	重要文化財建造物等買上	102
文化庁	地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	103
文化庁	天然記念物緊急調査	104
文化庁	天然記念物再生事業	106
文化庁	天然記念物食害対策	107
文化庁	埋蔵文化財緊急調査	108
文化庁	名勝地調査	109
文化庁	文化的景観保護推進事業	110
文化庁	伝統的建造物群保存対策	111
文化庁	指定文化財管理	113
文化庁	民俗文化財調査	116
文化庁	重要有形民俗文化財修理・防災事業	117
文化庁	民俗文化財伝承・活用等事業	118
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	124
農林水産省	肉用牛経営安定対策補完事業 （うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）	196
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	230
農林水産省	多面的機能支払交付金	232
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金 のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	256
国土交通省	離島広域活性化事業	274
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	280
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	286
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	308
環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業	322
環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	324
環境省	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動 （グリーンワーカー）事業	328
環境省	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	332
環境省	特定外来生物防除等対策事業	352
環境省	国立・国定公園の海域適正管理強化事業事業費	356

（３）島の人づくりをしたい！

（担い手確保、後継者育成等）

① 農業・漁業等の担い手を確保・育成したい！

内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
内閣府 総務省	特定地域づくり事業推進交付金	50
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	140
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	192
農林水産省	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	194
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	200
農林水産省	新規就農者育成総合対策	206
農林水産省	農業労働力等の確保	208
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	214
農林水産省	農地耕作条件改善事業	240
林野庁	里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	250
水産庁	離島漁業再生支援等交付金	254
水産庁	経営体育成総合支援事業	258
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
国土交通省	海の次世代モビリティの社会実装・産業化利活用促進に向けた将来ビジョン・ロードマップの策定	290
環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業費	318

② 島の文化の後継者を育成したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	44
内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
文化庁	重要無形文化財等伝承事業	114
文化庁	民俗文化財伝承・活用等事業	118
文化庁	文化財保存技術保存事業	119
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	124
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	130
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）	131
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	140
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	214
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
国土交通省	海の次世代モビリティの社会実装・産業化利活用促進に向けた将来ビジョン・ロードマップの策定	290

③ 島のガイドを育成したい！

内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	124
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	140
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
国土交通省	海の次世代モビリティの社会実装・産業化利活用促進に向けた将来ビジョン・ロードマップの策定	290
観光庁	地域通訳案内士制度	306
環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）	330

④ 職業訓練を行いたい！

総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	・・・・・・・・	74
厚生労働省	民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保	・・・・・・・・	142
農林水産省	新規就農者育成総合対策	・・・・・・・・	206
農林水産省	農業労働力等の確保	・・・・・・・・	208
水産庁	経営体育成総合支援事業	・・・・・・・・	258
国土交通省	離島活性化交付金	・・・・・・・・	272

⑤ その他

こども家庭庁	子どものための教育・保育給付交付金	・・・・・・・・	56
こども家庭庁	保育士修学資金貸付等事業	・・・・・・・・	72
総務省	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	・・・・・・・・	90
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	・・・・・・・・	92
文部科学省	離島高校生修学支援事業	・・・・・・・・	94
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	・・・・・・・・	124
文化庁	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業	・・・・・・・・	128
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 （危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	・・・・・・・・	130
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 （消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）	・・・・・・・・	131
農林水産省	肉用牛緊急特別対策事業 （うち和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）	・・・・・・・・	198
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	・・・・・・・・	230
農林水産省	多面的機能支払交付金	・・・・・・・・	232
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	・・・・・・・・	234
経済産業省	伝統的工芸品産業支援補助金	・・・・・・・・	264
国土交通省	離島広域活性化事業	・・・・・・・・	274
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	・・・・・・・・	280

（４）島で施設整備を行いたい！

（加工・販売所や交流拠点の整備等の取り組み）

① 加工所や販売所等を整備したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	44
内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	88
厚生労働省	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	136
農林水産省	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	194
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	200
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 （スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置）	202
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	222
農林水産省	中山間地域活性化資金	238
水産庁	離島漁業再生支援等交付金	254
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金 のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	256
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	離島広域活性化事業	274
国土交通省	離島における割増償却制度	276

② 空き家や廃校等を有効活用したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	44
内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	68
こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	70
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	88
文部科学省	公立学校施設整備費	96
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	160
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
農林水産省	中山間地域活性化資金	238

② 空き家や廃校等を有効活用したい！

国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	離島広域活性化事業	274
国土交通省	離島における割増償却制度	276
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
国土交通省	空き家対策総合支援事業	292
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）	350

③ その他

こども家庭庁	子ども・子育て支援施設整備交付金	58
こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	68
こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	70
総務省	携帯電話等エリア整備事業 （情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	82
総務省	高度無線環境整備推進事業 （情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	84
総務省	ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	86
総務省	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	90
文部科学省	公立学校施設整備費	96
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	160
農林水産省	中山間地域活性化資金	238
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	離島広域活性化事業	274
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	280
国土交通省	空き家対策総合支援事業	292
国土交通省	水道施設整備費補助金	296
国土交通省	防災・安全交付金（水道事業）	298

（５）島の医療・介護を充実させたい！

（医療・介護の体制確保の取り組み）

① 医療を確保したい！

こども家庭庁	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援	60
こども家庭庁	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	62
こども家庭庁	遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援	64
こども家庭庁	母子保健対策強化事業	66
総務省	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	90
厚生労働省	へき地保健医療対策	144
厚生労働省	遠隔医療設備整備事業	146
厚生労働省	ドクターヘリ導入促進事業	148
厚生労働省	地域医療支援センター運営経費等（地域医療介護総合確保基金）	150
厚生労働省	看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業	152
厚生労働省	看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業	154
厚生労働省	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	156
厚生労働省	ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業	158
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	280
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282

② 介護の提供体制を確保したい！（サービス確保）

厚生労働省	基準該当サービス、離島等相当サービス	162
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（施設分）	166
厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	168
厚生労働省	離島・中山間地域等に対する報酬加算	170
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	280
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282

③ 介護の提供体制を確保したい！（介護人材確保）

厚生労働省	離島・中山間地域等サービス確保対策事業	･････････ 172
厚生労働省	介護職員の処遇改善	･････････ 174
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（人材分）	･････････ 176
厚生労働省	介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業	･････････ 178
厚生労働省	外国人介護人材の受入環境の整備	･････････ 180
厚生労働省	介護テクノロジー導入支援事業	･････････ 184
厚生労働省	介護テクノロジー導入・協働化等支援事業	･････････ 186
厚生労働省	介護福祉士修学資金貸付事業	･････････ 188
厚生労働省	介護分野就職支援金貸付事業	･････････ 190
国土交通省	離島活性化交付金	･････････ 272
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	･････････ 280
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	･････････ 282

（６）デジタル技術を活用したい！

（デジタル技術を活用した離島の課題解決の取り組み）

① デジタル技術を活用した取組をしたい

内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	48
内閣府	プロフェッショナル人材事業	54
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
総務省	高度無線環境整備推進事業 （情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	84
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	88
総務省	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	90
文化庁	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業	99
文化庁	重要伝統的建造物群保存地区保存事業	112
文化庁	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	121
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	140
厚生労働省	へき地保健医療対策	144
厚生労働省	遠隔医療設備整備事業	146
厚生労働省	介護テクノロジー導入支援事業	184
厚生労働省	介護テクノロジー導入・協働化等支援事業	186
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	214
農林水産省	農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	218
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	222
国土交通省	離島活性化交付金	272
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	286
国土交通省	海の次世代モビリティの社会実装・産業化利活用促進に向けた 将来ビジョン・ロードマップの策定	290
国土交通省	ドローン配送拠点整備促進事業	300
観光庁	ＩＣＴ等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	312
観光庁	全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業	316
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園等多言語解説等整備事業）	348
環境省	自然公園等事業費等	354

② デジタル技術の実装等を検討したい！

内閣府	プロフェッショナル人材事業	54
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	74
総務省	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	90
農林水産省	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）	212
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	214
農林水産省	農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	218
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	222
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	280
国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	282
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	286
国土交通省	海の次世代モビリティの社会実装・産業化利活用促進に向けた将来ビジョン・ロードマップの策定	290
観光庁	全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業	316

Ⅲ　「省庁別」支援メニュー一覧

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
①-1	内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	近隣諸国の海洋活動が活発化している状況に鑑み、平成29年4月に施行された有人国境離島法に基づき特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するため、交付金を交付する。			○		○		○		5.5/10、6/10、5/10		総合海洋政策推進事務局	有人国境離島政策推進室	03-6257-1713 03-6257-3794		44
①-2	内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業又は事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関に対して利子補給を行う。			○				○		定額		総合海洋政策推進事務局	有人国境離島政策推進室	03-6257-3957		46
①-3	内閣府	新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）	地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援。	○				○				1/2等		地方創生推進室、地方創生推進事務局	交付金チーム	03-6257-1416		48
①-4	内閣府 総務省	特定地域づくり事業推進交付金	地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与するデジタル分野を含めた人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64 号）に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援を行う。	○				○				1/2		地方創生推進事務局 自治行政局	地域自立応援課	03-6257-1410 03-5253-5533		50
①-5	内閣府	地域活性化伝道師派遣制度	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。	○				○				専門家派遣等人材の紹介を通じた支援		地方創生推進事務局		03-5510-2167		52
①-6	内閣府	プロフェッショナル人材事業	各道府県に設置されたプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業の経営者に、事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促し、その実行に必要なプロフェッショナル人材の採用を支援するもの。	○						○		－	各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点は新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）等にて支援	内閣府	地方創生推進室	03-6257-1412		54
①-7	こども家庭庁	子どものための教育・保育給付交付金	認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。		○	○	○	○				国1/2、都道府県1/4、 市町村1/4 ※事業主拠出金充当額 控除後の負担割合		成育局	保育政策課 公定価格担当室	03-6858-0126		56
①-8	こども家庭庁	子ども・子育て支援施設整備交付金	「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。	○	※	※		○				（１）放課後児童クラブ整備費 公設⇒国：１／３、都道府県、市町村：各１／３　民設⇒国：２／９　都道府県、市町村：各２／９　社会福祉法人等：１／３ （２）病児保育施設整備費 公設⇒国：１／３、都道府県、市町村：各１／３ 民設⇒国：３/１０、都道府県、市町村：各３／１０　社会福祉法人等：１／１０	（１）放課後児童クラブ整備費については、放課後児童クラブや保育園等の待機児童が発生している場合は、補助率の嵩上げを実施 公設⇒国：２／３、都道府県、市町村：各１／６ 民設⇒国：１／２、都道府県、市町村：各１／８、社会福祉法人等：１／４	成育局	参事官（事業調整担当）付	03-6863-0286		58
①-9	こども家庭庁	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援	離島に住む妊婦の妊婦健康診査の受診及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部を特別交付税により措置する。		○							－	特別交付税により措置	成育局	母子保健課	03-6862-0413		60
①-10	こども家庭庁	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業	地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。	○				○				国1/2、都道府県1/4、 市町村1/4	離島地域のうち分娩医療機関のない地域に居住する妊婦について、都道府県または市町村が当該妊婦に対して地方単独により分娩の支援(交通費及び宿泊費の支援)を行っている場合は対象外となる。	成育局	母子保健課	03-6862-0413		62
①-11	こども家庭庁	遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援	地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。	○				○				国1/2、都道府県1/4、 市町村1/4	離島地域のうち分娩医療機関のない地域に居住する妊婦について、都道府県または市町村が当該妊婦に対して地方単独により分娩の支援(交通費及び宿泊費の支援)を行っている場合は対象外となる。	成育局	母子保健課	03-6862-0413		64

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
①-12	こども家庭庁	母子保健対策強化事業	市町村が行う両親学級のオンライン実施や、各種健診に必要な備品の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化に要する経費の一部を補助する。 例えば、産後ケア事業が行われていない離島等において、島外の産後ケア事業を利用するために必要となる旅費等の支援に活用することが可能。	○				○				国１／２、市町村１／２		成育局	母子保健課	03-6862-0413		66
①-13	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。	○				○		○	○	（私立）１／２相当 （新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は２／３） （公立）１／３相当	・補助率は個別のメニューにより異なる	成育局	保育政策課	03-6858-0043		68
①-14	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉等の基盤整備を推進するため、地方公共団体が策定する整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付。	○				○		○		原則１／２相当 （児童厚生施設は１／３相当）	・補助率は個別のメニューにより異なる	成育局	参事官（事業調整担当）付	03-6863-0286		70
①-15	こども家庭庁	保育士修学資金貸付等事業	指定保育士等養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・保育人材の育成及び確保並びに定着を支援する。	○				○				9/10	「保育対策総合支援事業費補助金」のメニュー	成育局	成育基盤企画課保育士対策係	03-6861-0058		72
②-1	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援（下記のメニューにより、ハード・ソフト両面から支援） ①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ②過疎地域持続的発展支援事業 ③過疎地域集落再編整備事業 ④過疎地域遊休施設再整備事業				○	○			○	①１０／１０ ②市町村等　１０／１０ 都道府県１／２or６／１０ ③１／２以内 ④１／３以内	・「対象地域」の「その他」は、①は過疎地域等の条件不利地域。②～④は過疎地域であることが要件。 ・事業メニューにより対象経費が異なる。	地域力創造グループ	過疎対策室	03-5253-5536		74
②-2	総務省	携帯電話等エリア整備事業（情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	離島等の条件不利地域において、携帯電話を利用可能とするため又は５Ｇ等による高度化無線通信を可能とするために、地方公共団体や無線通信事業者等が、携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。		○	○	○	○		○		１／２、３／５、２／３、 ３／４、４／５	・「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域	総合通信基盤局	移動通信課	03-5253-5894		82
②-3	総務省	高度無線環境整備推進事業（情報通信インフラ整備加速化パッケージ）	5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、離島等の条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。 また、令和３年度より、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。		○	○	○	○		○	○	４／５、３／４、２／３、１／２、１／３	・「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域 ・「補助対象」の「その他」は第三セクター	総合通信基盤局	基盤整備促進課	03-5253-5866	令和６年度補正予算及び令和７年度当初予算においては、離島地域における整備に対する補助率の嵩上げ（第３セクター法人・民間事業者（海底ケーブルの敷設を伴わない場合）：２／３→３／４）を実施。	84
②-4	総務省	ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業	近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。また、令和６年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助する。	○				○		○	○	１／２、１／３、２／３		情報流通行政局	衛星・地域放送課 地域放送推進室	03-5253-5808		86
②-5	総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。	○	○					○		原則1／２	・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は２／３、３／４ ・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業は３／４ ・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、地域金融機関等から ESG 投融資を受ける新規性・モデル性の極めて高い事業は３／４ ・地域の女性や若者の活躍に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業は３／４	地域力創造グループ	地域政策課	03-5253-5523		88
②-6	総務省	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業	人口減少下における地域の持続可能性の確保に向け、郵便局ネットワークを活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携し、郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施する。	○				○	○			定額		情報流通行政局 郵政行政部	企画課	092-5253-5964		90

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
③-1	文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	離島の教育の特殊事情に鑑み、離島の公立高等学校等の教職員定数について、加配措置を行うもの。（全額地方交付税措置）		○	○						－		初等中等教育局	財務課	03-6734-2038		92
③-2	文部科学省	離島高校生修学支援事業	高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助		○	○		○				地方公共団体 １／２以内		初等中等教育局	財務課	03-6734-2027		94
③-3	文部科学省	公立学校施設整備費	公立の小中学校等の施設整備において、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を負担等するもの。 離島については、離島振興法の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど離島の振興のための特別措置を実施。	○	※	※		○				・小中学校等施設の新増築や学校統合に伴う既存施設の改修等 通常１／２→ 離島振興地域５．５／１０ ・小中学校等の改築 通常１／３→ 離島振興地域５．５／１０		大臣官房文教施設企画・防災部	施設助成課	03-6734-2464		96
③-4-1	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 近代和風建築等総合調査	近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の所在地、形態・意匠及び保存状況等に関して、都道府県が行う調査事業に対する補助	○				○				１／２ 等		文化庁	文化財第二課	075-451-4111		98
③-4-2	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業	重要文化財の管理又は修理に要する経費、及び公開活用に要する経費についての補助	○				○			○	１／２ 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課 文化財第一課	075-451-4111		99
③-4-3	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 登録有形文化財建造物修理事業	登録有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費、及び公開活用に要する経費についての補助	○				○			○	１／２ 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課	075-451-4111		100
③-4-4	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民家保存管理施設	重要文化財である民家が現状変更等により居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に、当該民家を管理するために新しく保存管理施設を設置する事業に要する経費についての補助	○							○	１／２（上限あり）	・「補助対象」の「その他」は、個人所有者	文化庁	文化資源活用課	075-451-4111		101
③-4-5	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要文化財建造物等買上	重要文化財である建造物及びその敷地の保存のため特別の事情による買上げに要する経費についての補助	○				○				１／２ 等		文化庁	文化資源活用課	075-451-4111		102
③-4-6	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な文化財（美術工芸品）（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料等）の平時および震災や津波等の大規模災害による散逸、亡失を防ぎ、保存対策の基本計画策定に資するために実施する保存状況等の調査に要する経費、及び調査成果の情報発信に要する経費についての補助	○				○				１／２ 等		文化庁	文化財第一課	075-451-4111		103
③-4-7	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物緊急調査	学術上価値の高い動物・植物及び地質鉱物の実態を把握し、その保存対策に資するために行う調査に要する経費についての補助	○				○				１／２ 等		文化庁	文化財第二課	075-451-4111		104
③-4-8	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 史跡等保存活用計画等策定	史跡、名勝又は天然記念物の保存活用の万全を期するため、史跡等の保存活用計画を策定する事業に要する経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費についての補助	○				○			○	１／２ 等	・「補助対象」の「その他」は、管理団体等	文化庁	文化財第二課	075-451-4111		105
③-4-9	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物再生事業	天然記念物の保護及び再生事業に要する経費についての補助	○				○			○	１／２ 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者	文化庁	文化財第二課	075-451-4111		106
③-4-10	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物食害対策	天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費についての補助	○				○				２／３		文化庁	文化財第二課	075-451-4111		107
③-4-11	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 埋蔵文化財緊急調査	土地に埋蔵されている文化財の実態を把握するための調査に要する経費についての補助	○				○				１／２ 等		文化庁	文化財第二課	075-451-4111		108
③-4-12	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 名勝地調査	消滅や改変の危機に瀕している未指定・未登録の名勝地の保護のために、必要情報の集約を目的として実施する調査経費についての補助	○				○				１／２ 等		文化庁	文化財第二課	075-451-4111		109
③-4-13	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 文化的景観保護推進事業	文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費についての補助	○				○				１／２ 等		文化庁	文化資源活用課	075-451-4111		110
③-4-14	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 伝統的建造物群保存対策	伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づく保存・防災対策の策定並びにそれらの見直しの事業に要する経費についての補助	○				○				１／２ 等		文化庁	文化資源活用課	075-451-4111		111

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
③-4-15	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要伝統的建造物群保存地区保存事業	重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧、及び保存地区の公開活用に要する経費についての補助	○				○				1／2 等		文化庁	文化資源活用課	075-451-4111		112
③-4-16	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 指定文化財管理	指定文化財の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び国有文化財の管理団体が行う事業に要する経費についての補助	○				○			○	1／2 等	・「補助対象」の「その他」は、国有文化財の管理団体	文化庁	文化資源活用課	075-451-4111		113
③-4-17	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要無形文化財等伝承事業	重要無形文化財等の保存のための伝承事業に要する経費についての補助	○				○			○	定額	・「補助対象」の「その他」は、保持団体、文化庁長官がその保存に当たることを適当と認める団体若しくは個人	文化庁	文化財第一課	075-451-4111		114
③-4-18	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要無形文化財等公開事業	重要無形文化財等の保存のための公開事業に要する経費についての補助	○				○			○	定額	・「補助対象」の「その他」は、文化庁長官がその保存に当たることを適当と認める者	文化庁	文化財第一課	075-451-4111		115
③-4-19	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民俗文化財調査	有形の民俗文化財及びこれに関連する無形の民俗文化財について、その保護に資するための調査に要する経費についての補助	○				○			○	1／2 等	・「補助対象」の「その他」は、文化庁長官が民俗文化財の調査に当たることを適当と認める者	文化庁	文化財第一課	075-451-4111		116
③-4-20	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要有形民俗文化財修理・防災事業	重要有形民俗文化財の管理又は修理に要する経費についての補助	○							○	1／2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者又は管理団体	文化庁	文化財第一課	075-451-4111		117
③-4-21	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民俗文化財伝承・活用等事業	民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費についての補助	○				○			○	1／2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者、保護団体など	文化庁	文化財第一課	075-451-4111		118
③-4-22	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 文化財保存技術保存事業	選定保存技術等の保存のための伝承者の養成等の事業に要する経費についての補助	○				○			○	定額	・「補助対象」の「その他」は、保持者、保存団体、文化庁長官がその保存に当たることを適当と認める団体若しくは個人	文化庁	文化財第一課	075-451-4111		119
③-4-23	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 ふるさと文化財の森管理業務支援事業	文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林において、高品位の資材を確保し継続的に供給するために必要な管理に要する経費についての補助	○				○			○	1／2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課	075-451-4111		120
③-4-24	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	史跡、名勝又は天然記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費、登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等の設計管理等を行うために必要な経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費についての補助	○				○			○	1／2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課	075-451-4111		121
③-4-25	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費についての補助	○				○			○	1／2 等	・「補助対象」の「その他」は、文化庁長官が埋蔵文化財の総合的な公開活用に当たることを適当と認める法人	文化庁	文化財第二課	075-451-4111		122
③-5	文化庁	地域文化財総合活用推進事業	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的とする。	○					○	○	○	補助対象経費の85%が上限	・補助対象は、地域の文化遺産の所有者もしくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等	文化庁	参事官（生活文化創造担当）	075-451-4111 (内線：9576)		124
③-6	文化庁	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業	小学校・中学校等において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施する。	○							○	芸術家派遣等	・補助対象：学校、芸術団体	文化庁	参事官（芸術文化担当）付 学校芸術教育室	03-6734-2835		128
③-7-1	文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	平成２１年２月にユネスコが指摘した危機的な状況にある８言語(八丈方言が八丈語として含まれている。)や東日本大震災の被災地方言に関する調査結果，各地の継承のための取組事例等を紹介するとともに，それぞれの言葉による語りの披露や危機言語・方言を使った活動や研究を行っている方の講演等を通して，危機言語・方言の価値や，各地域における危機言語・方言の保存・継承の活動について理解を深めていただき，「地域の宝」である言語・方言の危機的な状況の改善につなげようとするもの。				○				○	都道府県に支出委任をして実施	・開催地となる対象地域は危機的な状況にある言語・方言を抱える地域 ・都道府県に支出委任	文化庁	国語課	03-6734-2839		130
③-7-2	文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）	平成２１年２月にユネスコが指摘した危機的な状況にある８言語(八丈方言が八丈語として含まれている。)や東日本大震災の被災地方言のうち，音声資料や映像資料をはじめ，保存・継承に必要な調査研究が十分とは言えない地域の方言について，当該地域の方言の保存・継承に資するため，よりどころとなる基礎データの集積を中心とした実地調査及びその分析，方言の保存・継承に資する諸研究や成果報告等を行うもの。				○				○	委託事業として実施	・調査研究の対象となるのは危機的な状況にある方言を抱える地域 ・委託先は法人格を有する団体	文化庁	国語課	03-6734-2839		131
③-8	文化庁	【国宝重要文化財等防災施設整備費補助金】 重要文化財等防災施設整備事業	文化財所有者等に対して必要な防火対策、耐震対策等に係る施設整備についての補助	○				○			○	1／2 等	・「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化資源活用課	075-451-4111		134

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
④-1	厚生労働省	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）	雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度	○		※				○		事業所の設置・整備費用と増加した対象労働者の数等に応じて一定額を支給	平成29年度より特定有人国境離島地域等メニューを創設	職業安定局	地域雇用対策課	03-3593-2580		136
④-2	厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。	○					○			１／１（委託事業）	・有効求人倍率が一定以下であること等の要件を満たす地域及び過疎等地域として厚生労働大臣が指定する地域が対象 ・地域の関係者（市町村、経済団体等）から構成される協議会が事業を実施	職業安定局	地域雇用対策課	03-3593-2580		140
④-3	厚生労働省	民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保	求職中の方を対象として、就職に必要な技能及び知識の習得を図るため、民間教育訓練機関等を活用して公共職業訓練（離職者に対する委託訓練）及び求職者支援訓練を実施。	○				○		○		委託契約に基づく委託費の支払い　等		人材開発統括官	訓練企画室	03-3595-3356		142
④-4	厚生労働省	へき地保健医療対策	へき地における医療提供体制の確保に必要な経費を補助する。	○	※	※		○		○		１／２、２／３、３／４		医政局	地域医療計画課	03-3595-2186		144
④-5	厚生労働省	遠隔医療設備整備事業	遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像診断・遠隔手術指導・オンライン診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備に対する補助事業	○				○		○		１／２		医政局	総務課	03-3595-2189		146
④-6	厚生労働省	ドクターヘリ導入促進事業	ドクターヘリの運航に必要な経費を補助する。	○				○		○		１／２		医政局	地域医療計画課	03-3595-2185		148
④-7	厚生労働省	地域医療支援センター運営経費等（地域医療介護総合確保基金）	効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域医療構想の達成に資する医療機関の施設設備整備事業等、病床機能の分化・連携の取組を促進するための支援を行う。	○				○				２／３		医政局	地域医療計画課	03-3595-2186		150
④-8	厚生労働省	看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業	特定行為研修の指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要なカリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。	○						○	○	10/10		医政局	看護課	03-3595-2206		152
④-9	厚生労働省	看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業	特定行為研修の指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗品費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。	○						○	○	10/10、1/2	補助対象は特定行為研修を開始してから４年目までの指定研修機関 ３年目までが10/10、４年目は1/2	医政局	看護課	03-3595-2206		154
④-10	厚生労働省	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	特定行為研修の指定研修機関における、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。	○						○	○	1/2		医政局	看護課	03-3595-2206		156
④-11	厚生労働省	ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業	在宅での看取りにおける医師によるICTを利用した死亡診断等に関わる手続の整備を図るため、医師による遠隔での死亡診断等をサポートする看護師のための研修の実施に対する経費を支援する。	○						○	○	10/10		医政局	看護課	03-3595-2206		158
④-12	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。	○	○	○		※		○		1/2等	・補助率１／２（社会福祉法人等への間接補助） ・ただし、女性支援関係施設を都道府県、指定都市が設置する場合は、補助率１／２の直接補助となる。	障害保健福祉部	障害福祉課	03-3595-2528		160
④-13	厚生労働省	基準該当サービス、離島等相当サービス	【基準該当サービス】 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「基準該当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。 【離島等相当サービス】 指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「離島等相当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。		○		○	○				－		老健局	認知症施策・地域介護推進課	03-3595-2889		162
④-14	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（施設分）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援等を行う。	○	※			○				2/3	※補助単価の８％加算	老健局	高齢者支援課	03-3595-2888 03-3595-2888		166
④-15	厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	離島等での介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の１割分を減額する。		○		○	○				1/2	厚生労働大臣が指定する地域が対象	老健局	介護保険計画課	03-3595-2890		168
④-16	厚生労働省	離島・中山間地域等に対する報酬加算	訪問系・多機能系・通所系サービスについて、離島・中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合に、介護報酬における加算で評価。		○		○	○		○		特別地域加算（15/100） 中山間地域等における小規模事業所加算（10/100） 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（５/100）	厚生労働大臣が指定する地域が対象	老健局	老人保健課	03-3595-2490		170

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
④-17	厚生労働省	離島・中山間地域等サービス確保対策事業	離島や中山間地域等の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、これらの地域におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、離島又は中山間地域を管轄する都道府県・市町村・特別区それぞれが、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。		○		○	○				1/2 等		老健局	認知症施策・地域介護推進課	03-3595-2889		172
④-18	厚生労働省	介護職員の処遇改善	介護職員の給与が他の職種に比べて低い状況にあり、その人材確保に向けて介護職員の処遇改善を行うもの。	○				○		○		サービスごとに加算率を設定		老健局	老人保健課	03-3595-2490		174
④-19	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（人材分）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援等を行う。	○	※			○				2/3	・都道府県が実施する事業について国から2/3を補助	老健局	認知症施策・地域介護推進課	03-3595-2889		176
④-20	厚生労働省	介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。	○				○				2/3	「49地域医療介護総合確保基金」（人材分）の支援メニュー	社会・援護局	福祉基盤課福祉人材確保	03-5253-1111（2849）		178
④-21	厚生労働省	外国人介護人材の受入環境の整備	外国人介護人材の受入環境の整備を支援するため、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生に対する介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の助成、介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者や介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費の助成、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるためのコミュニケーション支援や生活支援等に係る費用の助成等を行っている。	○				○				2/3	「49地域医療介護総合確保基金」（人材分）の支援メニュー	社会・援護局	福祉基盤課福祉人材確保対策室	03-5253-1111（2894）		180
④-22	厚生労働省	介護テクノロジー導入支援事業	介護サービス事業所等のICT・介護ロボット導入に要する費用の一部を補助。	○	○			○				・都道府県が実施する事業について国から2/3を補助 ※都道府県から事業所に対する補助率は、一定の要件を満たす事業所に対しては、3/4を下限に都道府県の裁量により設定。それ以外の事業所は1/2を下限に都道府県の裁量により設定。	「49地域医療介護総合確保基金」（人材分）の支援メニュー	老健局	高齢者支援課	03-3595-2888		184
④-23	厚生労働省	介護テクノロジー導入・協働化等支援事業	生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、（１）①ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に加え、それに伴う業務改善支援や②地域全体で取り組む機器導入等に対する補助を行う。また、 （２）小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う経営や職場環境の改善の取組に対して補助を行う。	○	○			○				(1)①、(2)：国・都道府県3/4、事業者1/4（要件によっては国・都道府県1/2、事業者1/2） (1)②：国・都道府県 10/10 (1)①及び（２）を実施する場合： 国・都道府県4/5、事業者1/5		老健局	高齢者支援課	03-3595-2888		186
④-24	厚生労働省	介護福祉士修学資金貸付事業	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。	○				○				9/10	「生活困窮者就労支援事業費等補助金」のメニュー	社会・援護局	福祉基盤課福祉人材確保対策室	03-5253-1111（2845）		188
④-25	厚生労働省	介護分野就職支援金貸付事業	より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進する。	○				○				2/3	「49地域医療介護総合確保基金」（人材分）の支援メニュー	社会・援護局	福祉基盤課福祉人材確保対策室	03-5253-1111（2845）		190
⑤-1	農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	国内産糖と輸入糖との内外コスト差を調整し、甘味資源作物生産者等の経営安定を図るための交付金を交付するとともに、「さとうきび増産基金」による病害虫防除・かん水などの自然災害に対応した取組を支援。		○	○	○	○	○	○	○	定額	補助対象のその他： （独）農畜産業振興機構	農産局	地域作物課	03-3501-3814		192
⑤-2	農林水産省	畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業	甘味資源作物の生産性向上や省力化による分みつ糖工場等の労働効率を高める取組等を支援。		○	○	○	○	○	○	○	1/2以内、6/10以内、定額		農産局	地域作物課	03-3501-3814		194
⑤-3	農林水産省	肉用牛経営安定対策補完事業（うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）	離島等における肉用子牛の集出荷を促進する取組や、購買者を誘致する取組を支援する。		○						○	定額	・ALIC事業 ・補助対象のその他：生産者	畜産局	食肉鶏卵課	03-3502-5990		196
⑤-4	農林水産省	肉用牛緊急特別対策事業（うち和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）	枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、子牛価格が低下し、繁殖農家の生産基盤が危機的状況にあることから、和子牛産地の基盤強化につながる取組を支援することにより、意欲ある生産者の経営の継続・発展に資する環境を整備する。	○	※						○	定額	・ALIC事業 ・補助対象のその他：生産者	畜産局	食肉鶏卵課	03-3502-5990		198

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
⑤-5	農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産農家を始めとする地域の関係者が連携し、作業の外部化や省力化、規模拡大等により、体質強化を進めるため、地域で策定する畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体等が行う施設整備や機械導入などの競争力強化に向けた生産基盤の構築や生産性向上等に向けた取組の実証調査等を支援。 また、畜産クラスター計画に基づく、生産基盤強化のための優良な繁殖雌牛への更新を支援。 畜産経営の省力化を図るため、ICT関連機械を導入する取組を支援。	○				○	○	○		1/2以内、定額		畜産局	企画課 畜産振興課	03-3501-1083 03-6744-2587		200
⑤-6	農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 （スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置）	スーパーＬ資金及び農業近代化資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から強力に支援。	○						○		民間事業者　貸付当初５年間実質無利子化		経営局	金融調整課	03-6744-2167		202
⑤-7	農林水産省	新規就農者育成総合対策	・就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付や、経営発展のための機械・施設等の導入、地域における新規就農者の誘致環境の整備、農業教育の高度化等の取組を支援	○		※		○	○	○	○	定額、1/2以内	・原則50歳未満の就農希望者及び認定新規就農者等	経営局	就農・女性課	03-3502-6469		206
⑤-8	農林水産省	農業労働力等の確保	・雇用就農促進のための資金の交付やトライアル雇用の実施、他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組、就労条件改善などの労働環境整備を支援 ・農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野での外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、技能試験等の実施、働きやすい環境の整備や人材育成のための研修等を支援	○				○	○	○		定額		経営局	就農・女性課	03-6744-2160 03-6744-2159		208
⑤-9	農林水産省	農山漁村振興交付金 （地域資源活用価値創出対策）	農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援。	○	○	※		○	○	○	○	定額、1/2　等	・都道府県 ・市町村 ・地域協議会 ・農林漁業者の組織する団体等	農村振興局	都市農村交流課	03-6744-1855		212
⑤-10	農林水産省	農山漁村振興交付金 （中山間地農業推進対策）	中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。		○		○	○	○			定額	・対象となる地域は地域振興立法等で指定された地域 ・補助対象は、地方公共団体・地域協議会	農村振興局	地域振興課	03-3501-8359	（６）②は実証のみ対象	214
⑤-11	農林水産省	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）	中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援。	○	○			○	○			定額、5.5/10等	・離島振興法でに基づき指定された離島振興対策実施地域	農村振興局	地域振興課	03-6744-2665	（１）⑨は農用地保全の取組みについて支援	216
⑤-12	農林水産省	農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）	人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援。	○	※			○	○		○	定額、1/2、5.5/10　等	・補助対象は、都道府県、市町村、地域協議会、土地改良区、農業者の組織する団体等	農村振興局	地域整備課	03-6744-2209	（６）②は実装のみ対象	218
⑤-13	農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金 （うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ）	産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の強化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設等の整備等を支援。	○	※			○		○	○	都道府県へは定額 （事業実施主体へは事業費の1/2以内等）	・「補助対象」の「その他」は、農業者の組織する団体、事業協同組合など	農産局 大臣官房新事業・食品産業部	総務課生産推進室 食品流通課卸売市場室	03-3502-5945 03-6744-2059		220
⑤-14	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	深刻化・広域化している野生鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援。具体的には、 ・侵入防止柵（広域柵）、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 ・捕獲機材の導入、追い払い等の地域ぐるみの被害防止活動 ・捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ＩＣＴ等を用いた実証 ・捕獲活動の取組 ・シカの集中捕獲及びクマの捕獲対策 ・ジビエ利活用推進の取組 等	○				○	○	○		都道府県へは定額 （事業実施主体へは事業費の1/2以内等）	・鳥獣被害防止特別措置法に基づく被害防止計画が策定されていること又は作成されることが見込まれること等の採択要件あり。	農村振興局	鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室	03-3591-4958		222
⑤-15	農林水産省	農地利用効率化等支援交付金	目標地図に位置付けられた者等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、融資を受けて経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を~~の~~導入する場合に~~を~~支援します。	○				○				3/10以内		経営局	経営政策課担い手総合対策室	03-6744-2148		224

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
⑤-16	農林水産省	農林漁業法人等投資育成事業	株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）に基づき、農林漁業法人等投資育成事業（農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業）に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率５０％未満）。	○						○		民間事業者 出資比率５０％未満	株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けなくても、農林漁業法人等投資育成事業を行うことは可能。 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けるには、公庫の募集要項の条件を満たすことが必要。 公庫の予算上の制約があるため、希望者全てが出資を受けられるとは限らない。	経営局	金融調整課	03-6744-2167		226
⑤-17	農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業 （うち収益性向上対策）	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷貯蔵施設の整備等を総合的に支援。	○	※			○		○	○	1/2以内等 効果増進事業は定額（1/2相当）	「補助対象」の「その他」は、農業者、農業者の組織する団体など	農産局	総務課生産推進室	03-3502-5945		228
⑤-18	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	耕作放棄の増加等により多面的機能の低下が懸念される中山間地域等において、農業者等に平地地域との農業生産条件の不利を補正する交付金を交付することにより、中山間地域等の農業生産活動等の継続を支援。	○				○			○	定額	・対象となる地域は地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす一団の農用地 ・補助対象は、農業者の組織する団体等	農村振興局	地域振興課	03-3501-8359		230
⑤-19	農林水産省	多面的機能支払交付金	農業の有する多面的機能の維持・発揮を目的として、農地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援	○				○			○	定額	・交付単価は地域、地目等により異なる ・補助対象は、農業者等の組織する団体等	農村振興局	農地資源課・多面的機能支払推進室	03-6744-2197		232
⑤-20	農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施。	○	※					○	○	1/3		農産局	園芸作物課	03-3502-5961		234
⑤-21	農林水産省	新基本計画実装・農業構造転換支援事業	老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援。	○	※			○		○	○	１／2以内等	・「補助対象」の「その他」は、農業者の組織する団体、事業協同組合など	農産局	総務課生産推進室	03-3502-5945		236
⑤-22	農林水産省	中山間地域活性化資金	農林水産業の生産流通条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、地域の農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、農林水産業資源の総合的利用等を目的とした長期低利の資金を融資。		○	○	○			○	○	貸付利率：1.45%～2.00%（令和７年３月19日現在） 貸付限度額：負担額の80%以内	・貸付対象者は、中小企業者等に限る	農村振興局	地域振興課	03-6744-2498		238
⑤-23	農林水産省	農地耕作条件改善事業	農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援。	○	○		○	○			○	定額、1/２　等	実施地域は、農用地区域のうち地域計画を策定した区域等	農村振興局	農地資源課・経営体育成基盤整備推進室	03-6744-2208		240
⑤-24	農林水産省	持続可能な食品等流通対策事業	我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援。	○					○			定額、1/2以内		大臣官房新事業・食品産業部	食品流通課	03-6744-2389		244
⑤-25	農林水産省	持続可能な食品等流通緊急対策事業	我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を支援。	○					○	○		定額、1/2以内		大臣官房新事業・食品産業部	食品流通課	03-6744-2389		246
⑤-26	農林水産省	消費・安全対策交付金 （うち重要病害虫の特別防除等）	我が国未発生又は一部に発生しているアリモドキゾウムシやミカンコミバエ種群等の重要病害虫の侵入防止・まん延防止等を支援	○				○	○	○		定額1／2以内、定額10／10以内		消費・安全局	植物防疫課	03-6744-9644		248
⑤-27	林野庁	里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や集落の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成、活動の実践を支援。	○					○	○	○	定額、1/2以内、1/3以内 （都道府県・市町村により上乗せがある場合あり）	・地域住民、森林所有者、法人等の３名以上の者で構成する活動組織（一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500万円）	林野庁森林整備部	森林利用課山村振興・緑化推進室	03-3502-0048		250
⑤-28	林野庁	林業・木材産業循環成長対策 （うち森林整備地域活動支援対策）	森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要となる森林情報の収集、合意形成活動、森林境界の明確化等の活動に対して支援	○				○	○	○	○	定額	・森林が所在する市町村長と協定を締結する必要	林野庁森林整備部	森林利用課	03-6744-2126		252
⑤-29	水産庁	離島漁業再生支援等交付金	漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む離島の漁業集落に交付金を交付するとともに、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援する。また、特定有人国境離島地域において、漁業又は海業の起業又は事業拡大に要する経費等を支援するための交付金を交付する。		○	○		○				都道府県　定額		水産庁漁港漁場整備部	防災漁村課	03-6744-2392		254
⑤-30	水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、密漁防止対策、海業推進等の取組を支援。	○	※	※		○			○	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3以内	・「補助対象」の「その他」は、漁協等 ※離島振興対策実施地域においては、補助率5.5/10	水産庁漁港漁場整備部	防災漁村課 計画・海業政策課	03-6744-2391 03-6744-2387		256
⑤-31	水産庁	経営体育成総合支援事業	漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、ICT活用を含む漁業者の経営能力の向上、インターンシップや就業体験の受入、海技士免許の資格取得等を支援。	○						○		定額		水産庁漁政部	企画課	03-6744-2340		258

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
⑤-32	水産庁	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の強化に資する地域の活動を支援。	○		※		○	○			定額		水産庁漁港漁場整備部	防災漁村課	03-3501-3082		260
⑤-33	水産庁	韓国・中国等外国漁船操業対策事業	外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。	○						○		定額、1/2、2/5、1/3以内		水産庁資源管理部	管理調整課	03-3502-8469		262
⑥-1	経済産業省	伝統的工芸品産業支援補助金	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組を支援する。	○						○	○	２／３、１／２	産地組合、製造事業者等	経済産業省商務・サービスグループ	文化創造産業課伝統的工芸品産業室	03-3501-1750		264
⑥-2	資源エネルギー庁	離島のガソリン流通コスト対策事業費	輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助する。		○	○	○			○		揮発油販売業者等 10/10	・「対象地域」の「その他」は奄美群島、小笠原諸島	資源エネルギー庁	燃料流通政策室	03-3501-1511 内線：4661		266
⑥-3	資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費	地域ごとに関係者（自治体、事業者、需要家など）による検討の場（協議会）を設け、石油製品の流通合理化や安定供給等に向けた議論を行い、地域の実情を踏まえた具体的な対策を策定することを支援する。		○	○	○	○	○	○		民間団体等 10/10	・「対象地域」の「その他」は奄美群島、小笠原諸島、沖縄	資源エネルギー庁	燃料流通政策室	03-3501-1511 内線：4661		268
⑥-4	中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	賃上げ方針（雇用者給与等支給額が1.5%以上増加）を位置付けた先端設備等導入計画を作成し、自治体に提出の上認定を受けた場合、当該計画に基づき取得した設備に係る固定資産税を軽減することで、中小企業の生産性向上や賃上げに資する取組を支援。	○						○		雇用者給与等支給額を1.5%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備に係る固定資産税の課税標準を3年間、1/2に軽減。 さらに、雇用者給与等支給額を3.0%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備については、当該設備に係る固定資産税の標準課税を５年間、1/4に軽減。	※市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けた地域に限る。	中小企業庁	経営支援部 経営支援課	03-3501-1763		270
⑦-1	国土交通省	離島活性化交付金	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等の取組を支援する。		○	○		○	○	○		地方公共団体 1/2以内 民間団体 1/3以内 等		国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	（２）島に人を呼び込みたい（観光交流等）の⑧設備整備（ハード面）は、H30に拡充したトイレの改修等	272
⑦-2	国土交通省	社会資本整備総合交付金 （離島広域活性化事業）	離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定及び福祉向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する取組として、島外人材受入のための住宅や、定住誘引のためのシェアオフィス等や交流施設の整備、海上輸送費の軽減のための流通効率化関連施設整備及び災害時の孤立等を防ぐための防災施設整備等の取組を支援する。		○	○		○	○	○		地方公共団体 1/2以内 民間団体 1/3以内 等		国土政策局	離島振興課	03-5253-8421		274
⑦-3	国土交通省	離島における割増償却制度	離島振興対策実施地域のうち、産業振興促進計画を策定している市町村において、事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等）を行う者が、当該事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、５年間割増償却を行うことができる。		○	○		○	○	○		償却率 機械・装置 ：普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 ：普通償却限度額の48%	・産業の振興に関する計画の策定・国の認定が必要	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421		276
⑦-4	国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	全国の離島地域から出展者が都心に集まり「島と都市部との交流」「島と島との交流」を通じて定住促進を図る事業である「アイランダー」を開催し、離島の魅力の情報発信を行う場を提供するとともに、都市住民の離島に対するニーズの把握を目的とした調査業務（参加者等へのアンケート、ヒアリング等）を行う。		○	○	○	○	○	○		-	・原則として、（公財）日本離島センター会員及び離島関係組織のみ参加可能	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421		278
⑦-5	国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	離島地域が抱える課題解決のため、ＩＣＴやドローンなどの新技術の離島地域への実装を図る実証調査を行う		○	○			○			- (国土交通省による委託調査事業)	離島振興対策実施地域を構成員に含むコンソーシアム等による応募が条件 等	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421		280
⑦-6	国土交通省	二地域居住先導的プロジェクト実装事業	全国的な人口減少・少子高齢化により地域の持続性が脅かされている中、二地域居住等の促進を通じて地方への人の流れを創出・拡大するため、二地域居住等における中長期的な課題の解決に向けた先導的な取組を支援し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題解決に資する対策や取組の実装を図る。	○				○		○		・調査検討に要する経費 定額（※上限額は2000万円） ・実証実施に要する経費 １／２	補助対象は、地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム	国土政策局	地方政策課	03-5253-8369		282
⑦-7	国土交通省	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業 （官民連携基盤整備推進調査費）	官民連携による地域活性化を図るため、民間の設備投資等と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等）の事業化検討について、都道府県・市町村等に対して、調査費補助を行う。	○				○				１／２以内		国土政策局	地方政策課調整室	03-5253-8360		284
⑦-8	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援	○				○	○	○	○	１／２、１／３ 等	・地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提	総合政策局	地域交通課	03-5253-8396		286

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
⑦-9	国土交通省	海の次世代モビリティの社会実装・産業化利活用促進に向けた将来ビジョン・ロードマップの策定	沿岸・離島地域が抱える課題解決のために活用が期待される海の次世代モビリティ（ASV（小型無人ボート）、AUV（自律型無人潜水機）、ROV（遠隔操作型無人潜水機）等、主に海洋において用いるロボティクス）について、令和3年度から計22件の実証実験を実施し、6年度には課題の整理を行った。 R7年度は抽出された課題を踏まえ、今後の社会実装・産業化に向けたロードマップ及び将来ビジョンを策定する。また、PRイベントを実施し、これまでの実証実験等を通して確認できた効果的なユースケース等を紹介、活用効果の周知、理解の浸透を図る。	○								-		総合政策局	海洋政策課	03-5253-8267	詳細は調整中のため、変更がありうる。	290
⑦-10	国土交通省	空き家対策総合支援事業	空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援する。	○				○	○	○	○	・除却： （間接）国2/5、地方2/5、 民間事業者等1/5 （直接）国2/5、地方3/5 ・活用： （間接）国1/3、地方1/3、 民間事業者等1/3 （直接）国1/2、地方1/2 ・その他 （実態調査、所有者特定等） ：国1/2、地方1/2	・空家等対策計画を策定（実態把握を除く） ・空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある等の要件がある。	住宅局	住宅総合整備課住環境整備室	03-5253-8508		292
⑦-11	国土交通省	水道施設整備費補助金	水道施設の整備に要する経費の一部を補助する。	○	※			○				1/4、1/3、4/10、1/2	・離島地域の簡易水道等の整備については、補助率 1/2 ・離島地域において上水道事業者が行う水道施設の耐震化、海底送水管及び高度浄水施設の整備等に関する事業については、補助率 1/2	水管理・国土保全局	水道事業課	03-5253-8819		296
⑦-12	国土交通省	防災・安全交付金（水道事業）	水道施設等の耐震化等に要する経費の一部を交付する。	○	※			○				1/4、1/3、4/10、1/2	・離島地域の簡易水道等の整備については、交付率 1/2 ・離島地域において上水道事業者が行う水道施設の耐震化、海底送水管及び高度浄水施設の整備等に関する事業については、交付率 1/2	水管理・国土保全局	水道事業課	03-5253-8819		298
⑦-13	国土交通省	ドローン配送拠点整備促進事業	自治体・物流事業者等が連携しながら、トラック等の陸上輸送とドローン配送を組み合わせてラストワンマイル配送を効率化する取組を支援。	○				○	○	○		1 / 2	新規追加	物流・自動車局	物流政策課	03-5253-8801		300
⑦-14	観光庁	地域における受入環境整備促進事業	ストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫できる環境の整備を行うとともに、地域住民にも配慮した受入環境を整備するため、全国の観光施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援する。	○				○	○	○		1/2,1/3等	※訪日外国人旅行者の受入に関し一定の体制を整えている地域又は誘致等、観光振興に意欲を有する地域。	観光庁	外客受入担当参事官室	03-5253-8972		302
⑦-15	観光庁	地域通訳案内士制度	各地域における通訳案内士の不足に対応を図る観点から、一定区域内において名称独占資格を付与する地域通訳案内士制度を導入することにより、多様化する訪日外国人旅行者の旅行ニーズへの対応を図っている。	○				○				- （地域通訳案内士育成等計画の策定に際してのアドバイス等の支援）		観光庁	国際観光課	03-5253-8324		306
⑦-16	観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。	○				○	○	○		定額、1/2等	※継続事業については 2年目:2/5、3年目:1/3	観光庁	観光地域振興課 広域連携推進室	03-5253-8327		308
⑦-17	観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、面的な観光ストーリーを伝える魅力的な解説文の整備を促進するため、国が英語のネイティブ等専門人材のリスト化、派遣体制の構築を行い、地域における観光資源の解説文の作成等を支援する。 また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語解説文作成を支援する。	○					○			- （観光庁による調査事業）	本事業の費用の対象は、解説文の作成に要する費用のみであり、解説文完成後の情報発信媒体整備に要する費用については対象としない。	観光庁	観光資源課	03-5253-8925		310
⑦-18	観光庁	ＩＣＴ等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、受入環境整備の高度化を図る一体的な整備や観光施設等の受入環境整備を支援する。	○				○	○	○		1/2,1/3,2/3等	※訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがある市区町村に係る観光地等であること。	観光庁	外客受入担当参事官室	03-5253-8972		312
⑦-19	観光庁	全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業	観光DXの推進を通じて、全国的に「稼げる地域・稼げる産業」の実現を図るため、全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援や、データを活用した地域活性化モデルの構築等を実施する。	○				○	○	○		1/2等		観光庁	産業競争力強化室	03-5253-8948		316

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
⑧-1	環境省	指定管理鳥獣対策事業費	都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画等を定めて行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ）の捕獲等事業を交付金により支援する。	○				○	○			１／２以内、定額等	・補助対象は、都道府県等（今年度の交付金は既に配分済み）	自然環境局	野生生物課鳥獣保護管理室	03-5521-8285		318
⑧-2	環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業	地方公共団体が実施する海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理事業等に対し、補助金を交付。対象事業は、地域計画策定・改定に係る事業、海洋ごみの回収・処理に係る事業、これら海洋ごみ等の発生抑制対策に係る事業。	○	※			○				地方公共団体 １／２（地域計画策定・改定に係る事業）、 ７／１０（海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に係る事業）	※離島振興法の対象となる地域については、補助率を７／１０から９／１０に嵩上げ	水・大気環境局	海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室	03-5521-9025		322
⑧-3	環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるにあたっては、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化にあたって、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御技術の実装を支援し、離島全体で再エネ自給率の向上を図る。		○	○	○			○	○	３／４、２／３	・対象地域は電気事業法上の離島	地球環境局	地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	03-5521-8339		324
⑧-4	環境省	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業	地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施	○							○	請負事業として実施		自然環境局	国立公園課	03-5521-8278		328
⑧-5	環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）	地域協議会の現状を踏まえ、エコツーリズム推進全体構想の作成、エコツーリズムに関するルールやプログラムづくり、人材育成などのエコツーリズム推進活動経費の一部を助成	○					○			地域協議会　１／２	・補助対象の協議会は条件あり	自然環境局	国立公園課 国立公園利用推進室	03-5521-8271		330
⑧-6	環境省	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	「グリーンスローモビリティの導入促進事業」において、住宅地、観光地、離島における交通の脱炭素化と公共交通空白地等の地域課題の解決に資するグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス）の導入に関する支援を実施。	○				○	○	○		１／２（上限300万円）		水・大気環境局	モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室	03-5521-8301		332
⑧-7	環境省	地域における再エネ等由来水素活用推進事業	脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業やBCP活用など水素の特性を生かした事業を支援することで、将来の水素社会の実現を推進する。また、再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検等を支援することで、運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大を推進する。	○				○		○		1/2、2/3		地球環境局	地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室	03-5521-8339		334
⑧-8	環境省	地域循環共生圏創造事業費	各地域での地域循環共生圏づくりを更に推進するため、地域循環共生圏づくりの中間支援ができる主体の育成及び地域循環共生圏づくりの推進を図る。	○				○	○	○		参加団体（＝中間支援主体及び活動団体合計）で、200万円（税込)を上限とし中間支援主体及び活動団体の取組に要した経費を負担		環境省大臣官房	地域政策課	03-5521-8328		336
⑧-9	環境省	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。	○				○		○ ※		３／４、２／３、１／２、１／３ （上限800万円～2,500万円）	※一部メニューに限り、民間事業者も対象	環境省大臣官房	地域脱炭素政策調整担当参事官室	03-5521-9109		338
⑧-10	環境省	地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）	「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「ＧＸ推進戦略」、令和５年７月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。	○				○	○	○	○	（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 ①脱炭素先行地域への支援：原則２／３ ②重点対策に取り組む地域への支援：２／３～１／３等 （２）特定地域脱炭素移行加速化交付金：原則２／３		環境省大臣官房	地域脱炭素事業推進課	03-5521-8233		344

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

※は全国向けの制度であるが、離島地域に対して特別の措置があるもの。

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域				補助対象				主な補助率	備考	担当			備考	参照ページ
				全国	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他			局・部	課・室	連絡先（TEL）		
⑧-11	環境省	国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）	観光庁多言語支援事業などの成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、国民公園、世界自然遺産、長距離自然歩道等の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な解説文の媒体整備をエリア一帯で促進。	○				○	○	○	○	２／３	・補助対象は、国立公園・国定公園・国民公園・世界自然遺産・長距離自然歩道（以下「国立公園等」という）で多言語整備を実施するもの。 （※誘客を促すものであれば、国立公園等区域のみならず、区域外に立地する駅、バスターミナル、道の駅、観光案内所等の国立公園等への誘客の拠点となる公共施設・空間等で実施するものも補助対象。）	自然環境局	国立公園課	03-5521-8271		348
⑧-12	環境省	国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）	利用拠点の関係者で作成する利用拠点計画に基づき、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善、既存施設の観光資源化、ワーケーション事業支援などの事業を関係者の役割分担のもとで一体的に実施することにより、利用拠点における滞在環境の上質化を図る。	○				○	○	○	○	２／３、１／２		自然環境局	国立公園課	03-5521-8271		350
⑧-13	環境省	特定外来生物防除等対策事業	地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。	○				○				１／２以内、定額		自然環境局	野生生物課外来生物対策室	03-5521-8344		352
⑧-14	環境省	自然公園等事業費等	国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを推進するための施設整備等を実施する。 また、地方公共団体が実施する国立・国定公園等の整備事業等を支援する。	○				○				１／２、４５／１００	・補助率は国立公園が1/2、国定公園等が45/100	自然環境局	自然環境整備課	03-5521-8281		354
⑧-15	環境省	国立・国定公園の海域適正管理強化事業事業費	国立・国定公園の海域等において、地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、官・民一体となり、地域の実情に応じた迅速な海域地区の環境保全活動を推進する。	○							○	請負事業として実施	新規追加	自然環境局	国立公園課	03-5521-8278		356

Ⅳ　支援メニュー 個票

<table>
<tr><td>No.</td><td>①-1</td><td></td><td>R7 予算額</td><td>50 億円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">特定有人国境離島地域社会維持推進交付金</td><td>府省庁名</td><td>内閣府</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">平成 29 年 4 月に施行された有人国境離島法に基づき特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するため、交付金を交付する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">地方公共団体、民間事業者等</td><td>補助率</td><td>5.5/10、6/10、5/10</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">①運賃低廉化
〇離島住民向けの航路・航空路の運賃について、航路についてはＪＲ運賃並、航空路については新幹線運賃並に引き下げ
②物資の費用負担の軽減
〇農水産物（生鮮品）全般の移出に係る輸送コストを低廉化
〇原材料等（飼料、氷、箱など）の移入に係る輸送コストを低廉化
③雇用機会の拡充
〇民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金、運転資金を支援（最長５年間の支援）
〇特定有人国境離島地域への人材供給を図るため、同地域における就労体験や住民との交流等を内容とするツアーの組成及び募集並びに受入れ体制の整備及び情報の発信等を支援
④滞在型観光の促進
〇「もう一泊」してもらうための着地型観光サービスが組み込まれた旅行商品等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進に係る経費を支援することにより、旅行者の実質負担を軽減
※　宿泊及び体験を伴う旅行商品等の造成・販売促進のための旅行代金の割引等の支援を拡充及びワーケーション及びチャーター便や観光路線の活用を推進</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">①運賃低廉化は 5.5/10 の交付率、②輸送コスト支援は 6/10 の交付率、
③雇用機会の拡充は 5/10 又は 5.5/10 の交付率、④滞在型観光促進は 5.5/10 の交付率</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">Ｒ６
礼文町、八丈町、佐渡市、輪島市、隠岐の島町、萩市、五島市、薩摩川内市等</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">内閣府 総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-6257-1713</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www8.cao.go.jp/ocean/kokkyouritou/hourei/hourei.html</td></tr>
</table>

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

令和７年度予算額　50.0億円（令和６年度予算額　50.0億円）

事業概要・目的

〇特定有人国境離島地域の地域社会の維持を推進するため、特定有人国境離島地域を有する８都道県や関係市町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要な経費の一部を補助します。

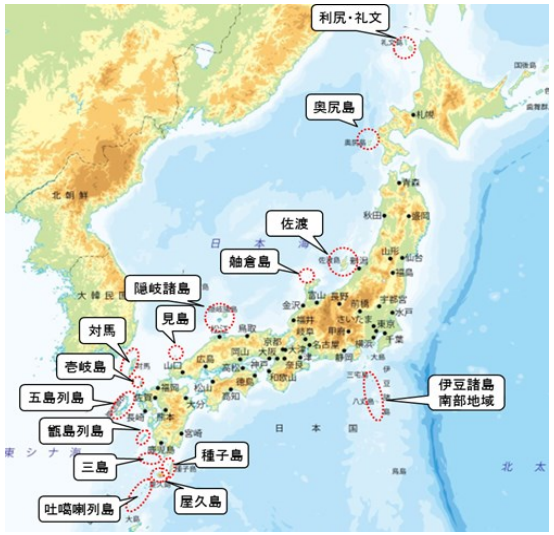

国土交通省国土地理院の地図を基に総合海洋政策推進事務局が作成

特定有人国境離島地域

15地域・71島
（８都道県・29市町村）

人口 244,998人
（令和2年国勢調査）

※特定有人国境離島地域を有する８都道県
北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県

事業イメージ・具体例

① 運賃低廉化

・離島住民向けの航路・航空路運賃の低廉化

→ 燃料価格高騰に伴う運賃値上げへの対応に加え、ワーケーション推進施策の一環として行う事業のために来島する者を新たに準住民に追加

② 物資の費用負担の軽減

・農水産物（生鮮品）全般の移出及び原材料等（飼料等）の移入に係る輸送コストの低廉化

③ 雇用機会の拡充

・民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資、運転資金を支援

・本土の人材とのマッチング等を目的としたツアーに係る経費を支援

④ 滞在型観光の促進

・「もう一泊」してもらうための旅行商品等の造成、宣伝、販売促進等に係る経費を支援

資金の流れ

国 → 特定有人国境離島地域関係地方公共団体 → 民間事業者等

交付金

交付率 6/10等

期待される効果

特定有人国境離島地域において、
・人口減が抑制（社会減が法施行前の水準と比較して改善）
・新規雇用者数が増加（令和５年度末までに2,304人の雇用を創出）
・観光客等交流人口が拡大（各地域の観光関連指標が改善）

<table>
<tr><td>No.</td><td>①-2</td><td></td><td>R7 予算額</td><td>14 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金</td><td>府省庁名</td><td>内閣府</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">特定有人国境離島地域における地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業又は事業拡大を行う事業者に対しスタートアップ融資する地域金融機関に対して利子補給を実施</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">大臣の指定する金融機関</td><td>補助率</td><td>定額</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">〇以下いずれかの要件に該当する創業又は事業拡大のために事業者が指定金融機関から借り入れる融資に生ずる利子補給
① 特定有人国境離島地域に居住して創業する場合、当該事業が利子補給の終了後においても継続又は拡大すると見込まれるもの。
② 特定有人国境離島地域の事業所において事業拡大する場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに雇用し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。
③ 特定有人国境離島地域以外の地域で創業する場合、計画期間内に借受者と直接取引のある特定有人国境離島地域の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">① 対象資金：特定有人国境離島地域等において設備等の導入に伴い事業者が借り入れる設備資金又は運転資金
② 対象期間：借り入れ開始の日から償還終了までの期間又は５年間のいずれか短い期間
③ 借入金額：弁済等により変動する借入残高又は 7,200 万円のいずれか低い額
④ 利子補給率上限：借入利率の範囲で創業（最大 2.0%）、事業拡大（最大 1.0%）</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">R６年度利子補給金交付先金融機関
稚内信用金庫、七島信用組合、新潟大栄信用組合、新潟縣信用組合、第四北越銀行、大光銀行、山陰合同銀行、十八親和銀行、ごとう農業協同組合、福江信用組合、鹿児島相互信用金庫、鹿児島銀行、南日本銀行</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">内閣府 総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-6257-3957</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www8.cao.go.jp/ocean/kokkyouritou/yuujin/yuujin.html</td></tr>
</table>

特定有人国境離島地域の地域社会の維持に係る利子補給金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

令和７年度予算額　０.１４億円（令和６年度予算額　０.１５億円）

事業概要・目的

〇特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関に対して、利子補給を行う。

課題	対策
・特定有人国境離島地域では創業・事業拡大資金を融資する政策金融機関の窓口がない。 ・本土との遠隔性や人口減があり、事業環境が厳しくなっている。	・地域の金融機関を介した特定有人国境離島地域における創業・事業拡大資金の融資を受ける事業者の利子負担を軽減

事業イメージ・具体例

〇対象となる融資の例

- 水産加工場の整備・改修・増設に対する設備資金。
- 離島での新たな事業所の立ち上げに対する設備資金。
- 老朽化したホテル・旅館の改修に対する設備資金。
- 廃校等を活用した研修施設の改修に対する設備資金。
- ベンチャー企業の事業スタート時の運転資金。

水産加工場の整備・改修・増設

老朽化したホテル・旅館の改修

資金の流れ

国 → 利子補給 → 指定金融機関 → 融資 → 事業者

※指定金融機関
　特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金交付要綱に基づき、内閣総理大臣より指定を受けた金融機関。

期待される効果

〇特定有人国境離島地域の新規雇用者数が増加する。
〇特定有人国境離島地域の産業活性化につながる。

<table>
<tr><td>No.</td><td>①-3</td><td></td><td>R７当初予算額
R６補正予算額</td><td>200,000 百万円の内数
100,000 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">新しい地方経済・生活環境創生交付金
（第２世代交付金）</td><td>府省庁名</td><td>内閣府</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を支援する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">地方公共団体</td><td>補助率</td><td>１／２等</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI 設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">ソフト事業：観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援
拠点整備事業：観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備を支援
インフラ整備事業：ソフト事業又は拠点整備事業と組み合わせて実施される
インフラ整備を支援
<table>
<tr><th></th><th>事業計画期間</th><th>交付上限額・補助率</th></tr>
<tr><td>ソフト事業</td><td>原則３か年度以内
（最長５か年度）</td><td>１自治体当たり国費
都道府県：15 億円/年度
中枢中核：15 億円/年度
市区町村：10 億円/年度
補助率：1/2</td></tr>
<tr><td>拠点整備事業</td><td>原則３か年度以内
（最長５か年度）</td><td>１自治体当たり国費
都道府県：15 億円/年度
中枢中核：15 億円/年度
市区町村：10 億円/年度
補助率：1/2</td></tr>
<tr><td>インフラ
整備事業</td><td>原則５か年度以内
（最長７か年度）</td><td>１自治体当たり事業計画期間中の総国費
都道府県：50 億円
（単年度目安 10 億円）
中枢中核：20 億円
（単年度目安 4 億円）
市区町村：10 億円
（単年度目安 2 億円）
補助率：1/2 等（各省庁の交付要綱に従う）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>離島での
実績</td><td colspan="4">令和６年度デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）採択自治体
新潟県佐渡市、島根県海士町、山口県萩市、長崎県佐世保市、長崎県新上五島町 等</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">内閣府地方創生推進室、地方創生推進事務局</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">０３－６２５７－１４１６</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/index.html</td></tr>
</table>

新しい地方経済・生活環境創生交付金（内閣府地方創生推進室）

令和７年度当初予算　2,000.0億円
（令和６年度予算額　1,000.0億円）

事業概要・目的

○「地方こそ成長の主役」との発想に基づき、地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずる。

○地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体（産官学金労言など）の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを、計画から実施までを強力に後押し。

○地方公共団体の自主性と創意工夫を後押しし、申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

○小規模自治体も新交付金を十分に活用できるよう、申請に際しては国が徹底的にサポート。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組みを支援。

最先端技術教育の拠点整備・実施
（ソフト・ハードの一体的支援）

農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
（分野横断的な支援）

地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築

国の伴走支援の強化

資金の流れ

国 → 交付金 → 都道府県 市区町村

※地方財政措置を講じる

期待される効果

○地域の多様な主体の参画を通じた、安心して暮らせる地方の生活環境及び付加価値創出型の新しい地方経済を創生し、東京圏への過度な一極集中の弊害を是正する。

No.	①-4		R７予算額	544 百万円
事業名	特定地域づくり事業推進交付金		府省庁名	内閣府 総務省
概　要	地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与するデジタル分野を含めた人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援を行います			
支援対象	地方公共団体	補助率	1/2	
対象事業	特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業			
支援内容	以下の対象経費について、1/2 までの範囲で地方公共団体が支援した額の 1/2 を支援 ・派遣職員人件費（対象経費の上限額：400 万円/年・人） ・事務局運営費（対象経費の上限額：600 万円/年）			
離島での実績	R2　島根県海士町（計１町） R3　新潟県粟島浦村、島根県知夫村、長崎県壱岐市、五島市、鹿児島県和泊町、知名町（計７市町村） R4　島根県西ノ島町、隠岐の島町、山口県萩市、長崎県対馬市、宮崎県日南市、鹿児島県西之表市、南種子島町、伊仙町、与論町（計 16 市町村） R5　長崎県平戸市、熊本県天草市、鹿児島県奄美市、沖縄県宮古島市（計 19 市町村） R6　新潟県佐渡市（計 20 市町村） ※各年度において新規に実績が生まれた自治体（全国の離島地域における実績数）			
備　考				
担当部署	内閣府地方創生推進事務局 総務省自治行政局地域自立応援課			
連絡先	TEL　03-6257-1410 TEL　03-5253-5533			
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html			

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R7予算額 5.6億円
（内閣府予算計上）

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
・組合で職員を雇用し事業者に派遣
（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対　　象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）

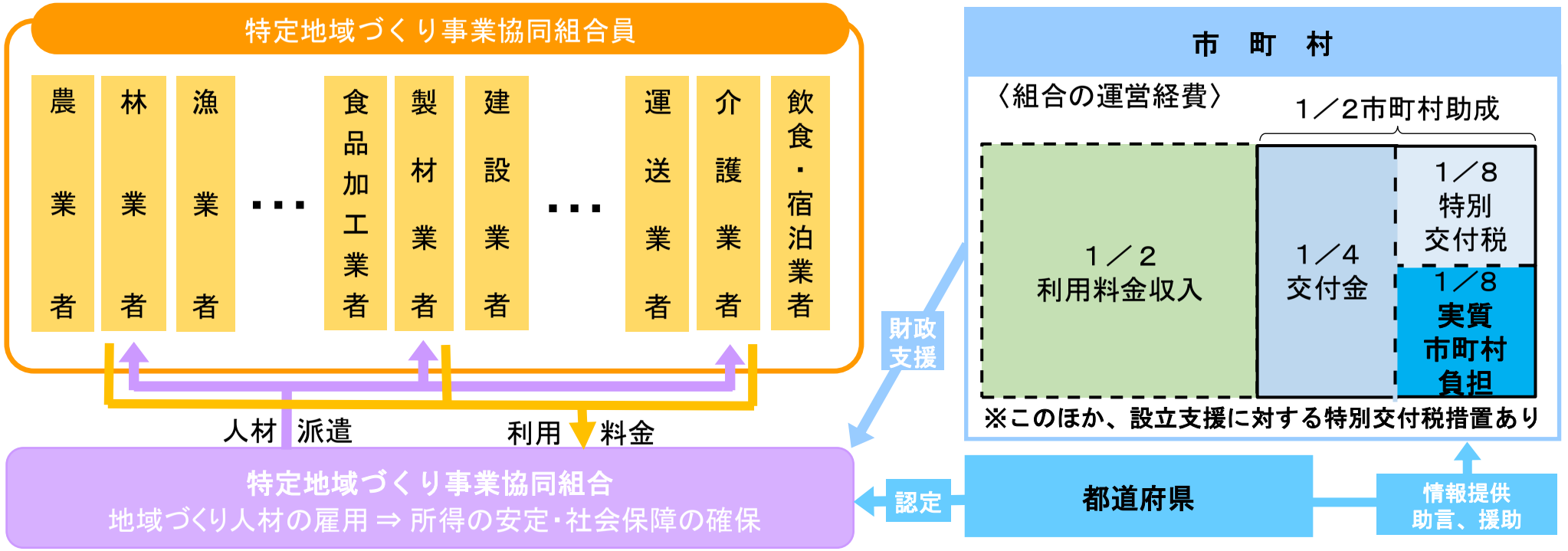

No.	①-5		R7 当初予算 R6 補正予算	0.7 百万円 -
事業名	地域活性化伝道師派遣制度		府省庁名	内閣府
概　要	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。			
支援対象	地方公共団体	補助率	伝道師の派遣に係る旅費・謝金 （②内閣府派遣の場合のみ）	
対象事業	地方創生推進事務局では、まちづくりや地域産業、観光など様々な分野における地域おこしの実績を有した民間専門家を地域活性化伝道師として登録している。地域活性化伝道師は地域からの要請を受け、地域リーダーの育成支援や事業遂行に必要なスキル・ノウハウの伝授など、自身の知見を基に、地域課題解決に向けた支援を行う。			
支援内容	① 任意の招へい…各自治体が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。 ② 内閣府派遣…当該地域活性化伝道師の派遣が、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域に対する助言等の一環として、予算の範囲内で実施する。			
離島での実績	—			
備　考				
担当部署	地方創生推進事務局			
連絡先	03-5510-2167			
参照 HP	https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html			

地域活性化伝道師について

内閣府地方創生推進事務局

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

〇地域活性化伝道師登録数　３１９名　【令和６年１０月１日～令和７年９月３０日】

※地方創生サイト（https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html）において公開

＜分野別登録数（重複を含む）＞

1. 地域産業・イノベーション・農商工連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
120人	23人	76人	11人	51人	119人	31人	135人

〇活用方法

① 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。

② 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

モデル地域における指導内容イメージ

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。

②取組の実施段階

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。

③取組の事業化段階

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。

④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。

地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

No.	①-6		R７予算額	91 百万円
事業名	プロフェッショナル人材事業		府省庁名	内閣府
概　要	潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材の活用を支援する。			
支援対象	地域企業	補助率	―	
対象事業	【プロフェッショナル人材事業】 〇地域企業が、事業の拡大や革新、デジタル実装等による成長のため、プロフェッショナル人材を円滑に活用できるよう支援する。具体的には、45 道府県に設置されている「プロフェッショナル人材戦略拠点」が中心となり、地域企業の経営者に、事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロフェッショナル人材ニーズを明確に切り出し、連携する人材ビジネス事業者に人材ニーズを取り繋ぐことで、プロフェッショナル人材と地域企業とのマッチングを支援する。			
支援内容	各道府県に設置されたプロフェッショナル人材戦略拠点によるプロフェッショナル人材の活用支援。			
離島での実績	―			
備　考	各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点は、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）等にて支援。			
担当部署	内閣府地方創生推進室			
連絡先	03-6257-1412			
参照 HP	https://www.pro-jinzai.go.jp/			

プロフェッショナル人材事業

事業概要

- 45道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年１月から本格稼働。地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を展開しつつ、企業を個別に訪問。経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確に切り出し、優良な雇用機会として人材市場に発信する。
- デジタル田園都市国家構想総合戦略にて、デジタル人材の確保を効果的に促進する「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」内の中心的施策として位置づけられており、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していく。その上では、専門人材の常勤雇用だけでなく、東京圏などの都市部の大企業人材をはじめ、地域のスタートアップ企業も含めた幅広い企業に対し、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。

スキーム図

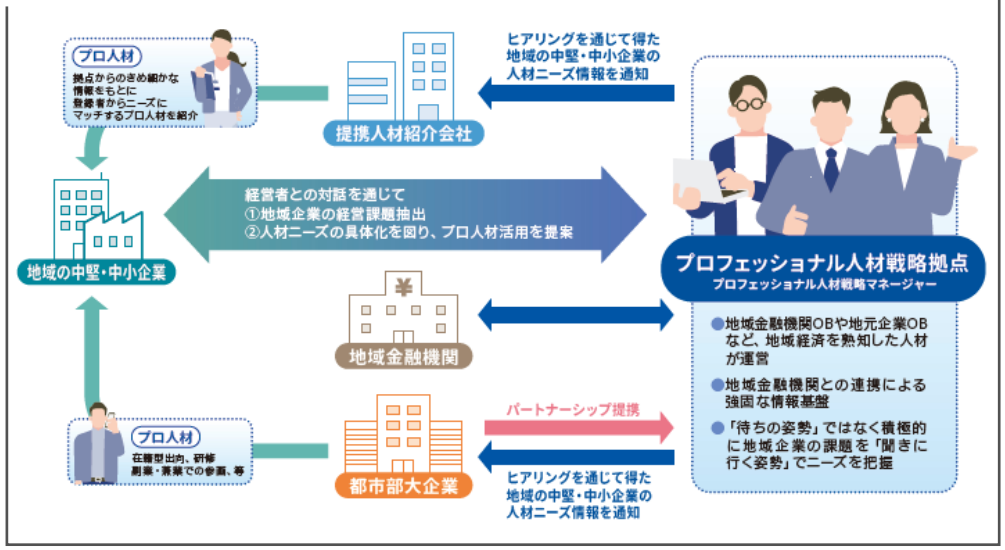

実績

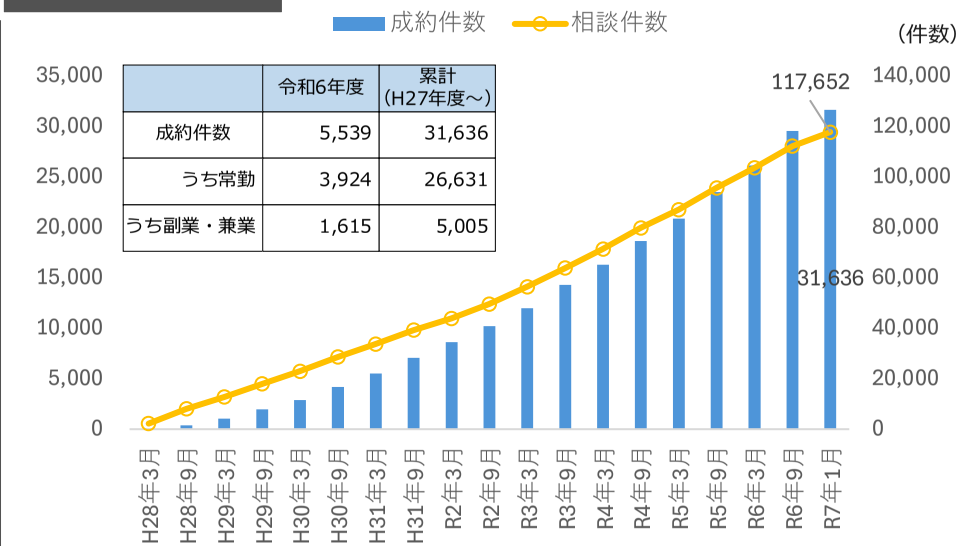

	令和6年度	累計（H27年度～）
成約件数	5,539	31,636
うち常勤	3,924	26,631
うち副業・兼業	1,615	5,005

プロ人材の年代

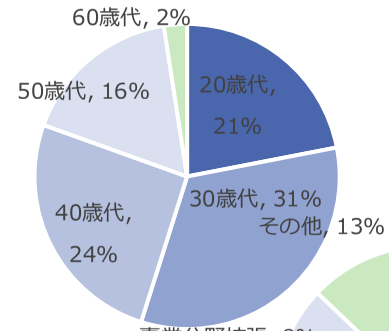

受入企業の業種

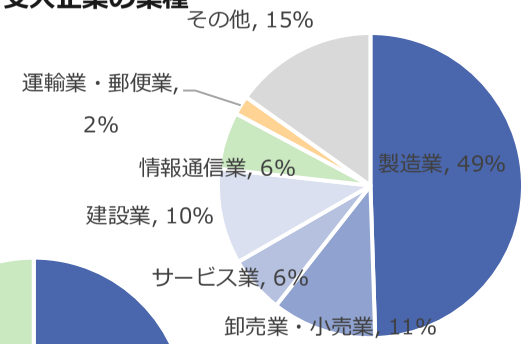

人材のミッション

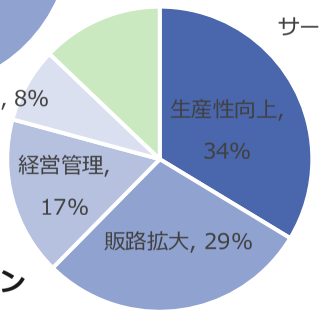

No.	①-7		R7 当初予算額	18,002 億円の内数
事業名	子どものための教育・保育給付交付金		府省庁名	こども家庭庁
概　要	子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第６８条第１項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。			
支援対象	市町村	補助率	国：１/２ 都道府県、市町村：各１/４	
対象事業	・特例保育 認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。			
支援内容	特例保育の実施に要する費用につき国が１／２、都道府県が１／４、市町村が１／４を負担する。			
離島での実績	対馬市、薩摩川内市、壱岐市等　11 市町村			
備　考	補助率は事業主拠出金充当額控除後の負担割合			
担当部署	こども家庭庁　成育局　保育政策課　公定価格担当室			
連絡先	03-6771-8030			
参照 HP				

へき地保育所に対する財政支援について

特例地域型保育給付（特例保育）

令和６年度予算額（当初）　1兆6,617億円の内数
→　令和７年度予算　1兆8,002億円の内数
（※子どもための教育・保育給付交付金の一部として実施）

1　事業の概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第１項第４号）

(参考)子ども・子育て支援法(抄)
第三十条　市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。
四　特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2　実施主体

市町村

3　負担割合

国１／２、都道府県１／４、市町村１／４
※ 0～２歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

4　創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どもための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

5　箇所数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所	185か所	167か所

No.	①-８		R７当初予算額 R６補正予算額	9,068 百万円 1,283 百万円
事業名	子ども・子育て支援施設整備交付金		府省庁名	こども家庭庁
概　要	市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。			
支援対象	市町村	補助率	国：１／３、 都道府県、市町村：各１／３ 等	
対象事業	（１） 放課後児童クラブ整備費 子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。 （２） 病児保育施設整備費 病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。			
支援内容	（１） 放課後児童クラブ整備費 ① 市町村が整備を行う場合、②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して 補助を行う場合 ① 国：１／３ 都道府県、市町村：各１／３ ② 国：２／９ 都道府県、市町村：各２／９ 社会福祉法人等：１／３ 放課後児童クラブや保育園等の待機児童が発生している場合は、補助率の嵩上げを実施 ① 国：２／３ 都道府県、市町村：各１／６ ② 国：１／２ 都道府県、市町村：各１／８ 社会福祉法人等：１／４ （２） 病児保育施設整備費 ① 国：１／３ 都道府県、市町村：各１／３ ② 国：３／１０ 都道府県、市町村：各３／１０ 社会福祉法人等：１／１０			
離島での実績	なし			
備　考	対象となる施設が奄美群島振興開発特別措置法、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出する。			
担当部署	こども家庭庁　成育局　参事官（事業調整担当）			
連絡先	03-6863-0286			

こどもまんなか
こども家庭庁

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局　参事官（事業調整担当）

令和７年度当初予算　91億円＋ 令和６年度補正予算　13億円（令和６年度当初予算　156億円）
※令和7年度当初予算　91億円　全額、事業主拠出金を充当

事業の目的

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策の推進を図るとともに病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

事業の概要

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブ及び病児保育施設の整備に要する経費の一部を補助する。

（１）放課後児童クラブ整備費

子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

【令和６年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】
待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助（放課後児童クラブ整備促進事業）

（２）病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

実施主体等

【実施主体】市町村

【補助対象事業者】
市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認めた者　等

【補 助 率】

	国	都道府県	市町村	社福法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3 (2/3)	1/3 (1/6)	1/3 (1/6)	―
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9 (1/2)	2/9 (1/8)	2/9 (1/8)	1/3 (1/4)
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	―
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

括弧書きは、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している場合等における嵩上げ後の補助率
※離島振興対策実施地域等に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

（放課後児童クラブの補助率の嵩上げ）

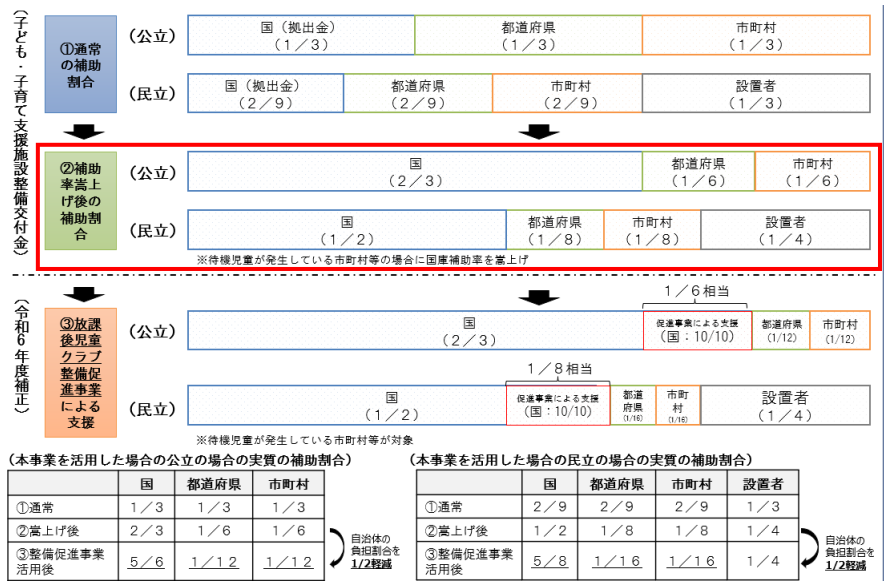

（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1／3	1／3	1／3
②嵩上げ後	2／3	1／6	1／6
③整備促進事業活用後	5／6	1／12	1／12

自治体の負担割合を1/2軽減

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2／9	2／9	2／9	1／3
②嵩上げ後	1／2	1／8	1／8	1／4
③整備促進事業活用後	5／8	1／16	1／16	1／4

自治体の負担割合を1/2軽減

No.	①-9		R７予算額	―
事業名	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援		府省庁名	こども家庭庁
概　要	離島に住む妊婦の妊婦健康診査の受診及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部を特別交付税により措置する。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	―	
対象事業	離島地域のうち分娩医療機関のない地域における妊婦について、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部			
支援内容	妊婦健康診査及び分娩の際にかかる交通費や宿泊費の一部を特別交付税により措置する。			
離島での実績	―			
備　考	特別交付税により措置			
担当部署	こども家庭庁　成育局　母子保健課			
連絡先	03-6862-0413			
参照 HP				

離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について

概要

○離島振興法の改正に伴い、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。

○平成25年度より、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）の一部を改正し、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う、分娩医療機関のない離島（奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む。）における妊婦に対する健康診査及び分娩の支援に要する経費について、特別交付税の算定の基礎とすることとした。なお、特別交付税の額は総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額とされた。

○平成26年度より、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。

特別交付税とは

○ 地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、地方交付税総額の94%に相当する額を普通交付税とし、6%に相当する額を特別交付税とすることとされている。

○ 特別交付税は、画一的な方法で算定される普通交付税を補完する役割を持っており、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要（離島などの地理的条件によるもの等）がある場合等に算定交付される。 ※普通交付税不交付団体にも交付される。

○ 特別交付税は、年2回に分けて決定、交付される。（第1回目は12月、第2回目は3月に交付）

○ 特別交付税として算定される事項や、その算定方法については、「特別交付税に関する省令」に規定。

No.	①-10		R７当初予算額	345 百万円
事業名	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業		府省庁名	こども家庭庁
概　要	地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4	
対象事業	当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行う自治体の事業。			
支援内容	◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率 ：国 1/2（都道府県 1/4、市町村 1/4） ※都道府県からの間接補助による交付 ① 交通費（往復分）：移動に要した費用（タクシー移動の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の８割を助成（※２割は自己負担） ② 宿泊費（上限 14 泊）：宿泊に要した費用（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から 2000 円／泊を控除した額を助成（※１泊当たり 2000 円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）			
離島での実績	—			
備　考				
担当部署	こども家庭庁　成育局　母子保健課			
連絡先	03-6862-0413			
参照 HP				

こどもまんなか
こども家庭庁

妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業

成育局 母子保健課

令和７年度予算　3.5億円（4.7億円）【令和６年度創設】

事業の目的

○ 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費および出産予定日前から分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

※ 本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の分娩取扱施設までのアクセスを確保する。

事業の概要

◆ 対象者

自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**（医学上の理由等により、周産期母子医療センターで出産する必要がある妊婦（以下「ハイリスク妊婦」という。）においては、**最寄りの周産期母子医療センター**）まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦

◆ 内 容

① 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設※までの交通費および分娩取扱施設の近くで待機する場合の近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）を助成する。また、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。※出産時の入院前に分娩取扱施設の近隣の宿泊施設に前泊する場合、当該宿泊施設までの交通費とする（他も同様）

② 自宅（又は里帰り先）から**最寄りの分娩取扱施設**まで**概ね60分未満**だが、**最寄りの周産期母子医療センター**まで**概ね60分以上**の移動が必要な場合
最寄りの分娩取扱施設までは助成外。ただし、**ハイリスク妊婦**の場合は、**最寄りの周産期母子医療センター**までの交通費及び宿泊費を助成する。

① **分娩取扱施設**まで**60分以上**の移動が必要

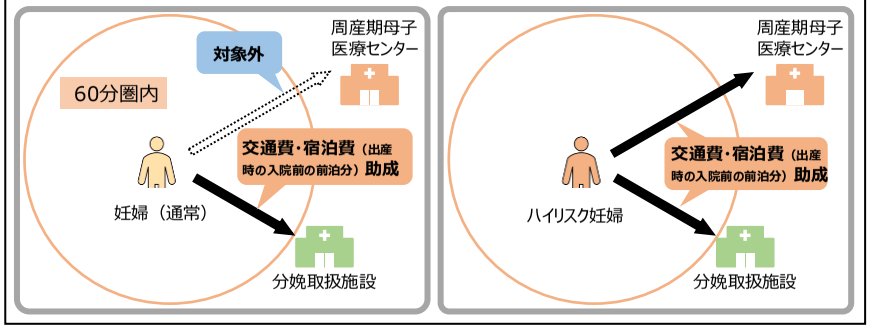

② **分娩取扱施設**まで**60分未満**、**周産期母子医療センター**まで**60分以上**の移動が必要

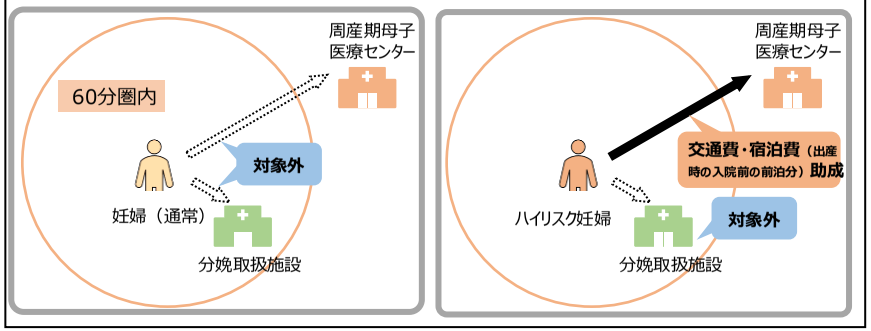

(留意事項)本事業を実施する市町村が属する都道府県は、周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用して都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、妊婦健診や産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

◆ 実施主体：市町村
◆ 補助率　：国1/2
（都道府県1/4、市町村1/4）
※都道府県からの間接補助による交付

補助単価

① **交通費（往復分）**　：**移動に要した費用**（タクシー移動の場合は実費額、その他の移動は旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の**８割**を助成（※２割は自己負担）

② **宿泊費（上限14泊）**　：**宿泊に要した費用**（実費額（旅費規程に定める宿泊費の額を上限とする））から**2000円／泊を控除した額**を助成（※１泊当たり2000円（および旅費規程を超える場合はその超過額分）は自己負担）

No.	①-11		R6 補正予算額	125 百万円
事業名	遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援		府省庁名	こども家庭庁
概　要	地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図る。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4	
対象事業	遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行う自治体の事業。			
支援内容	◆ 実施主体：市町村 ◆ 補助率：国 1/2（都道府県 1/4、市町村 1/4）※都道府県からの間接補助による交付 ◆ 補助内容：移動に要した費用（公共交通機関・自家用車の利用について、旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の８割を助成			
離島での実績	—			
備　考				
担当部署	こども家庭庁　成育局　母子保健課			
連絡先	03-6862-0413			
参照 HP				

こどもまんなか
こども家庭庁

遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援

成育局 母子保健課

令和６年度補正予算　1.3億円

事業の目的

○　地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地にかかわらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現するため、遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

※　本事業による支援を通じて、周産期医療の提供体制の構築において、周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、地域医療構想や医師確保計画との整合性にも留意しながら、医療機関・機能の集約化・重点化や産科医の偏在対策等を推進した場合においても、妊婦の妊婦健診を実施する医療機関等までのアクセスを確保する。

事業の概要

◆　**対象者**

自宅（又は里帰り先）から

①**最寄りの妊婦健診を受診することができる産科医療機関等**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦（※上限１４回）

②医学上の理由等により、周産期母子医療センター等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦（以下「**ハイリスク妊婦**」という。）のうち、**最寄りの周産期母子医療センター等**まで**概ね60分以上**の移動時間を要する妊婦（※上限１４回）

③**妊婦健診を受診することができるが分娩ができない産科医療機関等が概ね60分以内にある妊婦であって、妊娠後期（概ね妊娠32週頃）から分娩予定施設に切り替えて妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩可能な産科医療機関**まで**概ね60分以上**の移動を要する妊婦（※上限７回）

① **産科医療機関**まで**60分以上**の移動が必要

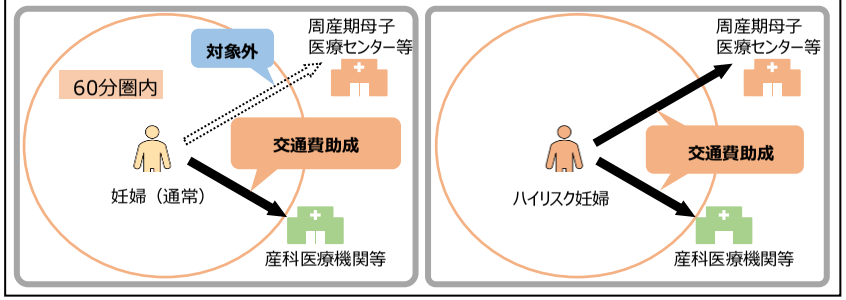

② **産科医療機関**まで**60分未満**、**周産期母子医療センター**まで**60分以上**の移動が必要

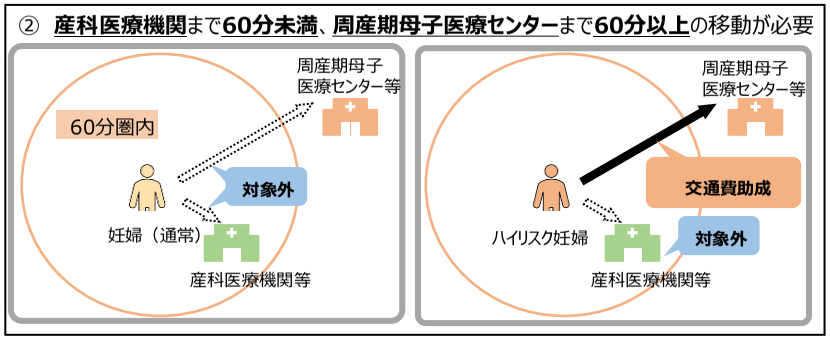

③ **妊娠後期から分娩施設で健診を行う場合で**、**分娩施設**まで**60分以上**の移動が必要

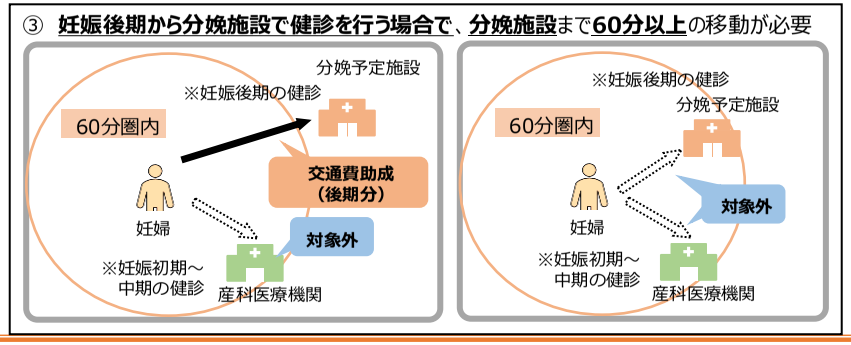

（留意事項）

本事業を実施する市町村が属する都道府県は、
周産期医療提供体制の構築等の取組を通じて、
成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等に係る関係者による協議の場等を活用し、
都道府県の医療部門と都道府県及び管内市町村の母子保健部門等とが連携し、
産後ケア事業をはじめとする母子保健事業等による妊産婦の支援の推進を図ること。

実施主体等

◆　実施主体：市町村　　◆　補助率：国1/2（都道府県1/4、市町村1/4）※都道府県からの間接補助による交付

◆　補助内容：**移動に要した費用**（公共交通機関・自家用車の利用について、旅費規程に準じて算出した交通費の額（実費を上限とする））の**８割**を助成

No.	①-12		R７当初予算額	534 百万円
事業名	母子保健対策強化事業		府省庁名	こども家庭庁
概　要	市町村が行う両親学級のオンライン実施や、各種健診に必要な備品の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化に要する経費の一部を補助する。			
支援対象	市町村	補助率	１／２	
対象事業	乳幼児の健全な発達のため、乳幼児健診等の地域における母子保健対策の強化を支援。 （１）両親学級等のオンライン実施 （２）SNS を活用したオンライン相談 （３）母子保健に関する記録の電子化 （４）各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備 （５）その他母子保健対策強化に資する取り組み（※） ※　例えば、産後ケア事業が行われていない離島等において、島外の産後ケア事業を利用するために必要となる旅費等の支援に活用することが可能。			
支援内容	実 施 主 体：市町村 補　助　率：国１／２、市町村１／２ 補助単価案：１市町村あたり年額 6,043,000 円			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	こども家庭庁　成育局　母子保健課			
連絡先	03-6862-0413			
参照 HP				

こどもまんなか こども家庭庁

母子保健対策強化事業 拡充

成育局 母子保健課

令和７年度予算　5.3億円（6.7億円）【令和４年度創設】

事業の目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、都道府県や市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

事業の概要

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

（１）両親学級等のオンライン実施
（２）SNSを活用したオンライン相談
（３）母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
（４）各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
（５）その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県・指定都市事業　※指定都市の対象事業は、②（２）の新生児マススクリーニングの精度管理に限る

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

（１)成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。

（２）新生児マススクリーニング検査の精度管理や、
各市町村の健診等の精度管理などの支援（拡充）

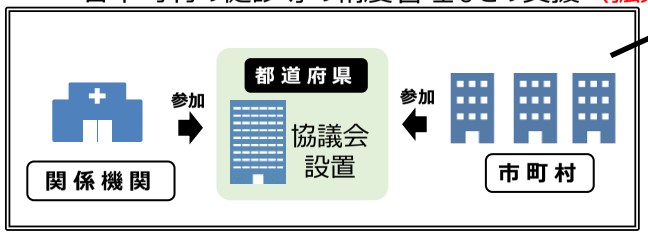

都道府県において、**成育医療等に関する協議会を設置**するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】
・都道府県、市町村の**「成育医療等に関する計画」の策定**に関すること
・母子保健事業に関する**実施体制の整備や委託先の確保**に関すること
・母子保健事業に関する**委託内容（契約金額など）の統一化**に関すること
・健診に係る人材確保や医療・福祉等の支援体制の広域的な調整に関すること

実施主体等

◆ 実施主体　：都道府県、市町村
◆ 補 助 率　：①国１／２、市町村１／２
　　②国１／２、都道府県、指定都市１／２
◆ 補助単価　：①6,043千円　② (1)2,373千円　(2)10,000千円

事業実績

◆ 実施自治体数：609自治体
（12都道府県、597市町村）
※令和５年度変更交付決定ベース

No.	①-13		R７当初予算額 R６補正予算額	24,462 百万円 82,943 百万円
事業名	就学前教育・保育施設整備交付金		府省庁名	こども家庭庁
概　要	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。			
支援対象	地方公共団体	補助率	（私立）１／２相当 （公立）１／３相当	
対象事業	・保育所整備事業 ・幼保連携型認定こども園整備事業 ・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型） ・公立認定こども園整備事業 ・小規模保育整備事業 ・防音壁整備事業 ・防犯対策強化整備事業 ・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業			
支援内容	【対象施設】保育所、認定こども園、小規模保育事業所等 【補助割合】 （私立）　国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４ （保育提供体制の確保のための実施計画の採択を受けている等一定の要件を満たす場合） 　　国：２／３、市区町村１／１２、設置主体：１／４ （公立）　原則国：１／３、設置者（市区町村）２／３ ※補助率は個別のメニュー等により異なる。			
離島での実績	なし			
備　考	離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、補助基準額に 0.08 を乗ずる等の加算を行う。			
担当部署	こども家庭庁成育局保育政策課予算係			
連絡先	03-6858-0043			
参照 HP	-			

こどもまんなか
こども家庭庁

就学前教育・保育施設整備交付金 拡充 見直し

成育局 保育政策課

令和７年度予算　245億円　＋　令和６年度補正予算　829億円（245億円）
※（）内は前年度当初予算額

事業の目的

- 保育所等の保育の提供体制確保に向けて、保育所等の新設、修理、改造又は整備に要する経費等を補助することにより、子どもを安心して育てることが出来る環境を整備する。

離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗ずる等の加算を行う

事業の概要

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

- 【対象事業】
・保育所整備事業　・幼保連携型認定こども園整備事業　・認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）　・公立認定こども園整備事業
・小規模保育整備事業　・防音壁整備事業　・防犯対策強化整備事業　・乳児等通園支援事業実施事業所整備事業

実施主体等

【実施主体】　（私立）市区町村　（公立）都道府県・市区町村

【設置主体】　（私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等　（公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象施設】　保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業所　等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】
（私立）　国：１／２、市区町村：１／４、設置主体：１／４
国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体：１／４

＜補助率の嵩上げについて＞　以下に該当する場合には補助率の嵩上げを行う（１/２→２/３）　※令和７年度当初予算では経過措置あり
○待機児童対策
待機児童が10人以上見込まれる地域（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）で20人以上の定員増加に必要な整備であること等
○人口減少対策
過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村（財政支援を受けないことによりニーズの減少が見込まれる場合を含む）
（保育提供体制の確保のための「実施計画」の採択が必要）

（公立）　原則国１／３、設置者（市区町村）２／３
※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※乳児等通園支援事業　（私立）国：２／３、市区町村：１／１２、設置主体：１／４　（公立）国２／３、設置者（市区町村）１／３

※防災・減災・国土強靭化のための５か年加速化対策（9.4億円）

No.	①-14		R７当初予算額 R６補正予算額	6,652 百万円 13,839 百万円
事業名	次世代育成支援対策施設整備交付金		府省庁名	こども家庭庁
概　要	児童福祉等の基盤整備を推進するため、地方公共団体が策定する整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付するもの。			
支援対象	地方公共団体	補助率	１／２等	
対象事業	児童福祉施設等及び障害児施設等の整備事業			
支援内容	【対象施設】児童福祉施設、障害児施設等 【補助割合】原則１／２相当（児童厚生施設は１／３相当） ※補助率は個別のメニュー等により異なる。			
離島での実績	R６：１か所（長崎県五島市）			
備　考	離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、補助基準額に 0.08 を乗ずる加算を行う。			
担当部署	こども家庭庁　成育局　参事官（事業調整担当）			
連絡先	03-6863-0286			
参照 HP	なし			

こどもまんなか
こども家庭庁

次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局　参事官（事業調整担当）

令和7年度当初予算 67億円＋令和６年度補正予算 138億円（５か年加速化対策分含む）
（令和６年度当初予算67億円）

事業の目的

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業の概要

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備		・助産施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム ・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・児童発達支援事業所 ・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・こども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業専用施設
児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	
②耐震化等整備		
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を実施する。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	

＜令和６年度補正予算により実施する拡充事項＞
・防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策に必要な経費を要求する。
「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策等については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」を踏まえ、耐震化整備等に確保する。

実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等
【補助率】定額（国1/2相当、都道府県又は市町村1/4相当、設置主体1/4相当
児童館のみ：国1/3相当、都道府県又は市町村1/3相当、設置主体1/3相当 等）
※離島振興対策実施地域等に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

No.	①-15		R７当初予算額 R６補正予算額	46,411 百万円の内数 9,270 百万円の内数
事業名	保育士修学資金貸付等事業		府省庁名	こども家庭庁
概　要	保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者の雇い上げに必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。			
支援対象	都道府県・指定都市	補助率	国：９/１０ 都道府県、指定都市：１/１０	
対象事業	・保育士修学資金貸付 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け 〇貸付額（上限） ア　学　　費　　５万円（月額） イ　入学準備金　　20 万円（初回に限る） ウ　就職準備金　　20 万円（最終回に限る） エ　生活費加算　4～5 万円程度（月額） 〇卒業後、５年間の実務従事（貸付を受けた都道府県の施設）により返還を免除 ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長２年間			
支援内容	返還免除の特例の条件となる実務従事期間を５年から３年に短縮する。			
離島での実績	－			
備　考				
担当部署	こども家庭庁　成育基盤企画課　保育士対策係			
連絡先	03-6861-0058			
参照 HP	なし			

こどもまんなか
こども家庭庁

保育士修学資金貸付等事業 見直し

成育局 成育基盤企画課

＜保育対策総合支援事業費補助金＞

令和７年度予算　464億円の内数　＋　令和６年度補正予算額　93億円の内数（令和６年度当初予算額459億円の内数）

事業の目的

- 保育士等保育人材の増加傾向の維持を目指し、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

事業の概要

1．保育士修学資金貸付 （個人向け）	○　保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○　卒業後、５年間の実務従事（貸付を受けた都道府県の施設）により返還を免除 ※貸付決定者数　4,386人（令和5年度実績） 【見直し】 ○　養成施設に通う、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とすることにより、養成施設卒業者の保育所等への就職率向上を図る。＜令和６年度補正予算＞	○貸付額（上限） ア　学　　費　　5万円（月額） イ　入学準備金　　20万円（初回に限る） ウ　就職準備金　　20万円（最終回に限る） ※就職準備金のみの貸付の場合は、最終学年進級時に貸付 エ　生活費加算　4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長２年間
2．保育補助者雇上支援 （事業者向け） ※幼保連携型認定こども園対象	○　保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○　施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が２割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○　保育補助者が原則として３年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数　137人（令和5年度実績）	○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間：最長３年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間：最長３年間
3．未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 （個人向け）	○　未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○　再就職後、２年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数　1,453人（令和5年度実績）	○貸付額(上限)　5.4万円の半額(月額) ※貸付期間：１年間
4．潜在保育士の再就職支援 （個人向け）	○　潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○　再就職後、２年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数　1,413人（令和5年度実績）	○貸付額(上限)　就職準備金　40万円
5．未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 （個人向け）	○　保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○　２年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数　6人（令和5年度実績）	○貸付額(上限)　事業利用料金の半額 ※貸付期間：２年間

実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市　　【補助割合】国：９／１０、都道府県・指定都市：１／１０

<table>
<tr><td>No.</td><td>②-1</td><td></td><td>R7 予算額</td><td>805 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">過疎地域持続的発展支援交付金</td><td>府省庁名</td><td>総務省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援（下記のメニューにより、ハード・ソフト両面から支援）
①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
②過疎地域持続的発展支援事業
③過疎地域集落再編整備事業
④過疎地域遊休施設再整備事業</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">①：条件不利地域を有する市町村
②：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合並びに都道府県
③：過疎地域を有する市町村
④：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合</td><td>補助率</td><td>①１０／１０
②市町村等　１０／１０
　都道府県　１／２ or ６／１０
③１／２以内
④１／３以内</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援。
②過疎地域持続的発展支援事業
・ 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するＩＣＴ等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。
③過疎地域集落再編整備事業
・ 過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業や、空き家を有効活用し住宅を整備する事業等に対して補助。
④過疎地域遊休施設再整備事業
・ 過疎地域に存在している廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興施設として再整備する事業に対して補助。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
事業主体：地域運営組織等
交付対象者：条件不利地域を有する市町村（上記の事業主体への間接補助）
対象地域：過疎地域（過疎地域以外の条件不利地域も含む。）
補助対象：地域運営組織等が活性化プランに基づき実施する事業（主にソフト事業）
補助率：１０／１０（交付対象経費の上限額 1,500 万円）
下記を実施する場合には上乗せ支援
専門人材を活用する事業（＋500 万円）
ＩＣＴ等技術を活用する事業（＋1,000 万円）
上記の併用事業（＋1,500 万円）</td></tr>
</table>

	②過疎地域持続的発展支援事業 事業主体：過疎地域市町村（※１）、都道府県 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村、一部事務組合等、都道府県 対象地域：過疎地域 補助対象：過疎地域市町村が実施するICT等技術活用事業、 都道府県及び過疎地域市町村が行う人材育成事業 補助率：市町村等　１０／１０、都道府県　１／２　or　６　／１０（※２） （交付対象経費の上限額2,000万円） ③過疎地域集落再編整備事業 事業主体：過疎地域市町村 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村 対象地域：過疎地域 補助対象：団地造成費・空き家改修費等 補助率：１／２以内 ④過疎地域遊休施設再整備事業 事業主体：過疎地域市町村（※１） 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村又は一部事務組合等 対象地域：過疎地域 補助対象：遊休施設改修費 補助率：１／３以内 （※１）構成市町村の１／２以上が過疎地域市町村である一部事務組合等も含む （※２）財政力指数0.51未満の都道府県に限る
離島での実績	令和６年度実績なし
備　考	
担当部署	総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室
連絡先	03－5253－5536
参照HP	

過疎地域持続的発展支援交付金

R7当初予算額：805百万円
（R6予算額：805百万円）

● 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1　過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。
（過疎地域以外の条件不利地域も対象）（定額補助）

集落ネットワーク圏における取組のイメージ

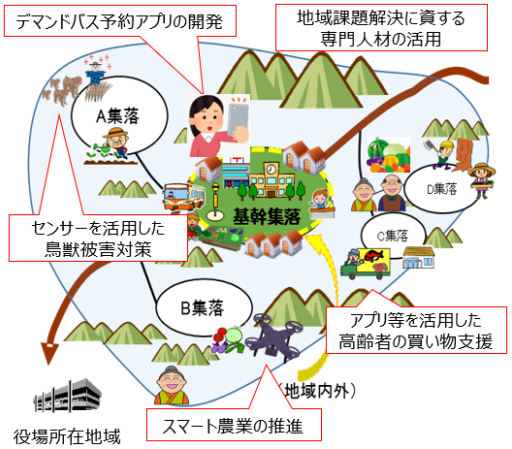

【事業例】佐賀県伊万里市（H29～）　地域公共交通（バス）

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、
住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、
① バスの運行形態を見直し
② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発

［効 果］コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化

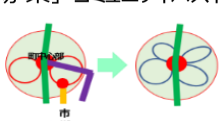
路線見直しのイメージ

アプリのイメージ

コミュニティバス

2　過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村・都道府県が実施するＩＣＴ等技術活用事業、人材育成事業を支援。（都道府県は人材育成事業のみが対象）
（市町村：定額補助　都道府県：6/10、1/2補助）

【事業例】熊本県水俣市（R3～）　遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施。

3　過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
（1/2補助）

4　過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。（1/3補助）

過疎地域持続的発展支援交付金

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R7当初予算額：400百万円
（R6予算額：400百万円）

- 「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援（特に専門人材やＩＣＴ等技術を活用する場合には上乗せ支援）。

施策の概要

（1）対象地域　過疎地域をはじめとした条件不利地域

（2）事業主体　集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域運営組織等）

（3）対象事業　集落機能の維持・活性化プランに基づく取組

（4）交付対象経費の限度額　1,500万円（定額補助）

- 下記事業については、限度額を上乗せ

①専門人材を活用する事業　2,000万円（＋500万円）

②ICT等技術を活用する事業　2,500万円（＋1,000万円）

③上記①と②を併用する事業　3,000万円（＋1,500万円）

【参考】

①専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー・事業者　等

②ＩＣＴ等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備　等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ

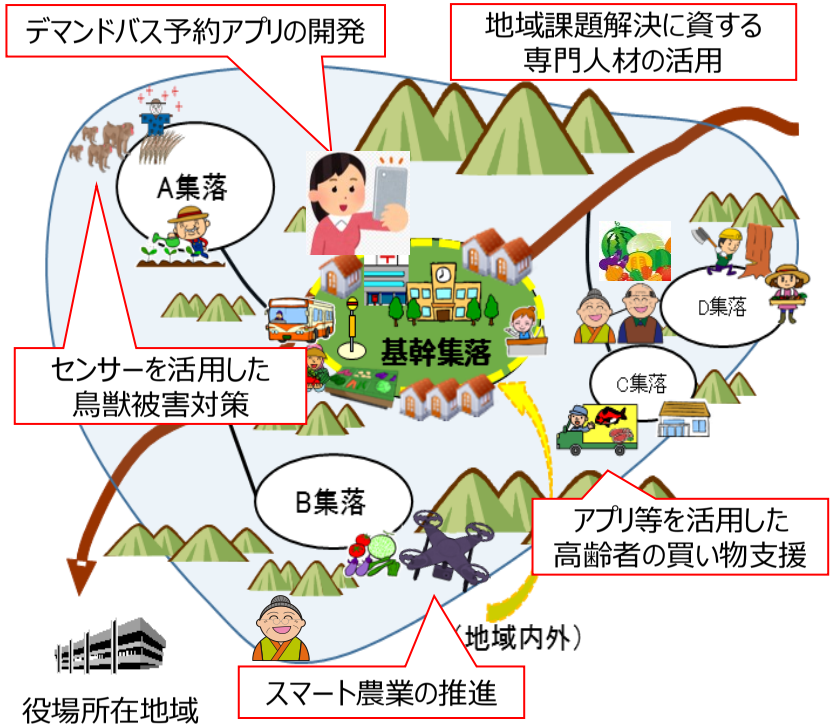

※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

過疎地域持続的発展支援事業

R7当初予算額：254百万円
（R6予算額：254百万円）

● 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ＩＣＴ等技術活用事業を支援。

施策の概要

（１）対象地域　過疎地域
（２）事業主体
・過疎市町村
・都道府県（人材育成事業のみ）
（３）交付対象経費の限度額　2,000万円
（４）交付率
・過疎市町村：定額
・都道府県：1/2又は6/10（※）
※財政力指数0.51未満の都道府県に限る
（５）対象事業

● 人材育成事業　（過疎市町村、都道府県）
・地域リーダーの育成
・他地域との交流やネットワークの強化　等

※ 育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ
様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材　等

● ＩＣＴ等技術活用事業　（過疎市町村のみ）
・集落等のテレワーク環境整備
・オンラインでの健康相談
・アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
・ドローンを活用した買物等の生活支援
・センサーを使った鳥獣対策　等

人材育成事業のイメージ

【実施例】
複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業　等

ＩＣＴ等技術活用事業のイメージ

【実施例】
ＡＩを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築　等

過疎地域持続的発展支援交付金

過疎地域集落再編整備事業

R7当初予算額：91百万円
（R6予算額：91百万円）

- 都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。

施策の概要

（１）事業の種類

① 定住促進団地整備事業
過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業
過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助

③ 集落等移転事業
基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業
交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助

（２）実施主体
過疎市町村

（３）交付率
１／２以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数

過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成

定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数

過疎地域内の空き家を
移住者等への住宅へ改修

過疎地域持続的発展支援交付金

過疎地域遊休施設再整備事業

R7当初予算額：60百万円
（R6予算額：60百万円）

● 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

（１）事業主体
過疎市町村

（２）交付対象経費の限度額
60,000千円

（３）交付率
１／３以内

事業のイメージ

廃校舎

使用されていない
旧公民館

使用されていない
倉庫等

改修

過疎地域内の課題解決に対応した施設へ

テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の施設整備

地域運営組織等のコミュニティ拠点施設

食肉、農産物等の加工施設

<table>
<tr><td>No.</td><td>②-2</td><td></td><td>R７当初予算額
R６補正予算額</td><td>3,986 百万円の内数
2,618 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">携帯電話等エリア整備事業（情報通信インフラ整備加速化パッケージ）</td><td>府省庁名</td><td>総務省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">携帯電話は国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的な条件や事業採算上の問題により、サービスを利用することができない地域や５Ｇ等の高度化サービスが利用できない地域がある。このような地域において携帯電話を利用可能とするとともに、５Ｇ等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体、無線通信事業者等</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２、３／５、２／３、３／４、４／５</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">離島等の条件不利地域において、携帯電話を利用可能とするため又は５Ｇ等による高度化無線通信を可能とするために、地方公共団体や無線通信事業者等が、携帯電話の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">ア　事業主体：地方公共団体、無線通信事業者等
イ　対象地域：地理的に条件不利な地域（離島、過疎地、辺地、半島など）
ウ　補助対象：基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）、
高度化施設（５Ｇ等の無線設備等）の設置費用、
伝送路施設の運用費用（中継回線事業者の設備の 10 年分の使用料）　等
エ　補 助 率：１社整備：１／２、複数社整備：２／３　等
※離島地域においては、１社整備：３／５、複数社整備：３／４に嵩上げ</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">H29 伊豆島しょ部（神津島-式根島-新島：伝送路施設設置費用）
H29 伊豆島しょ部（新島-利島-大島：伝送路施設設置費用）
H30 伊豆島しょ部（八丈島、青ヶ島：伝送路施設設置費用）
H30 鹿児島県十島村（中之島-諏訪之瀬島-平島：伝送路施設設置費用）
R1 鹿児島県十島村（中之島-口之島、宝島-小宝島：伝送路施設設置費用）
R1 鹿児島県瀬戸内町（奄美大島～加計呂麻島：伝送路施設設置費用）
R1 長崎県対馬市（基地局設置費用）
R2 島根県隠岐の島町、沖縄県竹富町（高度化施設設置費用）
R3 鹿児島県龍郷町（基地局設置費用）、沖縄県大宜味村（高度化施設設置費用）
R4 新潟県佐渡市、島根県隠岐の島町など 27 件に交付決定（高度化施設設置費用）
R5 東京都神津島村など 22 件に交付決定（高度化施設設置費用）
R6 鹿児島県宇検村など 5 件に交付決定（基地局設置費用）　（注）実施中のものを含む。</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">総務省総合通信基盤局　電波部 移動通信課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL 03-5253-5894</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/index.htm</td></tr>
</table>

携帯電話等エリア整備事業

（電波法第103条の2第4項第10号に規定する事務）

地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

補助メニュー	補助内容	補助率
基地局施設整備（４G等）	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合 ※非居住エリア	**整備主体：地方公共団体、携帯電話事業者、インフラシェアリング事業者等** **【１社整備】** 国 1/2、無線通信事業者 1/2 **【複数社整備】** 国 2/3、無線通信事業者等 1/3
高度化施設整備（５G）	４Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、５G基地局を設置する場合	

※離島の場合、補助率はかさ上げ（１社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4）
※伝送路施設の設置（光ファイバの設置）や運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。
※過去に国が補助金により整備した基地局の復旧・復興支援メニュー及び、更新に関する支援メニューを追加。

基地局施設整備のイメージ

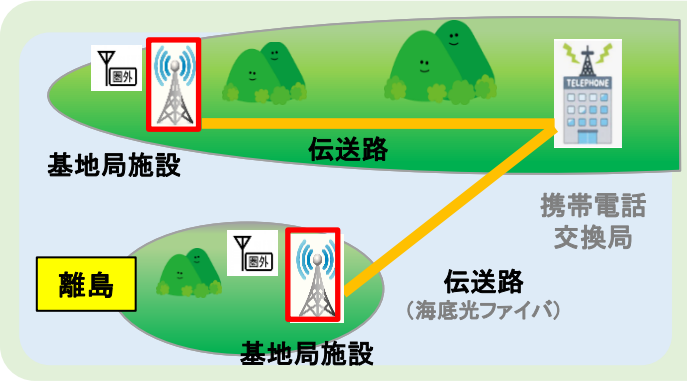

高度化施設整備のイメージ

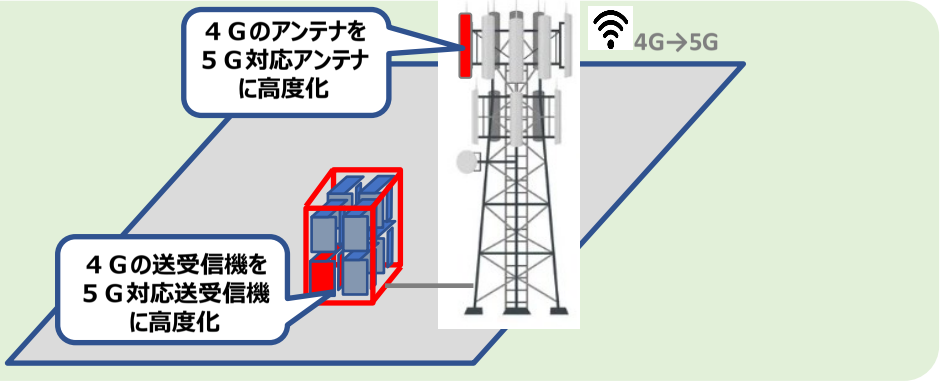

令和７年度予算額　情報通信インフラ整備加速化パッケージ　39.9億円の内数
令和6年度当初予算額：78.0億円の内数、令和6年度補正予算額：26.2億円の内数

<table>
<tr><td>No.</td><td>②-3</td><td></td><td>R７当初予算額
R６補正予算額</td><td>3,986 百万円の内数
2,618 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">高度無線環境整備推進事業（情報通信インフラ整備加速化パッケージ）</td><td>府省庁名</td><td>総務省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保するとともに、５G や IoT 等による地域活性化や地域の課題解決を支援することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">自治体、第３セクター、一般社団法人等、民間事業者</td><td>補助率</td><td>４／５、３／４、２／３、１／２、１／３</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">5G・IoT 等の高度無線環境の実現に向けて、離島等の条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合に、その費用の一部を補助する。また、令和３年度より、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">自治体が整備する場合：４／５
（離島以外の場合１／２、財政力指数 0.5 以上の場合１／３）
※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の１／２
第３セクター・民間事業者が整備する場合：４／５
（海底ケーブルの敷設を伴わない離島整備の場合３／４、離島以外の場合３／４）</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">R６実績（光ファイバ整備費用・維持管理費を交付決定）
宮城県塩竈市（寒風沢島、野々島、桂島、朴島）、山形県酒田市（飛島）、東京都（父島、母島、利島、新島、式根島、神津島、御蔵島、青ヶ島）、新潟県粟島浦村（粟島）、香川県高松市（男木島）、香川県丸亀市（本島、広島）、福岡県新宮町（相島）、長崎県壱岐市（壱岐島、大島、長島、原島）、鹿児島県伊仙町（徳之島）、鹿児島県三島村（竹島、硫黄島、黒島）、鹿児島県十島村（諏訪之瀬島、平島）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">・離島においても、ICT を活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また 5G 等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の１／２を補助する。
・令和６年度補正予算及び令和７年度当初予算においては、離島地域における整備に対する補助率の嵩上げ（第３セクター法人・民間事業者（海底ケーブルの敷設を伴わない場合）２／３→３／４）を実施。</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL 03-5253-5866</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/</td></tr>
</table>

高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア　事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者

イ　対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）

ウ　補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ　負担割合：

令和７年度予算額
情報通信インフラ整備加速化パッケージ
39.9億円の内数

（令和6年度当初予算額：78.0億円の内数
令和6年度補正予算額：26.2億円の内数）

（自治体の場合）

【離島】*

国（※1）（※3）	自治体
4／5	1／5

＊光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2（令和7年度まで）

【その他の条件不利地域】

国（※1）（※2）（※3）	自治体
1／2	1／2

（※1）地中化を伴う新規整備の場合、分子に0.5上乗せ
（※2）財政力指数0．5以上の自治体は国庫補助率1／3
（※3）民設移行を前提とした高度化を伴う更新を行う場合3／4（離島）、1／2（その他条件不利地域）

（第3セクター・民間事業者の場合）

【離島】

国（※1）（※4）（※5）	3セク・民間
4／5	1／5

【その他の条件不利地域】

国（※1）（※6）	3セク・民間
3／4	1／4

（※4）海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、3／4
（※5）高度化を伴う更新を行う場合、3／4、2／3（海底ケーブルの敷設を伴わない場合）
（※6）高度化を伴う更新の場合、2／3

イメージ図

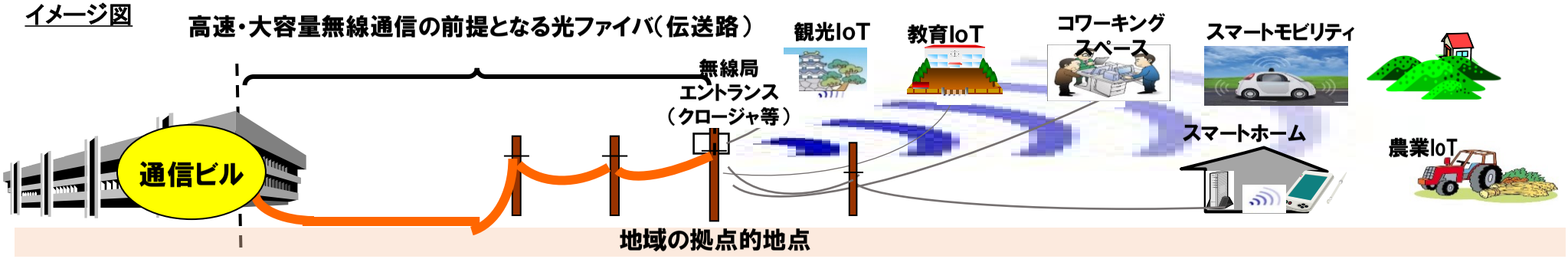

- 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、（5G対応等の）高度化を伴う更新を行う場合も補助。
- 本事業における災害復旧事業の事業主体に、電気通信事業者を追加。

<table>
<tr><td>No.</td><td>②-4</td><td></td><td>R7 予算額
R6 補正予算額</td><td>815 百万円
2,110 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">ケーブルテレビネットワークの
耐災害性強化事業</td><td>府省庁名</td><td>総務省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。
令和６年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>・市町村、市町村の連携主体
・第三セクター
承継事業者を含む</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２、１／３、２／３</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を支援する。また、令和６年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を支援する。
①ケーブルテレビ光化等整備支援事業
②災害復旧枠
③令和６年能登半島地震に係る災害復旧枠
④ケーブルテレビ複線化等整備支援事業</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">〇補助対象
①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
※業務区域の市町村の数が 10 を超える者が行う事業にあっては、条件不利地域に限る
〇補助率
①④（1）市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）　１／２、(2) 第三セクター（承継事業者）１／３
①※財政力指数 0.5 超の自治体は１／３
※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は１／３
②１／２
③２／３
〇補助対象経費
光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL 03-5253-5808</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber_taisaigaiseikyouka.html</td></tr>
</table>

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助。

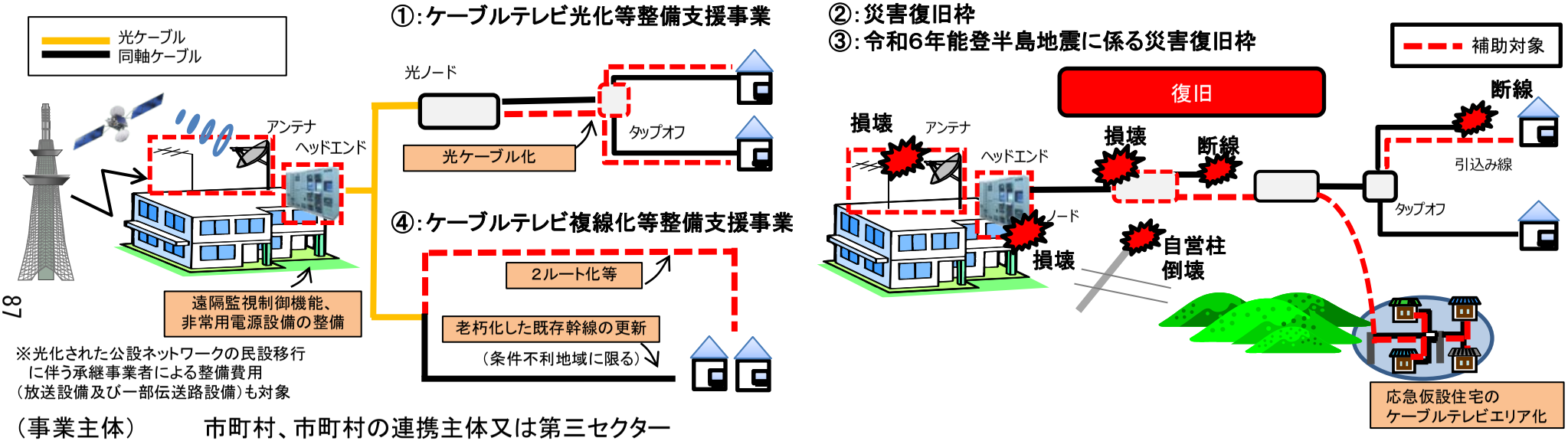

※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備費用（放送設備及び一部伝送路設備）も対象

（事業主体）　市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
（これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者（承継事業者）を含む。）

（事業スキーム）　補助事業

（補助対象地域）　①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
※業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあっては、条件不利地域に限る

（補助率）　①④（1）市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）：1/2、（2）第三セクター（承継事業者）：1/3
①※財政力指数0.5超の自治体は1/3
※光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3
②：1/2、③：2/3

（補助対象経費（上図の赤線部分））　光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ　等
③※総務省予算で過去に整備した設備以外の復旧、仮設住宅のエリア化も対象
④※非常用電源設備単独の整備も対象

（計画年度）　平成30年度～

【令和7年度当初予算　815百万円】
（令和6年度補正予算　2,110百万円
令和6年度当初予算　1,249百万円）

<table>
<tr><td>No.</td><td>②-5</td><td></td><td>R７予算額
R６補正予算額</td><td>615 百万円
2,055 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">ローカル 10,000 プロジェクト
（地域経済循環創造事業交付金）</td><td>府省庁名</td><td>総務省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>民間事業者等
（地方公共団体を通じた間接補助）</td><td>補助率</td><td colspan="2">原則１／２</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">〇地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の好循環に資する事業であることに加え、以下の要件を満たすもの
・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること
・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること
※地域金融機関からの融資額が公費による交付額（国費＋地方費）以上となること
〇地域金融機関から融資を受けて上記事業の立ち上げに取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市区町村が助成を行う場合に支援</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">・公費による交付額の上限
原則　　2,500 万円（地域金融機関の融資額が公費交付額以上であることが要件）
融資額（又は出資額）が公費による交付額の
1.5 倍以上２倍未満の場合は、上限 3,500 万円
２倍以上の場合は、上限 5,000 万円</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">R６年度：新潟県佐渡市、香川県小豆島町、福岡県宗像市、長崎県五島市</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は２／３、３／４
・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業等であって、新規性・モデル性の極めて高い事業は、国費３／４により支援
・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業は３／４
・地域の女性や若者の活躍に関連する事業であって、新規性・モデル性の極めて高い事業は３／４</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">総務省地域力創造グループ地域政策課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">０３－５２５３－５５２３</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html</td></tr>
</table>

ローカル10,000プロジェクト等

R7年度当初予算額　：　地域経済循環創造事業交付金　6.2億円
R6年度補正予算額：地域経済循環創造事業交付金 等　21.1億円
（R6年度当初予算額：地域経済循環創造事業交付金　6.0億円の内数）

○ 産官学金労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の創業・第二創業・新規事業立ち上げを支援。

○ 新たに「女性・若者活躍」に関する事業を重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- 地域密着型（地域資源の活用）
- 地域課題への対応（公共的な課題の解決）
- 地域金融機関等による融資等
- 新規性（新規事業）
- モデル性

対象経費は、
・施設整備費
・機械装置費
・備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費2/3, 3/4

重点支援（嵩上げ）

・「デジタル技術」　国費3/4
・「ローカル脱炭素」国費3/4
・**「女性・若者活躍」国費3/4【新規】**

公費による交付額 ※

国費　　**地方費**

地域金融機関による融資等（原則、無担保融資）

・公費による交付額以上

自己資金等

※　上限2,500万円。
融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円

事例

岩手県久慈市

ハウス内環境制御と木質バイオマスエネルギーを活用した
菌床しいたけ栽培による地域経済循環創出事業

山梨県都留市

富士の麓の小さな城下町都留市
織物業再興×ふるさと納税活用プロジェクト

長野県佐久市

循環型醸造事業
～Ferment Base～

島根県松江市

歴史文化の港町・美保関の
古民家を活用した宿泊施設とレトロなBAR整備事業

徳島県美馬市

うだつの町並み周辺古民家等活用支援事業

鹿児島県長島町

ぶりと茶どころ
鹿児島活性化事業

ネットワークづくりの推進

ローカルスタートアップ等のための地域のネットワークづくりを推進するため、中間支援組織と自治体とのマッチングセミナー等を開催

No.	②-6		R７予算額 R６補正予算額	150 百万円 ―
事業名	地域の持続可能性の確保に向けた 郵便局の利活用推進事業		府省庁名	総務省
概　要	人口減少下における様々なサービス等の提供拠点が縮小・撤退する中、地域の持続可能性の確保に向け、郵便局ネットワークを活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携し、郵便局を新たな行政サービス・住民生活支援サービスの提供拠点とする実証事業を実施。			
支援対象	地方公共団体、協議会等	補助率	定額	
対象事業	地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業			
支援内容	―			
離島での 実績	R6 総務省予算事業「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」において 山口県柳井市（平郡島）　郵便局におけるオンライン診療・オンライン服薬指導を実施			
備　考				
担当部署	総務省情報流通行政局郵政行政部企画課			
連絡先	03-5253-5964			
参照 HP	-			

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

- 地方においては、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止や、生活に必要な公共的な役割を担う企業（民間金融機関等）が撤退する地域も増加。
- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。

法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※

※郵政民営化法第７条の２、
日本郵便株式会社法第１条

現状

地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業

- 郵便局の公共性・地域性を活かして、**郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業**を実施。
- 郵便局ネットワークを維持する責務を負っている日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、**郵便局ネットワークを利活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携することで、人口減少下においても持続可能な地域へ発展**させていく。

（事業主体）　シンクタンク（シンクタンクを事務局として自治体が実証を実施）
（事業スキーム）　実証事業（請負）

令和7年度予算額 150百万円（新規）

No.	③-1		R7 予算額	―
事業名	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算		府省庁名	文部科学省
概　要	離島の教育の特殊事情に鑑み、離島の公立高等学校等の教職員定数について、加配措置を行うもの。（全額地方交付税措置）			
支援対象	公立高等学校等のある離島を有する都道府県、市町村	補助率	―	
対象事業	―			
支援内容	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）附則第 11 項に基づき、離島に高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）及び特別支援学校高等部が設置されているときは、離島の教育の特殊事情に鑑み、教職員定数に、政令で定める数を加える。			
離島での実績	令和７年度予算：100 人			
備　考				
担当部署	文部科学省初等中等教育局財務課			
連絡先	03-6734-2038			
参照 HP				

加配教職員定数について（高校）

高等学校における加配教職員定数は、少人数指導等の実施、中途退学や日本語指導の対応など、学校が個々に抱える問題解決のために、基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているものであり、学校規模等により算定される基本的な定数とともに地方財政計画人員に計上され、全額地方交付税措置がなされるものである。

令和7年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内　　容	予算定数
指導方法改善※ （法9条2項）	外国語のｵｰﾗﾙｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ、数学のｺﾝﾋﾟｭｰﾀ授業などにおける少人数指導	1,019人
通級による指導 （法22条3号）	高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）に対応	348人
生徒支援※ （法22条3号）	中途退学や日本語指導など教育指導上特別な配慮が必要な生徒対応	1,391人
養護教諭 （法22条3号）	心のケアなど生徒の心身の健康への対応	84人
職業系類型・コース開設※ （法22条4号）	普通科において職業系の類型・コースを開設し、多様な教育を展開	346人
多様な教科・科目開設※ （法22条4号）	普通科において多数の教科・科目を開設し、多様な教育を展開	737人
研修等定数 （法22条5号）	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	2,390人
離島地域 （法附則11項）	離島地域の高校又は特別支援学校高等部における教育の充実への対応	100人
合　計		6,415人

※上記、4つの事項については、各項目10人程度の小規模校向けの優先枠を設ける

<table>
<tr><td>No.</td><td>③-2</td><td></td><td>R7 予算額</td><td>185 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">離島高校生修学支援事業</td><td>府省庁名</td><td>文部科学省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>都道府県、市町村</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２以内</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">高校未設置の離島に住む高校生が、高校進学のために島外に通学及び居住することになることから、通学費や居住費などを対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部を補助するもの
（１）通学に要する交通費

（２）居住費</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">（１）生徒の自宅から学校所在地まで、常態として（夏期間のみなど季節単位も含む。）交通機関を利用して通学する生徒の旅客運賃等をいう。
（２）高等学校等へ通学するため、生徒の自宅がある離島を離れ、本土または他の離島の民間アパートや寄宿舎等自宅外に居住している生徒の下宿費、寮費、アパート代等をいう。
　なお、冬期間のみ下宿するなど、季節単位で居住費が発生する場合も、その期間は居住費の対象となる。</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">R6　青ヶ島、初島など（１都 18 県で実施）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">高校未設置離島とは、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法令で指定されている離島のほか、橋梁等により本土との陸上交通が確保されていない離島の中に高等学校等が設置されていない地域をいう。</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">文部科学省初等中等教育局財務課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-6734-2027</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

へき地児童生徒援助費等補助金

令和7年度予算額　21億円
（前年度予算額　21億円）

文部科学省

1．趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2．補助内容

（1）スクールバス等購入費　6億円（6億円）

へき地学校、学校統廃合及び過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

（2）遠距離通学費　10億円（11億円）

①学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助（補助期間：５年間）

②激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中高等学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助（補助期間：５年間）

（3）離島高校生修学支援事業　2億円（2億円）

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

（4）その他　2億円（2億円）

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費（３～５級地）、学校間移動費、保健管理費

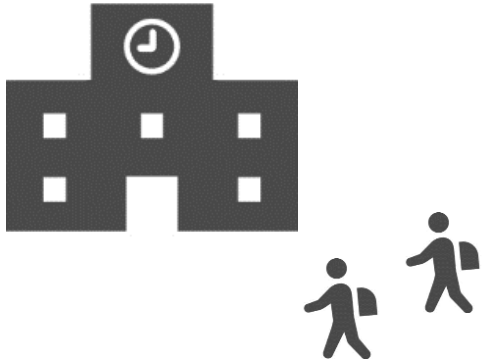

3．実施主体

都道府県、市町村

4．補助率

１／２
（高度へき地修学旅行費で過去３カ年の財政力指数0.4未満の市町村は２／３、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については１／３）

（初等中等教育局財務課）

No.	③-3		R7 当初予算額 R6 補正予算額	69,134 百万円の内数 207,566 百万円の内数
事業名	公立学校施設整備費		府省庁名	文部科学省
概　要	公立の小中学校等の施設整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を負担等している。 離島については、離島振興法の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど離島の振興のための特別措置を講じている。			
支援対象	都道府県、市町村 等	補助率	５．５／１０	
対象事業	【主な特別措置の概要】 ①小中学校等施設の新増築 （公立の小中学校等の校舎・屋内運動場等の新増築に要する経費の一部を国が負担） ②学校統合に伴う既存施設の改修 （公立の小中学校等の統合に伴い実施する既存の校舎の改修に要する経費に対して国が交付金を交付） ③小中学校等施設の改築 （公立の小中学校等の校舎・屋内運動場・寄宿舎の改築に要する経費に対して国が交付金を交付） ④へき地小中学校等施設の新増築 （へき地の公立の小中学校等の寄宿舎、教職員住宅、集会室の新増築に要する経費に対して国が交付金を交付）			
支援内容	①・②・④　算定割合：　通常１／２　→　離島振興地域　５．５／１０ ③　　算定割合：　通常１／３　→　離島振興地域　５．５／１０			
離島での実績	R6　離島振興対策実施地域計 4 自治体に、計 905,984 千円を交付。			
備　考				
担当部署	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課			
連絡先	03-6734-2464			
参照 HP	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_a2.htm			

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和7年度予算額　691億円
（前年度予算額　683億円）

令和6年度補正予算額　2,076億円

文部科学省

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

❶新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備

❷防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

❸脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
  （高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

激甚化・頻発化する災害への対応

能登半島地震における外壁・内壁落下

避難所としての**防災機能強化**

バリアフリートイレの整備

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

学校施設の**ZEB化**

高断熱化、LED照明、高効率空調など

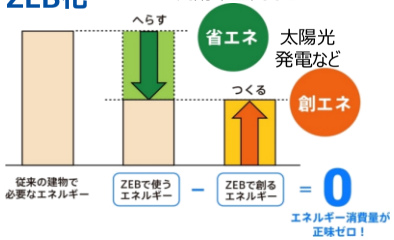

具体的な支援策

制度改正

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）の時限延長（令和９年度まで）
- 屋外教育環境の整備に関する事業の補助時限の延長（令和11年度まで）

単価改定

標準仕様の抜本的見直しや物価変動の反映等による増
対前年度比　＋10.0%
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）
R6:296,000円/㎡　⇒　R7:325,700円/㎡

（担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

No.	③-4-1		R7 予算額	5 百万円
事業名	近代和風建築等総合調査		府省庁名	文化庁
概　要	近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の所在地、形態・意匠及び保存状況等に関して、都道府県が行う調査事業に対する補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	１／２　等	
対象事業	当該地方公共団体に所在する近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の歴史的沿革、建築意匠・技法に関する調査事業。原則として２か年継続事業とする。			
支援内容	補助率１／２。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	—			
備　考				
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-2		R7 予算額	12,356 百万円
事業名	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業		府省庁名	文化庁
概　要	重要文化財の管理又は修理、及び公開活用に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、管理団体	補助率	１／２　等	
対象事業	修理事業、管理事業、公開活用事業（これらの事業施行上必要な調査事業を含む） 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率１／２。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1　礼文町　佐渡市　隠岐の島町島後　壱岐市　対馬市　佐世保市黒島 R2　礼文町　佐渡市　壱岐市　対馬市 R3　礼文町　佐渡市　壱岐市　対馬市　隠岐の島町 R4　壱岐市　対馬市　隠岐の島町 R5　佐渡市 R6　佐渡市			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課・文化資源活用課			
連絡先	075-451-9702、 075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

<table>
<tr><td>No.</td><td>③-4-3</td><td></td><td>R7 予算額</td><td>99 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">登録有形文化財建造物修理事業</td><td>府省庁名</td><td>文化庁</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">登録有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費、及び公開活用に要する経費についての補助</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">所有者、管理団体</td><td>補助率</td><td>１／２　等</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">１　保存修理に係る設計監理事業
　次のア～ウに掲げるいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存・活用の模範となるもので、これらの登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理事業
ア 各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの
イ 各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの
ウ 身近な地域づくりや地域振興に資するもの

２　公開活用事業
詳細な内容については参照 HP にある補助要項を参照</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">補助率１／２。
補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</td></tr>
<tr><td>離島での
実績</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">都道府県教育委員会に相談。随時。</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">文化庁文化資源活用課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">075-451-9665</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/</td></tr>
</table>

No.	③-4-4		R7 予算額	3 百万円の内数
事業名	民家保存管理施設		府省庁名	文化庁
概　要	重要文化財である民家が現状変更等により居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に、当該民家を管理するために新しく保存管理施設を設置する事業に要する経費についての補助			
支援対象	個人所有者	補助率	１／２（上限あり）	
対象事業	保存管理施設を建築する事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率１／２。 １件当たり２、７００千円を最高限度額とする。			
離島での実績	—			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-5		R7 予算額	4 百万円の内数
事業名	重要文化財建造物等買上		府省庁名	文化庁
概　要	重要文化財である建造物及びその敷地の保存のため特別の事情による買上げに要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	１／２　等	
対象事業	各条件を満たした建造物等を買上げる事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率１／２。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	—			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-6		R７予算額	30 百万円
事業名	地域活性化のための特色ある文化財調査・活用		府省庁名	文化庁
概　要	全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な文化財（美術工芸品）（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料等）の平時および震災や津波等の大規模災害による散逸、亡失を防ぎ、保存対策の基本計画策定に資するために実施する保存状況等の調査に要する経費、及び調査成果の情報発信に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	１／２　等	
対象事業	次に掲げる史料の所在確認及び保存状況を調査する事業。 （１）まとまって１か所に伝存し、調査によって当該地域の歴史及び文化を明らかにするもの。 （２）散在しているが、特定の歴史事象等について包括的に調査することによって、その価値が明らかにされるもの。 （３）その他上記事項に準ずるもの。			
支援内容	補助率１／２。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	—			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	075-451-9702			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-7		R7 予算額	27 百万円
事業名	天然記念物緊急調査		府省庁名	文化庁
概　要	学術上価値の高い動物・植物及び地質鉱物の実態を把握し、その保存対策に資するために行う調査に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）減少原因調査……減少又は衰滅の虞れのある動植物等についてその原因の調査 （２）分布調査……学術上貴重な動植物等の所在、分布の調査 （３）生態調査……減少しつつある動物・植物の生態及び生息環境とのかかわり合いについての調査 （４）保存対策調査……減少原因調査、分布調査、生態調査などをふまえた具体的な保存対策の実施方法等についての調査			
支援内容	補助率１／２。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1　礼文町 R3　伊平屋村			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-8		R7 予算額	110 百万円
事業名	史跡等保存活用計画等策定		府省庁名	文化庁
概　要	史跡、名勝又は天然記念物の保存活用計画を策定する事業に要する経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体、所有者、管理団体	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）史跡等保存活用計画策定事業 （２）歴史の道総合計画策定事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率１／２。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1　対馬市　新上五島町　奄美市 R2　対馬市 R3　奄美市　喜界町 R4　奄美市　喜界町 R5　隠岐の島町　上島町　伊平屋村			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-9		R7 予算額	100 百万円
事業名	天然記念物再生事業		府省庁名	文化庁
概　要	天然記念物の保護及び再生事業に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、地方公共団体	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）給餌 （２）増殖施設、保護収容施設の整備 （３）病害虫駆除 （４）施肥等樹勢回復 （５）遷移の中断、促進及び正常化 （６）生息・生育環境の維持・復元のための事業 （７）その他天然記念物の再生に必要と認める事業			
支援内容	補助率１／２。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1　萩市見島　土庄町 R2　萩市見島　土庄町　新上五島町 R3　萩市見島 R4　萩市見島 R5　萩市見島			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-10		R7 予算額	190 百万円
事業名	天然記念物食害対策		府省庁名	文化庁
概　要	天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体（一部事業については都道府県のみ）	補助率	２／３	
対象事業	（１）幼樹保護 （２）防護柵設置 （３）捕獲 （４）防護網等設置 （５）餌場借上 （６）給餌 （７）効果測定等調査 （８）その他保護管理のために必要な施設の設置等			
支援内容	補助率２／３。			
離島での実績	R1　小笠原村 R2　小笠原村 R3　小笠原村 R4　小笠原村 R5　小笠原村			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-11		R7 予算額	2,851 百万円
事業名	埋蔵文化財緊急調査		府省庁名	文化庁
概　要	土地に埋蔵されている文化財の実態を把握するための調査に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）発掘調査 （２）遺跡発掘事前総合調査 （３）遺跡詳細分布調査 （４）重要遺跡確認緊急調査 （５）出土遺物保存処理 詳細は参照 HP にある補助要項を参照。			
支援内容	補助率１／２。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1　佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R2　佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R3　佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R4　佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R5　佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-12		R7 予算額	14 百万円
事業名	名勝地調査		府省庁名	文化庁
概　要	消滅や改変の危機に瀕している未指定・未登録の名勝地の保護のために、必要情報の集約を目的として実施する調査経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）名勝地を特定するために行う総合調査 （２）個別の名勝地を対象として行う実測図作成等に係る詳細調査			
支援内容	補助率１／２。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	—			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-13		R7 予算額	257 百万円
事業名	文化的景観保護推進事業		府省庁名	文化庁
概　要	文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）調査事業 （２）保存活用計画策定事業 （３）整備事業 （４）普及・啓発事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率１／２。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1　佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町、五島市 R2　佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町 R3　佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町 R4　佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町 R5　佐渡市、佐世保市黒島、五島市、小値賀町 R6　佐渡市、佐世保市黒島、五島市、新上五島町、小値賀町			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-14		R7 予算額	1,567 百万円の内数
事業名	伝統的建造物群保存対策		府省庁名	文化庁
概　要	伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づく保存・防災対策の策定並びにそれらの見直しの事業に要する経費についての補助			
支援対象	市町村	補助率	１／２　等	
対象事業	(１)伝統的建造物群保存対策調査 ・歴史的沿革及び自然的、社会的、経済的概況の調査 ・伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存状況に関する調査 ・伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存対策の策定 (２)重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定 ・重要伝統的建造物群保存地区の防災計画策定			
支援内容	補助率１／２。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R3　佐渡市 R4　佐渡市			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-15		R7 予算額	1,567 百万円の内数
事業名	重要伝統的建造物群保存地区保存事業		府省庁名	文化庁
概　要	重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費についての補助			
支援対象	市町村	補助率	１／２　等	
対象事業	伝統的建造物群保存地区の保存のため市町村が自ら行う事業又は所有者等が行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率１／２。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R2　佐渡市宿根木、牟岐町出羽島、呉市富豊町御手洗、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦 R3　佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦 R4　佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦 R5　佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦 R6　佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-16		R7 予算額	132 百万円
事業名	指定文化財管理		府省庁名	文化庁
概　要	指定文化財の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び国有文化財の管理団体が行う事業に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体、管理団体	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）防災設備保守点検等 （２）差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理 （３）名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 （４）燻蒸・殺虫 （５）文化財保護管理指導 （６）国有文化財の見廻り看視及び清掃 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	（１）～（５）の事業については補助率１／２。（６）の事業については補助率４／５。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1　島後（隠岐布施海岸） R2　島後（隠岐布施海岸） R3　島後（隠岐布施海岸） R4　島後（隠岐布施海岸） R5　島後（隠岐布施海岸） R6　島後（隠岐布施海岸）			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-17		R７予算額	380 百万円
事業名	重要無形文化財等伝承事業		府省庁名	文化庁
概　要	重要無形文化財等の保存のための伝承事業に要する経費についての補助			
支援対象	保存団体、地方公共団体等	補助率	定額	
対象事業	（１）伝承者の養成 （２）研修発表会 （３）資料の収集整理（文化財保護法第７１条の重要無形文化財に限る。） （４）指定の要件の品質管理（工芸技術のうち文化財保護法第７１条の重要無形文化財に限る。） （５）技術研究 （６）原材料・用具の確保 （７）関連技術事業 （８）重要無形文化財人形浄瑠璃文楽の伝承を実施する団体の活動運営経費 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	予算の範囲内において定額。			
離島での実績	―			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	075-451-9702			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-18		R７予算額	47 百万円
事業名	重要無形文化財等公開事業		府省庁名	文化庁
概　要	重要無形文化財等の保存のための公開事業に要する経費についての補助			
支援対象	保存団体、地方公共団体等	補助率	定額	
対象事業	（１）　国家指定芸能特別鑑賞会 （２）　日本伝統工芸展			
支援内容	予算の範囲内において定額。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	―			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	075-451-9702			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-19		R７予算額	29 百万円
事業名	民俗文化財調査		府省庁名	文化庁
概　要	有形の民俗文化財及びこれに関連する無形の民俗文化財について、その保護に資するための調査に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体等	補助率	１／２　等	
対象事業	我が国の民俗文化財のうち、散逸、衰滅、変容のおそれのあるもの、又はかつて広域的に伝承されていたが、急激な社会変化によって特定地域に伝承されているもの等、我が国の文化を理解するうえで特に重要性が認められるものについての調査事業			
支援内容	補助率１／２。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R 元　小豆島（小豆島農村歌舞伎調査を実施）、種子島（種子島の盆踊調査を実施）、南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市 R2　南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、小豆島、種子島 R3　南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、種子島 R4　南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、種子島 R5　南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、種子島			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	075-451-9702			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-20		R７予算額	(1) 85 百万円の内数 (2) 126 百万円
事業名	重要有形民俗文化財修理・防災事業		府省庁名	文化庁
概　要	重要有形民俗文化財の管理又は修理に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、管理団体	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）管理事業 （２）修理事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率１／２。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R2 小豆島 R3 小豆島 R4 小豆島 R5 小豆島			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	075-451-9702			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-21		R７予算額	133 百万円
事業名	民俗文化財伝承・活用等事業		府省庁名	文化庁
概　要	民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体、所有者、保護団体等	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）重要有形・無形及び登録有形民俗文化財伝承基盤整備事業 （２）無形民俗文化財伝承事業 （３）無形民俗文化財活用事業 （２）（３）の事業は、地方公共団体が行う事業を原則とする。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率１／２。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	―			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	075-451-9702			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-22		R７予算額	502 百万円
事業名	文化財保存技術保存事業		府省庁名	文化庁
概　要	選定保存技術等の保存のための伝承者の養成等の事業に要する経費についての補助			
支援対象	保持者、保存団体、地方公共団体等	補助率	定額	
対象事業	（１）伝承者の養成 （２）研修発表会 （３）技術、技能の錬磨 （４）記録の作成及び刊行 （５）原材料・用具の確保 （６）関連技術事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	予算の範囲内において定額			
離島での実績	―			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課			
連絡先	075-451-9702			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-23		R７予算額	４百万円
事業名	ふるさと文化財の森管理業務支援事業		府省庁名	文化庁
概　要	文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林において、高品位の資材を確保し継続的に供給するために必要な管理に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、管理団体	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）下草刈り及び除草 （２）剪定及び間伐 （３）山焼き （４）病害虫及び害獣対策（捕獲、防護網等設置） （５）荒皮剥き （６）管理のために必要な設備（標識、説明板、境界標、囲い等）の設置 （７）管理のために必要な通路の整備 （８）管理のために必要な資料作成			
支援内容	補助率１／２。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績				
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-24		R7 予算額	4,507 百万円
事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業		府省庁名	文化庁
概　要	史跡、名勝又は天然記念物の整備等を行うために必要な経費、登録記念物の整備等の設計管理等を行うために必要な経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、管理団体、地方公共団体	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）史跡等総合活用整備 （２）登録記念物活用整備事業 （３）歴史の道活用整備事業 （４）石垣等緊急調査 （５）（１）～（４）の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率１／２。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1　横須賀市猿島　佐渡市　今治市能島　長崎市高島　長崎市端島　五島市　天草市 R2　佐渡市 R3　佐渡市　対馬市　長崎市高島　和泊町　知名町 R4　横須賀市猿島　佐渡市　今治市能島　長崎市高島　長崎市端島　五島市　天草市 R5　佐渡市　今治市能島　長崎市高島　長崎市端島　対馬市　五島市　壱岐市　天草市 R6　横須賀市猿島　佐渡市　今治市能島　対馬市　長崎市高島　長崎市端島　天草市			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9665			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-25		R7 予算額	485 百万円
事業名	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業		府省庁名	文化庁
概　要	地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費についての補助			
支援対象	地方公共団体等	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業 （２）埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率１／２。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1　壱岐市　南種子町　伊仙町　和泊町　知名町 R3　佐渡市　伊仙町 R4　佐渡市　壱岐市　伊仙町 R5　佐渡市　壱岐市　伊仙町　南種子町　天城町			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金

令和７年度予算額　24,073百万円
（前年度予算額　24,598百万円）

国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、文化財の保存・伝承等のための各種事業に対して補助を実施。

＜主な施策＞

◆建造物の保存修理等　11,438百万円（ 11,438百万円）

国宝・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業　11,334百万円（ 11,334百万円）　等

◆美術工芸品の保存修理等　1,108百万円（ 1,085百万円）

国宝・重要文化財（美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化　1,567百万円（ 1,567百万円）

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等　8,541百万円（ 9,106百万円）

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業　4,507百万円（ 5,057百万円）　等

◆無形文化財の伝承・公開等　1,256百万円（ 1,240百万円）

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。

等

＜建造物維持修理の様子＞
重要文化財　大宰府天満宮本殿
屋根葺替え（福岡県）

＜史跡及び名称整備の様子＞
特別史跡多胡碑での笠石修理作業
（群馬県）

No.	③-5		Ｒ７予算額	761 百万円
事業名	地域文化財総合活用推進事業 （地域文化遺産、地域伝統行事・民俗芸能等）		府省庁名	文化庁
概　要	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的とする。			
支援対象	地域の文化遺産の所有者もしくは保護団体（保存会等）等によって構成される実行委員会等	補助率	補助対象経費の 85%が上限	
対象事業	文化振興とともに地域活性化を推進するため、我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組や地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤整備の取組に対して補助を行うもの。 （１）地域文化遺産 ①人材育成事業：地域の文化遺産を総合的に紹介するガイド等の人材育成 ②普及啓発事業：地域の文化遺産を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等） （２）地域伝統行事・民俗芸能等 ①用具等整備事業：地域の伝統行事や民俗芸能に用いる用具の新調、修理 ②後継者養成事業：地域の伝統行事や民俗芸能の後継者の養成 ③記録作成・情報整備事業：地域の伝統行事や民俗芸能の継承に用いるための記録映像の作成、オンライン配信等の取組			
支援内容	各地方公共団体が策定する、地域活性化に資する特色ある総合的な取組に関する実施計画に基づき、実行委員会等が実施する事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するもの。			
離島での実績	Ｒ６佐渡市（民謡大会の実施）など			
備　考	・１０～１１月頃に募集開始予定 ・実行委員会等が所在する地方公共団体及び都道府県を通じて応募（個別の団体からの直接応募は不可）			
担当部署	文化庁参事官（生活文化創造担当）			
連絡先	075-451-4111（内線 9576）			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/			

地域文化財総合活用推進事業

地域伝統行事・民俗芸能等

令和7年度予算額	401百万円
（前年度予算額	421百万円）
令和6年度補正予算額	428百万円

文化庁

現状・課題

地域の伝統行事や民俗芸能は、その地域に暮らす人々の心のよりどころであり、またコミュニティの繋がりを維持する上で、重要なものであるが、過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として継承が困難になっている。また令和６年能登半島地震によりキリコ祭りをはじめとする伝統行事等の継承が一層困難な状況となっている。

地域の伝統行事や民俗芸能が消失した際には元に戻すことが不可能あるいは極めて困難であることから、次代に継承するため、担い手の養成や用具整備、記録作成等に関する取組への支援に加え、情報発信や維持・継承に必要なノウハウの提供を行う等、ハード・ソフト両面から支援を行う必要がある。

事業内容

地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤を整備する取組に対して、補助対象経費の85%を上限として補助を行う。

＜補助対象＞

- 用具等整備（経年劣化や災害を起因とする用具の修理や新調を行う事業）
- 後継者養成（保存会会員等を対象とした技術練磨等の事業）
- 記録作成・情報整備（記録映像の作成やオンライン配信等を行う事業）

件数・単価 約80件×5百万円程度　**事業開始年度** 令和3年度

事業体制

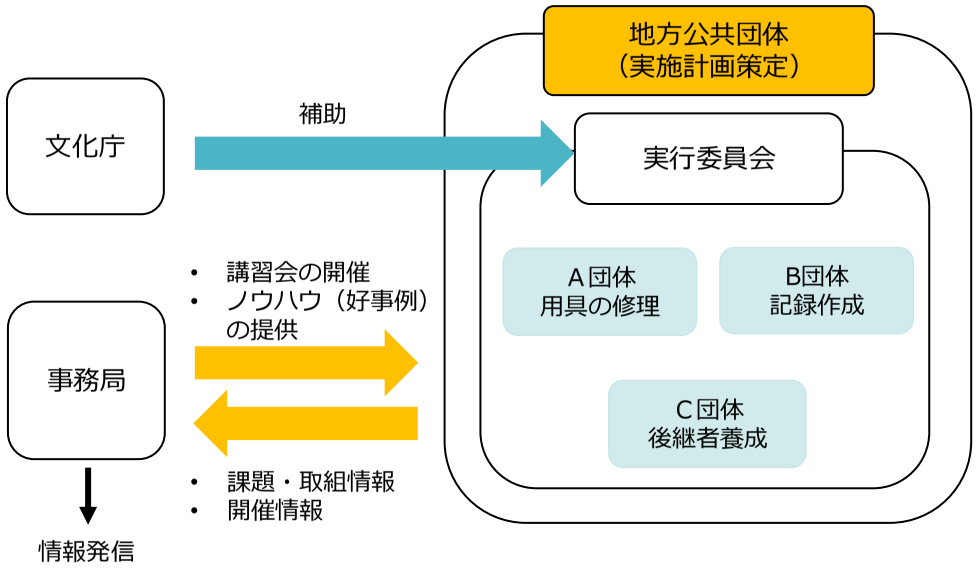

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援	地域伝統行事等への参加者数の増加	地域文化遺産の担い手確保

（担当：文化庁参事官（生活文化創造担当）付）

地域文化財総合活用推進事業

地域文化遺産

令和7年度予算額　360百万円
（前年度予算額　600百万円）
令和6年度補正予算額　140百万円

現状・課題

文化遺産は、地域の人々の心のよりどころとして地域に活力を与える国民共有の財産であるが、過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの衰退により保存維持の担い手が不足し、消失の危機にある。文化遺産が消失した際には元に戻すことが不可能あるいは極めて困難である。

一方で、地域の文化遺産は、地域文化の多様さ、豊かさを示すものであり、交流人口の増加など地域経済にも貢献することから、その積極的な活用が期待されている。このため、地域文化遺産を活用した取組を支援し、地域活性化を推進することが急務となっている。

事業内容

地域文化遺産を核とした地域活性化

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援する。

＜補助対象＞

- 人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- 普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

＜補助金の額＞

補助対象経費の85%が上限

件数・単価	約70件×5百万円程度	事業開始年度	令和元年度

事業体制

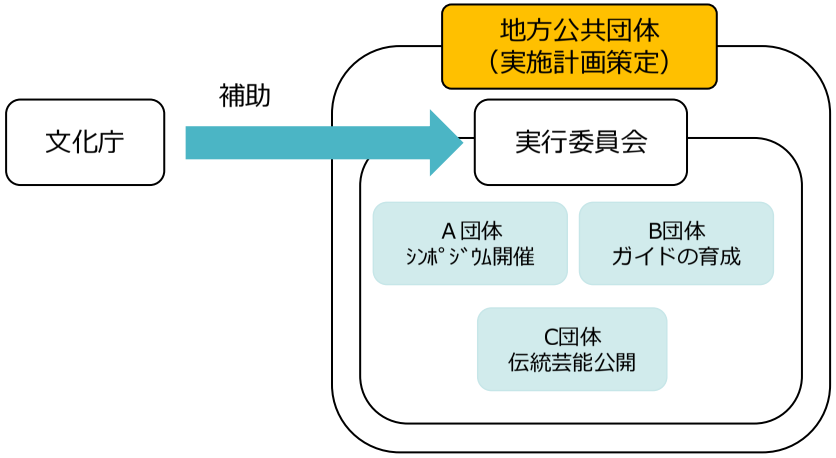

民俗芸能大会の開催

ボランティアガイドの育成

アウトプット（活動目標）	短期アウトカム（成果目標）	長期アウトカム（成果目標）
地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援	地域伝統行事等への参加者数の増加	地域文化遺産の担い手確保

（担当：文化庁参事官（生活文化創造担当）付）

No.	③-6		Ｒ７予算額	5,580 百万円
事業名	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業		府省庁名	文化庁
概　要	小学校・中学校等において子供たちにトップレベルの文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施する。			
支援対象	芸術団体と学校が芸術教育の一環として行う巡回公演	補助率	委託にて実施	
対象事業	小学校・中学校等において子供たちにトップレベルの文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、以下の事業を実施。 学校巡回公演 　トップレベルの文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演及びワークショップを実施。			
支援内容	実施要領に基づき、学校芸術教育の一環として巡回公演を行う芸術団体に委託し、事業を行うもの。			
離島での実績	Ｒ６　学校巡回公演では、8 都県において子供たちにトップレベルの文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施した。（計２９件）			
備　考				
担当部署	文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室			
連絡先	03-6734-2835			
参照 HP	http://www.kodomogeijutsu.go.jp/			

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

令和7年度予算額　5,580百万円
（前年度予算額　5,546百万円）

現状・課題

〈平成２９，３０年の学習指導要領改訂より〉
総則において、地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。
音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。

将来の文化芸術の担い手や観客育成	小学校・中学校・特別支援学校等を対象	文化芸術体験	共生社会の実現	芸術教育の充実
未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。	各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。	文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験を享受できるよう努める。	障害者芸術団体による学校公演、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演の提供を充実させることによって、共生社会の実現へ寄与する。	芸術系教科等を担当する教員等に向けた研修の実施や、新たに芸術教育に関する実証事業を実施することで芸術教育の充実につなげる。

事業内容

「舞台芸術等総合支援事業」分

① 学校巡回公演
件数：1,876公演（予定）

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等の授業において実演芸術公演を実施。
- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において公演を実施。

② ユニバーサル公演
件数：232公演（予定）【拡充】32公演増

- 小学校、中学校、特別支援学校等の授業において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演を体育館等で実施。表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を支援。

③ 芸術家の派遣
件数：2,990公演（予定）

- 日本芸術院会員含む個人又は少人数の芸術家が学校の体育館、講堂等で公演、講話、ワークショップ等を授業内で実施。
- 各都道府県の教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家をコーディネートし、公演等を授業内で実施。
- 実績のある国内のクリエイターの学校派遣による対面や、ICT・オンラインを積極的に活用したマンガ等メディア芸術、映画等に関する授業を実証・実施。

④ 文化施設等活用公演
件数：110公演（予定）

- 地域の美術館、音楽ホール等の文化施設を会場とし、アーティストやエデュケーター等が協力することにより、子供たちがより効果的に鑑賞・体験できる活動を授業内で実施。近隣の学校と連携した合同開催を可能とする。

⑤ コミュニケーション能力向上
件数：200公演（予定）

- 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を学校の教室等において授業内で実施。
- 地域のNPO法人等が学校と芸術家をコーディネートし、教室等で継続的なワークショップ等を授業内で実施。

②～⑤の事業スキーム　※①は日本芸術文化振興会にて実施

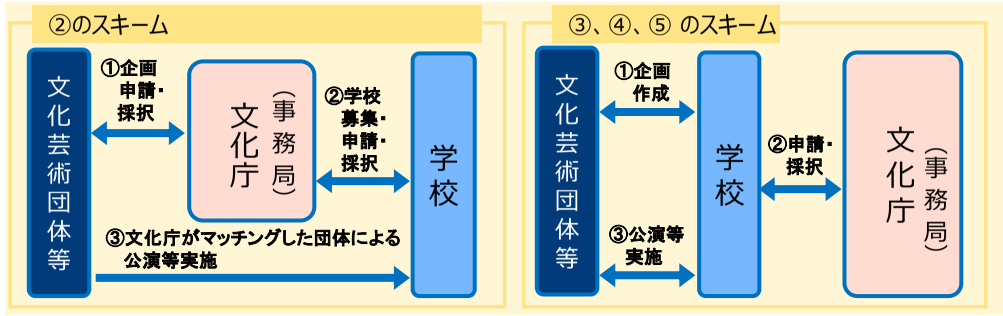

芸術教育における芸術担当教員等研修

- 小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

アウトプット（活動目標）

- 学校巡回公演　1,876公演
- ユニバーサル公演　250公演
- 芸術家の派遣　2,990公演
- 文化施設等活用　110公演
- コミュニケーション能力向上　200公演

短期アウトカム（成果目標）

１年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことがない子供の割合（文化に関する世論調査）
→　目標　30%

長期アウトカム（成果目標）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

担当：参事官（芸術文化担当）付

No.	③-7-1		R7 予算額	23 百万円の内数
事業名	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）		府省庁名	文化庁
概　要	平成２１年２月にユネスコが指摘した危機的な状況にある８言語(八丈方言が八丈語として含まれている。)や東日本大震災の被災地方言に関する調査結果，各地の継承のための取組事例等を紹介するとともに，それぞれの言葉による語りの披露や危機言語・方言を使った活動や研究を行っている方の講演等を通して，危機言語・方言の価値や，各地域における危機言語・方言の保存・継承の活動について理解を深めていただき，「地域の宝」である言語・方言の危機的な状況の改善につなげようとするもの。			
支援対象	都道府県	補助率	都道府県に支出委任をして実施	
対象事業	危機的な状況にある言語・方言サミットの開催			
支援内容	都道府県に支出委任			
離島での実績	令和６年度は東京都八丈島において開催			
備　考	・開催地となる対象地域は危機的な状況にある言語・方言を抱えている地域			
担当部署	文化庁国語課			
連絡先	03-6734-2839			
参照 HP	https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/summit/index.html			

No.	③-7-2		R7 予算額	23 百万円の内数
事業名	危機的な状況にある言語･方言の活性化･調査研究事業（消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）		府省庁名	文化庁
概　要	平成２１年２月にユネスコが指摘した危機的な状況にある８言語(八丈方言が八丈語として含まれている。)や東日本大震災の被災地方言のうち，音声資料や映像資料をはじめ，保存・継承に必要な調査研究が十分とは言えない地域の方言について，当該地域の方言の保存・継承に資するため，よりどころとなる基礎データの集積を中心とした実地調査及びその分析，方言の保存・継承に資する諸研究や成果報告等を行うもの。			
支援対象	法人格を有する団体	補助率	委託事業として実施	
対象事業	消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業の実施			
支援内容	委託事業として実施			
離島での実績	平成２５及び２６年度の危機言語･方言の実態に関する調査研究において，東京都八丈島，青ヶ島での調査を実施			
備　考	・調査研究の対象となるのは危機的な状況にある言語・方言を抱える地域 ・委託先は法人格を有する団体			
担当部署	文化庁国語課			
連絡先	03-6734-2839			
参照 HP	https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/jitchichosa/index.html			

危機的な状況にある言語・方言の活性化に向けた取組

令和７年度予算額　23百万円
（前年度予算額　23百万円）

背景・課題

◆ユネスコ“世界消滅危機言語地図”発表（平成21年2月）
→ 日本の場合は８つ（アイヌ語・7方言）が消滅危機

◆アイヌ政策推進会議の報告、アイヌ施策推進法、基本的な方針
→ 国によるアイヌ語の復興の取組

◆東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月）
→ 被災地の方言の再興

	アイヌ	八丈	奄美	国頭	沖縄	宮古	八重山	与那国	被災地
判定	極めて深刻	危険	危険	危険	危険	危険	重大な危険	重大な危険	危険

文化庁委託調査研究（平成22・24・25年度）

取組内容

○危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究　12百万円

●保存・継承に不可欠な記録を欠く危機方言の記録作成・啓発、啓発事業、研究者と行政等担当者の協議会の実施。
●事業内容：記録作成・啓発
危機言語・方言サミット（発表シンポジウム）
●事業期間：平成22年度から実施

○アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業　9百万円

●消滅の危機度が最も高いアイヌ語の復興に向け、保存・継承、学習に資する環境を整えるため、「アナログ資料のデジタル化」「アーカイブ作成支援」を実施。
●事業内容：アナログ資料のデジタル化
アーカイブ作成支援
●事業期間：平成27年度から実施

○危機言語話者の育成　2百万円（新規）

●極めて深刻とされているアイヌ語についての話者育成
●事業内容：現代アイヌ語話者育成
●事業期間：令和7年度から実施予定

危機言語の保存・継承に向けた３つの観点

◆公的な位置付け
アイヌ施策振興法（平成31年法律第16号）
学習指導要領（平成29年告示）解説
文化芸術推進基本計画（第2期）（令和５年3月24日閣議決定）

◆言語的基礎データや教材等の作成
消滅の危機にある方言の記録作成・啓発
アイヌ語アナログ資料のデジタル化
アイヌ語アーカイブ作成支援

◆社会的なイメージの向上
危機的な状況にある言語・方言サミット
危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会

No.	③-8		R7 予算額	2,314 百万円
事業名	重要文化財等防災施設整備事業		府省庁名	文化庁
概　要	文化財所有者等に対して必要な防火対策、耐震対策等に係る施設整備についての補助			
支援対象	所有者、管理団体	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）防災施設 ア　消火施設、避雷施設、警報施設、防盗・防犯施設の設置工事 イ　火除地設定、消防道路設置、防災倉庫等設置、保護柵設置、覆屋設置、防火壁、擁壁、排水施設の設置工事 ウ　耐震対策工事 （２）保存活用施設（重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財に限る。） ア　耐火構造である保存施設又は保存活用施設の設置工事 イ　アに伴い、一体的に整備される展示設備、解説用設備の設置工事等 ウ　アに伴い、一体的に整備される温湿度調整設備工事、擁壁、排水施設工事等 詳細な内容については参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率１／２。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	令和 6 年度　香川県小豆郡小豆島町　明王寺釈迦堂（防災整備）			
備　考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

重要文化財等防災施設整備事業

令和7年度予算額　2,314百万円
（前年度予算額　2,314百万円）

背景・課題

文化財は次世代に継承すべき重要な国民の財産として国が保護しているものであり、火災等による滅失、震災等による毀損等が発生しないよう、防災対策を充実する必要がある。また文化財の活用に当たっては、見学者等の安全を確保する必要がある。このために必要な**防火対策、耐震対策に係る施設整備**について補助を実施するものである。（補助率：最大８５％）

事業内容

【実施内容】

・個別の文化財特性に応じた防火施設の整備
・老朽化または、毀損した防火施設の更新
・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
・耐火構造の保存活用施設の整備
・耐震性能の劣る建造物の耐震対策工事
・城郭の防火、耐震対策等の整備

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり（最大35%）

【対象文化財】

・重要文化財（建造物）・重要文化財（美術工芸品）
・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見

（Ｒ型受信機）

（光電分離式煙感知器）

高機能な自動火災報知施設を設置し、迅速に初期消火へ

初期消火

（易操作性１号消火栓）

初期消火、火災の拡大を防ぐための消火栓施設等

延焼防止

（放水銃）

近隣火災から護るための放水銃、ドレンチャー等

耐震対策

松江城天守の木製格子壁による補強

老朽化対策

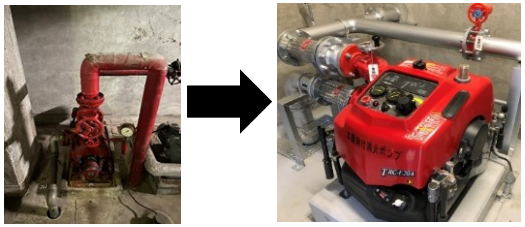

老朽化した消火ポンプの更新

アウトプット（活動目標）

令和５年度末時点の進捗（国土強靭化５か年加速化対策関係）
（令和３年～５年の実績）

○　防火対策
建造物：７６件を整備（R６.3月末時点）
（令和３年度からの進捗率７４％）

○　耐震対策：７８件の整備に着手（R６.3月末時点）
（令和３年度からの進捗率７５％）

短期アウトカム（成果目標）

○　防火対策（令和6年度までに）
建造物：不特定多数の者が入場する世界遺産・国宝の対策進捗率１００％（１０３件）

○　耐震対策（令和7年度までに）
不特定多数の者が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財建造物２０７件の内、耐震対策着手率５０％（１０４件）

長期アウトカム（成果目標）

○　国民の宝である、国宝・重要文化財建造物や、博物館等に保管の有形文化財を、焼失・滅失、毀損から守る。

○　見学者等の安全を確保することにより、文化観光資源としての活用促進が図られる。

担当：文化資源活用課

No.	④-1		R７予算額	1,135 百万円
事業名	地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）		府省庁名	厚生労働省
概　要	雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度。			
支援対象	雇用保険の適用事業所の事業主	補助率	事業所の設置･整備費用と増加した対象労働者の数等に応じて一定額を支給	

対象事業

雇用情勢が厳しい地域等（※）で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対して助成する。（対象地域は、下記 URL を参照。）

※　特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島の事業所では、雇用情勢にかかわらず、本助成金の活用が可能。

支援内容

〇上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（１年ごとに３回支給）。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数　（　）内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※１　中小企業事業主は、初回支給時、助成額の１／２の額を上乗せして支給
※２　創業の場合は、初回支給時に（　）内の額を支給
※３　「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者１人当たり 50 万円を上乗せして支給（１事業所あたりの上乗せ支給人数は 20 人が上限。）。
※４　「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
※５　大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合は、対象労働者の増加人数に応じて、最高２億円を支給。

離島での実績

R５：壱岐島（860 千円を支給。以下、支給額のみ記載。）、
八丈島（1,710 千円）、
屋久島（1,900 千円）、
奄美群島（8,415 千円）

備　考	
担当部署	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課
連絡先	03-3593-2580
参照 HP	（地域雇用開発助成金について） https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

令和7年度当初予算　7.7億円（8.7億円）※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行い、地域的な雇用構造の改善を図る。

2　事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（１年ごとに３回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域メニュー	○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） (1)　「最近３年間の有効求職者数／労働力人口」が全国平均以上 (2)　「最近３年間の有効求人倍率」又は「最近１年間の有効求人倍率」が全国平均の２／３以下 ただし、全国平均の２／３が１以上の場合は１、０．６７未満の場合は０．６７以下 ○ 最近１年間の有効求人倍率が１倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等メニュー	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	３（２）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10～19人	20人～
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※１　中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
※２　創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の２倍を支給
※３　「地域活性化雇用創造ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者１人あたり50万円を上乗せして支給
※４　「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
※５　大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム

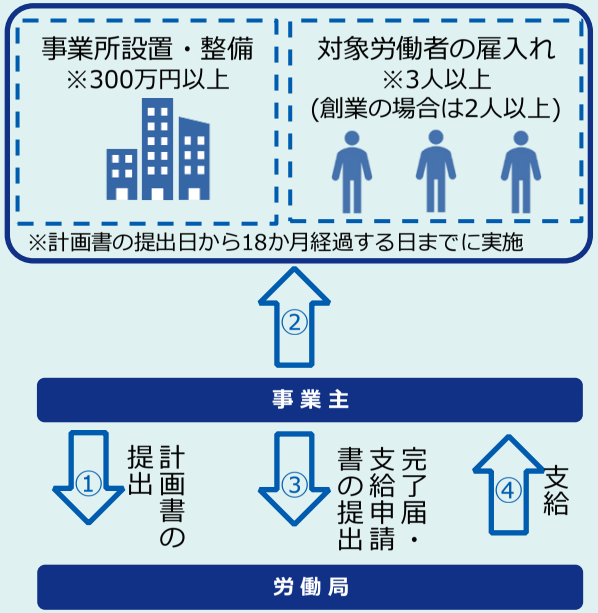

実施主体

都道府県労働局

実績

令和5年度支給額：4.7億円

地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）

令和7年度当初予算　3.6億円（0億円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

令和６年能登半島地震による被災地域の雇用機会を確保するため、当該地域において事業所を設置・整備し、それに伴い求職者を雇い入れる事業主に対して地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の特例による助成を行う。

2　事業の概要・助成内容

事業の概要

○ 対象地域
石川県６市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）

○ 特例措置期間
１年限りの暫定措置とし、当該期間内に計画書を提出することが必要

○ 支給要件
事業主が対象地域において、事業所の設置・整備（注1）及び対象労働者の雇入れ（注2）を行った場合に、設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、右記の一定額を助成
（注1）：復旧に伴う不動産・動産の修繕・修理を含む
従業員の宿舎新設・借上げ、通勤車両経費を含む
（注2）：地震発生から施行日前日に一時離職者となった者の再雇用を含む

○ 助成期間
１年ごとに最大３年間(3回)の助成

○ 施行期日：令和６年７月１日
※　発災日（令和６年１月1日）以降、施行日前日までに実施した設置・整備及び雇入れも対象

助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加人数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	2人	3（2）～4人 （注）括弧は創業の場合	5～9人	10人以上～
100万円以上	30万円	50万円	80万円	100万円
300万円以上	60万円	100万円	160万円	300万円
1,000万円以上	80万円	120万円	200万円	400万円
3,000万円以上	120万円	180万円	300万円	600万円
5,000万円以上	160万円	240万円	400万円	800万円

※　支給額は通常コースの原則２倍

※　網掛け部分については、設置・整備費用、対象労働者の下限を緩和し、新たな区分を新設。

No.	④-2		R7 予算額	1,169 百万円
事業名	地域雇用活性化推進事業		府省庁名	厚生労働省
概　要	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。			
支援対象	地域の関係者（市町村、経済団体等）から構成される協議会	補助率	１／１（委託事業）	
対象事業	地域の特性を生かした重点分野を設定のうえ、以下の雇用対策事業を実施する。 （１）事業所の魅力向上、事業拡大の取組 魅力的な雇用の確保を図る講習会等の実施 （２）人材育成の取組 地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施 （３）就職促進の取組 上記（１）（２）を利用した事業主・求職者や UIJ ターン就職希望者等を対象とした面接会等によるマッチング支援の実施			
支援内容	１地域あたり各年度 4,000 万円（複数の市町村で実施する場合は１地域あたり 2,000 万円を加算（加算上限１億円））を上限として、委託費を支出。事業期間は３年度以内。			
離島での実績	【R4～】小豆郡地域（土庄町、小豆島町）、延岡市、薩摩国地域（薩摩川内市　ほか） 【R5～】天草地域（天草市、上天草市　ほか）、奄美大島地域（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町） 【R6～】呉市、宮古島市			
備　考	（令和７年度のスケジュール予定） ・４月上旬～６月上旬　企画書募集 ・７月中旬～８月中旬　外部の有識者を含む委員会での企画書の審査 ・８月下旬　選定結果の通知 ・10 月～　委託契約の締結、事業開始			
担当部署	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課			
連絡先	03-3593-2580			
参照 HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html			

地域雇用活性化推進事業

令和７年度当初予算　12億円（12億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

2 事業の概要

○地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定

○地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」をコンテスト方式で選抜

【実施規模】各年度４千万円（複数市町村で連携する場合、1地域あたり２千万円／年を加算（加算上限1億円／年））

【実施期間】3年度以内　【事業実績（就職件数等）】3,199人（令和５年度）

3 事業のスキーム・実施主体等

対象地域

Ⅰ．雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

① 最近３年間（平均）又は最近１年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（１を超える場合には1.00。0.67未満である場合には0.67）以下であること

② 最近３年間（平均）又は最近１年間（平均）の地域の有効求人倍率が１未満であって、最近５年間で人口が全国平均以上に減少していること

Ⅱ．過疎等地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年３月31日法律第19号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域

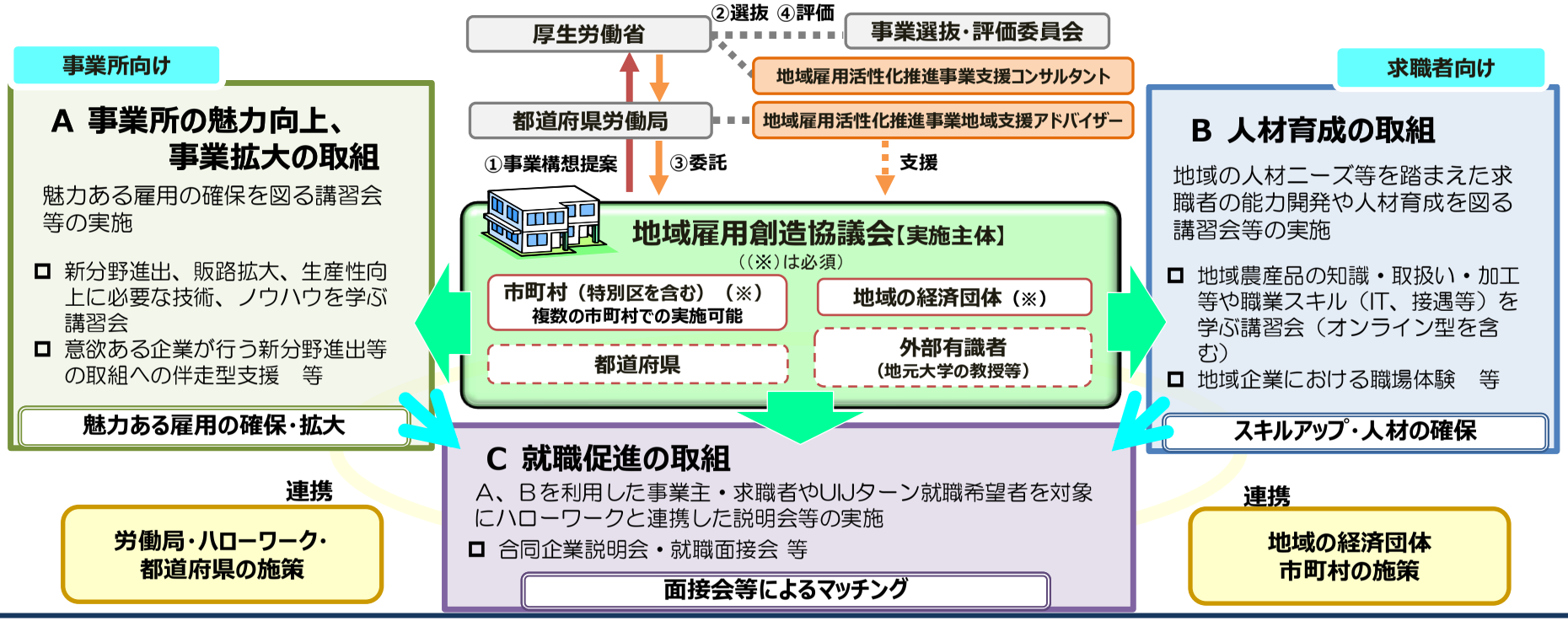

No.	④-3		R７予算額	48,511 百万円
事業名	民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保		府省庁名	厚生労働省
概　要	求職中の方を対象として、就職に必要な技能及び知識の習得を図るため、民間教育訓練機関等を活用して公共職業訓練（離職者に対する委託訓練）及び求職者支援訓練を実施。			
支援対象	都道府県、民間団体	補助率		
対象事業	（１）公共職業訓練（離職者に対する委託訓練） 主に雇用保険受給者を対象として、職業訓練を実施し再就職を支援。 （２）求職者支援訓練 主に雇用保険を受給できない方（特定求職者）を対象として、職業訓練を実施し再就職を支援。			
支援内容	（１）は都道府県と民間教育訓練機関等における委託契約に基づき、訓練実績に応じて民間教育訓練機関等に対し委託費を支払う。 （２）はあらかじめ認定を受けた職業訓練（認定に関する事務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施）について、訓練実績に応じて民間教育訓練機関等に対し奨励金を支払う。			
離島での実績	Ｒ５　佐渡島、福江島、対馬　など			
備　考				
担当部署	厚生労働省人材開発統括官訓練企画室			
連絡先	TEL　03-3595-3356			
参照 HP	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/rishokusha.html			

民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保

公共職業訓練（離職者向け職業訓練）

○**主に雇用保険受給者**（例えば一定の職業経験を有し、基礎的な能力を有する者）に対して、実践的能力を習得する職業訓練を実施

＜委託訓練＞ （委託元は都道府県）
- 委託先：民間教育訓練機関等
- 訓練コース：事務基本科、介護福祉士養成科　等
- 訓練期間：標準3か月（最長2年）

求職者支援訓練（求職者支援制度における職業訓練）

○**主に雇用保険を受給できない方**（例えば非正規雇用労働者や就業経験の無い者等）に対して、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施
➢受講者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力のみを付与する訓練も設定

○実施機関：民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）
訓練コース：ビジネスパソコン基礎科、介護職員初任者養成科等
訓練期間：2～6か月

※訓練期間中、収入・資産など一定要件を満たす方に職業訓練受講給付金を支給

<table>
<tr><td>No.</td><td>④-4</td><td></td><td>R７当初予算額</td><td>8,032,944 千円＋
4,233,524 千円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">へき地保健医療対策</td><td>府省庁名</td><td>厚生労働省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">へき地における医療提供体制の確保に必要な経費を補助する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">へき地診療所、へき地医療拠点病院等</td><td>補助率</td><td>１／２等</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">【運営事業】
（１）へき地の住民に医療を提供する「へき地診療所」や、へき地診療所を支援する「へき地医療拠点病院」の運営に必要な経費を補助する。
（２）へき地の住民に対し巡回診療を実施する「へき地巡回診療車（船・航空機）」の運行に必要な経費を補助する。
（３）へき地の住民を近隣の医療機関まで輸送する「へき地患者輸送車（艇・航空機）」の運行に必要な経費を補助する。　など

【設備整備事業】
（４）「へき地診療所」や「へき地医療拠点病院」の医療機器整備に必要な経費を補助する。
（５）「へき地巡回診療車（船）」の整備に必要な経費を補助する。
（６）「へき地患者輸送車（艇）」の整備に必要な経費を補助する。　など

【施設整備事業】
（７）「へき地診療所」や「へき地医療拠点病院」の施設整備に必要な経費を補助する。
など</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">（１）補助率：１／２、２／３、３／４
（２）補助率：１／２
（３）補助率：１／２
（４）補助率：１／２、３／４
（５）補助率：１／２
（６）補助率：１／２
（７）補助率：１／２</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">【令和６年度実績】
〇運営事業　　礼文島、島浦島等（171 施設）
〇設備整備事業　佐渡島、神津島等（48 施設）
〇施設整備事業　佐渡島、島後等（４施設）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-3595-2186</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20900.html</td></tr>
</table>

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 75．3億円 → 【令和7年度予算額】 80．3億円

2 内　容

(1) へき地医療支援機構の運営 （1/2補助） **259百万円**

都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。

(2) へき地医療拠点病院等の運営 **7，217百万円**

へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。

ア　へき地医療拠点病院運営費 （1/2補助）
イ　へき地保健指導所運営費 （1/2補助）
ウ　へき地診療所運営費（国保直診分（保険局計上分）含む）
（沖縄県以外：2/3補助、沖縄県：3/4補助）
エ　へき地診療所医師派遣強化事業 （1/2補助）

(3) へき地巡回診療の実施 **150百万円**

無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。

ア　へき地巡回診療車（船）（医科・歯科） （1/2補助）
イ　へき地巡回診療航空機（医科） （1/2補助）
ウ　離島歯科診療班 （1/2補助）

(4) 産科医療機関の運営 （1/2補助） **281百万円**

分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。

(5) へき地患者輸送車（艇・航空機）運行支援事業 **126百万円**

無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。

ア　へき地患者輸送車（艇） （1/2補助）
イ　メディカルジェット（へき地患者輸送航空機） （1/2補助）　など

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 17．8億円 → 【令和7年度予算額】 22．8億円

2 要　旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》 （事業実施主体）
へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法） （1/2補助）
へき地診療所（公立・公的・民間・独法） （沖縄県以外：1/2補助、沖縄県：2/3補助）
へき地患者輸送車（艇） （公立・公的・民間・独法） （1/2補助）
へき地巡回診療車（船） （公立・公的・民間・独法） （1/2補助）
へき地・離島診療支援システム（公立・公的・民間・独法） （1/2補助）　など

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額

【令和6年度予算額】 24．5億円 → 【令和7年度予算額】 19．5億円

2 要　旨

へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。

3 補助対象

補助対象事業《メニュー区分》 （事業実施主体）
へき地医療拠点病院（公立・公的・民間・独法） （1/2補助）
へき地診療所（公立・公的・民間・独法） （1/2補助）　など

<table>
<tr><td>No.</td><td>④-5</td><td></td><td>R７予算額</td><td>1.0 億円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">遠隔医療設備整備事業</td><td>府省庁名</td><td>厚生労働省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像診断・遠隔手術指導・オンライン診療）の実施に必要なコンピューター機器・通信機器等（ソフトウェアの導入を含む）の整備に対する補助事業</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>①都道府県が行う遠隔医療設備整備事業
②市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">遠隔医療の実施に必要なコンピューター及び付属機器等の購入費
１　遠隔病理診断　（１）支援側医療機関　（２）依頼側医療機関
２　遠隔画像診断及び助言　（１）支援側医療機関　（２）依頼側医療機関
３　遠隔手術指導
４　オンライン診療装置
※ただし、オンライン診療については、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除くものとする。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">１　（１）4,598 千円　（２）14,198 千円
２　（１）16,390 千円　（２）14,855 千円
３　5,580 千円
４　2,660 千円
いずれも、上記金額を基準額として、補助率１／２（基準額の半額を補助上限とする。）</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">R６実績
屋久島町、高松市</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">厚生労働省医政局総務課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">０３－３５９５－２１８９</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html</td></tr>
</table>

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業（遠隔医療設備整備事業）

令和７年度予算額　1.0億円（1.4億円）※（　）内は令和６年度当初予算額　　※医療施設等設備整備費補助金のメニュー予算

1　事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2　事業の概要・スキーム

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

医師ー医師間(D to D)

遠隔病理診断

【概要】
体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに遠隔診断を行う。

【効果】
リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。

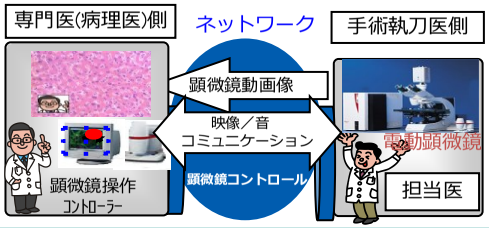

遠隔画像診断

【概要】
X線写真やMRI画像など、放射線科で使用される画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。

【効果】
専門医による高度で専門的な診断を受けられる。

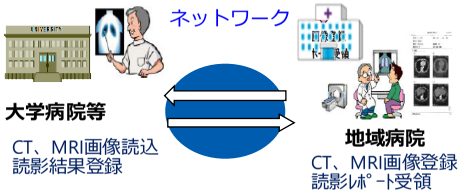

遠隔手術指導

【概要】
手術中の術野映像、患者のバイタルデータ等をリアルタイムに遠隔地の医師へ共有し、指導を受けながら手術を行う。

【効果】
医療の地域間格差の解消、地域に勤務する若手医師の教育支援等につながる。

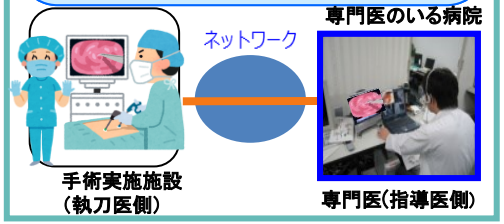

医師ー患者間(D to P、D to P with N 等)

遠隔診療（オンライン診療）

【概要】
医師ー患者間において、情報通信機器を通して、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムで行う。

【効果】
医療に対するアクセシビリティを確保し、よりよい医療を得られる機会を増やすことができる。

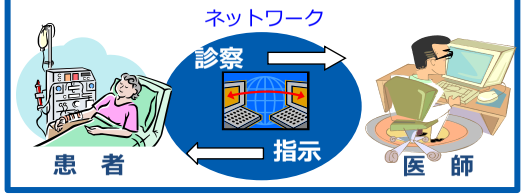

3　実施主体等

○実施主体：都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者　　○補助率：2分の1
○補助対象経費：遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入費
○補助基準額：遠隔病理診断（支援側 4,598千円、依頼側 14,198千円）、遠隔画像診断及び助言（支援側 16,390千円、依頼側 14,855千円）、遠隔手術指導（5,580千円）、オンライン診療（※）装置（2,660千円）　※保険診療を目的に行う整備に限る。

No.	④-6		R７予算額	９９億円
事業名	ドクターヘリ導入促進事業		府省庁名	厚生労働省
概　要	地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。			
支援対象	都道府県（救命救急センター）	補助率	１／２	
対象事業	ドクターヘリの運航に必要な経費を補助する。			
支援内容	補助率：１／２			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室			
連絡先	TEL　03-3595-2185			
参照 HP				

拡充 ドクターヘリ導入促進事業

令和７年度当初予算額　99億円（95億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要な経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。

厚生労働省 →（補助）→ 都道府県 →（補助）→ 基地病院（救命救急センター） →（ドクターヘリの運航を委託）→ 運航会社

3 実施主体等

◆実施主体：都道府県
（基地病院（救命救急センター））
◆補助率：１／２
◆補助基準額（R６予定）：８区分
3.26億円（飛行時間350時間以上）
3.19億円（飛行時間300以上350時間未満）～　2.81億円（飛行時間50以上100時間未満）
2.74億円（飛行時間50時間未満）
◆負担割合：国１／２、都道府県１／２

4 見直し内容

◆補助基準額：
令和５年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う

5 事業実績

○　導入状況　46都道府県57機にて事業を実施（令和６年２月１日現在）
※　京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成１３年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成１４年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成１７年度	2道県	北海道、長野県
平成１８年度	1県	長崎県
平成１９年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成２０年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成２１年度	4道県	千葉県(２機目)、静岡県(２機目)、北海道(２機目、３機目)、栃木県
平成２２年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成２３年度	6県	島根県、長野県（２機目）、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成２４年度	8県	青森県(２機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成２５年度	3県	広島県、兵庫県(２機目)、佐賀県
平成２６年度	1道	北海道(４機目)
平成２７年度	2県	滋賀県、富山県
平成２８年度	5県	宮城県、新潟県(２機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(２機目)
平成２９年度	1県	鳥取県
平成３０年度	1県	石川県
令和　３年度	2都県	福井県、東京都
令和　４年度	1県	香川県
令和　５年度	1県	愛知県(２機目)
令和　７年度（予定）	1県	長崎県(２機目)

No.	④-7		R７予算額	61,299 百万円（国費）の内数
事業名	地域医療支援センター運営経費等 （地域医療介護総合確保基金）		府省庁名	厚生労働省
概　要	効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域医療構想の達成に資する医療機関の施設設備整備事業等、病床機能の分化・連携の取組を促進するための支援を行う。			
支援対象	都道府県	補助率	２／３	
対象事業	○地域医療支援センターの運営 ○卒業後に地域医療に従事する意思を有する医学生に対する修学資金の貸与 ○寄附講座の設置 ○キャリア形成プログラムの策定・充実 ○医療人材養成のための研修の実施　等			
支援内容	定額補助			
離島での実績	－			
備　考				
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課			
連絡先	03-3595-2186			
参照 HP				

地域医療介護総合確保基金

令和７年度予算額：公費で1,433億円
（医療分　909億円、介護分　524億円）

○　団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。

○　このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

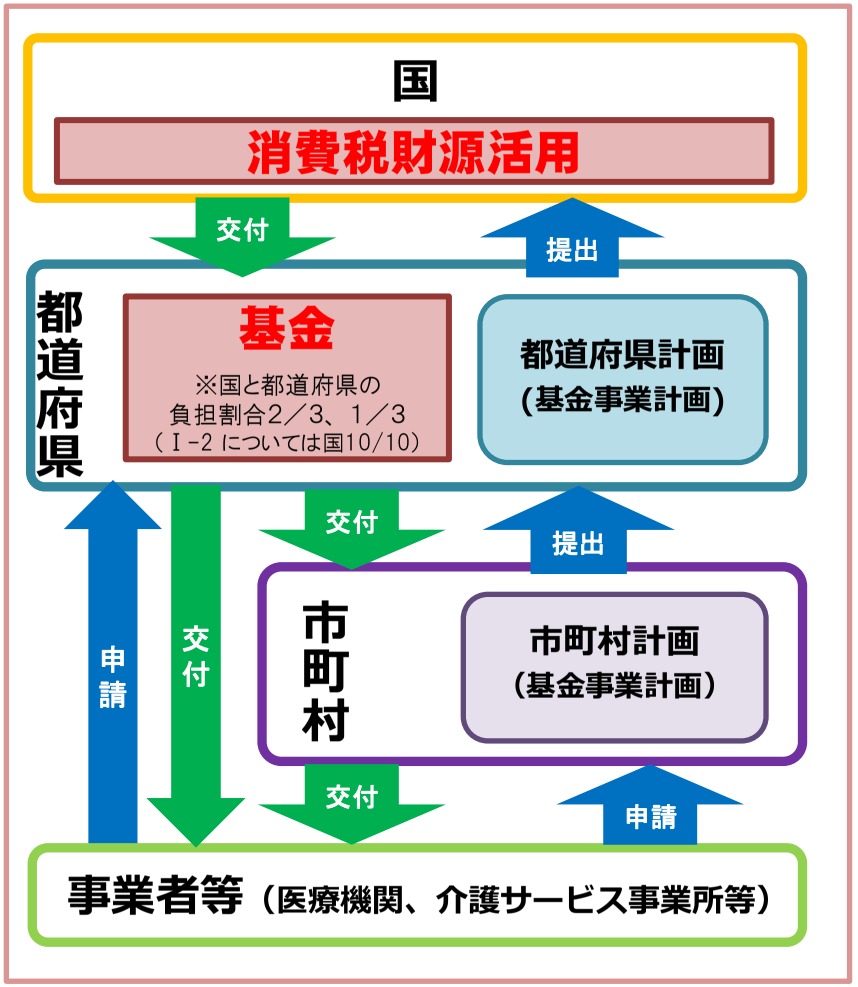

都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○　**基金に関する基本的事項**
- 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- 診療報酬・介護報酬等との役割分担

○　**都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
医療介護総合確保区域の設定※1　／　目標と計画期間（原則１年間）　／
事業の内容、費用の額等　／　事業の評価方法※2

※1　都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。

※2　都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用

○　**都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

Ⅰ-1　地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
Ⅰ-2　地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
Ⅱ　居宅等における医療の提供に関する事業
Ⅲ　介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
Ⅳ　医療従事者の確保に関する事業
Ⅴ　介護従事者の確保に関する事業
Ⅵ　勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

No.	④-8		R７予算額	92 百万円
事業名	看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業		府省庁名	厚生労働省
概　要	「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備に必要な経費の一部を支援する。			
支援対象	指定研修予定機関	補助率	10/10	
対象事業	概要：特定行為研修の指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要なカリキュラム作成や備品購入、e ラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。 対象：保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる学校、病院その他の者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。 事業内容： ① 指定準備支援事業　指定研修機関の設置準備に必要なカリキュラム策定や備品購入を行うもの。 ② 就労継続型体制構築支援事業 就労しながら希望する看護師に配慮した研修を実施するため、遠隔教育や受講看護師の所属施設等における実習等に係る調整等を行う。			
支援内容	指定研修機関の設置に係る e ラーニングの導入、カリキュラムや実施要綱の作成、シミュレーター等の物品購入に係る費用を補助する。			
離島での実績	—			
備　考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室			
連絡先	TEL　03-3595-1111(4176)			
参照 HP				

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

令和７年度当初予算　5.1億円（5.1億円）※（）内は前年度当初予算額

事業目的

○　少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
○　特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
○　特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
○　既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
○　質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

91,539千円（ 91,539千円）

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。
【補助先：指定研修予定機関】

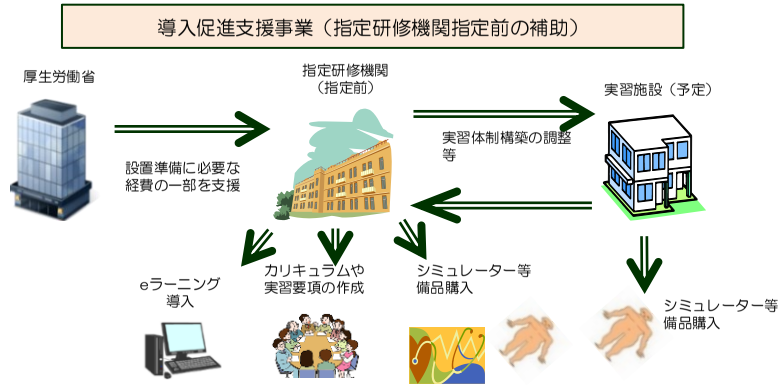

看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

409,247千円（ 409,247千円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
【補助先：指定研修機関】

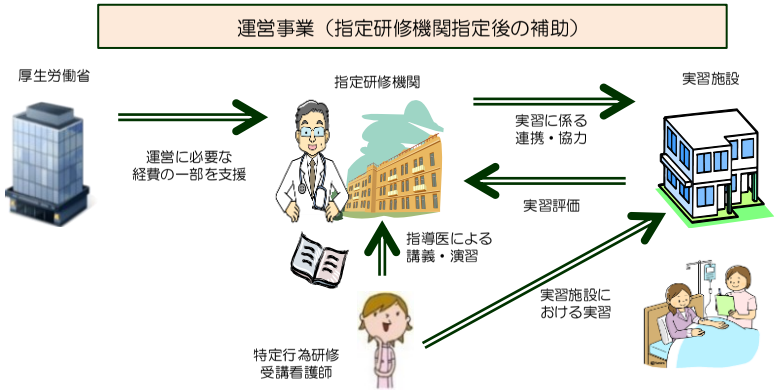

看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業　11,685千円（11,685千円）

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

No.	④-9		R７予算額	409 百万円
事業名	看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業		府省庁名	厚生労働省
概　要	「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の運営に必要な経費を支援する。			
支援対象	指定研修機関	補助率	10/10	
対象事業	概要：特定行為研修の指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者に係る経費や実習に係る消耗品費や委託費等に対する支援を行う。 対象：保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた学校、病院その他の者。ただし、大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。 事業内容：１又は２以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う指定研修機関に対し、特定行為研修開始後４年目まで指導者に係る経費や実習に係る経費、委託費、協力施設との連携に必要な会議費等に対する支援を行う。			
支援内容	指定研修機関の運営に係る指導者経費、実習経費、委託費、協力施設との連携に必要な会議等に係る費用を補助する。 補助率：特定行為研修開始３年目まで　10/10 特定行為研修開始４年目　1/2			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課			
連絡先	TEL　03-3595-1111(4176)			
参照 HP				

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

令和７年度当初予算　5.1億円（5.1億円）※（）内は前年度当初予算額

事業目的

○　少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を養成する必要がある。（平成27年特定行為研修制度を創設）
○　特定行為研修修了者を効率的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
○　特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報発信を行う必要がある。
○　既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効率的な研修機関の運営が必要である。
○　質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

91,539千円（ 91,539千円）

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。
【補助先：指定研修予定機関】

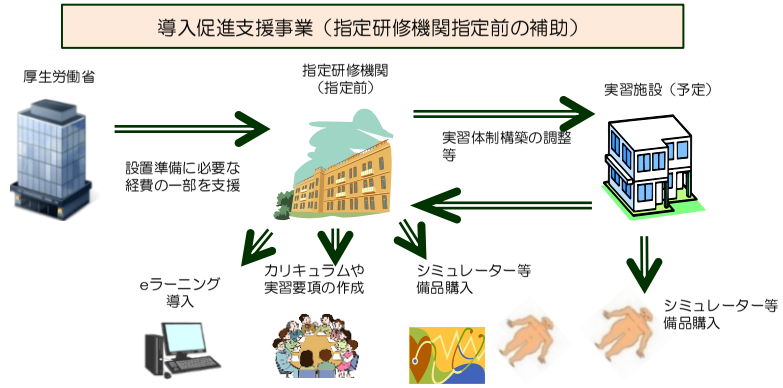

看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

409,247千円（ 409,247千円）

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。
【補助先：指定研修機関】

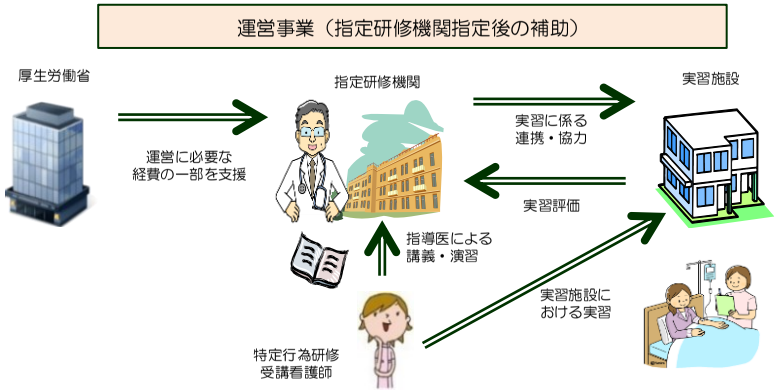

看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業　11,685千円（11,685千円）

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に係る情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

No.	④-10		R７予算額	医療提供体制施設整備交付金 38 億円の内数
事業名	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		府省庁名	厚生労働省
概　要	「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するため必要な施設の整備に係る経費に対する支援を行う。			
支援対象	指定研修機関	補助率	1/2	
対象事業	概要：看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備や e ラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。 対象：指定研修機関又は指定研修機関の指定に係る審査を受けている者。ただし、指定研修機関については、大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。			
支援内容	研修を実施するためのカンファレンスルームの整備や e ラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に係る費用を補助する。			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室			
連絡先	TEL　03-3595-1111(4176)			
参照 HP				

看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和７年度当初予算（令和６年度予算額）医療提供体制施設整備交付金３８億円の内数
（医療提供体制施設整備交付金２６億円の内数）

事業目的

○　少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
○　当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
○　このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要

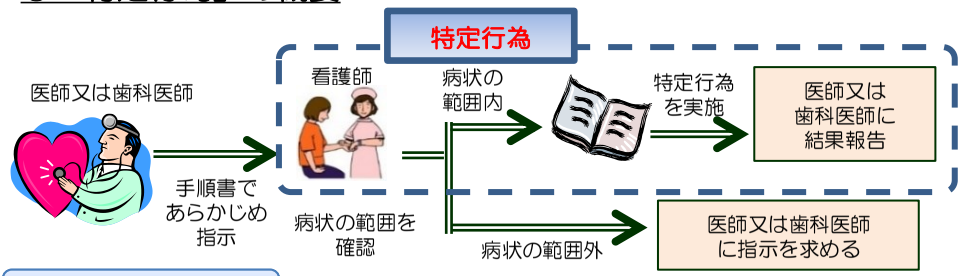

○研修実施方法の概要

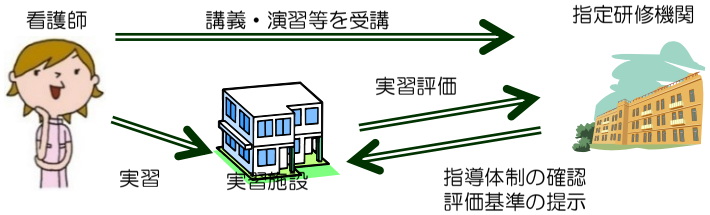

事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。

（補助先）
①　厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
②　指定研修機関

（補助率）
１／２（国：１／２、指定研修機関等：１／２）

No.	④-11		R７予算額	14,550 千円
事業名	ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業		府省庁名	厚生労働省
概　要	在宅での看取りにおける医師による ICT を利用した死亡診断等に関わる手続の整備を図るため、医師による遠隔での死亡診断等をサポートする看護師のための研修の実施に対する経費を支援する。			
支援対象	公募により選定した団体	補助率	10/10	
対象事業	概要：「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン（平成 29 年 9 月 12 日付医政発 0912 第１号厚生労働省医政局長通知）」、「「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に関する Q&A について（令和元年 12 月 27 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）」、「死亡診断書（死体検案書）の押印廃止に係る当面の取扱いについて（令和３年１月６日厚生労働省医政局医事課事務連絡）」及び「「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」にかかる当面の取扱いについて（令和３年３月 22 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）」の内容に基づき研修を実施する。			
支援内容	医師による遠隔での死亡診断等をサポートする看護師のための研修の実施に係る費用を補助する。			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室			
連絡先	TEL　03-3595-1111(2654)			
参照 HP				

ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

令和７年度概算要求額（令和６年度予算額）１５百万円（１５百万円）

背景・事業目的

- 最後の診察から24時間経過後に患者が死亡した場合、医師は、対面で死後診察をした後、死亡診断書を交付している。
- 一方で、看取りのため住み慣れた場所を離れ病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられているとの指摘がある。

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過していても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。

a　医師による直接対面での診療の経過から早晩死亡することが予測されていること
b　終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
c　医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
d　法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
e　看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせて患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」策定（医政発0912第１号　平成29年9月12日医政局長通知）
H28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」に基づきガイドラインを策定。

患者や家族が希望する、住み慣れた場所での穏やかな看取りの実現

事業概要

ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業
『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修』の実施

講義・演習

◆法医学に関する一般的事項
　死因究明・死因統計制度、死因論、内因性急死、外因死
◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方
　（意思決定支援含む。）
◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション

＋

実地研修

◆２体以上の死体検案若しくは解剖に立会うこと
又は１体以上の死体検案若しくは解剖の立会い及び実地研修を代替する講義を受講

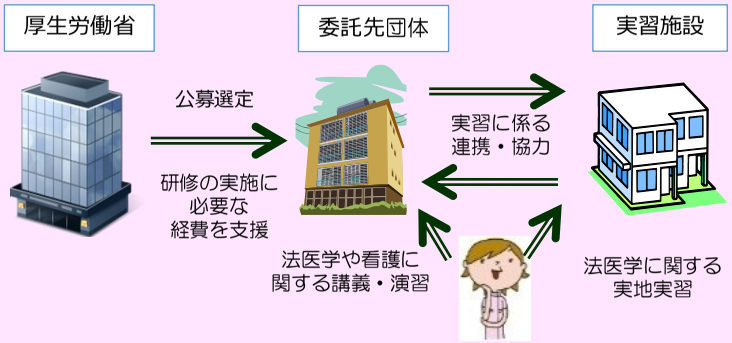

※上記「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき実施

No.	④-12		R７当初予算額 R６補正予算額	5,045 百万円 10,805 百万円
事業名	社会福祉施設等施設整備費補助金		府省庁名	厚生労働省
概　要	地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。			
支援対象	①　都道府県、指定都市、中核市 ②　都道府県、指定都市	補助率	１／２　等	
対象事業	（１）障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備に要する費用を補助する。 （２）施設入所者等の福祉の向上を図るため、生活保護関係施設や女性支援関係施設等の整備に要する費用を補助する。 （３）障害者支援施設等について、防災・国土強靱化推進の観点から、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等に要する費用を補助する。			
支援内容	補助率１／２（社会福祉法人等への間接補助） 　ただし、女性支援関係施設を都道府県、指定都市が設置する場合は、補助率１／２直接補助となる。			
離島での実績	Ｒ６　１カ所　隠岐の島町 Ｒ５　実績なし			
備　考	○　離島での施設等の建設コストが本土と比べ割高な傾向になっていることから、誘致の際の課題の一つとなっていることを踏まえて、補助単価の８％の加算措置を実施。 ○　施設建設を予定している設置者は、自治体の募集時期に合わせて建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を提出し、内容の審査を受ける必要がある。			
担当部署	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課			
連絡先	03-5253-1111　（内線 3035）			
参照 HP	-			

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和７年度当初予算案　50億円　（45億円）　※（）内は前年度当初予算額
※令和６年度補正予算額　108億円（102億円）

1　事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2　事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を推進する。

※離島は施設等の建設コストが本土と比べて割高な傾向のため、事業者誘致の際の課題の１つとなっていることを踏まえ、補助単価の８％加算措置を実施している。

3　実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補 助 率：１／２　〔間接補助〕
（負担割合：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／４、設置者１／４）

対象施設：ア　障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動援護）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）　等

イ　生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設　等

ウ　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連
女性自立支援施設　等

4　事業実績

実施自治体数：95都道府県市（100都道府県市）
※令和６年度当初内示実績、括弧内は令和５年度当初内示実績

うち、離島における実績：令和６年度：１県（隠岐の島町）
令和５年度：実績なし
令和４年度：２県（中種子町、上天草市（旧大矢野町））

就労継続支援Ｂ型事業所
「共生工房　猿蟹川」

No.	④-13		R７予算額	―
事業名	基準該当サービス・離島等相当サービス		府省庁名	厚生労働省
概　要	【基準該当サービス】 　離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「基準該当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。 【離島等相当サービス】 　指定居宅サービス・基準該当サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「離島等相当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	―	
対象事業	―			
支援内容	この制度を活用することにより、離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域であっても、介護保険サービス提供体制を確保することが可能となる。			
離島での実績	【基準該当サービス】 　39 都道府県・204 保険者にて実施。 【離島等相当サービス】 　17 都道県・27 保険者にて実施。 （※）いずれも離島のほか中山間地域等に位置する自治体も含む。 （※）出典：令和 5 年度介護保険事務調査（厚生労働省老健局介護保険計画課）			
備　考	―			
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課			
連絡先	03-3595-2889			
参照 HP	―			

離島等における介護サービス

○　介護保険制度では、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準を満たした場合に、**指定サービス**としてサービスの提供を可能としている。

○　また、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合においても、一定の基準を満たした場合に**基準該当サービス**としてサービスの提供を可能としている。

○　さらに、指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においても、市町村が必要と認める場合、これらのサービスに相当するサービス**（離島等相当サービス）**として柔軟なサービスの提供を可能としている。

名称		提供する事業者	指定の効力等	保険給付
居宅サービス	指定居宅サービス	指定居宅サービス事業者 ⇒　指定基準を満たす事業者	全国	居宅介護サービス費
	基準該当居宅サービス	基準該当サービス事業者 ⇒　指定基準の一部を満たしていないが、指定基準をふまえ、都道府県が条例で定める基準に該当している事業者	市町村 （訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援）	特例 居宅介護サービス費
	離島等の相当サービス	離島等相当サービス事業者 ⇒　市町村の判断により、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 （市町村の一部の場合あり）	
地域密着型サービス	指定地域密着型サービス	指定地域密着型サービス事業者 ⇒　指定基準（又は市町村の基準）を満たす事業者	原則として市町村 （利用者の経過措置あり）	地域密着型 介護サービス費
	離島等の相当サービス	離島等相当サービス事業者 ⇒　市町村の判断により、一定の質を持つ地域密着型サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 （市町村の一部の場合あり） （地域密着型介護老人福祉施設生活介護を除く）	特例地域密着型 介護サービス費

基準該当サービスの実施状況

○　離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「**基準該当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。

○　基準該当サービスの指定・提供の流れは以下のとおりであり、実施保険者は、39都道府県・204保険者（全保険者の13.0%）。

基準該当サービスの提供までの流れ

① 都道府県が条例で、基準該当サービスに関する基準を定める

→　条例内容は、国が厚生労働省令で定めている基準をもとに、各自治体の実情等を踏まえて定める。

② 市町村(保険者)は都道府県の条例に基づき、指定要件(人員基準、設備・運営基準)の緩和内容をサービスごとに決定

【短期入所生活介護の場合】

従業者	・医師１人以上 ・介護職員又は看護職員は、利用者３人に１人以上 (定員20人未満の併設事業所以外は、うち１人常勤)	・医師は不要 ・介護職員又は看護職員は、利用者３人に１人以上 (常勤要件なし)
廊下幅	1.8m以上 (中廊下は2.7m以上)	車いすでの円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積	１人あたり10.65㎡	１人あたり7.43㎡

③ 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、基準該当サービスの提供を開始

基準該当サービスの実施保険者数

実施保険者数		204（13.0%）
内訳	居宅介護支援	46
	訪問介護	87
	同居家族に対するヘルパー派遣	0
	訪問入浴介護	28
	通所介護	34
	福祉用具貸与	18
	短期入所生活介護	99
	介護予防支援	23
	介護予防訪問入浴介護	6
	介護予防福祉用具貸与	14
	介護予防短期入所生活介護	54

（出典）令和２年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和5年度介護保険事務調査（厚生労働省介護保険計画課調べ）

離島等相当サービスの実施状況

○　指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「**離島等相当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。

○　離島等相当サービスの提供の流れや対象地域は以下のとおりで、実施保険者は、以下17都道県・27保険者（全保険者1.7%）。

離島等相当サービスの提供までの流れ

① 市町村(保険者)が地域独自の基準として、指定要件の内容を定める。

【離島等相当サービスにより緩和された指定基準の例】

訪問介護	・訪問介護員の配置基準を「任意」とする。 ・在宅で要介護３以上の同居者への家族介護をしている人を「みなし事業者」とする。
訪問看護	・看護職員の配置基準(常勤換算2.5人以上)を「常勤換算1.5人以上」とする。
短期入所生活介護	・医師、機能訓練指導員の配置基準を「任意」とする。 ・医務室の配置を「任意」とし、その他の設備は通所介護事業所の設備を活用することとする。

② 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、離島等相当サービスの提供を開始

離島等相当サービスの対象地域

離島振興対策実施地域(離島振興法)	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法)
振興山村（山村振興法）	沖縄の離島(沖縄振興特別措置法)
小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別措置法）	
豪雪地帯、辺地、過疎地域等のうち、人口密度が希薄・交通が不便等によりサービス確保が著しく困難な地域で厚生労働大臣が定める地域	

（出典）令和２年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和５年度介護保険事務調査（厚生労働省介護保険計画課調べ）

離島等相当サービスの実施保険者数、実施保険者

実施保険者数	27（1.7%）
うち、ホームヘルプサービス	10
同居家族に対するヘルパー派遣	0
うち、デイサービス	20
うち、ショートステイ	8
その他	3

北海道	奥尻町
	西興部村
秋田県	上小阿仁村
山形県	酒田市
福島県	鮫川村
東京都	檜原村
	小笠原村
新潟県	粟島浦村
滋賀県	近江八幡市
奈良県	下北山村
岡山県	笠岡市
	西粟倉村
広島県	三原市
山口県	萩市
	岩国市
香川県	高松市
高知県	いの町
長崎県	長崎市
	平戸市
	五島市
	西海市
熊本県	天草市
鹿児島県	十島村
沖縄県	多良間村
	竹富町
	与那国町
	沖縄県介護保険広域連合

No.	④-14		Ｒ７予算額	地域医療介護総合確保基金（施設分）252 億円の内数
事業名	地域医療介護総合確保基金（施設分）		府省庁名	厚生労働省
概　要	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。			
支援対象	都道府県	補助率	都道府県が実施する事業について国から 2/3 を補助	
対象事業	〇地域密着型サービス施設等の整備への助成 〇介護施設の開設準備経費等への支援 〇特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善 等			
支援内容	上記の事業について、都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金により助成を行う。 ※離島は施設等の建設コストが本土と比べ割高になっており、事業者誘致の際の課題となっていることを踏まえ、補助単価の８％加算措置を実施			
離島での実績	令和４年度実績 南種子町、西之表市、佐渡市、西ノ島町、土庄町、小値賀町			
備　考				
担当部署	厚生労働省老健局高齢者支援課			
連絡先	03-3595-2888			
参照 HP				

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和７年度当初予算　252億円（252億円）※ () 内は前年度予算額

1 事業の目的

○　地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和７年度においては、地域のニーズ等に即した事業の充実や、令和６年度が終期となっている事業の期限の撤廃を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】　※ 配分基礎単価の上限額の引き上げ

１．地域密着型サービス施設等の整備への助成

① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。

② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の５％加算を実施。

③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。

④ 介護離職受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。【期限の撤廃】

⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。

⑥ 移転用地の確保が困難な大都市において、老朽化した介護施設の改築・大規模修繕等を促進させるため、工事中に介護施設の利用者を受け入れる代替施設の整備を公有地において実施する場合の費用の支援を実施。

⑦ 地域の介護ニーズに応じて、地域密着型施設から広域型施設への転換による受け皿の拡大、２施設以上の施設の集約化・ダウンサイジング等（サービス転換含む）に取り組む施設整備費（大規模修繕含む）の支援を実施。※ 都市部においては、５％の加算を設定。

⑧ 2040年までに全国平均以上に高齢者が増加と予測される地域について、小規模な介護付きホームの対象地域を拡大（11箇所）する。

２．介護施設の開設準備経費等への支援

① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。

② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。

③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。

④ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を実施。

＜実施主体等＞

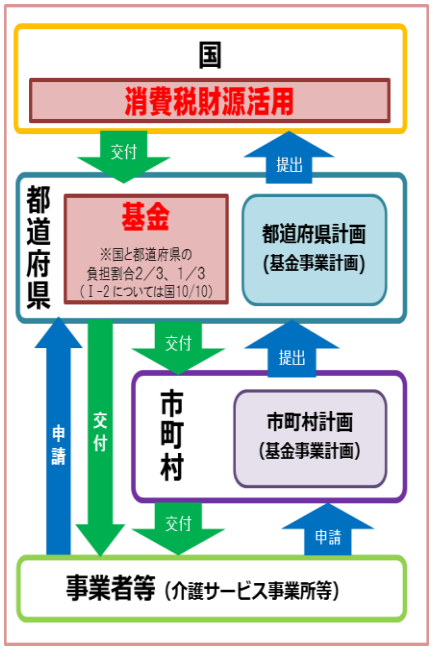

＜令和５年度交付実績＞38都道府県

３．特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善等

① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。

② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。

③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。

④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

⑤ 新型コロナウイルス感染症が５類感染症へ移行したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助率を縮小（2/3から1/3）する。

No.	④-15		R７予算額	８百万円
事業名	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業		府省庁名	厚生労働省
概　要	離島等での介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の１割分を減額する。			
支援対象	市町村	補助率	１／２	
対象事業	社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が離島等地域にあるものに限る。）			
支援内容	離島等での上記介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の１割分を減額する。			
離島での実績	－			
備　考				
担当部署	厚生労働省老健局介護保険計画課			
連絡先	TEL　03-3595-2890			
参照 HP				

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

令和７年度当初予算額　7,762千円（7,762千円）※ () 内は前年度当初予算額

事業内容

○　離島等地域においては、訪問系・多機能系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に15%相当の特別地域加算が行われ、利用者負担も増額されることになる。
○　このため、離島等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の１割分を減額（通常10%の利用者負担を９%に軽減）するもの。

実施主体

○　市町村

補助内容

○　減額分について、社会福祉法人等が利用者に代わって負担した上で、その負担総額の１／２について、助成を行う（国１／２、都道府県１／４、市町村１／４）。

No.	④-16		R７予算額	2,504,672 百万円 （内数）
事業名	離島・中山間地域等に対する報酬加算		府省庁名	厚生労働省
概　要	訪問系・多機能系・通所系サービスについて、離島・中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合に、介護報酬における加算で評価。			
支援対象	介護サービス事業者	補助率	①特別地域加算（15/100） ②中山間地域等における小規模事業所加算（10/100） ③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（５/100）	
対象事業	①②については訪問系・多機能系サービスが対象 ③については訪問系・多機能系・通所系サービスが対象			
支援内容	①厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 ②厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 ③厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。（①②と同時算定可。） ※厚生労働大臣が定める地域 ①離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄の離島、豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域 ②豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村、過疎地域（特別地域加算対象地域は除く。） ③離島振興対策実施地域、奄美群島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域、沖縄の離島			
離島での実績	－			
備　考	介護給付費負担金 2,504,672 百万円の内数。			
担当部署	厚生労働省老健局老人保健課			
連絡先	TEL 03- 3595-2490			
参照 HP				

離島・中山間地域等に対する報酬加算

○　訪問系・通所系サービスについては、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合、介護報酬における加算で評価している。

下線は、令和６年度介護報酬改定において新たに対象となったサービス

（１）特別地域加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。（15／100）
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援（※）
対象地域	①離島振興対策実施地域　②奄美群島　③振興山村　④小笠原諸島　⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域

（２）中山間地域等における小規模事業所加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。（10／100）
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援（※）
対象地域	①豪雪地帯及び特別豪雪地帯　②辺地　③半島振興対策実施地域　④特定農山村　⑤過疎地域 （特別地域加算対象地域は除く。）

（３）中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。（５／100、（１）（２）と同時算定可。）
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援（※）
対象地域	①離島振興対策実施地域　②奄美群島　③豪雪地帯及び特別豪雪地帯　④辺地　⑤振興山村　⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域　⑧特定農山村地域　⑨過疎地域　⑩沖縄の離島

※：居宅介護支援事業者が市町村からの指定を受けて介護予防支援を行う場合

<table>
<tr><td>No.</td><td>④-17</td><td></td><td>R７予算額</td><td>10,000 千円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">離島・中山間地域等サービス確保対策事業</td><td>府省庁名</td><td>厚生労働省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">離島や中山間地域等の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、これらの地域におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、離島又は中山間地域を管轄する都道府県・市町村・特別区それぞれが、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施した場合の費用を補助する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>都道府県・市町村</td><td>補助率</td><td colspan="2">都道府県・指定都市・中核市が実施する事業について国から 1/2（※１）を補助（市町村・特別区が実施する事業については国 1/2、県 1/4、市 1/4（※２））
※１　地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合は、国 3/4、県 1/4。
※２　地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けている場合は、国 2/3、県 1/6、市 1/6）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4"><u>＜都道府県が実施する事業の例＞</u>
○　サービス確保対策検討委員会の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度についての周知
離島や中山間地域等の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。
<u>＜市町村が実施する事業の例＞</u>
○　事業推進会議の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度についての周知
サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。
○　介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施
サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援（ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援）、環境整備等の試行的事業（タブレット等の ICT 機器の導入や電動自転車等の購入支援）を実施。
<u>＜離島等地域が実施する事業の例＞</u>
○　各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施
（介護人材の確保、意見交換の場の提供、サービス提供体制の確保等）</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">上記の事業等を実施した場合、その費用の一部について補助を行う。</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4"><u>＜令和６年度交付決定＞</u>　※離島のほか中山間地域等に位置する自治体も含む。
補助自治体数：11 自治体、補助額：2,088 千円
<u>＜実施事業の例＞</u>
○　離島等サービス確保対策検討委員会の開催
○　人材確保に必要な調査の実施、アクティブシニア向けセミナーの開催、学生・介護従事者を対象とした、介護職の魅力発信事業
○　離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した場合における通勤支援（平時に使用する通勤手段が天候不良により使用できない場合、その代替となる通勤手段の確保に要する費用を補助）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-3595-2889</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">―</td></tr>
</table>

離島・中山間地域等サービス確保対策事業

令和７年度当初予算額　１０百万円（12百万円）※（）内は前年度当初予算額

１　事業の目的

- 離島や中山間地域等の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、これらの地域におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。

２　事業の概要

都道府県が行う事業

○　サービス確保対策検討委員会の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度について周知

離島や中山間地域等の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。

市区町村が行う事業

○　事業推進会議の開催、離島や中山間地域等で活用できる国や都道府県の制度についての周知

サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。

○　介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施

サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援（ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援）、環境整備等の試行的事業（タブレット等のICT機器の導入や電動自転車等の購入支援）を実施。

離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業

○　各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施

高齢者の安心・安全で自立した生活が可能となるよう、次のような事業を実施。

介護人材の確保

介護従事者等が地元の学生等に対して、仕事内容ややりがいについて語り、進路相談等を行うことで、地元の介護職に就職してもらうための動機付けとなるような機会を確保する事業

意見交換の場の提供

介護従事者をはじめとする多職種が連携して、サービス提供に当たっての情報共有を行うことを目的として意見交換の場を提供する事業

サービス提供体制の確保＜拡充＞

離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した場合に必要なサービス提供を行うなど、島内のサービス提供体制を確保するための事業

３　実施主体等

【実施主体及び補助率】

- 都道府県・指定都市・中核市

国１／２、都道府県等１／２

・　地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合

国３／４、都道府県等１／４

- 市区町村

国１／２、都道府県１／４、市区町村１／４

・　離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業を実施し、地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けている場合

国２／３、都道府県１／６、市区町村１／６

※　実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することも可能。

【事業実績】

- 実施箇所数：14自治体（令和5年度）

No.	④-18		R７予算	2,504,672 百万円 （内数）
事業名	介護職員の処遇改善		府省庁名	厚生労働省
概　要	介護職員の給与が他の職種に比べて低い状況にあり、その人材確保に向けて介護職員の処遇改善を行うもの。			
支援対象	介護サービス事業者	補助率	サービスごとに加算率を設定	
対象事業	介護職員が基準上配置されている介護サービス			
支援内容	・　キャリアパス要件、月額賃金改善要件及び職場環境等要件を満たした上で介護職員等の処遇改善を行う場合に算定できる加算。 ・　加算の算定額は、介護職員への配分を基本としつつも、介護サービス事業者等の判断により、事業所内で柔軟な配分を認めている。			
離島での実績	―			
備　考	介護給付費負担金 2,504,672 百万円の内数。			
担当部署	厚生労働省老健局老人保健課			
連絡先	TEL 03- 3595-2490			
参照 HP				

処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和６年６月～）

■　介護現場で働く方々にとって、令和６年度に2.5%、令和７年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。

■　介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた４段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

※　一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。

※　令和６年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率（※）　既存の要件は黒字、新規・修正する要件は**赤字**

新加算（介護職員等処遇改善加算）

加算率		要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【24.5%】	Ⅰ	**新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。** • 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】	Ⅱ	**新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。** • 改善後の賃金年額440万円以上が１人以上 • 職場環境の更なる改善、見える化**【見直し】** ~~• グループごとの配分ルール【撤廃】~~	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】	Ⅲ	**新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。** • 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】	Ⅳ	• **新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分** • 職場環境の改善（職場環境等要件）**【見直し】** • 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和６年４月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和６年度末まで介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)～(14)を設け、現行の３加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにする。

No.	④-19		R７予算額	地域医療介護総合確保基金（人材分）の 97 億円の内数
事業名	地域医療介護総合確保基金（人材分）		府省庁名	厚生労働省
概　要	人口減少や高齢化が 急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進する。			
支援対象	都道府県	補助率	都道府県が実施する事業について国から 2/3 を補助	
対象事業	・地域外からの就職促進（例．地域外から介護サービス事業所・施設に就職するための引越費用等） ・地域外での採用活動支援（例．地域外での就職説明会の開催等） ・先進自治体からのアドバイザー招へい等（例．離島等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等） 等			
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。			
離島での実績	令和５年度実績 家島地域、小豆島（土庄町、小豆島町）、三宅村の５市町村			
備　考				
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課			
連絡先	03-3595-2889			
参照 HP				

離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業

（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

人口減少や高齢化が 急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進。

地域外からの人材確保を支援

○地域外からの就職促進

地域外から介護サービス事業所・施設に就職するために必要な費用を助成

（赴任旅費、引越・転入費用、短期間の体験就労等）

○地域外での採用活動支援

地域外での就職説明会の開催等

○先進自治体からのアドバイザー招へい等

離島、中山間地域等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等

資質向上を支援

○介護従事者の資質向上推進

- 地域外から講師を招いて介護従事者の資質向上研修を実施するために必要な費用を助成
- 介護従事者が地域外での資質向上研修を受講するために必要な費用を助成

通いの場等への移動を支援

○移動支援の担い手を確保

- 高齢者の移動を支援する団体の立ち上げ
- 移動支援の担い手養成研修の実施
- 運転に係る講習等の受講
- 福祉有償運送の実施に係る手続きの助言　等

※介護サービス事業所、通いの場、医療機関等への移動

【離島、中山間地域等の範囲】

①「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年3月31日厚生省告示第99号）」に規定される地域（離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄振興特別措置法に規定する離島、豪雪地帯等）

②「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）」に規定される地域（特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域等）

No.	④-20		R7 予算額	地域医療介護総合確保基金の 97 億円の内数
事業名	介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業		府省庁名	厚生労働省
概　要	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。			
支援対象	都道府県	補助率	2/3	
対象事業	介護に関する入門的な知識・技術を修得するための研修（介護に関する入門的研修）を実施し、事前の周知から研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援を行う。			
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。			
離島での実績	—			
備　考				
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室			
連絡先	TEL　03-3595-1111（2849）			
参照 HP				

介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の創設

【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

○　介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。

○　具体的には、事業実施団体において、求職者や退職を控えた方などへの研修の参加を呼びかけるとともに、入門的研修の実施から研修受講後の介護施設・事業所とのマッチングを行い、介護分野での雇用につなげていく。

＜　事業イメージ　＞

※各主体が協力して実施

＜　実施主体　＞
福祉人材センター、事業者団体、
介護福祉士養成施設、市町村社協　等

退職前セミナーの実施

※退職前セミナーを実施し、退職を控えた方へ参加を呼びかけ

地域の企業
自治体の関係機関　等

※各府省庁や都道府県・市町村からも退職を控えた方に対する事業の周知

事業の周知・広報

※地域の中高年齢者や子育てが一段落した主婦層へ参加を呼びかけ

ハローワーク
老人クラブ
公民館
図書館　等

入門研修の実施

研修への参加

研修への参加

研修受講者と事業所とのマッチング

介護職やボランティアとして従事

特養やデイサービスなど

No.	④-21		R７予算額	地域医療介護総合確保基金の 97 億円の内数
事業名	外国人介護人材の受入環境の整備		府省庁名	厚生労働省
概　要	外国人介護人材の受入環境の整備を支援するため、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生に対する介護施設等による奨学金等の給付等に係る経費の助成、介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者や介護施設等と特定技能による就労希望者とのマッチングを適切に行うための経費の助成、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるためのコミュニケーション支援や生活支援等に係る費用の助成等を行っている。			
支援対象	都道府県	補助率	２／３	
対象事業	外国人介護人材の就労・定着を図るため、受入環境の整備を支援 （１） 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 （２） 外国人留学生及び１号特定技能外国人のマッチング支援事業 （３） 外国人介護人材受入施設等環境整備事業			
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室			
連絡先	TEL　03-3595-1111（2894）			
参照 HP				

外国人留学生及び１号特定技能外国人の受入環境整備事業について

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生（日本語学校・養成施設）

奨学金の貸与・給付

受入介護施設等

＜留学生の支援例＞

○1年目：日本語学校
学費：月5万円、 居住費：月3万円（※）

○2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円、居住費：月3万円（※）
入学準備金：20万円（初回に限る）
就職準備金：20万円（最終回に限る）
国家試験受験対策費用：4万円（年額）

※ 居住費などの生活費について、受入介護施設等が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り
1 月2万円まで加算。
2 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月5万円まで加算。

経費助成

補助率：1／3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1／3を補助

都道府県（委託可）

2. 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う　など

【送出国】

留学・就労希望者等
※ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル　等

協議体の設置など、地域の関係団体等と連携しながらマッチングを実施

都道府県
委託
マッチング支援団体

・受入れの意向の有無
・受入実績
・求める人材の確認
・特色あるカリキュラムや行事等の紹介
・施設のアピールポイント等の紹介
・ビデオレターの作成　等

①'養成施設、介護施設等からの情報の提供

①養成施設、介護施設等からの情報収集

②現地教育機関等からの情報の提供
・現地教育機関訪問
・候補者リストの作成
・候補者との面談
・ビデオレターの作成　等

②'現地教育機関等からの情報の提供

③現地合同説明会等のコーディネート

【日本】
介護福祉士養成施設
介護施設等

③現地合同説明会等の開催

留学生候補者や特定技能入国希望者と、受入れを希望する日本の介護福祉士養成施設、介護施設等の間でマッチングを行うため、現地で合同説明会等を開催する。

外国人介護人材受入施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

【事業目的】

○　外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。

○　こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

➢介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費

➢多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費　など

資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

➢介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費

➢外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費　など

外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感＜外国人介護職員を受け入れたことがない施設＞

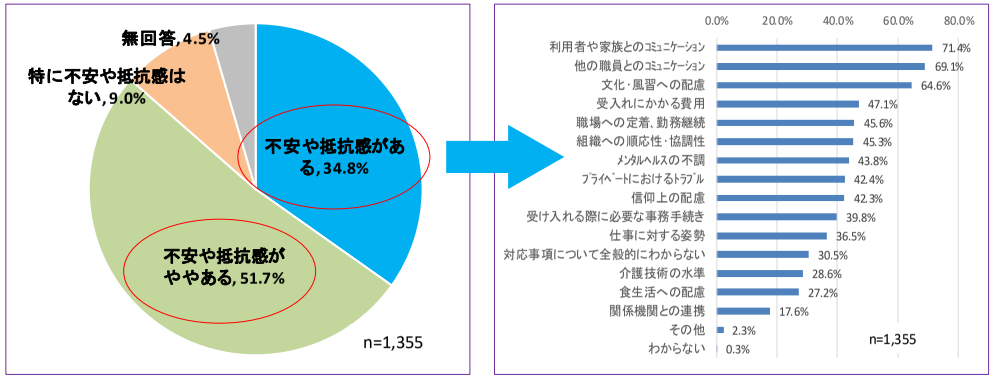

（出典）三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」（平成30年10月1日時点調査）
（平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

➢留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費　など

<table>
<tr><td>No.</td><td>④-22</td><td></td><td>R７予算額</td><td>地域医療介護総合確保基金
（人材分）９７億円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（人材分）の支援メニュー）</td><td>府省庁名</td><td>厚生労働省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">介護サービス事業所等のICT・介護ロボット導入に要する費用の一部を補助。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>都道府県</td><td>補助率</td><td colspan="2">都道府県が実施する事業について国から2/3を補助
※都道府県から事業者への補助率は、一定の要件を満たす事業所に対しては、3/4を下限に都道府県の裁量により設定。
それ以外の事業所に対しては 1/2 を下限に都道府県の裁量により設定。</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">〇ICT導入支援
※対象：介護ソフト、タブレット端末、インカム、クラウドサービス　業務効率化に資するバックオフィスソフト（転記等の業務が発生しないことの環境が実現できている場合に限る）等
〇介護ロボット導入支援
※対象：「介護テクノロジー利用における重点分野」に該当する介護ロボット（カタログ方式を導入）
〇パッケージ型導入支援
※対象：見守り機器等の複数のテクノロジーを連動することで導入する場合に必要な経費
〇その他
※対象：第三者による業務改善支援等にかかる経費</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">上記の事業等を実施し、補助要件を満たした場合、都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用して、その費用の一部について補助を行う。</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">＜令和５年度実績＞
なし</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">ー</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">厚生労働省老健局高齢者支援課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-5253-1111(内線3875)</td></tr>
<tr><td>参照HP</td><td colspan="4">ー</td></tr>
</table>

拡充 介護テクノロジー導入支援事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和７年度当初予算額　地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数（97億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 職場環境の改善等に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※下線部は令和７年度までの拡充分。太字は更に今回変更する部分。

2 補助対象

【介護ロボット】
- 「**介護テクノロジー利用**における重点分野」**（令和７年度より改定）**に該当する介護ロボット**（カタログ方式を導入）**

【ICT】
- 介護ソフト、タブレット端末、インカム、クラウドサービス　業務効率化に資するバックオフィスソフト（転記等の業務が発生しないことの環境が実現できている場合に限る）等

【パッケージ型導入】
- 見守り機器等の複数のテクノロジーを連動することで導入する場合に必要な経費

【その他】
- 第三者による業務改善支援等にかかる経費

※養護老人ホーム等を対象に追加

3 補助要件等

介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する業務改善計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること

第三者による業務改善支援又は研修・相談等による支援を受けること

（入所・泊まり・居住系）利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置をすること

（在宅系）令和７年度内にケアプランデータ連携システムの利用を開始すること

【介護ロボット】

区分	補助額	補助台数
○移乗支援 ○入浴支援	上限100万円	必要台数
○上記以外	上限30万円	

【ICT】

補助額	補助台数
● 1～10人　100万円 ● 11～20人 150万円 ● 21～30人 200万円 ● 31人～　250万円 **※職員数により変動しない場合は一律250万円**	必要台数

【パッケージ型導入】

補助額	補助台数
上限400～1,000万円	必要台数

補助率　以下の要件を満たす場合は3／4を下限（これ以外の場合は１／２を下限）	
共通要件	・職場環境の改善を図り、収支が改善がされた場合、職員賃金への還元することを導入効果報告に明記 **・第三者による業務改善支援を受けること**
介護ロボット	・見守り、インカム・スマートフォン等のICT機器、介護記録ソフトの３点を活用すること（入所・泊まり・居住系に限る） ・従前の介護職員等の人員体制の効率化を行うこと ・利用者のケアの質の維持・向上や職員の負担軽減に資する取組を行うことを予定していること
ICT	**（在宅系）・ケアプランデータ連携システムを利用し、かつデータ連携を行う相手となる事業所が決定していること** （それ以外）以下のいずれか ・LIFE にデータを提供している又は提供を予定していること ・文書量半減を実現させる導入計画となっていること
パッケージ型導入	**・介護ロボット・ICTの要件をいずれも満たすこと。ただし、ICT（それ以外）に記載の要件は全て満たすこと**

4 実施主体、実績

事業	R1	R2	R3	R4
介護ロボット導入支援事業（※1）	1,813	2,297	2,720	2,930
ICT導入支援事業（※2）	195	2,560	5,371	5,075

実施主体

国 →（基金(国2/3)）→ 都道府県 →（一部助成）→ 介護施設等

<table>
<tr><td>No.</td><td>④-23</td><td></td><td>R6 補正予算額</td><td>約 200 億円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">介護テクノロジー導入・協働化等支援事業</td><td>府省庁名</td><td>厚生労働省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、（１）①ICT 機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に加え、それに伴う業務改善支援や②地域全体で取り組む機器導入等に対する補助を行う。また、（２）小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う経営や職場環境の改善の取組に対して補助を行う。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>都道府県、市区町村、民間事業者</td><td>補助率</td><td colspan="2">(1)①、(2)：国・都道府県 3/4、事業者 1/4
（要件によっては国・都道府県 1/2、事業者 1/2）
(1)②：国・都道府県 10/10
(1)①及び（２）を実施する場合：
国・都道府県 4/5、事業者 1/5</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">（１）生産性向上の取組を通じた職場環境改善
①生産性向上に資する介護ロボット・ICT の導入や更新
・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICT の導入や更新に対する支援
②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施
・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集
（２）小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善
・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">上記の事業等を実施し、補助要件を満たした場合、その費用の一部について補助を行う。</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">厚生労働省老健局高齢者支援課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-3595-2888(内線 3875)</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">―</td></tr>
</table>

【○介護における介護テクノロジーの導入、協働化等の支援】

令和6年度補正予算額　200億円

老健局高齢者支援課
（内線3997）

施策名：介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（介護テクノロジー導入・協働化等支援事業）

①　施策の目的

・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
・また、デジタル行財政改革会議において、デジタル（中核）人材育成数や、ICT・介護ロボットの導入事業者割合、ケアプランデータ連携システム普及の割合等のKPIを設定しており、都道府県におけるワンストップ窓口と連携しつつ、介護現場の生産性向上に向けてテクノロジー導入等の支援を行う必要がある。
・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

②　対策の柱との関係

Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ
○		

③　施策の概要

・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に加え、それに伴う業務改善支援や地域全体で取り組む機器導入等に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う経営や職場環境の改善の取組に対して補助を行う。

④　施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

（1）生産性向上の取組を通じた職場環境改善

①生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

②地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間でのケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

（2）小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援　等

【事業スキーム】

⑤成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

【実施主体】
都道府県　（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】
（1）①、（2）・・・国・都道府県３／４、事業者１／４
（要件によっては国・都道府県１／２、事業者１／２）
（1）②・・・国・都道府県　１０／１０
（1）①及び（2）を実施する場合・・・
国・都道府県４／５、事業者１／５
※国と都道府県の負担割合は以下のとおり
（1）①、（2）・・・国４／５、都道府県１／５
（1）②・・・国９／10、都道府県１／10

No.	④-24		R６補正予算額	41 億円
事業名	介護福祉士修学資金貸付事業		府省庁名	厚生労働省
概　要	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。			
支援対象	都道府県	補助率	9／10	
対象事業	概要 　社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第２項第１号から第３号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付ける事業 貸付額 　月５万円以内 （その他、入学準備金２０万円以内、就職準備金２０万円以内などの加算） 返済免除要件 　介護福祉士の資格取得後、５年間介護業務に従事 　※過疎地、離島、中山間地域等において従事した場合は、３年間で返還免除となる特例を設けている			
支援内容	「生活困窮者就労支援事業費等補助金」による補助			
離島での実績	—			
備　考	令和５年度より返還免除要件の特例措置に離島等を追加。			
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室			
連絡先	TEL　03-3595-1111（2845）			
参照 HP				

介護福祉士修学資金貸付事業

○　今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

事業実施のイメージ

都道府県
（都道府県社会福祉協議会等）

貸付・支援

学校

介護福祉士養成施設の学生

介護福祉士
（国家試験合格後）介護福祉士資格の登録を行い、福祉・介護の仕事に従事

福祉・介護の仕事

５年間、福祉・介護の仕事に継続して従事（※）

⇒借り受けた修学資金等の返済を全額免除。

途中で他産業に転職、
自己都合退職等

他産業に就職又は未就労

他産業への就職等

借り受けた修学資金を実施主体に返済。

介護福祉士養成施設入学者への修学資金貸付

【実施主体】都道府県 又は 都道府県が適当と認める団体

【補助率】定額補助（国9/10相当）

【対象者】介護福祉士養成施設修学者

【貸付額（上限）】

ア　学　　費　　5万円（月額）
イ　入学準備金　20万円（初回に限る）
ウ　就職準備金　20万円（最終回に限る）
エ　国家試験受験対策費用　4万円（年額）等

（※）･･･過疎地、離島、中山間地域等については、3年間、福祉・介護の業務に従事した場合、全額返還免除

No.	④-25		R７予算額	地域医療介護総合確保基金の 97 億円の内数
事業名	介護分野就職支援金貸付事業		府省庁名	厚生労働省
概　要	より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進する。			
支援対象	都道府県	補助率	２／３	
対象事業	概要 他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、介護分野に就労しようとする者に対し、就職支援金を貸し付ける事業 貸付額 ２０万円以内 返済免除要件 就職後、２年間介護分野の業務に従事			
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。			
離島での実績				
備　考				
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室			
連絡先	TEL　03-3595-1111（2845）			
参照 HP				

介護分野就職支援金貸付事業

【目的】

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、高齢者介護施設等における業務が増大しており、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進する。

【事業内容】

・事業開始年度：令和３年度　　・財源：地域医療介護総合確保基金

より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、返済免除付き貸付事業「介護分野就職支援金貸付事業」を実施し、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職への参入促進を支援することにより、迅速に人材確保を加速化し、「介護崩壊」の恐れを未然に防止することを目指す。

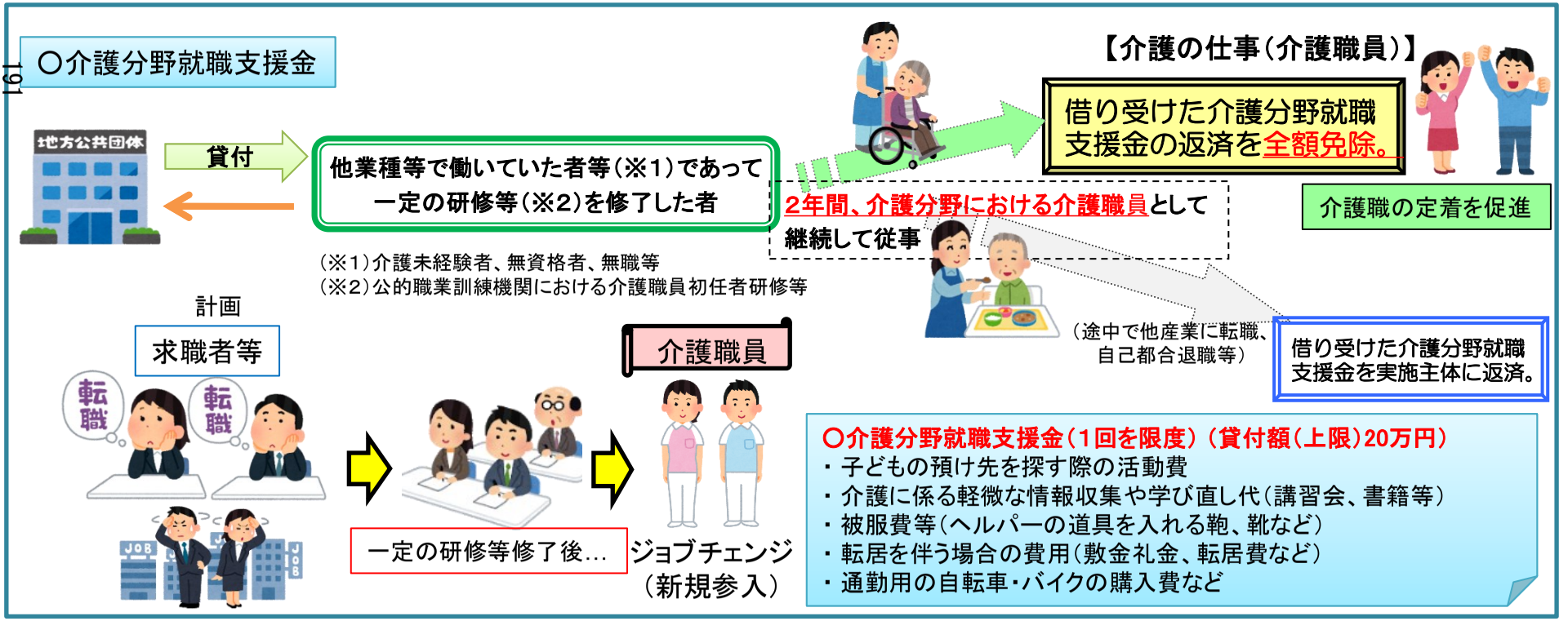

No.	⑤-1		R7 当初予算額	10,617 百万円
事業名	甘味資源作物生産支援対策		府省庁名	農林水産省
概　要	甘味資源作物生産者、国内産糖製造事業者の経営の安定及び砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきび等の自然災害からの回復に向けた取組を支援。			
支援対象	① 市町村 ② 生産者団体、民間団体等	補助率	定額	
対象事業	（１） 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 国内産糖と輸入糖の内外コスト格差を調整するため、（独）農畜産業振興機構（ＡＬＩＣ）が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構へ交付するとともに、生産者交付金の代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行う。 （２） 甘味資源作物安定生産体制確立事業 さとうきび増産基金により、さとうきびの台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害への対応及びかんしょの病害虫への対応を支援する。			
支援内容	（１）は定額補助、（２）は定額補助。			
離島での実績	（１）Ｒ５　種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、北大東島、南大東島、伊是名島、久米島、宮古島、伊良部島、石垣島（甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付） （２）Ｒ５　種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、伊是名島、久米島、南大東島、北大東島、宮古島、伊良部島、石垣島等（自然災害からの回復に向けた取組の実施）			
備　考	支援対象には（独）農畜産業振興機構を含む。			
担当部署	農林水産省農産局地域作物課			
連絡先	03-3501-3814			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/hojo-jigyo.html			

○　甘味資源作物生産支援対策

【令和７年度予算概算決定額　10,617（10,696）百万円】
（令和６年度補正予算額　6,000百万円）

＜対策のポイント＞
甘味資源作物生産者、**国内産糖製造事業者の経営の安定**及び**砂糖の安定供給**を図るとともに、**さとうきび等の自然災害からの回復に向けた取組**等を支援します。

＜事業目標＞
○　さとうきびの生産量の増加（153万t［令和７年度まで］）
○　かんしょの生産量の増加（86万t［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1．甘味資源作物生産者等支援安定化対策　　9,836（9,915）百万円

国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差を調整するため、（独）農畜産業振興機構（ALIC）が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する**甘味資源作物及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構へ交付**するとともに、生産者交付金の**代理申請者の申請・支払事務経費への支援**を行います。

（関連事業）　糖価調整制度安定運営緊急対策交付金
【令和６年度補正予算】6,000百万円

国際糖価の高騰・円安等により、収支が悪化している糖価調整制度の安定運営を図るために必要な金額を（独）農畜産業振興機構（ALIC）に交付します。

2．甘味資源作物安定生産体制確立事業　　781（781）百万円

さとうきび増産基金により、さとうきびの**台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害への対応**及び**かんしょの病害虫への対応**を支援します。

＜事業の流れ＞

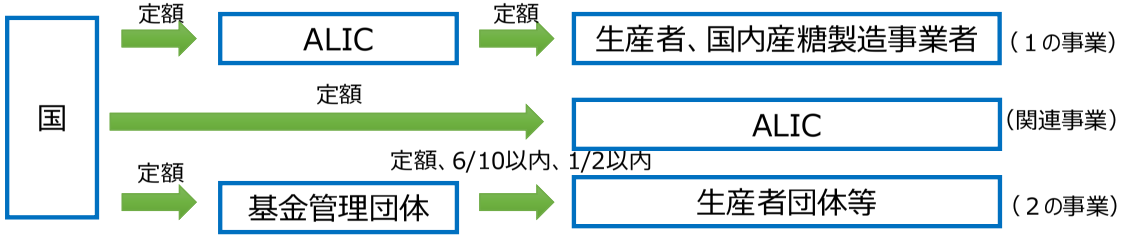

＜事業イメージ＞

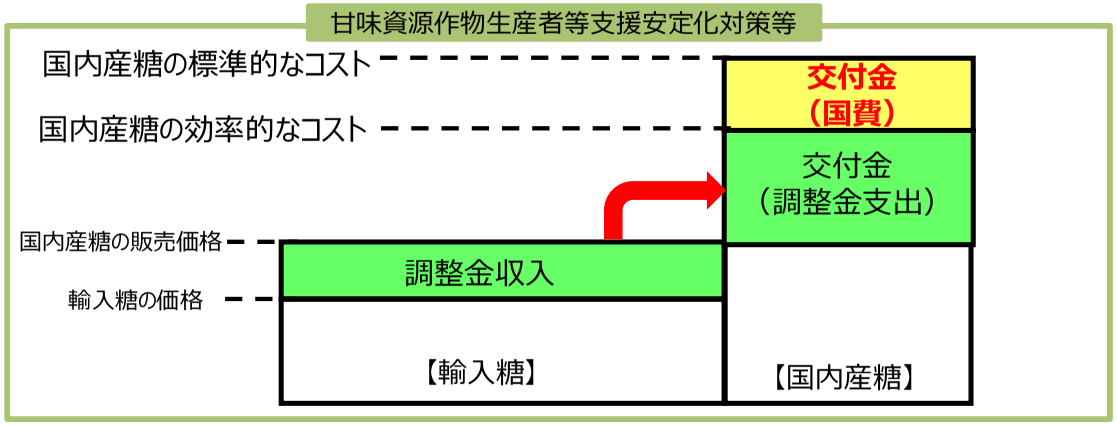

さとうきび増産基金

○さとうきび勘定

自然災害	主な対策
干ばつ	かん水
台風	除塩（散水）、苗の補植、改植
病害虫	病害虫防除
糖度減少	土づくり、株更新
その他の災害	災害の内容に応じた対策 株出管理作業、苗の確保　等

○かんしょ勘定
・病害虫防除対策

	主な対策
当期作への対応	・予防薬剤の散布
次期作への対応	・苗・苗床の消毒 ・土壌消毒 ・健全な種いも・苗の導入 ・他作物への作付転換　等

［お問い合わせ先］農産局地域作物課（03-3501-3814）

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑤-2</td><td></td><td>R６補正予算額</td><td>5,829 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業</td><td>府省庁名</td><td>農林水産省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">沖縄県、鹿児島県等のさとうきび・かんしょ産地や北海道の畑作地帯等の畑作物産地における、持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">①生産者団体、民間団体
②都道府県</td><td>補助率</td><td>①定額、1/2 以内、6/10 以内
②定額、1/2 以内</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">１．畑作物生産性向上支援事業
① さとうきび・かんしょ産地における持続可能な生産体制を構築するため、病害虫への 対応や生産性向上等の取組を支援。
② ばれいしょ・豆類・そば等の安定生産・供給体制を構築するため、種いも産地形成や実需と連携した産地モデル育成、新品種導入、湿害対策技術の導入、病害虫 まん延防止対策、気候変動対策等の取組を支援。
③ 需要動向等に対応した新たな生産体系の構築、労働負担軽減のための基幹作 業の外部化や省力作業機械の導入、化学農薬・肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等の取組を支援。
２．畑作物加工・流通対策支援事業
① 分みつ糖・いもでん粉工場の労働生産性向上等の取組を支援。
② 畑作物の持続的な生産を確保するため、インバウンド向け等市場調査、食品表示の変更等の取組を支援。
３．畑作物産地生産体制確立・強化整備事業
分みつ糖工場・いもでん粉工場の省力化による労働生産性向上や、かんしょ・ばれいしょの健全な苗や種いも等の供給体制の強化に必要な施設整備を支援。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">１の①、２、３の事業：定額、1/2 以内、6/10 以内
１の②～③、２の②事業：定額、1/2 以内</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">なし（新規事業のため実績自体なし）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">農産局地域作物課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-6744-2115</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業（令和６年度補正予算）：農林水産省</td></tr>
</table>

○　畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

【令和６年度補正予算額　5,829百万円】

＜対策のポイント＞

沖縄県、鹿児島県等の**さとうきび・かんしょ産地**や北海道の**畑作地帯等の畑作物産地**における、持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、**労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援**します。

＜事業目標＞

○　さとうきびの単収の向上・安定化（6,230kg/10a［令和７年度まで］）
○　かんしょの生産量の増加（86万t［令和12年度まで］）
○　ばれいしょの生産量の増加（239万t［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1．畑作物生産性向上支援事業

①　さとうきび・かんしょ産地における持続可能な生産体制を構築するため、**病害虫への対応**や**生産性向上等の取組**を支援します。
②　ばれいしょ・豆類・そば等の安定生産・供給体制を構築するため、**種いも産地形成や実需と連携した産地モデル育成**、**新品種導入、湿害対策技術の導入、病害虫まん延防止対策、気候変動対策等の取組**を支援します。
③　需要動向等に対応した**新たな生産体系の構築**、労働負担軽減のための**基幹作業の外部化**や**省力作業機械の導入、化学農薬・肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等の取組**を支援します。

2．畑作物加工・流通対策支援事業

①　分みつ糖・いもでん粉工場の**労働生産性向上等の取組**を支援します。
②　畑作物の持続的な生産を確保するため、**インバウンド向け等市場調査、食品表示の変更等の取組**を支援します。

3．畑作物産地生産体制確立・強化整備事業

分みつ糖工場・いもでん粉工場の省力化による**労働生産性向上**や、かんしょ・ばれいしょの健全な苗や種いも等の**供給体制の強化に必要な施設整備**を支援します。

＜事業の流れ＞

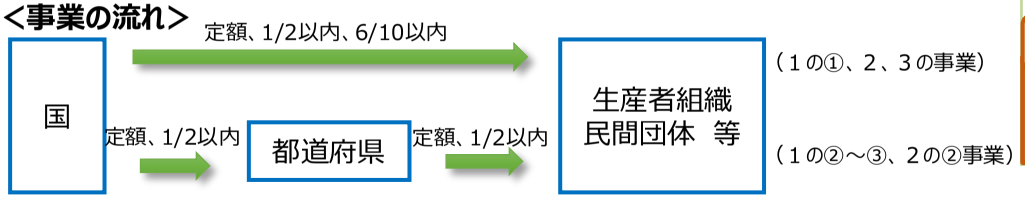

＜事業イメージ＞

畑作産地を取り巻く環境の変化や課題

・労働力不足の顕在化　・難防除病害虫の発生
・かんしょや加工用・でん粉原料用ばれいしょ、豆類、そば等の需要の高まり
・気候変動への対応
・減農薬・減化学肥料などの環境意識の高まり　等

ばれいしょの選別作業

サツマイモ基腐病

地域・品目に応じた生産性向上、環境負荷・労働負担軽減による
持続可能な畑作生産体系の確立に向けた取組を支援

地域・品目に応じた生産性向上

- 地域の生産体制を支える担い手の育成
- 病害虫抵抗性品種の導入
- 複数年契約取引の拡大や新品種・安定生産対策技術の導入
- 基幹作業の外部化や省力機械の導入
- 需要動向や気候変動に対応した生産体系構築や環境に配慮した栽培方法の実証

等を支援

関連事業：産地生産基盤パワーアップ事業（11,000百万円の内数）

持続可能な畑作生産体系の確立に向けた農業機械等の導入を支援
（別途、畑作産地の課題に沿った成果目標を設定）

工場の生産性向上・流通対策

- 工場の人員配置、工程の見直しの取組
- インバウンド向け等消費拡大に係る市場調査、食品表示の変更の取組、新たな製品開発のための機械設備等の導入
- 甘味資源作物等の他用途利用に向けた取組

等を支援

産地体制強化のための施設整備

- 分みつ糖工場の集中管理、自動化等省力化施設、衛生管理の高度化施設の導入
- 健全な苗や種いもの供給体制の強化
- ばれいしょ供給体制の強化

等を支援

［お問い合わせ先］農産局地域作物課（03-6744-2115）

No.	⑤-3		R７当初予算額 R６当初予算額	3,828 百万円の内数 3,636 百万円の内数
事業名	肉用牛経営安定対策補完事業（うち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）		府省庁名	農林水産省
概　要	離島等における肉用子牛の集出荷を促進する取組や、購買者を誘致する取組を支援する。			
支援対象	生産者	補助率	定額	
対象事業	離島等及び山振地域における肉用牛振興のうち離島等子牛流通活性化 （１）家畜市場のない離島の生産者が島外の家畜市場に子牛を出荷する場合に奨励金を交付。 （２）離島以外の購買者が離島の家畜市場で子牛を購入する場合に奨励金を交付。			
支援内容	（１）定額補助（輸送費の３分の２相当） （２）定額補助（輸送費及び市場手数料の３分の２相当）			
離島での実績	Ｒ６　奥尻島、宇久島、小値賀島、壱岐島、種子島など			
備　考	（２）は令和７年度から従来の購買者奨励金に加え、市場手数料の３分の２相当を交付するよう拡充。			
担当部署	農林水産省畜産局食肉鶏卵課			
連絡先	03-3502-5990			
参照 HP	https://www.alic.go.jp/c-kanri/shinko01_001426.html			

○ 肉用牛経営安定対策補完事業のうち 離島等及び山振地域における肉用牛振興

【令和７年度ALIC事業　3,828百万円の内数】

＜対策のポイント＞
肉用牛に係る経営安定対策を補完し、条件不利地域である離島等における肉用牛振興対策を図るため、**離島等及び山振地域における肉用子牛の集出荷を促進**するための取組に対して支援する。

＜事業の内容＞

1．離島等子牛流通活性化

○ **離島以外の肥育農家等が離島の家畜市場で肉用子牛を購入**する場合、購入者に対して海上運賃等の価格に応じた奨励金を交付

○ **家畜市場のない離島の生産者が、島外の家畜市場に肉用子牛を出荷**する場合、出荷者に対して海上運賃等の価格に応じた奨励金を交付

2．山振地域子牛流通活性化

○ 山振地域で生産された肉用子牛を、生産された都道府県内の山振地域の家畜市場で購入した当該都道府県内の購入者に対して奨励金を交付

＜事業の流れ＞

ALIC →（定額）→ 民間団体 →（定額）→ 生産者団体等 →（定額）→ 畜産農家

＜事業イメージ＞

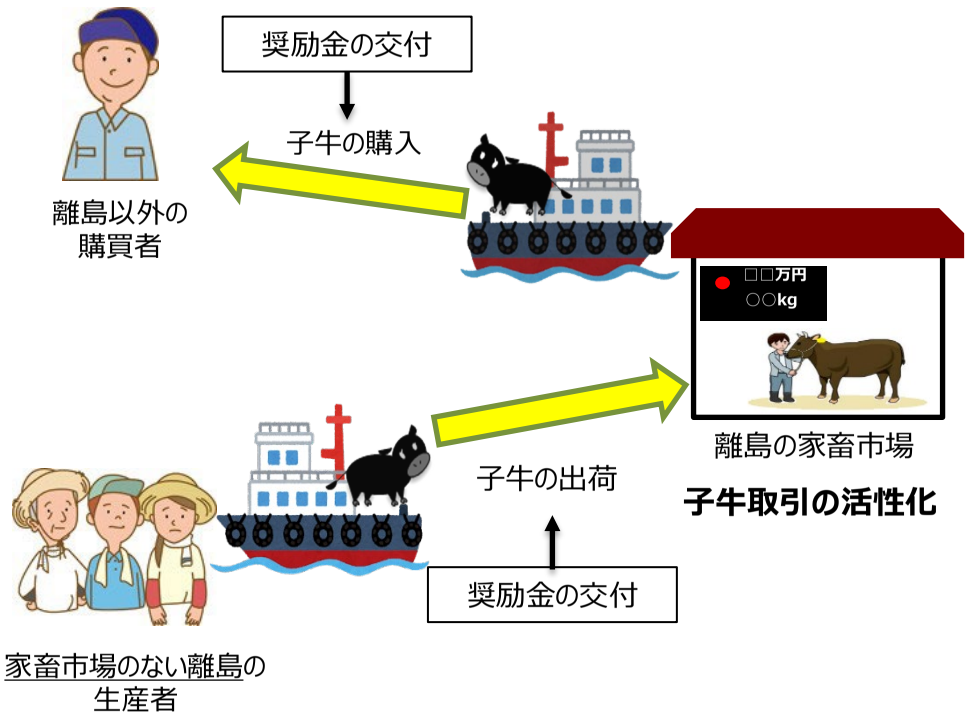

［お問い合わせ先］畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5990）

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑤-4</td><td></td><td>R７当初予算</td><td>10,000 百万円
の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">肉用牛緊急特別対策事業
（うち和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）</td><td>府省庁名</td><td>農林水産省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、子牛価格が低下し、繁殖農家の生産基盤が危機的状況にあることから、和子牛産地の基盤強化につながる取組を支援することにより、意欲ある生産者の経営の継続・発展に資する環境を整備する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">生産者</td><td>補助率</td><td>定額</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業
肉用子牛の品種区分毎のブロック別平均価格が、発動基準を下回った場合に、「和子牛産地基盤強化計画」を作成した地域において、産地基盤強化に資する取組メニューのうち１つ以上行う生産者に対し、販売･自家保留頭数に応じた奨励金を離島等は５万円/頭（離島等以外は１万円）交付する。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">離島等地域（離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡）とそれ以外の地域で奨励金単価が異なる。
<table>
<tr><td colspan="2">奨励金単価</td></tr>
<tr><td>離島等地域</td><td>それ以外の地域</td></tr>
<tr><td>５万円/頭</td><td>１万円/頭</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>離島での
実績</td><td colspan="4">なし（令和７年度新規事業のため）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">農林水産省畜産局食肉鶏卵課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-3502-5990</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.alic.go.jp/c-kanri/shinko01_001426.html</td></tr>
</table>

（参考）　肉用牛緊急特別対策

【令和７年度ALIC事業　10,000百万円】

＜対策のポイント＞

枝肉価格の低下や飼料価格の高止まり等により、**子牛価格が低下**し、**繁殖農家の生産基盤が危機的な状況**にあることから、**和子牛産地の基盤強化につながる取組を支援**することにより、意欲ある生産者が経営を継続し、その発展に取り組める環境を整備します。

食肉処理施設の**老朽化・稼働率の低下**が課題となる中で、必要な設備等の整備を進めなければ、**我が国の食肉供給システムに支障が生じるおそれ**があることから、施設にとって生命線となる**浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援**し、食肉流通の円滑化を図ります。

＜事業の内容＞

１．和子牛産地基盤強化緊急特別対策

和子牛産地の基盤強化計画を作成した地域において、ブロック別平均売買価格（四半期ごとに算定）が**発動基準**を下回った場合、**優良和子牛生産推進緊急支援事業に加えて**、取組に応じて生産者に**１万円/頭（離島等は５万円/頭）**の奨励金を交付します。

２．食肉処理高度化緊急特別対策

施設の老朽化に対応するため、再編以外の方法で食肉処理の高度化を行おうとする**２施設以上の施設**が、**集荷や販売等に関する連携計画を策定**した場合に、**浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援**します。

（１/２補助、補助上限３億円）

食肉処理施設の老朽化の現状
（2024年時点）

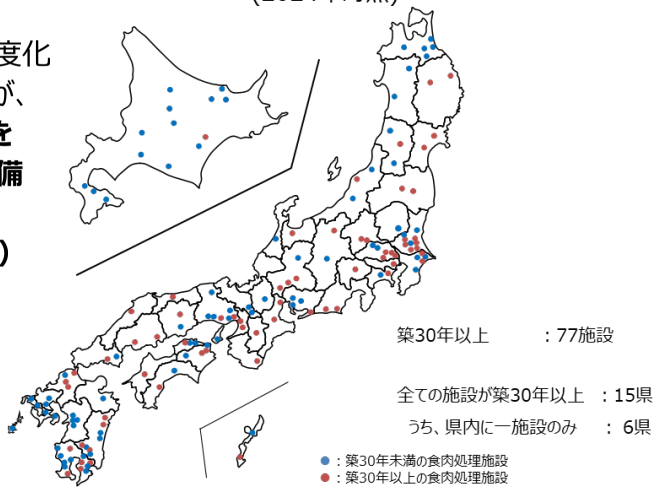

資料：農林水産省「畜産物流通統計(R5)」、厚生労働省「と畜・食鳥検査等に関する実態調査(R4年度実績)」を基に、農林水産省にて作成

＜事業イメージ＞

【発動額】　ブロック別平均売買価格が発動基準を下回った場合に発動

品種区分※１	発動額	
	離島等以外	離島等※２
黒毛和種	１万円	５万円
褐毛和種		
その他肉専		

※１　自家保留牛も対象
※２　「離島等」は、離島振興法第２条第１項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡

【取組メニュー】和子牛産地※で下の内容を含む基盤強化計画を作成。下の取組のいずれか１つを行う生産者に対し、奨励金を交付。

① 地域内自給飼料の生産・利用
② 早期出荷に向けた地域内一貫生産
③ 需給に応じた生産（子牛や枝肉の需給・価格状況、消費者ニーズに関する勉強会等の実施）

※　都道府県肉用子牛価格安定基金協会が計画作成主体

浄化槽・冷蔵設備等の整備・改修を支援

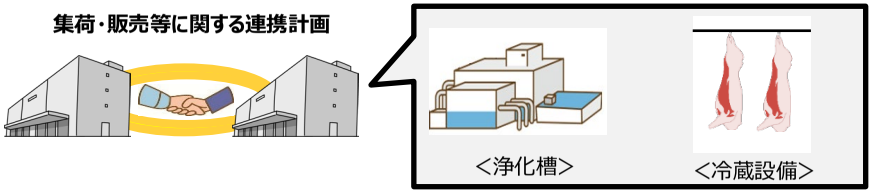

［お問い合わせ先］畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑤-5</td><td></td><td>R６補正予算額
（所要額）</td><td>37,099 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業</td><td>府省庁名</td><td>農林水産省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な機械導入、施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援します。
また、後継者不足の畜産経営と地域の担い手間の継承のための条件調整や経営資源を継承する取組に必要な施設整備等を支援します。
さらに、畜産クラスター計画に基づく、生産基盤強化のための優良な繁殖雌牛への更新を支援します。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>中心的な経営体（畜産農家等）、民間団体</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２以内、定額</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">（１）施設整備事業
畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。
（２）機械導入事業
畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。
（３）調査・実証・推進事業
収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。
また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。
（４）優良繁殖雌牛更新加速化事業
畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付します。
（５）ICT 化等機械装置等導入事業
畜産経営の省力化を図るため、ICT 関連機械を導入する取組を支援します。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">（１）、（２）、（５）は補助率１／２以内
（３）、（４）は定額</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">（１）～（３）　佐渡島、対馬島、壱岐島、大島（平戸諸島）、宇久島、中通島、福江島、種子島、喜界島、屋久島など</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">（１）～（３）農林水産省畜産局企画課
（４）（５）　〃　畜産振興課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">（１）～（３）　03-3501-1083　（４）（５）03-6744-2587</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/l_cluster.html</td></tr>
</table>

○ 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業等（畜産クラスター事業等）

【令和６年度補正予算額（所要額）37,099百万円】

＜対策のポイント＞

畜産クラスター計画を策定した地域に対し、**地域の収益性向上等に必要な施設整備や機械導入等を支援**します。また、**新規就農者を優先的に支援**します。加えて、**優良な若い繁殖雌牛への更新の加速化**や、**酪農・肉用牛経営の省力化に資するICT関連機械の導入**を支援します。

＜政策目標＞（※目標は酪肉近に記載。令和7年3月末目途に改訂予定）

○ 牛肉の生産量の増加（33（48）万t［平成30年度］→40（57）万t［令和12年度まで］（ ）は枝肉換算 ）※

○ 飼料自給率の向上（25%［平成30年度］→34%［令和12年度まで］） 等

＜事業の内容＞

1．畜産クラスター事業 **（所要額）31,900百万円**

① **施設整備事業**

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な施設整備等を支援します。

② **機械導入事業**

中心的な経営体に対し、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。

③ **調査・実証・推進事業**

収益力強化に向けた取組の効果実証に必要な調査・分析を支援します。また、事業の効果を高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

2．優良繁殖雌牛更新加速化事業 **（所要額） 4,600百万円**

高齢の繁殖雌牛から、増体や肉質に優れた若い繁殖雌牛への牛群の転換を支援します。

3．ICT化等機械装置等導入事業 **（所要額） 599百万円**

畜産経営の省力化を図るため、ICT関連機械を導入する取組を支援します。

＜事業の流れ＞

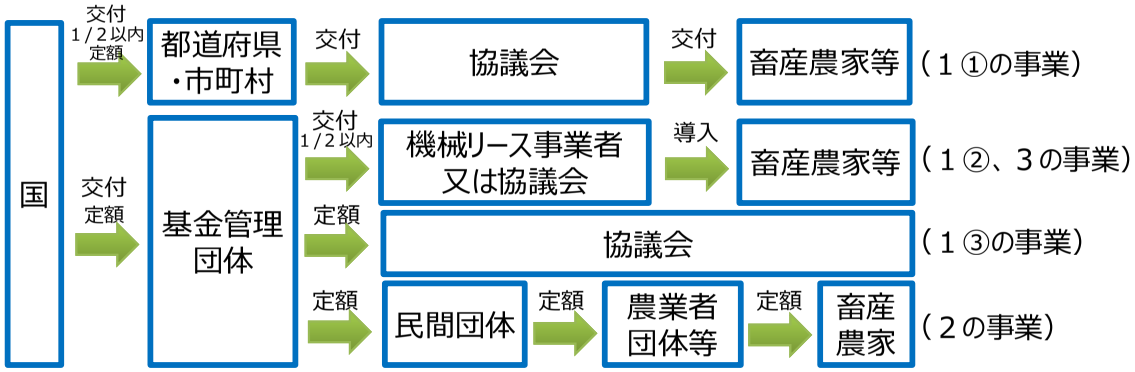

＜事業イメージ＞

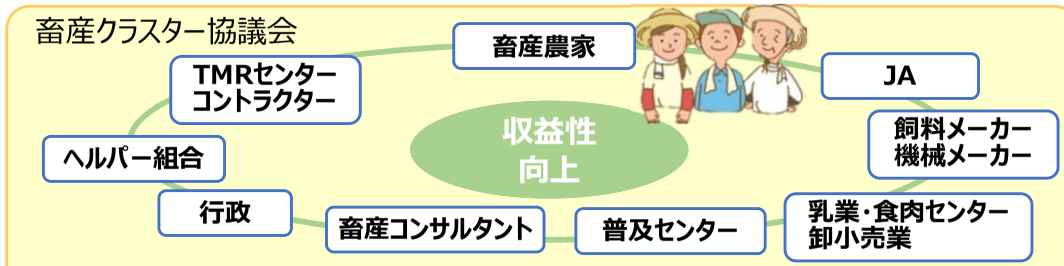

収益性向上のための取組、中心的な経営体やその他の構成員の役割、連携の内容、収益性向上の目標等を定めた畜産クラスター計画を作成

「畜産クラスター事業」の主な見直し内容

○ 増頭要件を廃止し、**費用削減等に向けた１頭当たりの生産効率の改善を要件化**

○ 成果目標の選択肢のうち販売額の増を**１頭当たりの販売額の増に見直し**

○ **単年度の補助上限額を５億円に設定**

○ **２年間までの事業計画を申請可**

「優良繁殖雌牛更新加速化事業」の交付単価

	優良な繁殖雌牛	遺伝的多様性に配慮した優良な繁殖雌牛
奨励金	10万円/頭	15万円/頭

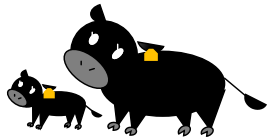

「ICT化等機械装置等導入事業」の支援内容

省力化のための機械・装置の導入を支援。
スマート農業技術活用促進法に基づく計画認定を受けた場合、一体的な施設の補改修も支援。

搾乳ロボット　ほ乳ロボット　分娩監視装置

［お問い合わせ先］（１の事業）畜産局企画課 （03-3501-1083）
（２、３の事業） 畜産振興課（03-6744-2587）

No.	⑤-6		Ｒ７予算額	3,696 百万円の内数
事業名	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 （スーパーＬ資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置）		府省庁名	農林水産省
概　要	スーパーＬ資金及び農業近代化資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援する。			
支援対象	目標地図に位置づけられた等の認定農業者	補助率	貸付当初５年間の金利負担軽減（最大２％）	
対象事業	地域農業を維持・発展させるためには、地域の中心経営体等として位置付けられた「担い手」が自らの創意工夫を活かして経営改善の取組を行うことが重要である。 経営改善に向けた投資の効果が発現するまでには一定の期間を要することから、投資後の一定期間について支援を行うことが必要である。 このため、目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパーＬ資金及び農業近代化資金について、貸付当初５年間の金利負担を軽減する措置を講じる。			
支援内容	（１）対象資金：スーパーＬ資金、農業近代化資金 （２）利子助成限度額：スーパーＬ資金（個人３億円、法人 10 億円）（※１） ：農業近代化資金（個人 18 百万円（※２）、法人２億円） （３）金利負担軽減措置：貸付当初５年間の金利負担軽減（最大２％） （※１）利子助成の対象となる借入金上限：通算 20 億円 （※２）知事特認の場合は２億円			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	農林水産省経営局金融調整課			
連絡先	03-6744-2167			
参照 HP	（農林水産省ＨＰ）http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/sikin/index.html （日本政策金融公庫ＨＰ）https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html （沖縄振興開発金融公庫ＨＰ）http://www.okinawakouko.go.jp/financing_investment/124			

スーパーＬ資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置

【令和７年度予算概算決定額　3,696（3,795）百万円の内数】

＜対策のポイント＞
目標地図に位置付けられた認定農業者等を金融面から強力に支援するため、**スーパーＬ資金**及び**農業近代化資金**（※）について、**貸付当初５年間の金利負担を軽減**します。
（※）都道府県による新たな利子助成の仕組みを含む。

＜事業目標＞
担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

１．対策の内容

目標地図に位置付けられた認定農業者等を金融面から支援するため、**スーパーＬ資金**、**農業近代化資金**について、**貸付当初５年間の金利負担を軽減**します。

２．対象資金等

対象資金：スーパーＬ資金、農業近代化資金

＜取扱融資機関＞　㈱日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関

＜事業の流れ＞

国 → 定額 → （公財）農林水産長期金融協会 → 利子助成 → 農業者

＜事業イメージ＞

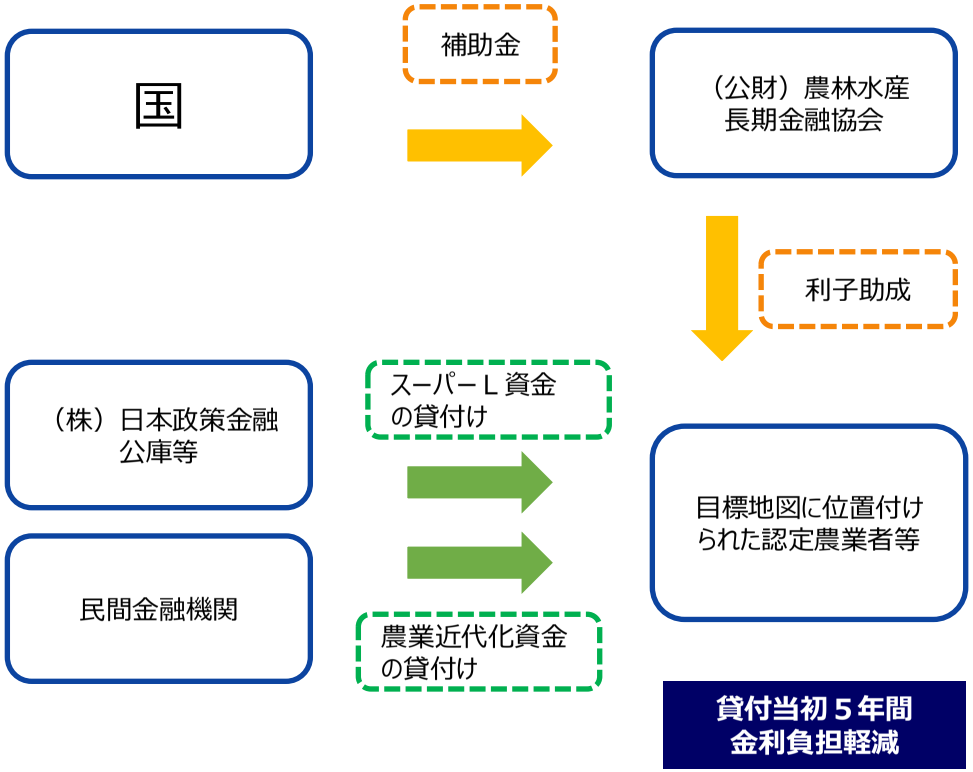

［お問い合わせ先］経営局金融調整課（03-6744-2167）

被災農業者等への金利負担軽減措置

【令和７年度予算概算決定額　3,696（3,795）百万円の内数】

＜対策のポイント＞
甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう利子助成金を交付します。

＜事業目標＞
担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

＜事業の内容＞

1．対策の内容

甚大な自然災害等により被害を受けた農業者等であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの等に対して、経営の早急な復旧に必要な資金が円滑に融通されるよう、**貸付当初５年間の金利負担を軽減**します。

2．対象資金等

対象資金
- ・農林漁業セーフティネット資金
- ・農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）
- ・経営体育成強化資金
- ・農林漁業施設資金
- ・農業基盤整備資金
- ・農林漁業経営資本強化資金
- ・農業近代化資金

＜取扱融資機関＞　㈱日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関

＜事業の流れ＞

国 → 定額 → （公財）農林水産長期金融協会 → 利子助成 → 被災農業者等

＜事業イメージ＞

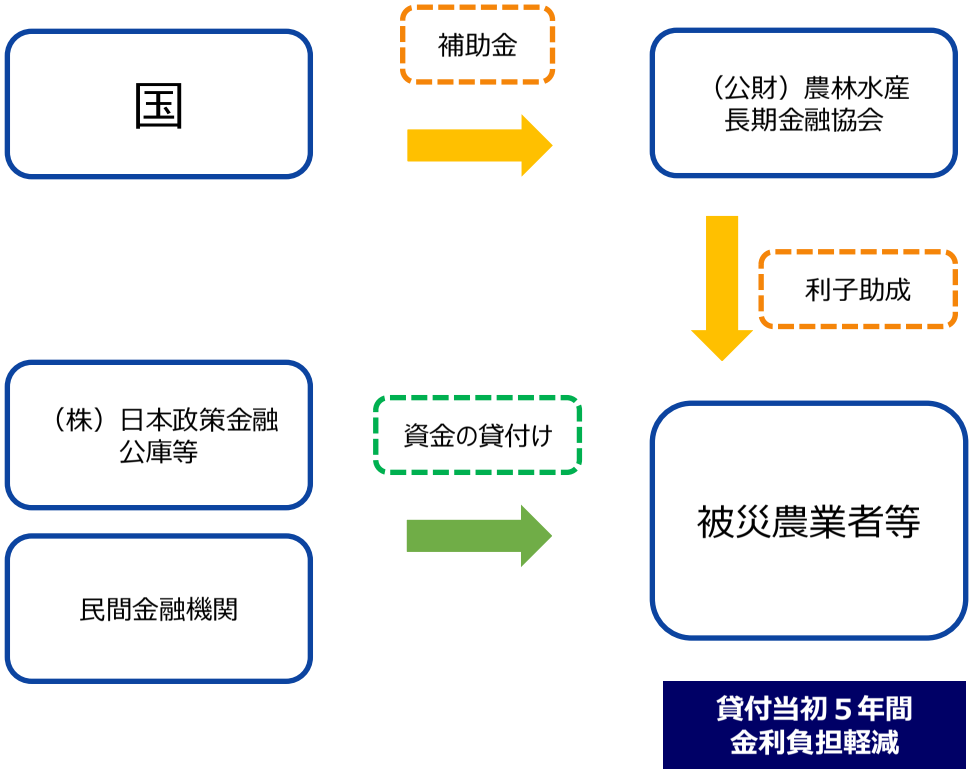

［お問い合わせ先］経営局金融調整課（03-6744-2167）

No.	⑤-7		R7 当初予算額 R6 補正予算額	10,748 百万円 5,416 百万円
事業名	新規就農者育成総合対策		府省庁名	農林水産省
概　要	就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付や、経営発展のための機械・施設等の導入、地域における新規就農者の誘致環境の整備、農業教育の高度化等の取組を支援。			
支援対象	事業①：認定新規就農者等（就農時 49 歳以下） 事業②：認定新規就農者（就農時 49 歳以下） 事業③：研修期間中の研修生（就農時 49 歳以下） 事業⑤：市町村、協議会、民間団体等 事業⑥：農業教育機関等 事業⑦：民間団体等	補助率	事業①：1/2、1/3 事業②～③：定額 事業⑤～⑦：定額、1/2	
対象事業	事業①：経営発展支援事業（就農後の経営発展のために、機械・施設等の導入等を支援） 事業②：経営開始資金（新たに経営を開始する者に対して、資金を交付。） 事業③：就農準備資金（研修期間中の研修生に対して、資金を交付。） 事業⑤：農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動、就農に適した農地整備等を一体的に支援。） 事業⑥：農業教育高度化事業（農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援。） 事業⑦：農業人材確保推進事業（農業就業体験、就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援。			
支援内容	事業①：国費上限 600 万円（事業②の交付対象者は上限 250 万円） 事業②：12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 3 年間 事業③：12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 2 年間 事業⑤：新規就農者の誘致体制の整備（定額）、研修農場の整備（1/2 以内） 事業⑥：農業大学校・農業高校等における ・研修用農業機械・設備の導入、ICT 環境 ・スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラム強化 ・現場実習や出前授業等、若者の就農意欲を高める取組　等 事業⑦：インターンシップ、新・農業人フェアの実施　等			
離島での実績	―			
備　考	事業①～③：申請時期については、都道府県または市町村にお問い合わせください。			
担当部署	農林水産省経営局就農・女性課			
連絡先	03-3052-6469			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/			

新規就農者育成総合対策

【令和７年度予算概算決定額　10,748（9,638）百万円】
（令和６年度補正予算額　5,416百万円）

＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を**地方と連携して親元就農も含めて支援**するとともに、**就農に向けた研修資金**、**経営開始資金の交付**、地域における**農地の受け手確保**に向けた**新規就農者の誘致環境の整備**等の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

＜政策目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

１．経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、都道府県支援分の２倍を国が支援します。

２．資金面の支援

①　**新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
②　**研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

３．誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

①　地域計画の策定により明らかになる**受け手のいない農地に新規就農者を誘致**するための**体制づくり**、**誘致の実践**、**就農前後の方々に対するトータルサポート活動**及び**研修農場の整備**を支援します。
②　農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
③　就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

（令和６年度補正予算）新規就農者確保緊急円滑化対策

親元就農者を含む新規就農者の経営継承・発展の取組を支援するとともに、就農前後の資金面、教育環境の整備等を支援します。

＜事業の流れ＞

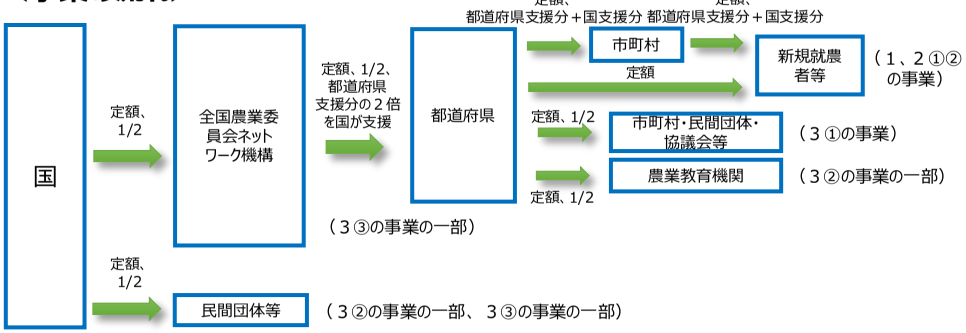

＜事業イメージ＞

１．経営発展への支援

経営発展支援事業※1
（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）
対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）
支援額：補助対象事業費上限1,000万円（２①の交付対象者は上限500万円）
補助率：都道府県支援分の２倍を国が支援（国の補助上限1/2　〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4)
特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定
［機械・施設等の修繕・移設・撤去（補助率　国：1/3、都道府県又は市町村：1/3（任意））を支援］

２．資金面の支援

①　経営開始資金※3
対象者：認定新規就農者※4(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長３年間
補助率：国10/10

②　就農準備資金※3
対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長２年間
補助率：国10/10

３．誘致環境の整備、農業教育の高度化への支援

①　農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
・新規就農者の誘致体制の整備
　複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践
　就農前後の方々に対するトータルサポート活動
・研修農場の整備
　実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備

②　農業教育高度化事業
農業大学校・農業高校等における
・農業機械・設備等の導入
・国際的な人材育成に向けた海外研修
・スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化
・現場実習や出前授業の実施
・先進的な教育・研修モデルの創出　等

③　農業人材確保推進事業
就農相談会の開催　等

※１　取組計画に応じた事業採択方式で実施
※２　新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから５年以内に継承した者）が対象
※３　前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
※４　新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから５年以内に継承した者)のうち経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象
※５　支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-3502-6469）

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑤-8</td><td></td><td>R７当初予算額
R６補正予算額</td><td>3,234 百万円
1,275 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">農業労働力等の確保</td><td>府省庁名</td><td>農林水産省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">・雇用就農促進のための資金の交付やトライアル雇用の実施、他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組、就労条件改善などの労働環境整備を支援
・農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野での外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、技能試験等の実施、働きやすい環境の整備や人材育成のための研修等を支援</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">事業①：農業法人等、都道府県等
事業②：民間団体等
事業③：民間団体等</td><td>補助率</td><td>事業①：定額
事業②：定額
事業③：定額</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">事業①：雇用就農資金（農業法人等が 49 歳以下の就農希望者を新たに雇用する場合に資金を交付。また、トライアル雇用就農の推進のためのマッチングやフォローアップ等の取組を支援。）
事業②：雇用体制強化事業（就労条件の改善や他産地・他産業との連携等による労働力確保の取組を支援。）
事業③：外国人材受入総合支援事業（農業分野、漁業分野、飲食料品製造業分野、外食業分野において、試験の作成・実施、相談窓口の設置、優良事例の収集・周知、現地説明・相談会の実施、学習機会の提供を支援。）</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">事業①：雇用就農資金…60 万円/年×最長 4 年間
トライアル雇用就農促進事業…1,000 万円/地区
事業②：就労条件改善タイプ…上限 2,000 万円/地区
産地間連携等推進タイプ…上限 1,000 万円/地区
事業③：定額</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">事業①：－
事業②：－
事業③：－</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">事業①のうち雇用就農資金：3～4 月（6 月支援開始分）、7～8 月（10 月支援開始分）、10～11 月（2 月支援開始分）に募集予定。</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">農林水産省経営局就農・女性課
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課
水産庁企画課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-6744-2160、03-6744-2159</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/index.html
https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/index.html</td></tr>
</table>

雇用就農の総合的な推進

【令和７年度予算概算決定額　3,038（2,542）百万円】
（令和６年度補正予算額　1,275百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業従事者の減少が加速する中、安定的な労働力を確保するため、**雇用就農の拡大に向けた労働環境の整備、他産地・他産業との連携等による労働力確保、農業法人等による就農希望者の新規雇用**等を総合的に推進します。

＜政策目標＞

40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の内容＞

1．就農希望者の新規雇用等への支援 ---------- 資金　3,038百万円

【令和６年度補正予算額】1,275百万円の内数

農業法人等が行う以下の取組に対して、資金を交付します。

① **49歳以下の就農希望者**を新たに雇用し、研修を実施
（年間最大60万円※、最長４年間）

※　１経営体当たりの新規採択人数は５人まで、かつ３人目以降は年間最大20万円

② **新法人の設立を目指す49歳以下の就農希望者**を一定期間雇用し、研修を実施
（年間最大120万円、最長４年間（３年目以降は年間最大60万円））

③ **55歳未満の職員**を**次世代経営者として育成**するために**異業種の法人・先進的な農業法人等へ派遣して研修**を実施（月最大10万円、最短３ヶ月～最長2年間）

また、正規雇用に向けて行われる**トライアル雇用就農のマッチング及びフォローアップ**等を支援します。

2．雇用体制強化への支援　**【令和６年度補正予算額】1,275百万円の内数**

① **就労条件改善タイプ** ---------- 就労条件

地域協議会等が「働きやすい環境づくり計画」に基づき実施する、**就業規則の策定や作業工程の見直し等の就労条件改善**のための取組を支援します。（補助率：定額）

② **産地間連携等推進タイプ** ---------- 産地連携

繁閑期の異なる**他産地・他産業との連携**等により産地の労働力確保を推進する取組を支援します。（補助率：定額）

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 全国農業委員会ネットワーク機構 →（定額）→ 農業法人等（１の事業）

国 →（定額）→ 民間団体等 →（定額）→ 協議会等（２の事業）

＜事業イメージ＞

労働環境の整備

就労条件

- 就業規則（休日、賃金等）作成
- 経営者向け研修の実施
- 従業員のための研修計画、作業マニュアル等の作成
- 労務管理のためのシステム導入

資金　※活用時の要件

- 休憩・休日・有給休暇の確保
- 労災保険・雇用保険加入　等

人材の呼び込み

産地連携

- 他産地・他産業等との連携体制構築
- １日単位で働ける労働力募集アプリ等の活用

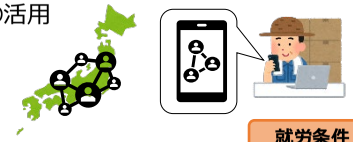

就労条件

- 求人広告の掲載や就職説明会への出展

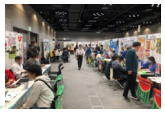

安定的に労働力を確保し、農業を持続的に発展

農業界への人材定着

就労条件

- 人事評価制度の作成及び昇給制度の導入

資金

- 必要なスキル習得のための研修
- 雇用後のフォローアップ

雇用の実施

資金

- 正規雇用に向けたトライアル雇用就農の推進
- 49歳以下の新規就農者の正規雇用

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-6744-2160）

外国人材受入総合支援事業

【令和７年度予算概算決定額　196（243）百万円】
（令和６年度補正予算額　1,275百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の各分野における外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、**外国人材の知識・技能を確認する試験の実施や現地説明・相談会の開催、働きやすい環境の整備等**に加えて、**外国人材に対する学習機会の提供の取組**を支援します。

＜事業目標＞

○　農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の分野における外国人材の確保
○　外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

＜事業の内容＞

１．技能試験の円滑な実施

外国人材の知識及び技能を評価・確認するための**試験の作成・更新・実施**を支援します。

２．外国人材が働きやすい環境の整備

農業、漁業、飲食料品製造業及び外食業の各分野で就労する外国人材が働きやすい環境整備等のために**相談窓口の設置、外国人材の労働環境の調査・分析、雇用主等への助言活動、優良事例の収集・周知**等の取組を支援します。

また、飲食料品製造業及び外食業分野において特定技能外国人の受入れ体制強化を支援します。

３．（令和６年度補正予算）雇用就農緊急対策のうち外国人材の呼込み体制の強化に対する支援

農業分野において、海外の教育機関等と連携した**現地説明・相談会の開催**、農業知識や科学的な素養を学習する機会の提供のための**カリキュラム作成・産地講習会の開催**等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

国 → 定額、委託 → 民間団体等（１、３、４の事業、２の事業の一部）

国 → 定額 → 民間団体等 → 定額 → 漁協等（２の事業の一部）

＜事業イメージ＞

○　**令和７年度当初予算**

技能試験の円滑な実施

・特定技能外国人の受入れに向けて試験を作成。国内47都道府県及び海外で試験を実施。

外国人材が働きやすい環境の整備

＜相談窓口の設置＞

・多言語に対応した電話、メール、対面等により、外国人材等がアクセスしやすい相談体制を整備

＜優良事例の収集・周知＞

・雇用主による就労環境改善等のモデルとなりうる取組事例を周知

○　**令和６年度補正予算**

＜現地説明・相談会の実施＞

・日本の農業現場の理解促進、就労意欲の喚起を図るため海外教育機関等と連携し、説明会を実施

＜学習機会の提供＞

・農業生産に必要な知識を学ぶ講習会を実施

［お問い合わせ先］

（農業分野）	経営局就農・女性課	（03-6744-2159）
（漁業分野）	水産庁企画課	（03-6744-2340）
（飲食料品製造業分野）	大臣官房新事業・食品産業部食品製造課	（03-6744-1869）
（外食業分野）	大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課	（03-6744-2053）

No.	⑤-9		R７当初予算額 R６補正予算額	7,389 百万円 1,325 百万円
事業名	農山漁村振興交付金 （地域資源活用価値創出対策）		府省庁名	農林水産省
概　要	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。			
支援対象	都道府県、市町村、地域協議会、農林漁業者の組織する団体等	補助率	定額、１／２　等	
対象事業	＜地域資源活用価値創出対策＞ 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組等を支援。			
支援内容	ソフト事業は定額、補助率１／２ ハード事業は補助率１／２　等			
離島での実績	R６年度実績　新潟県佐渡市、島根県海士町、岡山県笠岡市、香川県丸亀市、香川県土庄町、長崎県小値賀町、香川県小豆島町、福岡県福岡市 等			
備　考				
担当部署	農林水産省農村振興局都市農村交流課			
連絡先	03-6744-1855			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html			

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策

（旧　農山漁村発イノベーション対策）

【令和７年度予算額　7,389（8,389）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　1,325百万円の内数）

＜対策のポイント＞

農林水産物や農林水産業に関わる**多様な地域資源を活用**し、**付加価値を創出**することによって、**農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る取組**等を支援します。

＜事業目標＞

地域資源を活用した価値創出に取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体［令和７年度まで］）　等

＜事業の内容＞

１．地域資源活用価値創出推進事業（旧　農山漁村発イノベーション推進事業）

① 地域活性化に向けた**活動計画策定**※、**関係人口創出**、地域づくりを担う**農村プロデューサーの育成**、農業・農村の**情報発信**等を支援します。※ 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能

② 地域資源を活用した**新商品開発**、経営改善等の多様な課題解決に取り組む事業者への**専門家派遣**、**<u>官民共創の仕組みを活用した地域課題の解決</u>**等を支援します。

③ **農泊の実施体制の整備や経営の強化**、**観光コンテンツの磨き上げ**等の取組を支援します。

④ **農福連携の普及啓発**、障害者等の**農林水産業に関する技術の習得**、**<u>農福連携を地域で広げるための取組</u>**、**専門人材の育成**等を支援します。

２．地域資源活用価値創出整備事業（旧　農山漁村発イノベーション整備事業）

① **農林水産物加工・販売施設**、**地域間交流拠点**等の整備を支援します。

② 農泊の推進に必要となる**古民家等を活用した滞在施設**等の整備を支援します。

③ 農福連携の推進に必要となる**障害者等が作業に携わる生産施設**等の整備を支援します。

（関連事業）地域資源活用価値創出委託調査事業

地域資源を活用した付加価値の創出に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、**所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査**を実施します。

※下線部は拡充事項

＜事業の流れ＞

国
- 定額、1/2 → 民間団体、地域協議会等（１、２②,③の事業）
- 定額 → 都道府県 → 定額、1/2 → 農林漁業者、市町村、民間事業者等（１②の事業）
- 定額 → 都道府県（１②,④の事業）
- 定額、1/2等 → 地方公共団体 → 3/10、1/2等 → 農林漁業者の組織する団体等（２①の事業）

＜事業イメージ＞

１．地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型

地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

②創出支援型

地域資源を多分野で活用した新商品・サービスの開発

③農泊推進型

景観等を活用した観光コンテンツの開発

④農福連携型

障害者等の農林水産業に関する技術の習得や専門人材の育成等

２．地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型 産業支援型

農林水産物直売所の整備

農林水産物処理加工施設の整備

②農泊推進型

古民家等を活用した滞在型施設の整備

③農福連携型

障害者等が作業に携わる生産施設の整備

［お問い合わせ先］農村振興局都市農村交流課（03-3502-5946）

No.	⑤-10		R７当初予算額 R６補正予算額	7,389 百万円 1,325 百万円
事業名	農山漁村振興交付金 （中山間地農業推進対策）		府省庁名	農林水産省
概　要	中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数集落の機能を補完する農村 RMO の形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援			
支援対象	都道府県、市町村、地域協議会	補助率	定額	
対象事業	（１）中山間地農業ルネッサンス推進事業 （２）農村型地域運営組織（農村 RMO）形成推進事業			
支援内容	（１）、（２）ともに定額補助			
離島での実績	R6　長崎県壱岐市　壱岐市スマート農業推進協議会（アスパラガス高畝栽培スマート技術、ICT 制御などによる灌水技術、ばれいしょのブランディング、リモコン草刈り機等を活用した水田維持管理に関する調査、計画作成、実証）			
備　考				
担当部署	農林水産省農村振興局地域振興課			
連絡先	03-3501-8359			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/chusankan_suishin.html			

農山漁村振興交付金のうち

中山間地農業推進対策

【令和７年度予算額　7,389（8,389）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　1,325百万円の内数）

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、**収益力向上や販売力強化等に関する取組**、複数集落の機能を補完する**農村RMOの形成**、**デジタル技術の導入・定着**を推進する取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．中山間地農業ルネッサンス推進事業

①　中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援します。

② 元気な地域創出モデル支援

収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。

【事業期間：上限３年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

２．農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

①　農村RMOモデル形成支援

ア　一般型

むらづくり協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間：上限３年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】 ※**地域計画連携タイプ**は年基準額1,200万円

イ　活動着手支援型

遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援します。

【事業期間：１年間、交付率：定額（上限200万円）】

②　農村RMO形成伴走支援

協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

※対象地域：８法指定地域等
※下線部は拡充事項

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額）→ 市町村、地域協議会（１、２①の事業）

国 →（定額）→ 都道府県、民間団体（２の②の事業）

＜事業イメージ＞

１．②　元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上

イ 販売力強化

ウ 農用地保全

エ 複合経営

オ 生活支援

＋

デジタル技術の導入・定着

《栽培技術のｅラーニング》

《テレビ画面で買い物支援》

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化

２．農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

①　農村RMOモデル形成支援

農用地保全

地域資源活用

生活支援

②　農村RMO形成伴走支援

全国規模の研修、中間支援組織による人材育成

農村の「くらしづくり」を推進

［お問い合わせ先］農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

No.	⑤-11		R７当初予算額 R６補正予算額	7,389 百万円 1,325 百万円
事業名	農山漁村振興交付金 （最適土地利用総合対策）		府省庁名	農林水産省
概　要	中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援。			
支援対象	都道府県、市町村、地域協議会	補助率	定額、5.5/10 等	
対象事業	（１）最適土地利用総合事業			
支援内容	（１）定額、5.5/10 等			
離島での実績	なし			
備　考				
担当部署	農林水産省農村振興局地域振興課			
連絡先	03-6744-2665			
参照 HP	農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）：農林水産省			

農山漁村振興交付金のうち

最適土地利用総合対策

【令和７年度予算額　7,389（8,389）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　1,325百万円の内数）

＜対策のポイント＞

中山間地域等における農用地保全に必要な**地域ぐるみの話合いによる最適な土地利用構想の策定**、基盤整備等の**条件整備**、**鳥獣被害防止対策**、**粗放的な土地利用等を総合的に支援**します。

＜事業目標＞

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区［令和８年度まで］）

＜事業の内容＞

１．最適土地利用総合事業【①、③、④は令和６年度補正予算含む】

地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、**実証的な取組**を行いつつ、**土地利用構想を作成**し、その実現に必要な**農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費**等を支援します。

① 地域ぐるみの話合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
② 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限５年間、交付率（上限）：＜ソフト＞定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）１万円/10a又は５千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）、＜ハード＞5.5/10 等】

※　粗放的利用支援については、最大3年間

２．最適土地利用推進サポート事業【令和６年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限１年間、交付率：定額】

＜事業の流れ＞

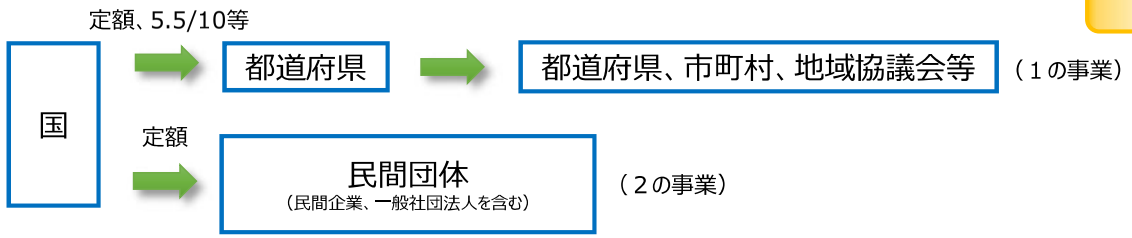

＜事業イメージ＞

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1　地域ぐるみの話合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施

【地域ぐるみでの話合い】

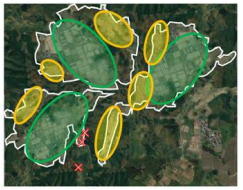
【土地利用構想の概定】

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2　土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

【土地利用構想の策定】

【粗放的利用のための条件整備】

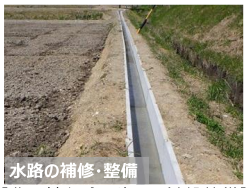

【農用地保全に資する基盤整備】

【農業用ハウスの整備】

【鳥獣緩衝帯】

【蜜源作物の作付け】

【計画的な植林】

【省力化機械の導入】

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

［お問い合わせ先］農村振興局地域振興課（03-6744-2665）

No.	⑤-12		R７当初予算額	7,389 百万円
事業名	農山漁村振興交付金 （情報通信環境整備対策）		府省庁名	農林水産省
概　要	人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援。			
支援対象	都道府県、市町村、地域協議会、土地改良区、農業者の組織する団体等	補助率	定額、1/2、5.5/10　等	
対象事業	（１）計画策定事業のうち計画策定支援事業 （２）施設整備事業			
支援内容	（１）は定額補助 （２）は補助率 1/2、5.5/10 等（離島振興対策実施地域は補助率 5.5/10）			
離島での実績	Ｒ６年度実績　なし			
備　考				
担当部署	農林水産省農村振興局整備部地域整備課			
連絡先	03-6744-2209			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/jouhoutsuushin/jouhou_tsuushin.html			

農山漁村振興交付金のうち

情報通信環境整備対策

【令和７年度予算額　7,389（8,389）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の**農業農村インフラの管理の省力化・高度化**や**スマート農業の実装**を図るとともに、**地域活性化を促進**するため、**情報通信環境の整備**を支援します。

＜事業目標＞

農業農村インフラの管理省力化等を図る情報通信環境の整備に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（50地区［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．計画策定事業

① 計画策定支援事業

情報通信環境に係る**調査、計画策定に係る取組**を支援します。また、**衛星通信等の先進的技術の適応可能性**や、情報通信環境整備を通じた**土地改良区の運営基盤の強化手法を検討する取組**を支援します。

② 計画策定促進事業

事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う**民間団体の活動**を支援します。

２．施設整備事業

① **農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局**等の**情報通信施設及び附帯設備の整備**を支援します。

② ①の情報通信施設を**地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備**を支援します。

③ 農機の自動操舵等に必要となる**RTK-GNSS基準局の整備**を支援します。

※下線部は拡充事項

＜事業の流れ＞

国 → 定額、1/2等 → 都道府県（１①、２の事業） → 市町村等（１①、２の事業）

国 → 定額 → 民間団体（１②の事業）

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局地域整備課（03-6744-2209）

No.	⑤-13		Ｒ７予算額	11,952 百万円の内数
事業名	強い農業づくり総合支援交付金 （うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ）		府省庁名	農林水産省
概　要	産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の強化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援。			
支援対象	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	補助率	都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の１／２以内）	
対象事業	１　産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ） 産地の収益力強化や合理化に必要な集出荷施設や加工・貯蔵施設等の産地基幹施設の整備や再編等を支援。 ２　食品流通拠点整備の推進（卸売市場等支援タイプ） 食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地で共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援。			
支援内容	１　産地基幹施設等整備 乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理化加工施設等 ※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和を実施。 ２　食品流通拠点整備 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設等			
離島での実績	Ｒ６年度実績なし			
備　考	―			
担当部署	１の事業　農林水産省農産局総務課生産推進室 ２の事業　農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課			
連絡先	１の事業　03-3502-5945 ２の事業　03-6744-2059			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/			

強い農業づくり総合支援交付金

【令和７年度予算額　11,952（12,052）百万円】

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化**と**持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

＜事業目標＞

○　加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t［平成29年］→145万t［令和12年まで］）
○　物流の効率化に取り組む地域を拡大（155地域［2028年度まで］）
○　化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行［2050年まで］　等

＜事業の内容＞

１．食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、実需とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

２．地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

①　産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

②　重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

３．食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞

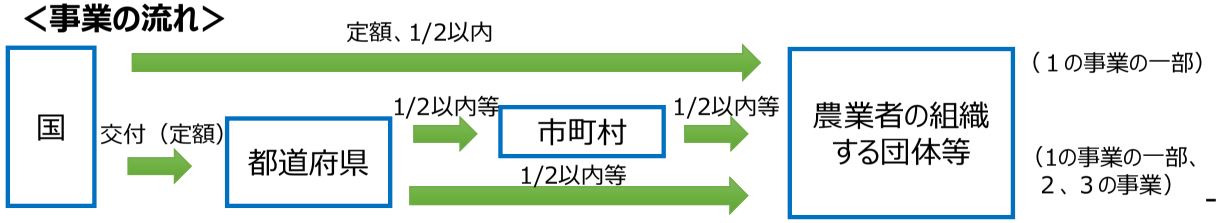

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］

（１、２の事業）農産局総務課生産推進室　（03-3502-5945）
（３の事業）　新事業・食品産業部食品流通課（03-6744-2059）

No.	⑤-14		R７当初予算額 R６補正予算額	9,900 百万円 5,300 百万円
事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金		府省庁名	農林水産省
概　要	野生鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援。			
支援対象	都道府県、地域協議会、民間団体等（事業により、事業実施主体は異なる）	補助率	（１）　整備事業：定額、2/3 以内、5.5/10 以内、1/2 以内 （２）　推進事業：定額、1/2 以内	
対象事業	(1)鳥獣被害防止総合支援事業【当初】 ①整備事業（事業実施主体：地域協議会、民間団体等） ・侵入防止柵（広域柵）、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 ②推進事業（事業実施主体：地域協議会、民間団体等） ・捕獲機材導入、一斉捕獲、追払い、生息環境管理等の地域ぐるみの被害防止活動 ・捕獲を含めたサル、クマ及び鳥類複合対策、集落点検の促進、専門的人材育成・確保、他地域人材活用、ＩＣＴ等新技術活用、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、処理加工施設の人材育成　等 (2)鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（事業実施主体：都道府県） ①当初 ・広域捕獲、新技術実証・普及、人材育成、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 ②補正 ・集落点検の推進 (3)都道府県広域捕獲活動支援事業【当初】（事業実施主体：都道府県） ・生息状況調査、広域捕獲活動（個体数調整）、高度技術人材育成活動　等 (4)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業【当初】（事業実施主体：地域協議会等） ・有害捕獲活動経費の直接支援（頭数に応じた支払） (5)シカ・クマ特別対策等事業【当初、補正】（事業実施主体：都道府県、地域協議会等） ・シカの集中捕獲及びクマの捕獲対策を体制整備と併せて支援 (6)スマート捕獲等普及加速化事業【当初】（事業主体：都道府県、地域協議会等） ・ICT 等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援 (7)鳥獣被害対策基盤支援事業【当初】（事業実施主体：民間団体等） ・被害対策推進のための人材育成や狩猟組織の体制強化　等 (8)全国ジビエプロモーション事業【当初】（事業実施主体：民間団体等） ・ジビエフェアの開催、ジビエ需要拡大・普及に向けたイベント、PR 等の情報発信 (9)鳥獣被害防止対策促進支援事業【補正】（事業実施主体：地域協議会、民間団体等） ・鳥獣対策の理解醸成を図るための情報発信の取組や侵入防止柵（広域柵）の整備			
支援内容	(1)①、(8)のうち侵入防止柵の整備については、鳥獣被害防止施設を直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額支援。沖縄県は 2/3 以内、離島振興法等６法指定地域は 5.5/10 以内、それ以外は 1/2 以内 (1)②については、定額、1/2 以内 (2)、(3)、(4)、(5)については、定額 (6)、(7)、(8)のうち侵入防止柵の整備以外については、定額(ただし、全国団体を想定)			
離島での実績	５年度　長崎県対馬市、鹿児島県薩摩川内市、佐賀県唐津市など 78 市町村			
備　考	離島でも対象になるのは主に(1)、(3)、(6)、(9)の事業			
担当部署	農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室			
連絡先	TEL　03-3591-4958			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html			

鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和７年度予算概算決定額　10,009（10,009）百万円】
（令和６年度補正予算額　5,460百万円）

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、**鳥獣の捕獲等の強化**や**ジビエ利活用拡大への取組**等を支援します。
また、森林における**効果的・効率的なシカ捕獲の取組**を実施、支援します。

＜事業目標＞

○　農作物被害を及ぼすシカ、イノシシの生息頭数を平成23年度から半減（約215万頭［令和10年度まで］）
○　野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増（4,000t［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

1．鳥獣被害防止総合対策交付金　　9,900（9,900）百万円

① 鳥獣被害防止総合支援事業等【令和6年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、**鳥獣対策に係る総合的な人材育成**等を支援します。

② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や**広域捕獲に係る取組**等を支援します。

③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。

④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和6年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーションを行うとともに、**ジビエ利活用の更なる拡大に向けたペットフードへの利用促進**や**情報発信の取組**等を支援します。

⑤ シカ特別対策事業、**クマ特別対策事業**【令和6年度補正予算含む】
シカの集中捕獲や、**クマの捕獲対策を体制整備と併せて支援**します。

⑥ **スマート捕獲等普及加速化事業**
ICT等を活用したスマート鳥獣害対策のモデル地区の整備と横展開を支援します。

＜事業の流れ＞

国 →（交付）→ 都道府県 →（定額、1/2等）→ 地域協議会等（①、③、⑤、⑥の事業）
国 →（定額）→ 都道府県（②、⑤、⑥の事業）
国 →（定額）→ 民間団体等（民間企業、一般社団法人を含む）（④の事業）

2．シカ等による森林被害緊急対策事業　　109（109）百万円

森林におけるシカ捕獲を効果的・効率的に実施するため、ドローンを活用した捕獲ポイントの特定調査や、簡易な捕獲個体処理施設の整備等を実施、支援するとともに、国有林野における国土保全のための捕獲を実施します。【令和6年度補正予算含む】

＜事業の流れ＞ ※国有林においては、直轄で実施

国 →（定額）→ 都道府県等

＜事業イメージ＞

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援〕

侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入　／　刈り払い等による生息環境管理　／　捕獲活動経費の支援　／　処理加工施設等の整備　／　処理加工施設等における人材育成

〔捕獲等の強化〕

① **スマート鳥獣害対策の推進**
ICT等を総動員し被害対策を実施するモデル地区を整備し、優良事例の創出と横展開を推進

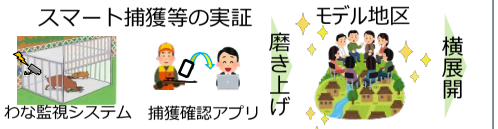

② **シカ、クマの捕獲対策の強化**【令和６年度補正予算含む】
被害要因、生息状況等に基づいたシカ、クマの捕獲対策に係る総合的な取組を支援

③ **高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保**
地域の実情を踏まえた対策の実施が図られるよう、鳥獣被害対策を主導する人材の育成・確保を支援

〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

① **ジビエペットフード等によるジビエ利用の拡大**
安全なペットフード原料の供給や、捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた取組を推進【令和６年度補正予算含む】

② **ジビエの情報発信強化**【令和６年度補正予算】
ジビエ利活用の更なる拡大に向けたコンテンツ等の展示を通じた情報発信の強化

［お問い合わせ先］
（１の事業）農村振興局鳥獣対策・農村環境課（03-3591-4958）
（２の事業）林野庁研究指導課（03-3502-1063）

No.	⑤-15		R７当初予算額	1,986 百万円
事業名	農地利用効率化等支援交付金		府省庁名	農林水産省
概　要	地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援。			
支援対象	市町村	補助率	３／１０以内等	
対象事業	（１）地域農業構造転換支援タイプ 　将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援。 （２）融資主体支援タイプ 　地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援。			
支援内容	補助率　（１）購入　３／１０以内、リース　定額 　　（２）３／１０以内 配分上限額　（１）1,500 万円 　　（２）300 万円等			
離島での実績	―			
備　考	―			
担当部署	農林水産省経営局経営政策課担い手総合対策室			
連絡先	TEL　03 - 6744 - 2148			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/index.html			

農地利用効率化等支援交付金

【令和７年度予算概算決定額　1,986（1,086）百万円】
（令和６年度補正予算額　2,707百万円）

＜対策のポイント＞

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が**経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援**するとともに、**農地引受力の向上等に取り組む場合の支援を充実**します。

＜事業目標＞

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

＜事業の内容＞

1．地域農業構造転換支援タイプ

将来像が明確化された地域計画の早期実現を後押しするため、**地域の中核となる担い手**に対し、**農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入及び農業用機械のリース導入を支援**します。

【補助率：購入 3/10、リース 定額（上限1,500万円）】

※　リースは導入する農業用機械の取得相当額の3/7を定額で支援

2．融資主体支援タイプ

地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、**経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援**します。

また、**スマート農業、集約型農業経営、農業生産のグリーン化**の取組について、**優先枠**を設けて支援します。

【補助率：3/10（上限300万円等）】

3．担い手確保・経営強化支援事業　【令和６年度補正予算額】2,707百万円

担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援します。

＜事業の流れ＞

国 →（交付（定額））→ 都道府県 →（3/10以内、定額）→ 市町村 →（3/10以内、定額）→ 農業者等

＜事業イメージ＞

令和６年度末までに地域計画が策定され、
地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化

↓

○　将来像が明確化された地域計画が策定された地域において、地域農業構造転換支援タイプにより、担い手の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援し、地域計画を早期に実現

○　地域農業構造転換支援タイプにおいては、
- 地域計画に掲げられた**農地の目標集積率が高い**（８割以上等）**地域**において、
- 地域の農地の引受けや農作業受託の**中核となる担い手**の農業用機械・施設の導入を支援。
- また、中長期的に更なる規模拡大等を計画する場合は、農業用機械の**リース導入も可能**。

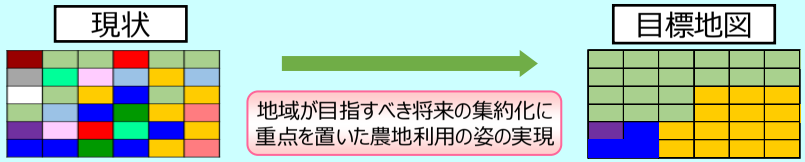

↓

地域農業の維持・発展

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

［お問い合わせ先］経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

No.	⑤-16		R７予算額	―
事業名	農林漁業法人等投資育成事業		府省庁名	農林水産省
概　要	株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）に基づき、農林漁業法人等投資育成事業（農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業）に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率５０％未満）。			
支援対象	民間事業者	補助率	出資比率５０％未満	
対象事業	投資円滑化法に基づき、農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合が対象。 農林漁業法人等投資育成事業とは、 （１） 株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等の持分、株式、新株予約権、新株予約権付社債及びこれに準ずるものを取得及び保有する投資事業 （２） 農林漁業法人等への経営又は技術指導を行うことにより、農林漁業法人等に対して成長資金を供給し、成長発展を促すとともに、それにより配当収入等を得て投資収益を上げていく事業。			
支援内容	株式会社又は投資事業有限責任組合が、投資円滑化法に基づき、「農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画」について、農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率５０％未満）。			
離島での実績	上記の農林水産大臣の承認を受けた投資事業有限責任組合が、福江島（長崎県五島市）に所在する農業法人へ投資した事例がある。			
備　考	（１）株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けなくても、農林漁業法人等投資育成事業を行うことは可能。 （２）株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けるには、公庫の募集要項の条件を満たすことが必要。 （３）公庫の予算上の制約があるため、希望者全てが出資を受けられるとは限らない。			
担当部署	経営局金融調整課			
連絡先	03-6744-2167			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushiikusei/toushiikuseiseido.html			

投資円滑化法による農林漁業法人等への投資（出資）の仕組み

○　農林漁業を営む法人、食品産業の事業者等は、農林漁業が天候等のリスクを有すること、生産活動サイクルが長い等の事情により、外部からの投資を十分に受けることが難しい状況にある。
○　農林漁業及び食品産業の持続的発展を図るため、事業者の自己資本の充実を促進するとともに、フードバリューチェーンの各段階に携わる事業者に対し資金供給を促進していくことが重要。
○　日本政策金融公庫では、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(投資円滑化法）に基づき、農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業（農林漁業法人等投資育成事業）を行う投資主体（株式会社又は投資事業有限責任組合）に対する出資を行っている。
○　民間金融機関等は、投資事業有限責任組合等を設立して、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、日本政策金融公庫の出資を受け投資リスクを分散して農林漁業法人等に出資が可能。

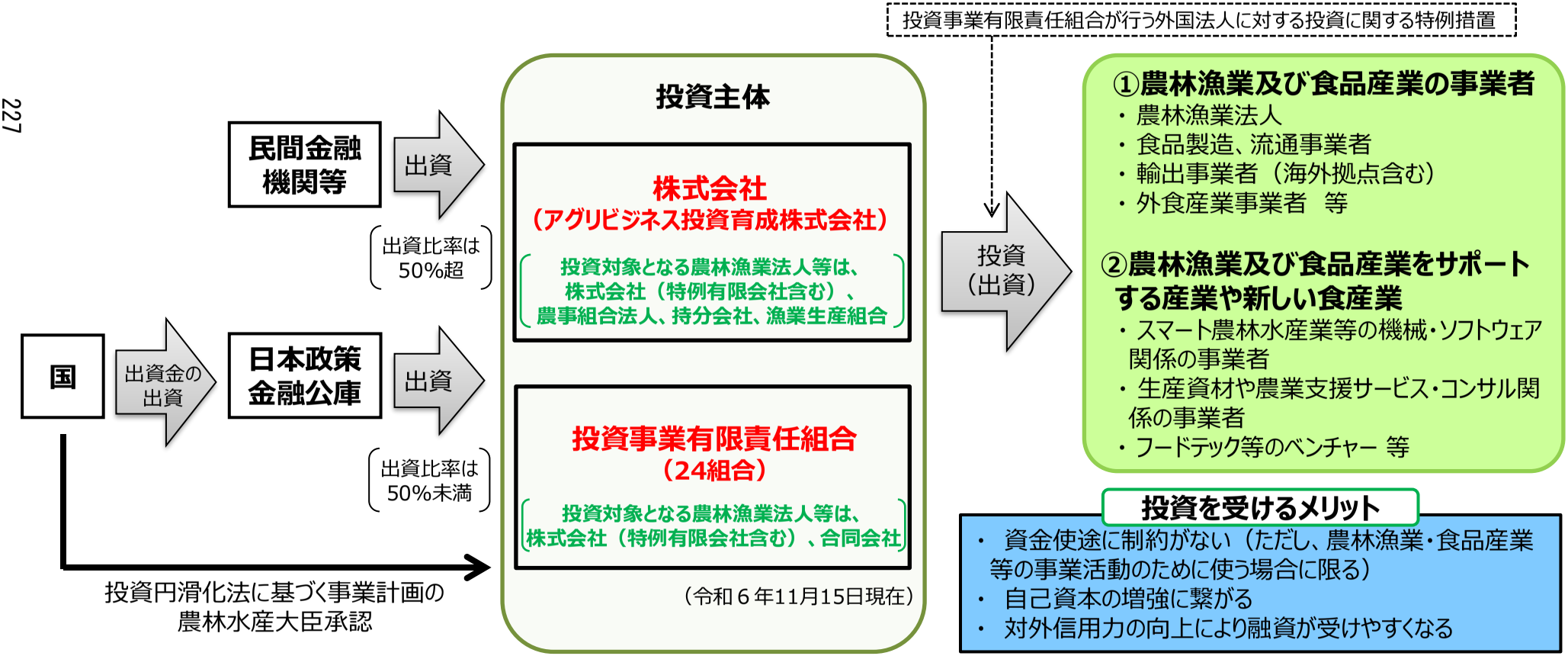

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑤-17</td><td></td><td>Ｒ６補正予算額</td><td>11,000 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">産地生産基盤パワーアップ事業
（うち収益性向上対策）</td><td>府省庁名</td><td>農林水産省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">都道府県、市町村、農業者、農業者の組織する団体等</td><td>補助率</td><td>１／２以内等
効果増進事業は定額（１／２相当）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">１　生産支援事業
高収益作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な農業機械や資材の導入に要する経費を支援。
２　整備事業
高収益作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備に必要な経費を支援。
３　効果増進事業
事業計画の策定及び農業機械の導入等の技術実証に要する経費を支援。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">１　生産支援事業
①　農業機械等の導入及びリース導入
②　生産資材の導入等
２　整備事業
育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等
※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和を実施。
３　効果増進事業
事業計画策定及び農業機械の導入実証に要する経費等</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">Ｒ６年度実績なし</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">農林水産省農産局総務課生産推進室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL　03-3502-5945</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/</td></tr>
</table>

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和６年度補正予算額　11,000百万円】

＜対策のポイント＞

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換**等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援**します。

＜事業目標＞

○　青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）
○　品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上［事業実施年度の翌々年度まで］）
○　産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承　　等

＜事業の内容＞

１．新市場獲得対策

①　新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化

新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備**、拠点事業者と連携する**産地が行う生産・出荷体制の整備**等を支援します。

②　園芸作物等の先導的取組支援

園芸作物等について、**需要の変化に対応した新品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援**します。

２．収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備**等を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入**等を支援します。

３．生産基盤強化対策

①　生産基盤の強化・継承

農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング**等を支援します。

②　全国的な土づくりの展開

全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組を支援**します。

＜事業の流れ＞

国 → 定額、1/2以内等 → 民間団体等（都道府県、市町村を含む）（１①の事業） → 農業者等（農業者の組織する団体を含む）（１②の事業）

国 → 定額 → 基金管理団体 → 都道府県 → 定額、1/2以内等 → 農業者等（農業者の組織する団体を含む）（１①、２、３の事業）

※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

○新基本計画実装・農業構造転換支援事業

老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

＜事業イメージ＞

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得　　**産地の収益性の向上**

新たな生産・供給体制

拠点事業者の貯蔵・加工施設

供給調整・流通効率化に向けた施設・機械

果樹・茶の改植や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

農業機械のリース導入・取得

ヒートポンプ等のリース導入・取得

生産資材の導入

特別枠の設定
・スマート農業推進枠
・施設園芸エネルギー転換枠
・持続的畑作確立枠
・土地利用型作物種子枠

施設整備

推進枠の設定
・中山間地域の体制整備

継承ハウス、園地の再整備・改修

生産基盤の強化

堆肥等を活用した土づくり

［お問い合わせ先］

（１①、２の事業）農産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
（１②、３①の事業）　園芸作物課　（03-6744-2113）
（１②の事業）　果樹・茶グループ　（03-6744-2117）
（３②の事業）　農業環境対策課　（03-3593-6495）

No.	⑤-18		R７当初予算額	28,460 百万円
事業名	中山間地域等直接支払交付金		府省庁名	農林水産省
概　要	中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されている。 このため、農業者等に中山間地域と平地地域の農業生産条件の不利を補正する交付金を交付することにより、中山間地域等の農業生産活動の継続を図る。			
支援対象	①農業者の組織する団体等 ②地方公共団体	補助率	①定額 ②定額	
対象事業	１．中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、集落等を単位とする協定に基づき、５年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に、平地地域との農業生産条件の不利を補正する交付金を交付することにより、中山間地域等の農業生産活動等の継続を支援。 ２．中山間地域等直接支払推進交付金 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進活動を支援。			
支援内容	１．中山間地域等直接支払交付金（定額補助） 田　急傾斜　21,000 円/10a　緩傾斜 8,000 円/10a 畑　急傾斜　11,500 円/10a　緩傾斜 3,500 円/10a 草地　急傾斜　10,500 円/10a　緩傾斜 3,000 円/10a 採草放牧地　急傾斜　1,000 円/10a　緩傾斜　300 円/10a　等 ただし、地方公共団体が１／２相当を負担（特認地域にあっては、２／３） ２．中山間地域等直接支払推進交付金（定額補助） 都道府県及び市町村が推進に必要な現地指導及び現地調査等に要する経費等			
離島での実績	R5　佐渡島、壱岐島など			
備　考	対象となる地域及び農用地：地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす一団の農用地。			
担当部署	農林水産省農村振興局地域振興課			
連絡先	TEL　03-3501-8359			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/			

日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

【令和７年度予算概算決定額　28,460（26,100）百万円】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

＜事業目標＞

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.4万haの減少を防止［令和７年度から令和11年度まで］

＜事業の内容＞

１．中山間地域等直接支払交付金　　27,560（25,800）百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結**し、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価（円/10a）
田	急傾斜（1/20~）	21,000
	緩傾斜（1/100~）	8,000
畑	急傾斜（15度~）	11,500
	緩傾斜（８度~）	3,500

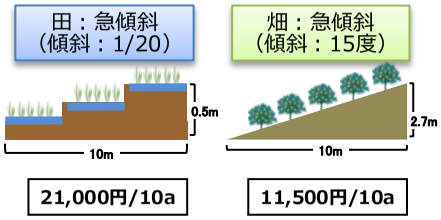

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の８割（基礎単価）、これに加えて「ネットワーク化活動計画※１の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

※１　複数の集落協定間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

２．中山間地域等直接支払推進交付金　　900（300）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

＜事業の流れ＞

※下線部は拡充内容

＜事業イメージ＞

【対象地域】中山間地域等
（地域振興８法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内に存し、傾斜等の基準を満たす農用地

【対 象 者】集落協定又は個別協定に基づき５年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）

② 農業生産活動等の体制整備のための取組（ネットワーク化活動計画の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	10,000円（田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）〔超急傾斜農地保全管理加算、スマート農業加算との重複は不可〕	14,000円（田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円（田・畑）
ネットワーク化加算　【上限額：100万円/年】 ネットワーク化や統合等による人材確保や活動の継続に向けた取組を支援※２	10,000円(最大※３)（地目にかかわらず）
スマート農業加算　【上限額：200万円/年】 スマート農業による作業の省力化、効率化に向けた取組を支援	5,000円（地目にかかわらず）

※２　第５期対策（R2～R6）で実施した集落機能強化加算の経過措置を別途設定

※３　協定面積の規模に応じて段階的に適用単価が変動
（～５ha部分）10,000円／10a、（５ha～10ha部分）　4,000円／10a、（10～40ha部分）1,000円／10a

（注）本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

［お問い合わせ先］農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑤-19</td><td></td><td>R７予算額
R６補正予算額</td><td>50,048 百万円
―　百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">多面的機能支払交付金</td><td>府省庁名</td><td>農林水産省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">農業の有する多面的機能の維持・発揮を目的として、農地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">１．農業者等の組織する団体等
２．地方公共団体、推進組織</td><td>補助率</td><td>１．定額
２．定額</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">１．多面的機能支払交付金
（１）　農地維持支払
農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援
（２）　資源向上支払
地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援
２．多面的機能支払推進交付金
制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の活動を支援</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">１．多面的機能支払交付金（定額補助）
（１）農地維持支払
（都府県の田：3,000 円／10a、畑：2,000 円／10a、草地：250 円／10a）
（２）資源向上支払のうち地域資源の質的向上を図る共同活動
（都府県の田：2,400 円／10a、畑：1,440 円／10a、草地：240 円／10a）
資源向上支払のうち施設の長寿命化のための活動
（都府県の田：4,400 円／10a、畑：2,000 円／10a、草地：400 円／10a）
※ただし北海道の補助額は上記と異なる。
２．多面的機能支払推進交付金（定額補助）
都道府県及び市町村等が推進に必要な現地指導、現地調査等に要する経費等</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">R５　佐渡島、隠岐の島、五島列島、壱岐島、種子島等</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">農林水産省農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-6744-2197</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html</td></tr>
</table>

日本型直接支払のうち

多面的機能支払交付金

【令和７年度予算概算決定額　50,048（48,589）百万円】

＜対策のポイント＞

地域共同で行う、**多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援**します。

＜事業目標＞

○　農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（５割以上［令和７年度まで］）

○　農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（６割以上［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．多面的機能支払交付金　48,463（47,050）百万円

①　**農地維持支払**

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

②　**資源向上支払**

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

交付単価

（円/10a）

	都府県			北海道		
	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3	❶農地維持支払	❷資源向上支払（共同）※1	❸資源向上支払（長寿命化）※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

［５年間以上実施した地区は、❷に75%単価を適用］

※１：❷、❸の資源向上支払は、❶の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※２：❶、❷と併せて❸の長寿命化に取り組む場合は、❷に75%単価を適用

※３：❸の長寿命化において、直営施工を行わない場合は、5/6単価を適用

２．多面的機能支払推進交付金　1,585（1,539）百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 都道府県 →（定額）→ 市町村 →（定額）→ 農業者等（１の事業）

都道府県 →（定額）→ 市町村等（２の事業）

＜事業イメージ＞

※下線部は拡充内容

農地維持支払

・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持　等

・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定　等

農地法面の草刈り

水路の泥上げ

農道の路面維持

資源向上支払

・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動　等

・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修　等

水路のひび割れ補修

農道の窪みの補修

ため池の外来種駆除

実施主体：農業者等で構成される組織（❶及び❸は農業者のみで構成する組織でも取組可能）

対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

（円/10a）

項目			都府県	北海道
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに１つ以上増加させる場合等（加算対象活動に「広域活動組織における活動支援班※の設置及び活動の実施」、「水管理を通じた環境負荷低減活動の強化」の項目を新たに追加）	田	400	320
		畑	240	80
		草地	40	20
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320

（円/10a）

項目				交付単価
環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則５割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し		800
		冬期湛水		4,000
		夏期湛水		8,000
		中干し延期		3,000
		江の設置等	作溝実施	4,000
			作溝未実施	3,000

項目		交付単価
組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班※の設置を併せて行うこと	40万円/組織

※広域活動組織内の集落をまたいで共同活動を支援することを目的として設置される班

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

No.	⑤-20		R７所要額 R６所要額	15,618 百万円の内数 15,621 百万円の内数
事業名	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業		府省庁名	農林水産省
概　要	野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施。			
支援対象	①　生産者（法人、個人） ②　出荷団体	補助率	国:都道府県:生産者等=1:1:1 （特定野菜の場合） 国:都道府県:生産者等=2:1:1 （指定野菜の場合）	
対象事業	都道府県知事が認定した対象産地内の生産者等に対し、特定野菜等の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に、その差額の 80%を価格差補給金として交付。			
支援内容	離島振興対策実施地域においては、産地要件を一部緩和。 ＜対象産地内で栽培される指定野菜の作付面積＞ （通常）　（離島振興対策実施地域） 葉茎菜類等　概ね 10 ha　以上　→　概ね５ha　以上 果菜類　概ね　５ha　以上　→　概ね３ha　以上			
離島での実績	-			
備　考	―			
担当部署	農林水産省農産局園芸作物課			
連絡先	TEL.03-3502-5961			
参照 HP	http://www.alic.go.jp/y-josei/yajukyu03_000006.html			

野菜価格安定対策事業

【令和７年度予算概算決定額（所要額）15,618（15,621）百万円】

＜対策のポイント＞

野菜（指定野菜・特定野菜）の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、産地単位での計画的な生産・出荷に取り組むとともに、**価格低落時には生産者補給金等を交付**します。

＜政策目標＞

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%~120%に収まる期間の割合：56%［平成28年度］→ 68%［令和7年度まで］）

＜事業の内容＞

1．指定野菜価格安定対策事業

「指定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「指定野菜」の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

2．特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

「特定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「特定野菜」等の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。

3．契約指定野菜安定供給事業

「指定産地」で生産される「指定野菜」の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

4．契約特定野菜等安定供給促進事業

「特定産地」で生産される「特定野菜」等の契約取引を対象に、不作時に不足分を市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。

5．契約野菜収入確保モデル事業

産地を問わず、「指定野菜」の契約取引を対象に、契約数量の確保に必要な余裕作付分の出荷調整等を行った場合等に、交付金を交付します。

6．緊急需給調整事業

「指定野菜」のうち重要野菜・調整野菜の価格が著しく低下し、出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

＜事業の流れ＞

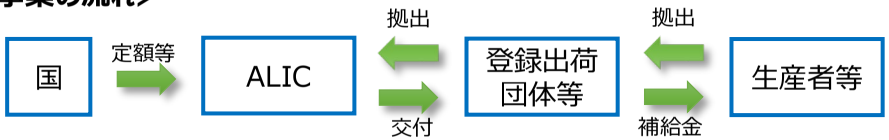

＜事業イメージ＞

【基本的仕組み】

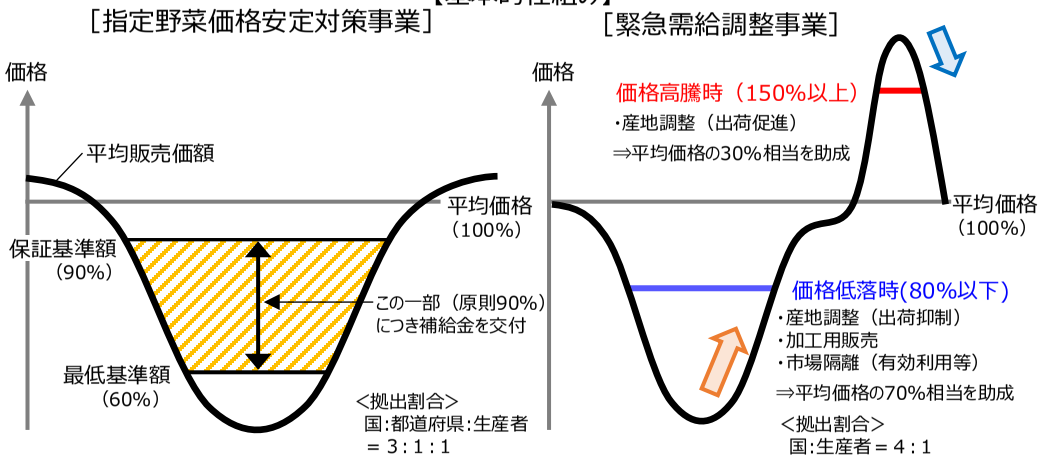

指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜

キャベツ※、きゅうり、さといも、だいこん※、トマト、なす、にんじん※、ねぎ、はくさい※、ピーマン、レタス※、たまねぎ※、ばれいしょ、ほうれんそう　※は重要野菜または調整野菜

★ ブロッコリーを令和８年度事業から指定野菜に追加

（令和６～７年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和８年度事業から適用）

特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

［お問い合わせ先］農産局園芸作物課（03-3502-5961）

No.	⑤-21		R７当初予算額 R６補正予算額	40,000　百万円 8,000　百万円
事業名	新基本計画実装・農業構造転換支援事業		府省庁名	農林水産省
概　要	老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援。			
支援対象	都道府県、市町村、農業者が組織する団体等	補助率	１／２以内等	
対象事業	１　共同利用施設の再編集約・合理化 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を支援。 ２　再編集約・合理化の更なる加速化 １の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、都道府県が当該取組の加速化に向けた支援を行う場合、その費用の一部を支援。			
支援内容	１　共同利用施設の再編集約・合理化 乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設等 ※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和を実施。 ２　再編集約・合理化の更なる加速化 対象施設は上記と同じ。			
離島での実績	Ｒ６年度実績なし			
備　考				
担当部署	農林水産省農産局総務課生産推進室			
連絡先	TEL　03-3502-5945			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/saihensinjigyou.html			

新基本計画実装・農業構造転換支援事業

【令和７年度概算決定額　8,000百万円】
（令和６年度補正予算額　40,000百万円）

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定される、**新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施**による、**農業の構造転換の実現**に向け、地域農業を支える老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**に**取り組む産地を支援**します。

＜事業目標＞

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

＜事業の内容＞

1．共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の**共同利用施設の再編集約・合理化**を支援します。

2．再編集約・合理化のさらなる加速化

１の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、**都道府県が当該取組の加速化に向けた支援**を行う場合、**その費用の一部を支援**します。

＜事業の流れ＞

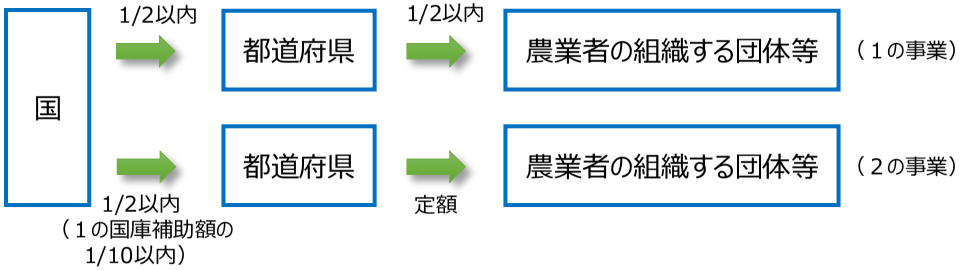

＜事業イメージ＞

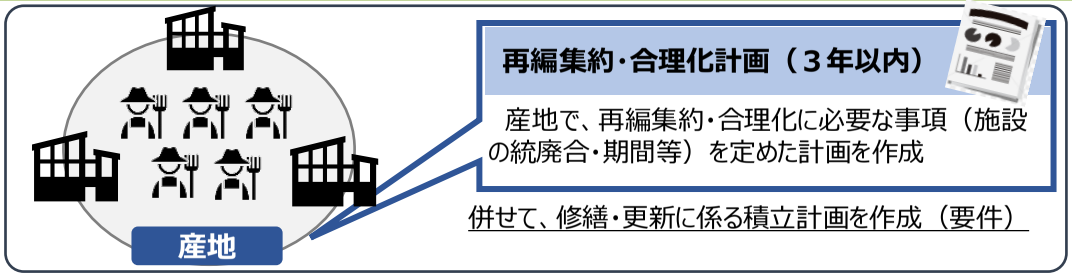

同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

＜再編集約・合理化のイメージ＞

※　補助上限額：20億円/年×３年
※　既存施設の撤去費用を含む。

・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置

・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用

農業の構造転換を実現

［お問い合わせ先］　農産局総務課生産推進室　（03-3502-5945）

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑤-22</td><td></td><td>R７予算額</td><td>―</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">中山間地域活性化資金</td><td>府省庁名</td><td>農林水産省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、①農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」②農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」③農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」の整備を促進するための資金</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">① 中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る）
② 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る）
③ 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人</td><td>補助率
（貸付条件）</td><td>・貸付利率（令和７年３月 19 日現在）
①　、②1.45%～2.00%
③1.70%

・貸付限度額
負担額の 80%以内

・償還期限
①、②15 年以内（うち据置期間３年以内）
③25 年以内（うち据置期間８年以内）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">「支援内容」をご覧ください。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">①加工流通施設整備資金
中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者が、新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成、取得を促進するための資金
②保健機能増進施設整備資金
農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者が、体験農園、潮干狩り場等の整備を促進するための資金
③生産環境施設整備資金
農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人が、農業の担い手の定住化を促進するための多目的研修集会施設等の整備を促進するための資金</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">平成 28 年度：広島県大崎上島町、平成 29 年度：広島県尾道市
平成 30 年度：山形県酒田市、長崎県対馬市、令和２年度：長崎県対馬市
令和３年度：長崎県五島市</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">〇令和７年度融資枠：160.0 億円</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-6744-2498</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html</td></tr>
</table>

No.	⑤-23		R７当初予算額	19,843 百万円
事業名	農地耕作条件改善事業		府省庁名	農林水産省
概　要	農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援。			
支援対象	農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等	補助率	定額、１／２　等	
対象事業	（１）地域内農地集積 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援 （２）高収益作物転換 高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援 （３）スマート農業導入推進 基盤整備と一体的に行う GNSS 基準局の設置等、スマート農業の導入について支援 （４）病害虫対策 病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援 （５）水田貯留機能向上 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援 （６）土地利用調整 多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援			
支援内容	（１）～（６）、いずれも定額、補助率１／２等 ただし、 〇実施地域は、農用地区域のうち地域計画を策定した区域等 〇採択要件は、事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が 200 万円以上となること。受益者数が、農業者２者以上であること。　　等			
離島での実績	R６　新潟県佐渡市、島根県隠岐の島町、広島県大崎上島町　等			
備　考	〇離島の場合は、補助率 55%で支援。 〇募集は随時行っており、手続については都道府県の事業担当へ御相談ください。			
担当部署	農林水産省農村振興局農地資源課			
連絡先	TEL　03-6744-2208			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiiku/noutiseibi/			

農地耕作条件改善事業

【令和７年度予算概算決定額　19,843（19,843）百万円】

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じた**きめ細かな耕作条件の改善**、**高収益作物への転換**、**麦・大豆の増産**、**スマート農業の導入**、**水田貯留機能の向上に必要な取組**等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

＜事業目標＞

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（約８割以上［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

地域の多様なニーズに応じて、以下の１～６を支援します（１～６は組み合わせることが可）。

１．農地集積促進
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の**担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援**します。

２．高収益作物転換
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の**高収益作物への転換に必要な取組を支援**します。

３．スマート農業導入
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。

４．病害虫対策
農地の土層改良や排水対策等の**病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援**します。

５．水田貯留機能向上
水田の雨水貯留機能を向上する**「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援**します。

６．土地利用調整
多様で持続的かつ計画的な農地利用のための**ゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援**します。

※地域計画内における整備農地周辺の**未整備農地を整備**する場合、**機構集積推進費**の活用が可能
※**高収益作物の転換割合**に応じ、**高収益作物導入促進費**の活用が可能
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、**高収益作物導入推進費**の活用が可能）

※下線部は拡充内容

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数２者以上　等

＜事業の流れ＞

国 → 1/2、定額 等 → 都道府県
国 → 1/2、定額 等 → 都道府県 → 市町村等

＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善への支援

畦畔除去

暗渠排水

土層改良

高収益作物への転換に向けた支援

技術研修会

高付加価値農業施設の設置

スマート農業導入への支援

GNSS基地局設置

自動操舵システム導入

「田んぼダム」の取組支援

落水口と堰板の整備

病害虫対策への支援

客土・反転耕

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-2208）

農地耕作条件改善事業（1/2）

地域の多様なニーズに応じて、以下の①～⑥を支援
（①～⑥は組み合わせることが可）

・**対象区域**：農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等（④～⑥除く）
・**事業主体**：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人　等
・**実施要件（共通）**：事業費200万円以上、農業者２者以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施

※下線部は拡充内容

① 農地集積促進

農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援します。

（ハード）区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備（定額※1）、
農業用用排水施設、土層改良、区画整理、農作業道、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定率※2）等
（ソフト）集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※3（定額）、導入作物に応じた品質向上支援（定率）等

※１ 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の１/２相当。R６年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等）など
※２ 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55%　など　　※３ 単年度あたり300万円迄を支援

畦畔除去

② 高収益作物転換

高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援します。

【実施要件】 受益農地の１／４以上を新たに高収益作物に転換すること
（ハード）高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設（定額）、農業用排水施設、区画整理（定率）等
（ソフト）高収益作物への転換支援※4、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、高収益作物導入支援※5（定率）等

※４　高収益作物転換プラン作成支援、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等について、単年度あたり300～500万円迄を支援
※５　実証展示ほ場の設置・運営、導入１年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース、高付加価値農業施設の設置　等

高付加価値農業施設の設置

③ スマート農業導入

スマート農業に必要なGNSS基地局の設置等の整備やスマート農業の導入を支援します。

（ハード）スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備（定率）等
（ソフト）トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援（定率）等

GNSS基地局設置

④ 病害虫対策

病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】 植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域
（ハード）反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等
（ソフト）土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等

客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援します。

【事業実施区域】 農振農用地のうち、地域計画策定区域等であり、かつ、流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域
（ハード）「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水桝の設置（定額）等
（ソフト）※6「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、下流域の住民と行う実証、堰板購入等の条件改善推進（定額）等

※６　ソフト事業はハード実施区域に限らず、流域治水対策実施区域内での実施が可能

排水桝と堰板の整備

⑥ 土地利用調整

多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた、ゾーニングに必要な交換分合や整備を支援します。

【事業実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等及びその周辺農地
（ハード）粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等
（ソフト）交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等

粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業（2/2）

［機構集積推進費］ ※下線部は拡充内容

○ 地域計画について、策定後の次のステップとして地域計画の実現を推進していくことが必要であるが、担い手が地域の農業を担うに当たって農地が未整備であること、所有者や耕作者に負担をする準備がないことが制約要因となっている。

○ 一方で、既に整備が進んでいる地域では、集積の受け皿となる担い手がいるなど農地を集積できる条件が整っていると考えられることから、このような地域において未整備農地が残っている場合には、農地耕作条件改善事業の農業者負担に対し、機構集積推進費を交付することにより、担い手への集積を加速化。

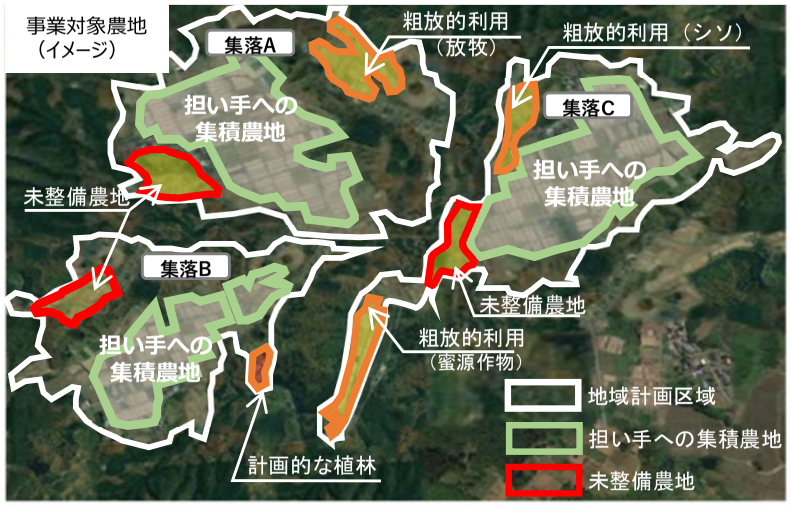

事業内容： 定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

実施要件：
- 地域計画区域内で新たに整備する農地面積が、５ha未満であるとともに、同区域内で過去に国費投入された担い手への集積農地面積の1／3以下となること
- 以下の①～③の期間の合計が15年以上の農地
  - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
  - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
  - ③機構が農地を所有している期間
- 事業完了後３年以内に担い手への集積率を100%とすること。
- 本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと
- 未整備農地及び地域計画内の過去に国費が投入された農地について、本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること

［高収益作物導入促進費］

○ 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化を進め、畑作物、なかでも、野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要。

○ 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）することにより、高収益作物への転換を強力に推進。

※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

推進費・促進費を活用する場合のガイドライン

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	**12.5%**
市町村営	50%	14%	21%	**15%**
改良区営	50%	14%	13%	**23%**

上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	**12.5%**
市町村営 改良区営	50%	15%	22.5%	**12.5%**

※標準的な負担割合
なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、別の負担割合を設定

No.	⑤－24		R７当初予算額	120 百万円
事業名	持続可能な食品等流通対策事業		府省庁名	農林水産省
概　要	我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという喫緊の課題に対処するため、 多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援。			
支援対象	食品流通業者等で構成される協議会（①、②）	補助率	定額、１／２以内	
対象事業	① 物流生産性向上実装事業 物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（納品伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組を支援。 ② 物流生産性向上設備・機器等導入事業 物流の効率化・デジタル化・データ連携に必要な設備・機器等（パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト等）の導入を支援。			
支援内容	① 物流生産性向上実装事業 標準仕様パレット導入費、システム等開発費、通信・運搬費、設備・機器等借上費等 ② 物流生産性向上設備・機器等導入事業 設備・機器等導入費、配送、パレット管理棟のシステム導入に要する経費等			
離島での実績	R６年度実績なし			
備　考	―			
担当部署	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課			
連絡先	03 - 6744 - 2389			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r7yokyu_pr24.pdf			

⑤－17 物流革新に向けた取組の推進のうち

持続可能な食品等流通総合対策

【令和７年度予算概算決定額　120（150）百万円】
（令和６年度補正予算額　2,973百万円）

＜対策のポイント＞

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①**物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組**、②**物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入**、③**中継共同物流拠点の整備の支援等**を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライバーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

＜事業目標＞

物流の効率化に取り組む地域を拡大　等

＜事業の内容＞

1．持続可能な食品等流通対策事業　　**120（150）百万円**

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）**、デジタル化・データ連携**（伝票の電子化、トラック予約システム等）**、モーダルシフト等の取組**や物流の効率化等に必要な**設備・機器等の導入**を支援します。

2．持続可能な食品等流通緊急対策事業【令和６年度補正予算額】2,973百万円

① 物流生産性向上推進事業　　**973 百万円**

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な**設備・機器等の導入**を支援します。また、関係事業者に対する**指導・助言**や**優良事例の発信**、産地や業界等の課題に応じて**物流の専門家等を派遣する伴走支援等**を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業　　**2,000百万円**

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる**中継共同物流拠点の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞

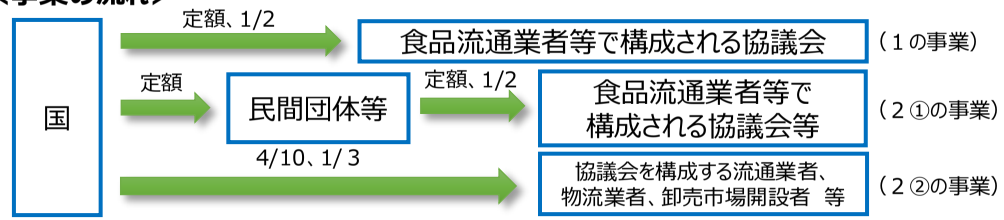

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］（１、２の①事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）
（２の②事業）食品流通課卸売市場室（03-6744-2059）

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑤-25</td><td>R６補正予算額</td><td>973 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td>持続可能な食品等流通緊急対策事業のうち
物流生産性向上推進事業</td><td>府省庁名</td><td>農林水産省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="3">我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという喫緊の課題に対処するため、 多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を支援。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>①、②食品流通業者等で構成される協議会
③民間団体等</td><td>補助率</td><td>定額、１／２以内</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="3">①　物流生産性向上実装事業
物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト（船舶による農林産品共同輸送等）、ラストワンマイル配送等の取組を支援。
②　物流生産性向上設備・機器等導入事業
物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援。
③　推進事業
関係事業者に対し、本事業を活用した物流改善の提案を行い、関係者による協議会の設置や事業実施に当たっての指導・助言を行うとともに、優良事例の発信を支援。また、産地や業界等の課題の状況に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="3">①　物流生産性向上実装事業
標準仕様パレット導入費、システム等開発費、通信・運搬費、設備・機器等借上費等
②　物流生産性向上設備・機器等導入事業
設備・機器等導入費、配送、パレット管理棟のシステム導入に要する経費等
③　推進事業
会場借料、運営費、通信、運搬費、印刷製本費、広告・宣伝費等</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="3">農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="3">03 - 6744 - 2389</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="3">r6hosei_pr31.pdf</td></tr>
</table>

⑤－18 物流革新に向けた取組の推進のうち

持続可能な食品等流通総合対策

【令和７年度予算概算決定額　120（150）百万円】
（令和６年度補正予算額　2,973百万円）

＜対策のポイント＞

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①**物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組**、②**物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入**、③**中継共同物流拠点の整備の支援等**を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライバーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

＜事業目標＞

物流の効率化に取り組む地域を拡大　等

＜事業の内容＞

1．持続可能な食品等流通対策事業　　**120（150）百万円**

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、**デジタル化・データ連携**（伝票の電子化、トラック予約システム等）、**モーダルシフト等の取組**や物流の効率化等に必要な**設備・機器等の導入**を支援します。

2．持続可能な食品等流通緊急対策事業【令和６年度補正予算額】2,973百万円

① 物流生産性向上推進事業　　**973 百万円**

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な**設備・機器等の導入**を支援します。また、関係事業者に対する**指導・助言**や**優良事例の発信**、産地や業界等の課題に応じて**物流の専門家等を派遣する伴走支援等**を行います。

② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業　　**2,000百万円**

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる**中継共同物流拠点の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞

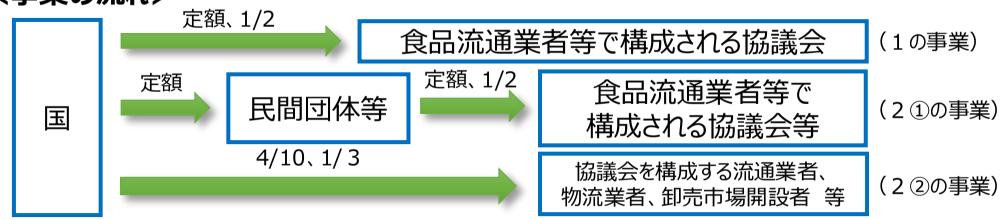

＜事業イメージ＞

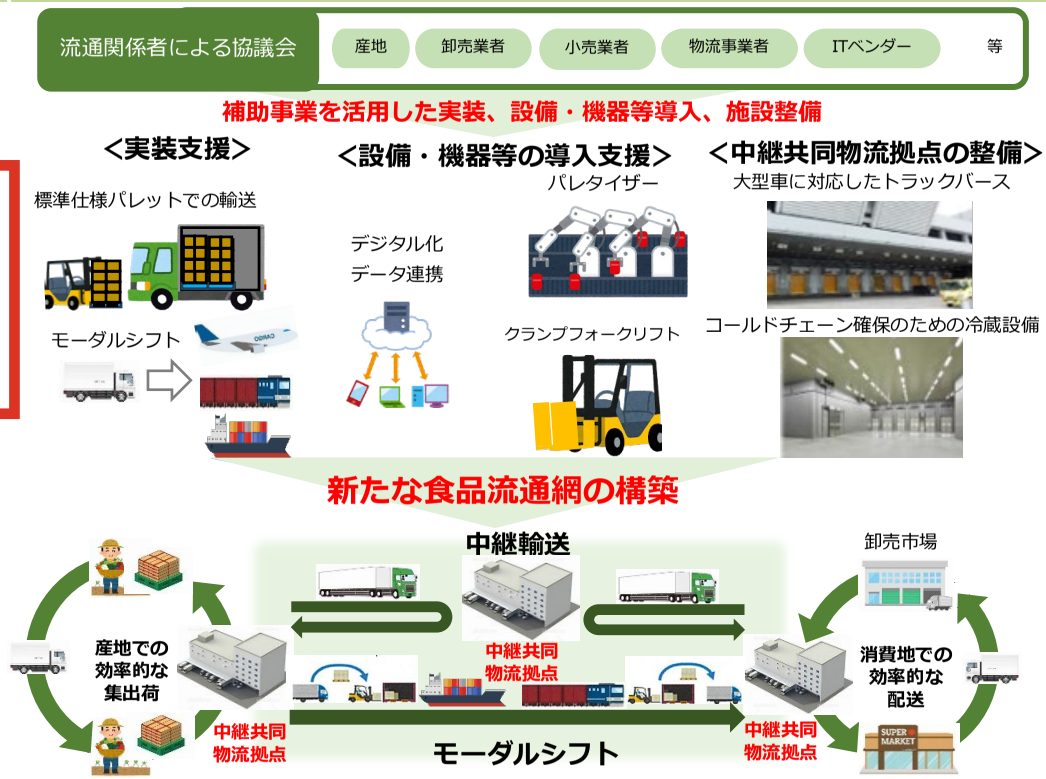

［お問い合わせ先］（１、２の①事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）
（２の②事業）　食品流通課卸売市場室　（03-6744-2059）

No.	⑤-26		R７当初予算額 R６補正予算額	1,896 百万円の内数 1,147 百万円の内数
事業名	消費・安全対策交付金 （うち重要病害虫の特別防除等）		府省庁名	農林水産省
概　要	我が国未発生又は一部に発生しているアリモドキゾウムシやミカンコミバエ種群等の重要病害虫の侵入防止・まん延防止等を支援			
支援対象	都道府県、市町村、生産者が組織する団体等	補助率	定額 10／10 以内，定額 1／2 以内等	
対象事業	ミカンコミバエ種群等の緊急防除の対象となりうる重要病害虫の侵入が確認された場合に、発生範囲の特定や薬剤散布等の初動防除に要する経費、植物防疫法に基づく緊急防除の実施に要する経費、南西諸島に発生しているアリモドキゾウムシ等の重要病害虫の根絶防除に要する経費、植物防疫法に基づく緊急防除の対象とはならないものの、生産地域に侵入・まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫が確認された場合の発生地域における発生調査、防除対策等に要する経費等を支援			
支援内容	交付率定額 10／10，1／2 以内等			
離島での実績	ミカンコミバエ種群の誘殺に伴う防除等（徳之島等） アリモドキゾウムシ根絶防除（喜界島） カンキツグリーニング病菌根絶防除（沖永良部島、与論島等）			
備　考				
担当部署	消費・安全局植物防疫課			
連絡先	TEL　03-6744-9644			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/syouan/yosan/yosan/syouan_kouhukin_youkou_youryou.html https://www.maff.go.jp/j/syouan/241227_1.html			

○ 消費・安全対策交付金のうち

重要病害虫の特別防除等

【令和７年度予算概算決定額　1,896（1,720）百万円の内数】
（令和６年度補正予算額　1,147百万円の内数）

＜対策のポイント＞
農作物に重大な被害を及ぼす**重要病害虫について**、その発生地域において**防除対策等を確実に講じます。**

＜事業目標＞
我が国未発生又は一部に発生している病害虫の**定着・まん延防止**

＜事業の内容＞

1．重要病害虫の防除

植物防疫法に基づく緊急防除の対象とはならないものの、生産地域に侵入し、**まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫（クビアカツヤカミキリ等）**が確認された場合、**発生地域における発生調査、防除対策等を実施**します。

また、緊急防除終了後に再発生するおそれがある病害虫について、**再発生を抑制するための防除を実施**します。

2．初動防除及び緊急防除の実施

緊急防除等の対象となりうる**重要病害虫の侵入**が確認された場合に、発生範囲の特定や薬剤散布等の**初動防除を実施**します。

また、我が国で初めて確認されたジャガイモシロシストセンチュウ等の**重要病害虫の定着・まん延防止を図るため、植物防疫法に基づく緊急防除を実施**します。

3．根絶防除の実施

南西諸島等の**国内の一部地域にのみ発生が確認**されているアリモドキゾウムシ等の**重要病害虫について**、その**根絶を図るための防除を実施**します。

4．移動規制病害虫の防除

植物防疫法に基づく移動の制限等に係る重要病害虫に対し、被害の軽減及び未発生地域へのまん延を防止するため、**発生地域における防除**を実施します。

＜事業の流れ＞

国 → 定額 → 都道府県等（２の事業：定額（10/10、1/2以内））（３の事業：定額（10/10、9/10以内））（４の事業：定額（1/2以内））

国 → 交付 → 都道府県等 → 定額（1/2以内） → 生産者の組織する団体等（１の事業）

＜事業イメージ＞

初動防除の例（ミカンコミバエ種群）

ミカンコミバエ種群（成虫）

誘殺板の設置の様子

重要病害虫の防除の例（クビアカツヤカミキリ）

クビアカツヤカミキリの成虫と幼虫

被害樹の伐採

緊急防除の例（ジャガイモシロシストセンチュウ）

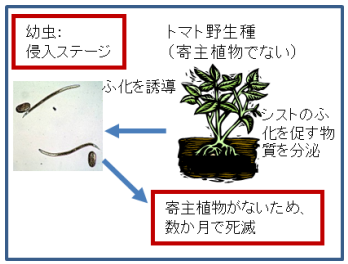

対抗植物の植栽による防除

根絶防除の例（アリモドキゾウムシ）

成虫と幼虫

重要病害虫の侵入が確認された場合に迅速に防除対策等を実施し、定着・まん延防止を徹底

［お問い合わせ先］消費・安全局植物防疫課（03-6744-9644）

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑤-27</td><td></td><td>R７当初予算額</td><td>951 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金</td><td>府省庁名</td><td>林野庁</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や集落の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成、活動の実践を支援。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">地域協議会、活動組織</td><td>補助率</td><td>（国費）定額、１／２、１／３以内
※都道府県・市町村により上乗せがある場合あり</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">（活動組織が活用できる主なメニュー）
１　メインメニュー
ア　地域活動型
広葉樹や松林等、里山林の多面的機能を維持・管理するための整備、里山林に高密に侵入した竹の伐採・除去、里山林の資源のバイオマス・炭・しいたけ原木・伝統工芸品の原料等としての活用等、地域住民等が協力して行う里山林の整備及び森林資源又は竹林資源の活用の取組への支援。
イ　複業実践型
地域の里山林を森林資源として本格的に活用する取組（間伐及び間伐木の搬出等）への支援。
２　追加メニュー
メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。
ア　機能強化
１の活動の効果的な実施や、実施後にその効果を維持・強化のために行う、歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修等。
イ　関係人口創出・維持
１の活動の効果的な実施のため、地域外関係者の活動参加に必要な、地域外関係者との調整、参加受け入れに当たり行う環境整備等。
ウ　資機材等整備
上記１及び２のア、イの活動の実施に必要な資機材等の整備。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">１及び２のア、イは定額、２のウは１／２以内又は１／３以内
（一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は５００万円）</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">令和５年度　利尻島、佐渡島、五島列島、壱岐島、対馬</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">地域住民、森林所有者、自治会等３名以上の者で構成する活動組織を設立する必要があります。お申込み方法等は、各都道府県に設置された地域協議会にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-3502-0048</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html</td></tr>
</table>

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

森林・山村地域活性化振興対策

【令和７年度予算概算決定額　951（851）百万円】

＜対策のポイント＞

林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、**里山林の整備・活用に取り組む組織（山村活かし隊）の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援**します。

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源から収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

＜事業目標＞

登録後５年以上継続的に活動している山村活かし隊の割合（70%［令和11年度］）

＜事業の内容＞

里山林活性化による多面的機能発揮対策

林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備・活用を通じて、山村集落の維持・活性化を図るため、

① **里山林の整備・活用に取り組む「山村活かし隊」に関する説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援**

② **集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援**

③ **「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援**

④ **山村活かし隊の活動成果の評価検証等**

を実施します。

＜事業の流れ＞

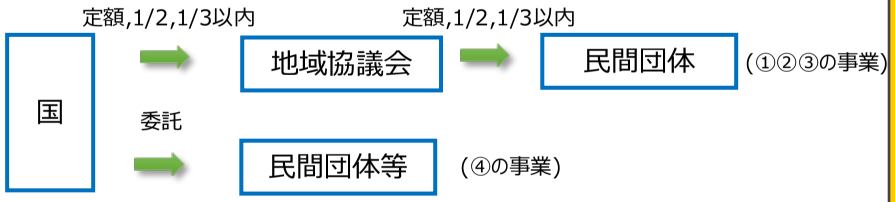

＜事業イメージ＞

確保

➢ **里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催**

育成

➢ **里山林の整備・活用の実践に取り組みたい者に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施**

実践

➢ **山村活かし隊が行う里山林の整備・活用の実践支援**

地域活動型

地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha

地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

複業実践型

半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要となる路網の作設・改修、資機材の整備、関係人口の受入環境整備・調整、その他集落活動への支援
アドバイザーの派遣等による活動サポート

［お問い合わせ先］　林野庁森林利用課（03-3502-0048）

No.	⑤-28		R７予算額	6,186 百万円の内数
事業名	林業・木材産業循環成長対策 （うち森林整備地域活動支援対策）		府省庁名	林野庁
概　要	森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要となる森林情報の収集、合意形成活動、森林境界の明確化等の活動に対して支援。			
支援対象	市町村、選定経営体等	補助率	定額	
対象事業	１　森林経営計画作成促進 ・森林経営計画の作成と計画期間における間伐実施の合意形成に必要な活動を支援 ２　森林境界の明確化 ・森林境界の測量に必要な活動を支援 ３　森林所有者の探索 ・森林所有者の探索に必要な活動を支援 ４　森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 ・既存作業路網の簡易な改良を支援			
支援内容	１　森林経営計画作成促進 ①　共同計画等　4,000 円/ha ②　経営委託　19,000 円/ha ③　間伐促進　15,000 円/ha ２　森林境界の明確化 ①　境界の測量　22,500 円/ha ３　森林所有者の探索 ①　森林所有者の探索　2,500 円/ha ４　森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 ①　作業路網の改良活動　20,000 円/ha			
離島での実績	令和６年度　対馬市　佐渡市			
備　考	森林が所在する市町村長と協定を締結する必要があります。 各市町村の林務担当へお問い合わせください。			
担当部署	林野庁森林整備部森林利用課			
連絡先	03-6744-2126			
参照 HP	http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/index.html			

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

林業・木材産業循環成長対策

【令和７年度予算概算決定額　6,186（6,511）百万円】
（令和６年度補正予算額(林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部)　11,647百万円）
（令和６年度補正予算額(花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策）5,635百万円の内数）

＜対策のポイント＞

林業・木材産業によるグリーン成長に向け、**林業の生産基盤の強化**や**再造林の低コスト化**を図るとともに、**木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築**を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和5年］→ 42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

1．循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、**搬出間伐の実施や路網整備、再造林の低コスト化等の取組を一体的に支援**するとともに、**高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術向上等の取組を支援**します。

2．木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、公共建築物等の木造・木質化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

(関連事業)

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

【令和６年度補正予算額】1,700百万円

＜事業の流れ＞

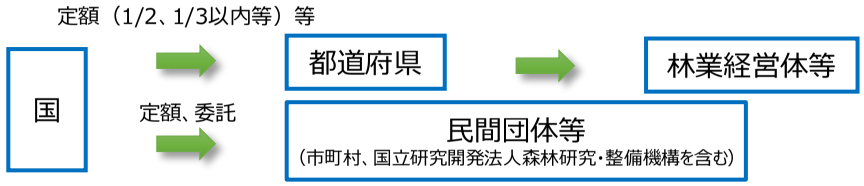

※　国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

○循環型資源基盤整備強化対策
・間伐材生産　・路網整備　・低コスト再造林対策
・コンテナ苗生産基盤施設等の整備
○高性能林業機械の導入　○森林整備地域活動支援対策
○林業の多様な担い手の育成　○山村地域の防災・減災対策
○森林総合利用対策　○森林資源保全対策　○優良種苗生産推進対策

川　上：森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

林業・木材産業によるグリーン成長に向けた
川上から川下までの**総合的な取組**

川　中：製材事業者、合板事業者等

川　下：木材需要者

○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策
・木材加工流通施設等の整備　・木質バイオマス利用促進施設の整備
・特用林産振興施設等の整備　・公共建築物等の木造・木質化

［お問い合わせ先］林野庁計画課（03-6744-2082）

No.	⑤-29		R７当初予算額	1,164 百万円
事業名	離島漁業再生支援等交付金		府省庁名	水産庁
概　要	離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売面・生産面では不利な条件下に置かれている。このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持・再生させていくことが重要であり、交付金による支援を実施する。 また、離島漁業の維持・発展のためには新規就業者の定着が重要であるが、初期投資の大きさが漁業就業の課題となっているため、初期投資負担を軽減し新規漁業就業者の確保・定着を図るため、新規漁業就業者に対する漁船等のリースの取組を支援する。 さらに、離島の中でも、特定有人国境離島地域は特に遠隔であるなど不利性が離島の中でも高い地域であるが、雇用機会の拡充により特定有人国境離島地域の漁業集落の維持を図るべく交付金による支援を実施する。			
支援対象	都道府県	補助率	定額	
対象事業	（１） 離島漁業再生事業交付金 共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。 （２） 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金 「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、独立して３年未満の新規漁業就業者に対し、当該集落又は漁協が漁船等のリースを行う際のリース料を支援するための交付金を最長３年間交付します。 （３） 離島漁業再生支援推進交付金 都道府県、市町村が実施する交付金に関する説明会の開催、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援する。 （４） 特定有人国境離島漁村支援交付金 特定有人国境離島地域において、漁業又は海業の起業又は事業拡大に要する経費等を支援するための交付金を交付する。			
支援内容	定額			
離島での実績	R6　対馬島、種子島など（産卵場の整備や新たな漁法の導入など）			
備　考				
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課			
連絡先	03-6744-2392			
参照 HP	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/ritoukoufukin/index.html			

○　離島漁業再生支援等交付金

【令和７年度予算概算決定額　1,164（1,352）百万円】

＜対策のポイント＞

離島漁業を維持・再生させるため、**離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援**します。

＜政策目標＞

○　離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業就業者の年間平均漁業所得を維持［令和11年度まで］）

○　離島漁業者の減少率を抑制（対象漁業就業者の減少率を全国の漁業就業者の減少率と同水準に抑制［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

1．離島漁業再生支援交付金

①　離島漁業再生事業

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、**共同で漁業の再生等に取り組む漁業集落に対し、交付金を交付**します。

②　離島漁業新規就業者特別対策事業

「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が**漁船等を当該集落において独立して３年未満の新規漁業就業者に最長３年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付**します。

2．特定有人国境離島漁村支援交付金

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域において、**新たな漁業又は海業に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する経費等を支援するための交付金を交付**します。

＜事業の流れ＞

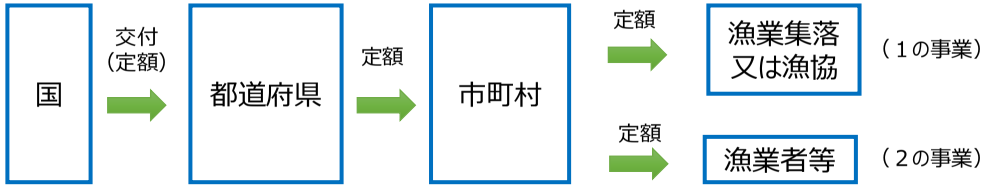

＜事業イメージ＞

1．離島漁業再生支援交付金

【交付対象活動】

①　離島漁業再生事業

ア　漁業の再生に関する話合い

イ　漁場の生産力向上のための取組
　種苗放流、漁場の管理・改善、
　産卵場・育成場の整備、漁場監視等

ウ　漁業の再生に関する実践的な取組
　新規漁業・養殖業への着業、
　低・未利用資源の活用、高付加価値化、
　販路拡大、海洋レジャーへの取組等

②　離島漁業新規就業者特別対策事業
　漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を、新規漁業者に貸与を行う際のリース料を支援します。

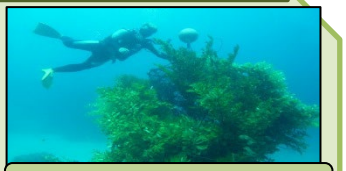

イカ産卵礁の整備

モズクの新規養殖

2．特定有人国境離島漁村支援交付金

【取組事例】

地域の水産物を利用した漁家レストランや直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。

［お問い合わせ先］水産庁防災漁村課（03-6744-2392）

No.	⑤-30		R7 予算額	1,952 百万円
事業名	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業及び海業推進事業		府省庁名	水産庁
概　要	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組を支援			
支援対象	都道府県、市町村、漁業協同組合等	補助率	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3 以内	
対象事業	漁業所得の向上を図るため、共同利用施設等の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等を支援 また、海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、漁港漁村の就労環境改善・強靭化や交流促進に資する整備を支援			
支援内容	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3 以内			
離島での実績	壱岐島（鮮度保持施設）等			
備　考	・離島にあっては、水産業強化支援事業の一部メニューについて交付率を 5.5/10 に嵩上げ。			
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課			
連絡先	03-6744-2391			
参照 HP	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/index.html https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html			

浜の活力再生・成長促進交付金

【令和７年度予算額　1,952（1,952）百万円】

＜対策のポイント＞

漁業所得の向上を目指す**「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進**を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進等の取組を支援**します。

＜政策目標＞

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上［取組開始年度から５年後まで］）

＜事業の内容＞

1．浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上**や**女性を中心としたグループによる実践的な取組**、**地域一体でのデジタル技術の活用**等を支援します。

2．水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備**、産地市場の電子化や作業の軽労化など**水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備**、**種苗生産施設や養殖関連施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策**等を支援します。

3．海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化**や**交流促進に資する整備**を支援します。

＜事業の流れ＞

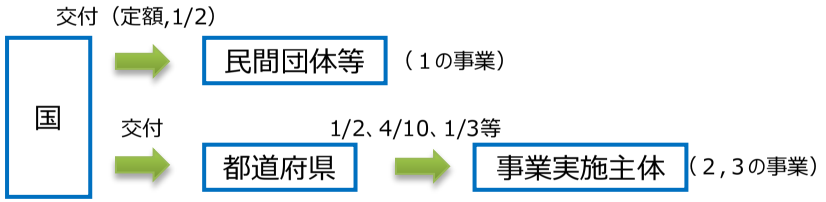

＜事業イメージ＞

浜の活力再生プラン（浜プラン）

・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
・漁業所得を10%以上向上させることが目標

＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

1．浜の活力再生プラン推進等支援事業

2．水産業強化支援事業

＜ハード事業＞
・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援

荷さばき施設

鮮度保持施設

荷受け情報の電子化

種苗生産施設

＜ソフト事業＞
・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3．海業推進事業

＜ハード事業＞
・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

［お問い合わせ先］水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

No.	⑤-31		R7 予算額	363 百万円
事業名	経営体育成総合支援事業		府省庁名	水産庁
概　要	漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付、インターンシップの受入れ、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、漁業者の経営能力・技術の向上及び海技資格の取得等を支援			
支援対象	民間団体	補助率	定額	
対象事業	１．漁業担い手確保・育成事業 〇漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付 〇就業希望者への就業相談会の開催等を支援するとともに、新たにインターシップや就業体験の受入を支援 〇新規就業者の漁業現場での長期研修について支援 〇若手漁業者の経営能力・技術の向上を支援 ２．水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業 〇海技士資格習得のための履修コースの運営を支援。			
支援内容	定額			
離島での実績	R5　利尻島、礼文島、島後、壱岐島、福江島、対馬、若松島、中甑島、屋久島、佐渡島（長期研修支援事業を実施）			
備　考				
担当部署	水産庁漁政部企画課漁業労働班			
連絡先	03-6744-2340			
参照 HP				

経営体育成総合支援事業

【令和７年度予算概算決定額　363（450）百万円】
（令和６年度補正予算額　450百万円）

＜対策のポイント＞

漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、**漁業への就業前の者に対する資金の交付、インターンシップの受入れ、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進**及び**若手漁業者の経営能力・技術の向上**を支援します。近年、海技資格を有する漁船乗組員は、高齢に偏った年齢構成となっており、次世代を担う若手の海技士をはじめとする漁船乗組員の計画的な確保・育成が急務であることから、**海技士の確保**や**海技資格の取得等**を支援します。

＜政策目標＞

毎年2,000人の新規就業者を確保

＜事業の内容＞

1．漁業担い手確保・育成事業

① **漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付**します。

② 就業希望者への**就業相談会の開催等**を支援するとともに、**インターンシップや就業体験の受入**を支援します。

③ 定着促進等のため、新規就業者等の**漁業現場での長期研修**について支援します。

※ 漁協等を中心に複数の指導漁業者のもとで研修を受けることも可。

④ 若手漁業者の**経営能力・技術の向上**を支援します。

2．海技士確保支援事業

水産高校卒業生を対象とした**海技資格取得のための履修コースの運営等**を支援します。

（関連事業）

水産業成長産業化沿岸地域創出事業

新規就業者のための**漁船・漁具等のリース方式による導入を支援**します。

漁業収入安定対策事業

計画的に資源管理等に取り組む新規就業者の**漁獲変動等による減収を補塡**します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 民間団体等 →（定額、1/2）→ 研修生・漁業者・漁連等

＜事業イメージ＞

1．国内人材確保に向けた支援

就業前：就業相談会の開催・インターンシップ・就業体験等 ／ 就業準備資金の交付（最大150万円、最長2年間） ／ 夜間・休日等の学習支援

就業後 担い手として定着：長期研修 ※2

雇用型	雇用型	**漁業経営体への就業を目指す** 最長１年間※1、最大14.1万円/月を支援※3
雇用型	幹部養成型	**沖合・遠洋漁業に就業し、幹部を目指す** 最長２年間※1、最大18.8万円/月を支援※3
独立型	独立型	**独立・自営を目指す** 最長３年間※1、最大28.2万円を支援※3 （漁協等を中心に複数の指導漁業者のもとで研修を受けることも可）
独立型	実践型	**〔水揚目標等を定めた経営計画の実証〕** **研修２年目以降に実践研修経費を交付** 最長２年間※1、最大150万円/年
雇用就業者の独立自営・経営起ち上げにも適用（最長２年間）		

※1 **就業準備資金**の交付期間が**１年以下の場合**、長期研修の**研修期間を最長１年間延長可能**

※2 研修の効率化のため、**グループ研修**も可とする。

※３ 指導漁業者経由で支援

経営能力・技術の向上を支援

2．海技士免許取得に必要な乗船履歴を短期に取得するコースの運営等を支援

受講生募集 → **４級及び５級乗船実習コース** → 海技士の受験資格を取得

［お問い合わせ先］（１の事業）水産庁企画課　（03-6744-2340）
（２の事業）　研究指導課（03-6744-2370）

No.	⑤-32		R７当初予算額 R６補正予算額	1,366 百万円 721 百万円
事業名	漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業		府省庁名	水産庁
概　要	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の強化に資する地域の活動を支援			
支援対象	１　地域協議会、活動組織、都道府県及び市町村 ２　民間団体	補助率	１定額 ２委託	
対象事業	１漁場生産力・水産多面的機機能強化対策事業 ①　環境・生態系保全 ア　水域の保全：藻場、サンゴ礁の保全、魚介類の放流活動、海洋環境調査等 イ　水辺の保全：干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等 ②　海の安全確保：国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等 ※　多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習） ：上記①又は②の活動に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る取組を支援 ２　漁場生産力・水産多面的機能強化対策支援事業 多面的機能を強化させるために行う活動について、国民への理解の増進を図るための啓発・普及、講習会の開催、専門員の派遣、技術サポートの実施及び分析評価を行うとともに、他主体連携や広域連携の推進に取り組む。			
支援内容	１　①　定額 ②　定額（ただし、資機材の整備については、１／２以内） ２　委託			
離島での実績	各地域の実績として切り分けることが困難			
備　考				
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課企画班			
連絡先	03-3501-3082			
参照 HP	http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html			

漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業

【令和７年度予算概算決定額　1,366（1,452）百万円】
（令和６年度補正予算額　721百万円）

＜対策のポイント＞

新たに気候変動・環境変化による**藻場の減少等に対応**するため、**漁場生産力の回復・強化やブルーカーボンの推進**の観点を踏まえ、**漁業者等が行う藻場等の保全活動**を**重点的に支援**します。また、**モニタリングの強化、専門家の指導等**により活動の**実効性を確保**します。

＜事業目標＞

○　環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加［令和11年度まで］）
○　藻場の保全対策を強化（藻場の保全面積　6,200ha［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の強化に資する以下の取組を支援します。

1．環境・生態系保全

漁場生産力の強化に資する藻場等の保全活動（ウニ・食害魚等の駆除、海藻種苗の投入、藻場を保護する区域の設定等の重点項目を設定）を**重点的に支援**します。併せて、**モニタリングの強化、専門家の指導、PDCAサイクル等**により活動の**実効性を確保**します。

ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

2．海の安全確保

藻場等の海洋環境の変化を早期に捉えながら行う国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。

また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※上記１及び２に併せて実施する多面的機能の**国民に対する理解の増進**を図る活動組織を支援します。

＜事業の流れ＞

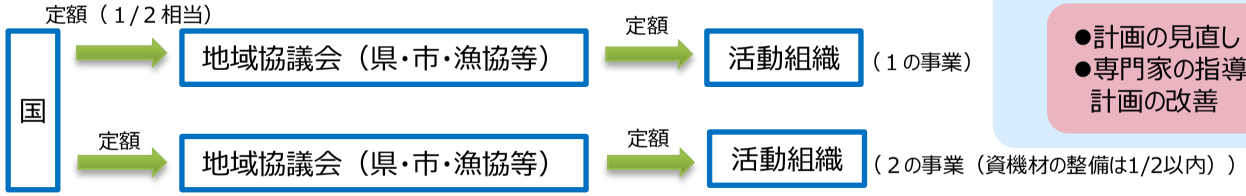

＜事業イメージ＞

【見直しのポイント】
・第４期対策（令和８～12年度）を前倒して実施（令和7～11年度）
・漁場生産力の強化に資する「藻場等の保全」活動を強化し、将来的に持続可能な活動となるよう支援。
①「藻場・干潟ビジョン」、「磯焼け対策ガイドライン」、「沿岸漁場管理制度」等に基づいて実施する活動を優先的に支援
②新たな目標として「藻場の保全面積」を設定
③活動の実効性を確保するため、モニタリングの強化、専門家の派遣などの活動サポートの充実を図り、着実かつ効果的な活動となるよう支援

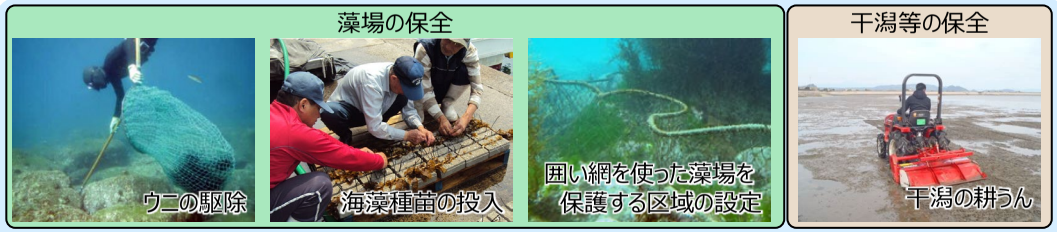

【PDCAサイクルによる活動の実効性の確保】

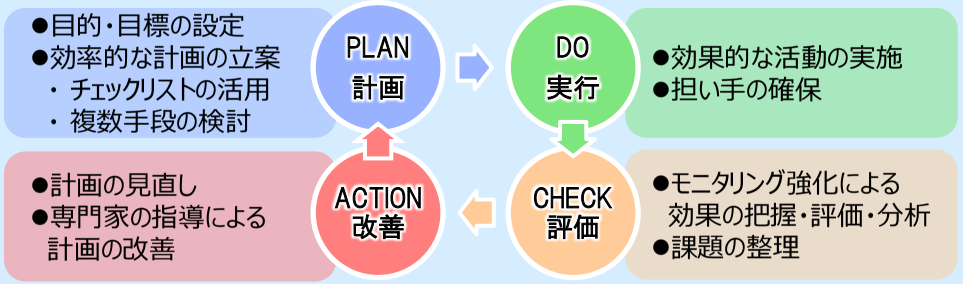

［お問い合わせ先］水産庁防災漁村課（03-3501-3082）

No.	⑤-33		R6補正予算額	2,700百万円
事業名	韓国・中国等外国漁船操業対策事業		府省庁名	水産庁
概　要	外国漁船による無秩序な操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や円滑な漁場利用を行う上で、大きな障害となっている。 このため、外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。			
支援対象	漁協等	補助率	定額、1/2、2/5、1/3以内	
対象事業	外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。 （１）漁場機能回復管理協力 外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等への支援 （２）漁業経営安定化支援等 緊急避泊する外国漁船による漁具や施設の被害を軽減するための監視活動等への支援 （３）外国漁船被害救済支援 外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等への支援			
支援内容	（１）定額 （２）定額、1/2、2/5、1/3以内 （３）定額、1/2以内			
離島での実績	R6年度の実績は集計中			
備　考	予算額は令和６年度補正予算額を計上。基金により事業を執行。			
担当部署	水産庁資源管理部管理調整課			
連絡先	03－3502－8469			
参照HP	https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r6hosei_pr52.pdf			

52 韓国・中国等外国漁船操業対策

【令和６年度補正予算額　2,700百万円】

＜対策のポイント＞

韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国の水域において**漁業者が行う、外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援**します。

＜政策目標＞

外国漁船の操業による影響を受けている漁業の経営の安定

＜事業の内容＞

日本海等において**韓国・中国漁船**等により影響を受けている漁場の機能回復や日韓漁業交渉中断等に伴う**我が国漁業者の経営安定・被害救済のための対策を基金により支援**します。

1. 漁場機能回復管理協力

外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等を支援します。

2. 漁業経営安定化支援等

緊急避泊する外国漁船による漁具や施設の被害を軽減するための監視活動等を支援します。

3. 外国漁船被害救済支援

外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等を支援します。

＜事業の流れ＞

国 → 定額 → （一財）日韓・日中協定対策漁業振興財団 → 定額 → 漁協等

＜事業イメージ＞

＜背景＞

日本海と東シナ海において、**本来、我が国が主権的権利を行使すべき水域に広大な日韓暫定水域や日中暫定措置水域等が設定**され、**外国漁船による無秩序な操業**、漁具の投棄による**漁場の荒廃**や**資源の悪化**が生じており、外国漁船に対応し、水産物の安定供給を図るため、資源の回復を図るとともに、**我が国漁業者の経営安定・被害救済を実施**することが重要です。

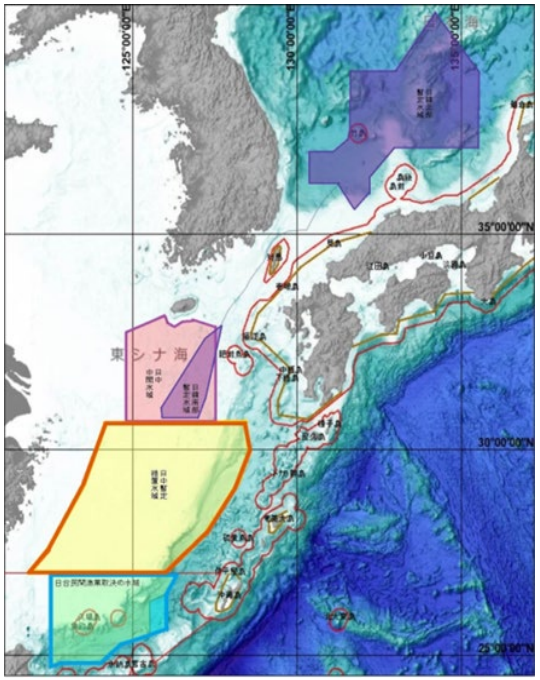

韓国漁船等による投棄漁具の回収

外国漁船の調査・監視

［お問い合わせ先］水産庁管理調整課（03-3502-8469）

No.	⑥-1		R７当初予算額	1,082 百万円の内数
事業名	伝統的工芸品産業支援補助金		府省庁名	経済産業省
概　要	我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援を通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。			
支援対象	産地組合、製造事業者等	補助率	２／３もしくは１／２	
対象事業	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第 2 条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組。			
支援内容	２／３もしくは１／２の補助 上限 2,000 万円			
離島での実績	奄美大島、種子島等が産地に指定されている協同組合等において事業を実施			
備　考				
担当部署	経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課伝統的工芸品産業室			
連絡先	03-3501-1750			
参照 HP	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.htm			

伝統的工芸品支援事業

商務・サービスグループ文化創造産業課伝統的工芸品産業室

令和７年度予算額 11億円（11億円）

事業の内容

事業目的

我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援、また個別産地では対応が困難、あるいは非効率となる全国規模の事業への支援を通じ、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的とするを通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。

事業概要

(1)伝統的工芸品産業支援補助金
伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定による各種事業計画に基づき実施する取組を支援する。

(2)伝統的工芸品産業振興補助金
伝産法第23条に基づき設立された伝産協会が実施する産地横断的な事業の経費の一部を、同法第26条に基づき補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

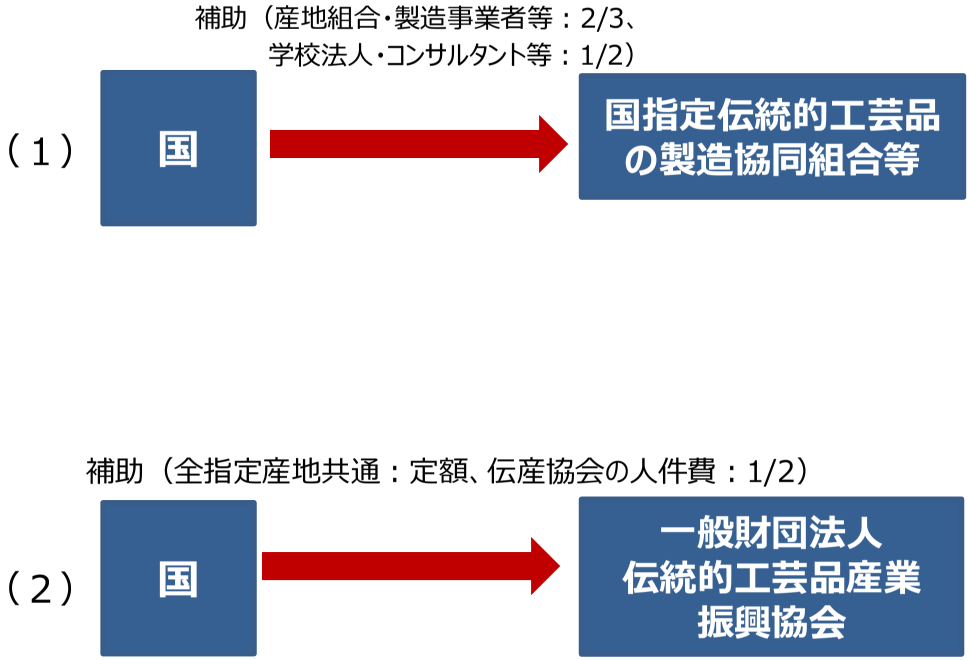

成果目標

各協同組合等が、補助金を活用して振興計画を実現することを目指す。

併せて伝産協会が実施する普及推進事業を通して、国民への伝統的工芸品産業の認知度向上を図る。

長期的には、各産地の振興計画の実現によって、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。

No.	⑥-2		R７予算額	2,950 百万円
事業名	離島のガソリン流通コスト対策事業費		府省庁名	資源エネルギー庁
概　要	離島の石油製品の流通コストは流通経路等により本土と比べて割高となっており、加えて、販売量が本土より少なく、ガソリンスタンド（SS）の必要経費も高くなっています。 このため、輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助します。			
支援対象	揮発油販売事業者等	補助率	定額補助（１０／１０）	
対象事業	離島の SS 等が島民等にガソリンを値引き販売する事業を支援。			
支援内容	定額補助（１０／１０）			
離島での実績	＜補助対象離島＞ 平成２３年度～平成２７年度：１７６島 平成２８年度：１７４島 平成２９年度～令和元年度：１７３島 令和２年度：１７２島 令和３年度：１７２島 令和４年度：１７２島 令和５年度：１７２島 令和６年度：１７１島			
備　考				
担当部署	資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室			
連絡先	03-3501-1511（内線：4661）			
参照 HP	pr_energy.pdf			

離島のガソリン流通コスト対策事業費

令和７年度当初予算額 29.5億円（29.5億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 離島の石油製品の流通コストは流通経路等により本土と比べて割高となっており、加えて、販売量が本土より少なく、ガソリンスタンド（SS）の必要経費も高くなっています。
- このため、輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助します。

成果目標

- 離島のガソリンの流通コストに着目した補助を通じ、離島のガソリン小売価格を実質的に下げることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

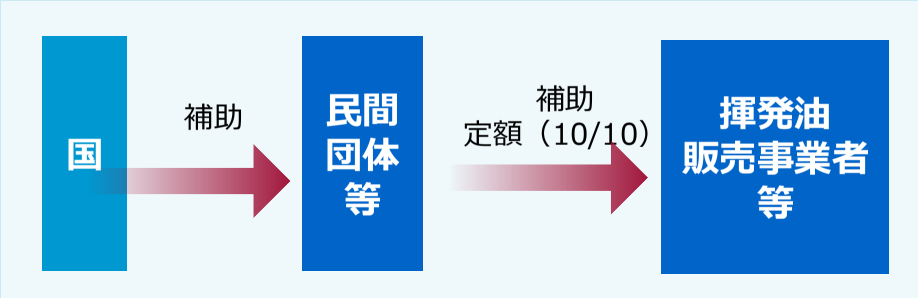

事業イメージ

離島のガソリンの流通形態のイメージ

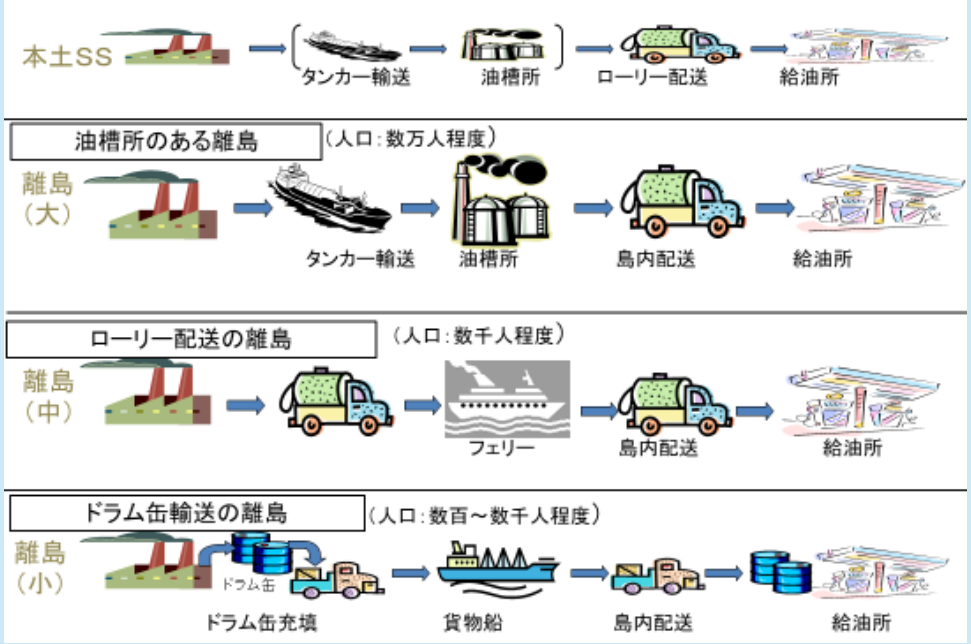

・離島の油槽所

・離島へ配送に向かうローリー

・離島配送用のドラム缶

No.	⑥-3		R７予算額	170 百万円
事業名	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費		府省庁名	資源エネルギー庁
概　要	台風や冬場の時化などの自然現象により、石油製品が運搬できないこともあり、地域のエネルギー安定供給の観点からも供給体制のあり方を検討する必要があります。 また、離島の石油製品は小口での海上輸送の必要性に加え、人口の減少、産業構造の変化などによって需給のアンバランスが生じている可能性があり、本土との価格差の要因となっていることが考えられます。 このため、地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化策や安定供給体制等を構築する取組を支援します。 併せて、離島における油槽所の開放検査などの維持に係る取組を支援します。			
支援対象	①　都道府県、市町村 ②　民間団体等	補助率	①及び② 定額補助（１０／１０）等	
対象事業	地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化策や安定供給体制等を構築する取組及び油槽所の開放検査などの維持に係る取組を支援。			
支援内容	定額補助（１０／１０）等			
離島での実績	平成２７年度：北海道（奥尻島）、愛知県（日間賀島）、沖縄県（粟国島、渡名喜島） 平成２８年度：鹿児島県（トカラ列島）、長崎県（宇久島）、愛媛県（中島等）、香川県（塩飽諸島） 平成２９年度：東京都（三宅島）、熊本県（御所浦地域） 平成３０年度：広島県（大崎上島）、佐賀県（高島、馬渡島地域） 令和元年度：香川県（豊島）、鹿児島県（三島村） 令和２年度：岡山県（笠岡諸島） 令和３年度：島根県（隠岐の島） 令和５年度：島根県（隠岐の島）、鹿児島県（奄美大島） 令和６年度：島根県（隠岐の島）、鹿児島県（奄美大島）			
備　考				
担当部署	資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料流通政策室			
連絡先	03-3501-1511（内線：4661）			
参照 HP	pr_energy.pdf			

離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費　令和７年度当初予算額 1.7億円（1.7億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 離島の石油製品は小口での海上輸送の必要性に加え、人口の減少、産業構造の変化などによって需給のアンバランスが生じている可能性があり、本土との価格差の要因となっていることが考えられます。
- 他方、台風や冬場の時化などの自然現象によって石油製品を運搬できないこともあり、地域のエネルギー安定供給の観点からも供給体制のあり方を検討する必要があります。
- このため、地域ごとに関係者（自治体、事業者、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化策や安定供給体制を構築する取組等を支援します。
- 加えて、自治体等が実施する離島における石油製品の流通合理化に資する事業に必要な諸設備の取得や維持のための経費（工事費、検査費等も含む）に対しても支援します。

成果目標

- 毎年度、全国１地域程度の離島の石油製品の流通合理化と安定供給の対策の策定を目指すほか、２地域程度の離島地域の諸設備の維持を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

事業イメージ

離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制の検討

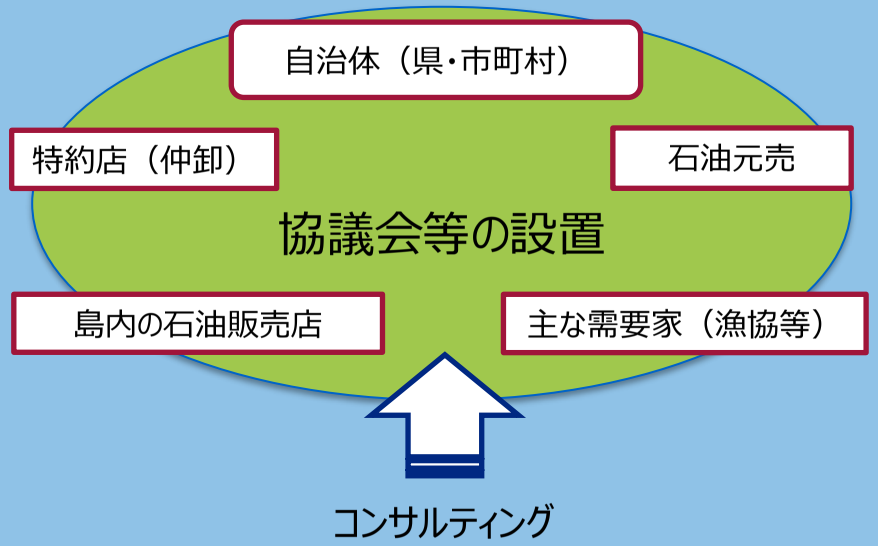

地域の関係者間で石油製品の流通合理化・安定供給等に向けた検討を行い、地域の実情を踏まえた具体的な対策の策定を支援

離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制等の検討

- 島内油槽所や給油所における石油製品備蓄増強による安定供給体制の確立
- 島内配送体制の見直し、共同配送等を通じた流通合理化
- 石油製品の海上輸送方法の見直しによる流通合理化　等

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑥-4</td><td></td><td>R７予算額</td><td>―</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について</td><td>府省庁名</td><td>中小企業庁</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">賃上げ方針（雇用者給与等支給額が 1.5%以上増加）を位置付けた先端設備等導入計画を作成し、自治体に提出の上認定を受けた場合、当該計画に基づき取得した設備に係る固定資産税を軽減することで、中小企業の生産性向上や賃上げに資する取組を支援。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>資本金額１億円以下の法人、従業員数1,000 人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）</td><td>補助率</td><td colspan="2">雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備に係る固定資産税の課税標準を 3 年間 1/2 に軽減。
さらに、雇用者給与等支給額を 3.0%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備については、当該設備に係る固定資産税の標準課税を５年間、1/4 に軽減。</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">市町村より認定を受けた、賃上げ方針（雇用者給与等支給額が 1.5%以上増加）が位置付けられた年平均３％以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」に基づき新規取得する、投資利益率が年率５％以上の投資計画に記載された下記の設備。（※１）
【減価償却資産の種類（最低取得価格）】
◆機械装置（160 万円以上）
◆測定工具及び検査工具（30 万円以上）
◆器具備品（30 万円以上）
◆建物附属設備（※２）（60 万円以上）
※1　市町村によって異なる場合あり
※2　家屋と一体となって効用を果たすものを除く
（注）生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないことが要件となります。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">雇用者給与等支給額を 1.5%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備に係る固定資産税の課税標準を 3 年間 1/2 に軽減。さらに、雇用者給与等支給額を 3.0%以上とする賃上げ方針を位置付けた先端設備等導入計画に基づき取得した設備については、当該設備に係る固定資産税の標準課税を５年間、1/4 に軽減。</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">〇先端設備等導入計画の実績（令和 6 年 9 月末時点）
・実施自治体数：1,657 自治体
・設備投資の認定件数：14,919 件（うち賃上げ方針が位置付けられたもの 9,111 件）
・見込まれる設備台数：62,548 台（うち賃上げ方針が位置付けられたもの 33,202 台）
・見込まれる設備投資額：約 7,539 億円（うち賃上げ方針が位置付けられたもの 4,785 億円）</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">中小企業庁経営支援部経営支援課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-3501-1763</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html</td></tr>
</table>

生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の拡充及び延長

- 赤字企業を含めた**中小企業の前向きな投資を後押し**するため、**賃上げを行う企業を対象に、赤字黒字を問わず設備投資に伴う負担を軽減する固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長する**とともに、**賃上げ率に応じて、軽減率を引き上げる。**
- 具体的には、**賃上げ率を1.5%以上引き上げる方針を表明した場合は、3年間、課税標準を1/2に軽減**する。**賃上げ率を3%以上引き上げる方針を表明した場合は、5年間、課税標準を1/4に軽減**する。

【適用期限：令和８年度末(2026年度末)まで】

＜全体のスキーム＞

国
（基本方針の策定）

協議 ⇅ 同意

市町村
（導入促進基本計画の策定）

申請 ⇅ 認定

中小企業
（先端設備等導入計画の策定）

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業
計画認定要件	３～5年の計画期間における労働生産性が年平均３％以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること
対象設備等	

設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
①機械及び装置	１６０万円以上	投資利益率が年率５％以上の投資計画に記載された設備（認定経営革新等支援機関が確認）
②測定工具及び検査工具	３０万円以上	
③器具備品	３０万円以上	
④建物附属設備	６０万円以上	

特例措置	固定資産税（通常、評価額の1.4%） ・先端設備等導入計画中に1.5%以上の賃上げ表明※に関する記載あり →**３年間、課税標準を１／２に軽減** ・先端設備等導入計画中に3%以上の賃上げ表明※に関する記載あり →**５年間、課税標準を１／４に軽減** ※雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明するもの。
適用期限	2年間（令和9年3月31日（2026年度末）までに取得したもの）

No.	⑦-1		R7 当初予算額 R6 補正予算額	1,006 百万円 250 百万円
事業名	離島活性化交付金		府省庁名	国土交通省
概　要	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等の取組を支援する。			
支援対象	①地方公共団体 ②民間団体	補助率	①１／２以内 ②１／３以内　等	
対象事業	（１）「定住促進」事業…雇用機会の創出のための戦略産品開発、企業誘致・創業等促進、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、Ｕ・Ｊ・Ｉターン希望者のための情報提供、流通効率化設備導入、デジタル技術等新技術促進、小規模離島等生活環境改善、防災計画策定など （２）「交流促進」事業…離島における地域情報の発信、観光地域づくり推進主体立上げ、滞在交流型観光のプログラム作成、関係人口創出に向けた交流イベント開催、交流人口・関係人口の拡大に必要なトイレ改修、離島留学事業（寄宿舎運営費・寄宿舎整備）など			
支援内容	上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。 補助率：都道県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の 1/2 以内 民間団体…予算の範囲内で各事業の 1/3 以内 （ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。） 流通効率化事業は、民間団体であっても 1/2 以内 特定有人国境離島の輸送費支援事業は、6／10 以内 （ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の３倍を超えないものとする。）			
離島での実績	R6　答志島他（定住促進事業（オンライン診療））、福江島他（定住促進事業（ドローン配送事業））、島後（交流促進事業（寄宿舎整備））　等			
備　考	令和６年度から離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援等を追加した。			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html			

離島活性化交付金事業（概要）

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する枠組み。

◆事業実施主体：都道県、市町村、民間団体
◆対象事業：以下の事業メニューに該当するもの
◆補助率：都道県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1／2以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1／3以内
（国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）
※ 流通効率化事業は、民間団体であっても1／2以内
※ 特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6／10以内
（国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。）
※ 産業活性化事業における創業支援金は、上限事業費600万円／1事業
（地方自治体毎に3事業まで。）
◆事業期間：原則として3年以内
◆成果目標：あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

・産業活性化事業
雇用の創出のための戦略産品開発
戦略産品（5品目まで）の輸送費支援
企業誘致・創業等促進（企業誘致に向けた調査、ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ招聘、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援金等）
・定住誘引事業
U. I. Jターン希望者のための情報提供等
・流通効率化事業
コンテナ（冷凍、冷蔵含む）、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等
・デジタル技術等新技術活用促進事業
ドローン、グリーンスローモビリティー、遠隔診療の導入等
・小規模離島等生活環境改善事業
買い物支援、高齢者の送迎支援等
・安全・安心向上事業
防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

・離島における地域情報の発信
パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成、交流人口の拡大に必要なトイレ改修等※
・島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進
離島留学に関する支援（寄宿舎運営費・整備費等）、離島体験ツアー等

※洋式化、バリアフリー化を対象とし新設は対象外。

No.	⑦-2		R７当初予算額	社会資本整備総合交付金の内数
事業名	離島広域活性化事業		府省庁名	国土交通省
概　要	離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定及び福祉向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する取組として、島外人材受入のための住宅や、定住誘引のためのシェアオフィス等や交流施設の整備、海上輸送費の軽減のための流通効率化関連施設整備及び災害時の孤立等を防ぐための防災施設整備等の取組を支援する。			
支援対象	①地方公共団体 ②民間団体	補助率	①１／２以内 ②１／３以内　等	
対象事業	〇定住促進住宅整備事業 ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備（既存施設の改修等及び新築） 〇定住誘引施設整備事業 ・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築） ・交流施設の整備（既存施設の改修等） 〇流通効率化関連施設整備事業 ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備 〇定住基盤強化事業 ・避難施設の整備 ・防災活動拠点の改修 ・避難路、案内板等簡易な施設の整備等 ・緊急時物資等輸送施設の整備 ・災害応急対策施設の整備 ・感染症対策等の離隔施設への改修等 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替			
支援内容	上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。 補助率：都道県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の 1/2 以内 民間団体…予算の範囲内で各事業の１／３以内 （ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。） ※流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても 1/2 以内 ※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の 11.5%（上限事業費 541 万円）			
離島での実績	大島町、佐渡市、五島市、十島村等　14 都道県（23 市町村）			
備　考	離島振興法改正を踏まえ、令和５年度から新設			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html			

離島広域活性化事業（概要）

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する枠組みである社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）の支援対象事業を拡充し、一層の離島振興を図る。

◆事業実施主体：都道県、市町村、民間団体
◆対象事業：以下の事業メニューに該当するもの
◆補助率：都道県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の１／２以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の１／３以内
（国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）
※ 流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても１／２以内
※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の１１．５％（上限事業費５４１万円）
◆事業期間：原則として３～５年以内

目的：一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていることに鑑み、離島の広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。

○定住促進住宅整備事業
・空き家の改修等の人材受入のための施設整備（既存施設の改修等及び新築）

○定住誘引施設整備事業
・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築）
・交流施設の整備（既存施設の改修等） ※

○流通効率化関連施設整備事業
・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備

○定住基盤強化事業
・避難施設の整備
・防災活動拠点の改修
・避難路、案内板等簡易な施設の整備等
・緊急時物資等輸送施設の整備
・災害応急対策施設の整備（施設整備を伴わない設備等を除く）
・感染症対策等の離隔施設への改修等
・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替

※ 交流施設の整備のうち、渡船施設周辺の船客待合所・トイレ改修等は、本土側も対象

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-3</td><td></td><td>R7 当初予算額</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">離島における割増償却制度</td><td>府省庁名</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">離島振興対策実施地域のうち、離島振興計画中に産業振興促進事項を定めている地区において、事業（製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等）を行う者が、当該事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、５年間割増償却を行うことができる。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>①主として民間事業者</td><td>補助率</td><td colspan="2">償却率
機械・装置：普通償却限度額の 32%
建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の 48%</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">・製造業
・旅館業
・農林水産物等販売業
・情報サービス業等</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">事業者が、対象事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、５年間割増償却を行うことができる。</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">・令和元年　１７件　日間賀島（愛知県南知多町）、大崎上島（広島県大崎上島町）、小豆島（香川県小豆島町）、福江島（長崎県五島市）
・令和２年　　４件　走島（広島県福山市）、福江島（長崎県五島市）
・令和３年　　６件　走島（広島県福山市）、高島（長崎県佐世保市）、福江島（長崎県五島市）
・令和４年　　４件　島後（島根県隠岐の島町）、大崎上島（広島県大崎上島町）、福江島（長崎県五島市）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">措置の対象は、下記２点をいずれも満たす地域に限る。
①離島振興計画において産業振興促進事項が位置づけられている。
②過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興促進事項が位置づけられていない。</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">国土交通省国土政策局離島振興課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-5253-8421</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html</td></tr>
</table>

離島地域における税制特例

■ 国税（所得税・法人税）の割増償却 【適用期間：令和7～8年度】

個人又は法人が、対象設備の取得等をして対象事業の用に供した場合は、5年間の割増償却ができる。

事業者の規模（資本金）	5,000万円以下（又は一定規模の個人事業主）	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象設備	機械・装置、建物・附属設備、構築物		
適用対象	取得等 ※	新設又は増設に係る取得等	
対象業種・取得価額			
製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額	●機械・装置 ：普通償却限度額の32% ●建物・附属設備、構築物 ：普通償却限度額の48%		
対象区域	離島振興計画の産業振興促進事項に定めた区域 （過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く）		

※ 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあっては改修（増築、改築、修繕又は模様替）のための工事による取得又は建設を含む。

■ 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填 【適用期間：令和7～8年度】

地方税法第6条の規定により地方公共団体が課税免除又は不均一課税を行った場合、地方交付税により減収補填

（1）対象税目

- 不動産取得税（製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等）
- 固定資産税（ 〃 ）
- 事業税（ 〃 、個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業）

（2）対象設備、業種、取得価額、区域

- 上記、国税と同様 （ただし、適用対象は資本金規模に関わらず「新設又は増設に係る取得等」に限る）

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-4</td><td></td><td>R7 当初予算額</td><td>広域連携体制構築調査等
（111 百万円）の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">全国の島々が集まる祭典「アイランダー」</td><td>府省庁名</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">全国の離島地域が都心に集まり「島と都市部との交流」「島と島との交流」を通じて定住促進を図る事業である「アイランダー」を開催し、離島の魅力の情報発信を行う場を提供するとともに、都市住民の離島に対するニーズの把握を目的とした調査業務（参加者等へのアンケート）を行う。
令和６年度は池袋を会場としたリアルイベントに加え、同日に島からのオンライン配信を行う、ハイブリッド型として開催した。令和７年度においても、令和６年度と同様に各種相談会や情報発信のほか、物産展、オンライン配信、島グルメ等を実施予定。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">①離島関係都道県及び市町村
②離島関係組織</td><td>補助率</td><td>－</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">・アイランダーへの参加
・移住定住及び観光に関する情報の発信
・島産品の販売
・他島との交流</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">・イベントの開催
・調査データのフィードバック</td></tr>
<tr><td>離島での
実績</td><td colspan="4">平成５年度以来、32 回開催（令和６年度末時点）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">原則として、（公財）日本離島センター会員及び離島関係組織のみ出展可能</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">国土交通省国土政策局離島振興課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-5253-8421</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.i-lander.com/</td></tr>
</table>

アイランダー（離島の交流推進支援調査業務）

国土交通省

全国の離島地域の魅力を発信する場を提供し、「島と都市及びその他地域との交流」、「島同士の交流」等を通じて、関係人口拡大やUJIターンによる定住の促進、離島に対するニーズの把握を行うことにより離島地域の活性化を図る目的で開催。（平成5年度から毎年開催しており、令和6年度で32回目）

実施内容

【令和6年度実績】
- 開催日：令和6年11月16日～11月17日　※ハイブリッド開催
- 参加離島数：180島 / 参加団体：94団体
- 来場者数：9,173人
- オンライン配信視聴者数：743人

リアルコンテンツ　池袋サンシャインシティ 展示ホールD

- 移住、観光相談
- ハローワーク
- 物産販売
- 島グルメ
- 体験コーナー　等

オンラインコンテンツ　アイランダー公式ホームページ

- 移住、観光相談
- オンライン観光
- 島の紹介　　等

令和7年度予定

- 開 催 日（予定）：令和7年11月中旬～下旬
- 開催場所（予定）：【会場】池袋サンシャインシティ 展示ホールD（東京都豊島区東池袋3-1-4 文化会館ビル2階）
  【オンライン】アイランダー公式ホームページ（https://www.i-lander.com/）
- 実施内容（予定）：移住、観光相談、ハローワーク、物産販売、島グルメ、体験コーナー、オンラインイベント　等
- 主催：国土交通省、公益財団法人日本離島センター

No.	⑦-5		R7 当初予算額	広域連携体制構築調査等（111 百万円）の内数
事業名	スマートアイランド推進実証調査		府省庁名	国土交通省
概　要	離島地域が抱える課題解決のため、ＩＣＴなどの新技術の離島地域への実装を図る実証調査を行う。			
支援対象	離島振興対策実施地域を構成員に含むコンソーシアム等	補助率	－ （国土交通省による委託調査事業）	
対象事業	離島振興法に明示する離島振興基本方針※に掲げる各分野における課題を調査対象とし、当該離島が目指す離島振興のビジョン及び現状の課題を踏まえた対策として実施する実証調査とする。 ※参照　https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000004.html			
支援内容	新技術や新たな知見等社会実装に必要な事項の検証及び実証調査に要する経費			
離島での実績	R6 年度：佐渡島、粟島ほか R5 年度：真鍋島、神集島ほか R4 年度：飛島、大崎上島ほか R3 年度：佐久島、福江島ほか R2 年度：日間賀島、八丈島ほか https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html			
備　考	令和２年度から開始された事業である。			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html			

広域連携体制構築調査等

令和7年度予算　111百万円

スマートアイランド推進実証調査（継続）

離島は四方を海などに囲まれ本土から隔絶されているため、人の移動や物流への制約などの条件不利性を背景にした様々な課題を有している。

このため、ICTなどの新技術を有する民間企業・団体と離島地域が協力してそれらの課題解決に取り組む「スマートアイランド推進実証調査事業」を令和2年度から実施。

過去の実証調査の例

医療／介護

（島の課題）
- 本土の医療従事者が島へ移動する際の時間・コスト等の負担
- 島民の高齢化、人口減少による介護人材不足

（実証内容）
- 電子カルテの共有や遠隔モニタリングによる遠隔医療の有効性の検証
- センサー技術を活用した介護業務や見守り活動の効率化に向けた検証

遠隔診療の様子

介護施設におけるセンサー技術によるベッド上の状態の見える化

交通／物流

（島の課題）
- 本土−離島間の定期航路における、限られた運航時間帯による時間拘束の緩和
- 高齢者に対応した新たな移動手段の確保
- 離島への安定的な物資供給に向けた輸送手段の確保

（実証内容）
- 自律航行EV船によるオンデマンド輸送のニーズ調査の実施
- グリーンスローモビリティを活用した予約・運行システム導入に向けた検証
- 荒天に強い帆船ドローンの無人運航の可能性検証

自律航行EV船による着岸のイメージ

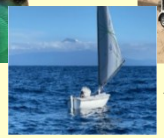
帆船ドローンによる実証運航

島内移動に適したグリーンスローモビリティ

買い物支援／防災

（島の課題）
- 商店が少なく、住民の買い物が困難
- 地域防災の人材が不足し、防災体制、監視体制の迅速化・効率化が必要

（実証内容）
- 島内の商店へ注文から配達までをオンラインで完結するシステムの検証
- 防災センサー機器等から得る災害情報を一元化したシステムの検証

注文から配達までをオンラインで一元化

災害情報一元化システム

環境

（島の課題）
- ウニによる藻場の食害により漁業に支障を来している状況
- 島民の高齢化、人口減少による獣害対策を担う人材不足

（実証内容）
- 水中ドローンを活用したウニの効率的な捕獲の可能性を検証
- 獣害罠にセンサーを設置し、アプリを活用した見回り・捕獲・駆除を実施

水中ドローンによるウニ捕獲の様子

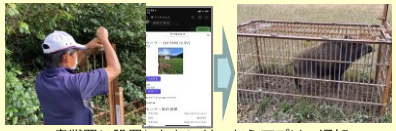
鳥獣罠に設置したセンサーからアプリへ通知

アイランダー（継続）

【目的】

全国の離島地域の関係者が集まり、交流促進や定住促進のため、離島の魅力の情報発信を行う機会を提供し、都市住民やその他地域住民のニーズを把握

【内容】

①　交流事業や観光情報の発信　②　移住情報の発信（求人情報、空屋、借家情報等）　③　離島の伝統文化の体験、特産品の紹介　等

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-6</td><td></td><td>R７当初予算額
R６補正予算額</td><td>10 百万円
300 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">二地域居住先導的プロジェクト実装事業</td><td>府省庁名</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">全国的な人口減少・少子高齢化により地域の持続性が脅かされている中、二地域居住等の促進を通じて地方への人の流れを創出・拡大するため、二地域居住等における中長期的な課題の解決に向けた先導的な取組を支援し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題解決に資する対策や取組の実装を図る。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム</td><td>補助率</td><td colspan="2">・調査検討に要する経費
定額（※上限額は 2000 万円）
・実証実施に要する経費
１／２</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">（１）調査検討
中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討
（２）実証実施
中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要なシステム等の整備・改修、区域外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">（１）に要する経費は、定額補助（※上限額は 2000 万円）
（２）に要する経費は、補助率１／２
ただし、交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く。</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">R6 年度：長崎県壱岐市（交付決定）</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">国土交通省国土政策局地方政策課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL　03-5253-8369</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000073.html</td></tr>
</table>

二地域居住先導的プロジェクト実装事業

令和6年度補正予算：300百万円
令和7年度予算：10百万円
補助金・非公共

国土交通省

〇二地域居住等の促進にあたっては、二地域居住等に伴う交通費、滞在費等の諸費用への支援、地域交通、医療・福祉、子育て・教育等の地域における生活環境の整備、二地域居住先での納税や住民票等の地域への関わりの環境整備などが、今後の更なる課題となっており、中長期的な検討が必要である。

〇中長期的な課題の解決に向けた実証的なモデル事業をハード・ソフト一体的に実施し、その課題や効果・影響等を検証することにより、課題の解決に資する対策や取組等の実装を図る。

中長期的な課題の解決に向けたパッケージプロジェクトへの支援

・中長期的に検討すべき課題の解決のため、交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体が実施する実証的なモデル事業をハード・ソフト両面からパッケージで支援する。

【支援対象例】

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の制度面・手続き面の課題に対する実証や環境整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備　等

【支援対象経費】

・調査検討に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた実施計画策定・コンソーシアム運営、広報・広告、関係者の意見交換・合意形成、実施体制・仕組みの構築等の検討経費

※交通運賃、宿泊費等、利用者への直接的な補助は除く

・実証実施に要する経費

中長期的な課題の解決に向けた交通定額化や二地域居住証明等に必要なシステム等の整備・改修、区域外教育・保育の円滑運用の実証、二次交通の確保、お試し居住施設の整備、コワーキングスペースの整備等に要する経費

【補助率】

・調査検討に要する経費

定額（※上限額は2000万円）

・実証実施に要する経費

１／２

※事業が複数年度にわたる場合も事業実施可能

【事業主体】

・地方公共団体と民間事業者等とのコンソーシアム

二地域居住者の負担の軽減や二地域居住先の居住環境の整備等への一体的な支援を通じて、対策の効果が相乗的に発揮されることにより、二地域居住者が増加し、地方への人の流れの創出・拡大が図られ、地域の活性化につながる。

No.	⑦-7		R７予算額	331 百万円
事業名	官民連携による地域活性化のための 基盤整備推進支援事業 （官民連携基盤整備推進調査費）		府省庁名	国土交通省
概　要	官民連携による地域活性化を図るため、民間の設備投資等と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等）の事業化検討について、都道府県・市町村等に対して、調査費補助を行う。			
支援対象	地方公共団体（都道府県、市町村等）	補助率	１／２以内	
対象事業	地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等の公共土木施設）の事業化に向けて必要な調査検討の経費。 ① 施設整備の内容に関する調査 （基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等） ② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査 （PPP/PFI 手法の選定、官民の業務分担、VFM の算定等）			
支援内容	補助率：　１／２以内 下記の調査について重点支援する。 ・PPP/PFI の推進に資する調査（特にインフラの包括的運営の調査検討） ・広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査 ・二地域居住促進又は半島・離島地域の振興に係る調査			
離島での実績	H25 石垣市（クルーズ船寄港のための港湾整備の検討で活用） H28 石垣市（旧石垣空港跡地における公園整備の検討で活用） R3　新潟県・佐渡市（両津港における港湾再整備の検討で活用） R6　小豆島町（小豆島ふるさと村における港湾再整備の検討で活用） R6　上天草市（宮津地区における道の駅再整備による地域活性化のための基盤整備検討調査）			
備　考				
担当部署	国土交通省国土政策局地方政策課調整室			
連絡先	03-5253-8360			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html			

官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業
（官民連携基盤整備推進調査費）

令和7年度予算　331百万円

地域活性化に資することを目的として、民間事業活動と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等）を進めるため、地方公共団体が行う事業化の検討を支援する。
特に、PPP/PFIの推進に資する調査、広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査、二地域居住又は半島・離島地域の振興に係る調査を重点支援する。

制度の概要

【配分先】地方公共団体（都道府県・市町村等）

【補助率】1／2以内

【支援内容】

民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、空港等の公共土木施設）の事業化に向けて必要な調査検討の経費を補助する。

<調査内容>

① 概略設計

基本的仕様の検討、概略設計図、パース作成、概算事業費算出　等

② 基礎データ収集

概略設計に必要な地形、地質、交通量等の調査　等

③ 整備効果検討

インフラ整備による効果、便益、経済効果の検討　等

※PPP/PFI導入可能性検討（PPP/PFI手法の選定、官民の役割分担、VFMの算定　等）についても関連する調査として上記調査に併せて実施可能

制度の事例

【凡例】　社会基盤整備　　民間事業活動

例：クルーズ船受入や地域活性化のための港湾施設整備の検討

【調査内容の例】
- 港湾施設整備に係る需要調査、クルーズ船寄港に必要な港湾機能の検討
- 調査結果に基づく岸壁、エプロン、駐車場、係留施設、港湾緑地、アクセス道路の概略設計　等

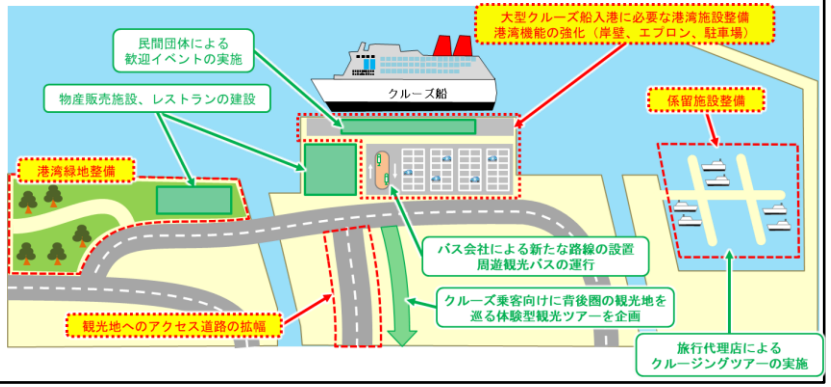

例：地域活性化のための公園整備の検討

【調査内容の例】
- 公園施設の再整備及びアクセス道路の拡幅等に係る需要調査、配置検討、概略設計　等
（ 施設 の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討についても関連する調査として上記調査に併せて実施可能 ）

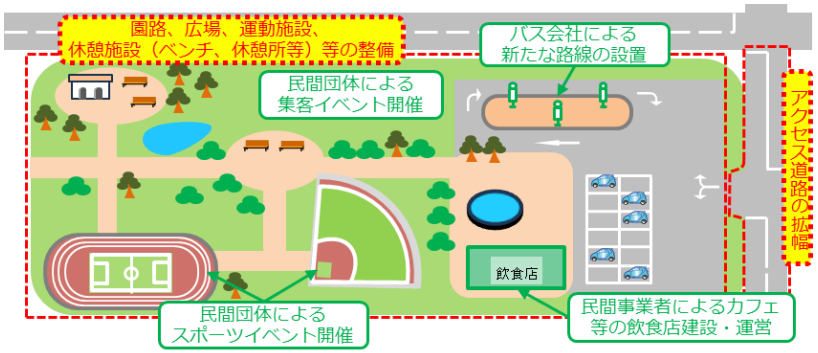

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-8</td><td></td><td>R7 当初予算額</td><td>20,905 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">地域公共交通確保維持改善事業</td><td>府省庁名</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">地方創生の基盤である地域交通の「リ・デザイン」を全国的に展開するため、「交通空白」の解消に向けた支援を実施。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>公共交通事業者等、地域における協議会
又は地方公共団体</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２、１／３等</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">○「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
・「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し
・地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaS の広域化等支援
・「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」　パイロットプロジェクト推進

○交通 DX・GX による省力化・経営改善支援（交通 DX・GX による経営改善支援事業等）
・配車・運行管理システムの導入・共通化、キャッシュレス決済の導入等支援

○交通分野における人材確保支援（交通 DX・GX による経営改善支援事業等）
・２種免許取得、採用活動等、人材確保を支援

○自動運転社会実装推進事業
・自動運転大型バス等への支援を強化

○地域の実情に応じた生活交通の確保維持（地域公共交通確保維持事業）
＜幹線バス交通や地域内交通の運行＞
・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
・過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援
＜離島航路・航空路の運航＞
・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援
＜エリア一括協定運行＞
・交通事業者が一定のエリアを一括して運行（エリア一括協定運行）する場合における長期安定的な支援

○快適で安全な公共交通の構築（地域公共交通バリア解消促進等事業）
・高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
・経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新
・障害者用 IC カードの導入　等

○持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定（地域公共交通調査等事業）
・公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
・バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査
・ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業等を支援（地域公共交通再構築調査事業）</td></tr>
</table>

支援内容	○「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト　＜補助率＞2/3 等 ○交通 DX・GX による経営改善支援事業等　＜補助率＞1/3 等 ○自動運転社会実装推進事業　＜補助率＞4/5 ○地域公共交通確保維持事業　＜補助率＞1/2 等 ○地域公共交通バリア解消促進等事業　＜補助率＞1/3 等 ○地域公共交通調査等事業　＜補助率＞1/2 ※ 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実
離島での実績	令和６年度実績 ・離島航路運営費補助　１２４航路 ・離島航空路運航費補助　１７航空路　等
備　考	
担当部署	国土交通省総合政策局地域交通課
連絡先	０３－５２５３－８３９６
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html

「交通空白」の解消等に向けた地域交通のリ・デザインの全面展開
（令和6年度補正・令和7年度予算）

地域公共交通確保維持改善事業等
令和６年度補正　３２６億円、令和７年度　２０９億円
- 社会資本整備総合交付金（地域交通関係）
  ：令和６年度補正　６１２億円の内数、令和７年度　４８７４億円の内数
- 鉄道施設総合安全対策事業費
  ：令和６年度補正　６９億円の内数、令和７年度　４５億円の内数
- 訪日外国人旅行者受入環境整備
  ：令和６年度補正　１５８億円の内数、
  令和７年度　６億円の内数、国際観光旅客税充当額　２５億円の内数

「交通空白」の解消、多様な関係者の連携・協働等による持続可能な地域交通への進化

■「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
喫緊の課題である「交通空白」の早期解消等に向け、
- 「交通空白」の課題がある自治体において、都道府県が先導する場合も含め、公共/日本版ライドシェア導入等を総合的に後押し
  （調査・計画策定・合意形成、実証運行に係る車両・システム・運行費等の支援）
- 地域の多様な主体の連携・協働による「共創」実証運行、MaaSの広域化等支援
- 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」 パイロットプロジェクト推進
  （官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開）

地域の足「かなライド」

観光の足「日光ライド」

■訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）
訪日外国人旅行者の「観光の足」確保に向け、
- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備

■交通DX・GXによる省力化・経営改善支援
配車・運行管理システムの導入・共通化、
キャッシュレス決済の導入等支援

クレカタッチ決済

■自動運転の社会実装に向けた支援
自動運転大型バス等への支援を強化

自動運転大型バス

■交通分野における人材確保支援
２種免許取得、採用活動等、人材確保を支援

■財政投融資（鉄道、バス、タクシー等のDX・GX投資に対する出融資）
（令和７年度：135億円）

■地域公共交通計画・協議会のアップデート支援
「交通空白」解消に向けた実態把握やモビリティデータの利活用等の支援

■ローカル鉄道再構築
再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援

軌道強化による高速化

■地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）
地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援

EVバス充電施設の設置

■EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

地域公共交通の維持・確保等

■生活の基盤となる地域公共交通の維持確保等
- ➢ 離島航路、離島航空路、幹線・地域内フィーダー系統の運行費等に対する支援
- ➢ バリアフリー対応車両導入や施設整備等、公共交通機関のバリアフリー化支援
- ➢ 地域鉄道における安全対策（鉄道施設総合安全対策事業費等）
- ➢ 安全に問題があるバス停の移設等

上記のほか、関係予算として公共予算のうち、道路整備費（自動運転の走行環境整備等）、 都市・地域交通戦略推進事業（公共交通に係る支援等）がある。

No.	⑦-9		R７当初予算額	－
事業名	海の次世代モビリティの社会実装・産業化に向けた将来ビジョン・ロードマップの策定		府省庁名	国土交通省
概　要	沿岸･離島地域が抱える課題解決のために活用が期待される海の次世代モビリティ（ASV（小型無人ボート）、 AUV（自律型無人潜水機）、ROV（遠隔操作型無人潜水機）等、主に海洋において用いるロボティクス）について、令和 3 年度から計 22 件の実証実験を実施し、6 年度には課題の整理を行った。 R7 年度は抽出された課題を踏まえ、今後の社会実装・産業化に向けたロードマップ及び将来ビジョンを策定する。また、PR イベントを実施し、これまでの実証実験等を通して確認できた効果的なユースケース等を紹介、活用効果の周知、理解の浸透を図る。			
支援対象	－	補助率	－	
対象事業	－			
支援内容	－			
離島での実績	R4 年度事業において、香川県三豊市粟島にて実証事業を行い、海床ロボット（ASV）を用いて水上レストランサービスによる新観光産業の創出可能性を検討した。			
備　考	詳細は調整中のため、変更がありうる。			
担当部署	国土交通省総合政策局海洋政策課			
連絡先	03-5253-8267			
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/seamobijishou.html			

海の次世代モビリティの社会実装・産業化に向けたロードマップ・将来ビジョン策定

国土交通省

取組概要

- 自律型無人探査機（AUV）、自律型無人艇（ASV）、遠隔操作型無人潜水機（ROV）等の海の次世代モビリティは、人口減少・高齢化の進行に伴う担い手不足の深刻化等、沿岸・離島地域の課題解決における重要な基盤技術と位置付けられている。国土交通省では令和3年度から海の次世代モビリティの実証事業を計22件実施し、多様なユースケース創出が一定の成果を上げてきた。一方で、事業化・サービス提供に至ったケースは一部にとどまっている状況。
- 令和6年度には、これまでの事業における課題の分析・整理を実施（下左図）。主に、海の次世代モビリティの導入効果への理解が不十分である点や実証フィールドの不足、海域調整等手続きの不明確さや専門人材の育成等の課題があげられ、実海域での長期間・繰り返しの効果検証や利用環境の整備、ノウハウ支援を含めた地域ごとのニーズに応じた導入・利活用モデルの構築の必要性が示された。また、普及に向けたロードマップが存在しないこと自体も課題である。
- これらを踏まえ、令和7年度は**海の次世代モビリティの利活用、環境整備、技術開発のロードマップ及び将来ビジョンを策定**し、産業構造の設計、分野別の活動展開、連携体制の構築等の中長期の目標と取組事項、工程の明確化を図ることで、普及と産業化に向けた一層の取組を進める。
- また、展示会においてブース出展し、特に事業化・サービス化が進んでいる事例をベストプラクティス集として紹介・周知を図るとともに、シンポジウム形式のイベントを実施し、活用効果への理解の浸透を促す。

令和6年度産学官協議会とりまとめ（利活用における共通課題）

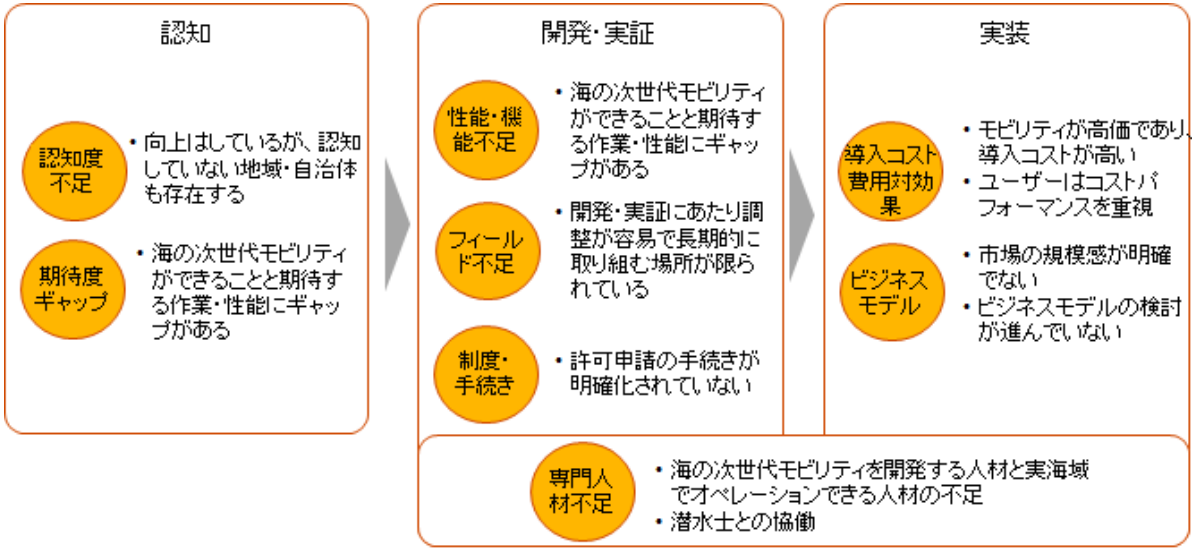

事業スケジュール（予定）

令和7年6月5日
　　：JapanDrone2025参加
7～8月：第1回協議会
10月：CEATEC 2025出展
　　・シンポジウム開催
10～12月：第2、3回協議会
令和8年
1月：第4回協議会
　　（ロードマップ・将来ビジョン策定）
1～3月：R8事業の募集要項等策定

AUV
（自律型無人潜水機）

ROV
（遠隔操作型無人潜水機）

ASV
（小型無人ボート）

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-10</td><td></td><td>R７当初予算額</td><td>5,900 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">空き家対策総合支援事業</td><td>府省庁名</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPO や民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体等</td><td>補助率</td><td colspan="2">以下のとおり</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">＜空き家対策基本事業＞
〇空き家の除却
①特定空家等の除却（行政代執行・略式代執行等によりやむを得ず行う除却に係る補助率：国 1/2）
②不良住宅の除却
③上記以外の空き家の除却（跡地を地域活性化のために計画的に利用する予定があるものに限る）
※ 崖地や離島など通常想定される除却費と比較して高額となる場合のかかりまし費用も補助
〇空き家の活用（地域コミュニティ維持・再生の用途に 10 年以上活用する場合に限る）
〇空き家を除却した後の土地の整備
〇空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ
〇空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握
〇空き家の所有者の特定
〇空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務
＜空き家対策附帯事業＞
〇空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手統等を行う事業
①行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用
②代執行後の債権回収機関への委託費用
③財産管理制度の活用に伴い発生する予納金
＜空き家対策関連事業＞
〇基本事業とあわせて実施する以下の事業
・住宅･建築物耐震改修事業　・住宅市街地総合整備事業　・街なみ環境整備事業
・狭あい道路整備等促進事業　・小規模住宅地区改良事業　・地域優良賃貸住宅整備事業
・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業
＜空き家対策促進事業＞
〇空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業
＜空き家対策モデル事業＞
〇調査検討等支援事業
以下の１から３のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援
１．空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等
２．空き家の活用等に資するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等
３．新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用等
〇改修工事等支援事業
創意工夫をこらしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">〇空き家の除却（代執行等）
［補助率：市区町村が実施 国 1/2、市区町村 1/2］
〇空き家の除却（上記以外）
［補助率：市区町村が実施 国 2/5、空き家所有者等が実施 国 2/5・市区町村 2/5］
〇空き家の活用
［補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3］
〇空き家を除却した後の土地整備
［補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3］
〇空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ</td></tr>
</table>

	［補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3］ ○空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握 ［補助率：市区町村が実施 国 1/2］ ○空き家の所有者の特定 ［補助率：市区町村が実施 国 1/2］ ○空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務 ［補助率：空家等管理活用支援法人が実施 国 1/2・市区町村 1/2］ ○空き家対策附帯事業 ［補助率：市区町村が実施 国 1/2］ ○空き家対策関連事業 ［補助率：各事業による］ ○空き家対策促進事業 ［補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3］ ○空き家対策モデル事業 調査検討等支援事業 ［補助率：定額（国）］ 改修工事等支援事業 ［補助率：活用 国 1/3、除却 国 2/5、除却とあわせて行う土地の整備 国 1/3］
離島での実績	令和２年度：20 市町村※ 令和３年度：26 市町村※ 令和４年度：34 市町村※ 令和５年度：35 市町村※ ※ 本事業により支援した市町村のうち、離島振興対策実施地域を有する市町村数
備　考	以下の要件等を満たす必要あり ・空家等対策計画を策定（実態把握を除く） ・空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある
担当部署	国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室
連絡先	03-5253-8508
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

空き家対策総合支援事業

令和7年度当初予算：59億円

国土交通省

空家法の空家等対策計画に基づき**市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組**や、**NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等**に対して支援（事業期間：平成28年度～令和７年度）

■空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

＜空き家対策基本事業＞

○ 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）

○ 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）

○ 空き家を除却した後の**土地の整備**

○ 空き家の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**

○ 空家等対策計画の策定等に必要な空き家の**実態把握**

○ 空き家の**所有者の特定**

※上記６項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

○ **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための業務

＜空き家対策附帯事業＞

○ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

＜空き家対策関連事業＞

○空き家対策基本事業とあわせて実施する事業

＜空き家対策促進事業＞

○ 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

＜空き家対策モデル事業＞

○調査検討等支援事業（ソフト）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）

○改修工事等支援事業（ハード）
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率
調査検討等：定額　除却：国2/5、事業者3/5　活用：国1/3、事業者2/3

＜補助率＞

空き家の所有者が実施

除却	国	地方公共団体	所有者
	2/5	2/5	1/5

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

活用	国	地方公共団体	所有者
	1/3	1/3	1/3

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

支援法人による業務	国	地方公共団体
	1/2	1/2

空き家の活用

地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-11</td><td></td><td>R７当初予算額
R６補正予算額</td><td>20,269 百万円
―
※内閣府計上分含む</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">水道施設整備費補助金</td><td>府省庁名</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">地方公共団体が実施する水道施設の整備に要する経費の一部を補助する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体</td><td>補助率</td><td colspan="2">1/4、1/3、4/10、1/2
離島地域の簡易水道等の整備等については、補助率 1/2</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">地方公共団体が実施する水道施設の整備に要する経費の一部を補助
〇簡易水道等施設整備費補助
　布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業
〇水道水源開発等施設整備費補助
　ダム等の水道水源施設整備事業
　水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
　水道システムの「急所」となる施設の耐震化を計画的・集中的に支援するための水道基幹施設耐震化事業</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">離島地域の簡易水道等の整備及び離島地域において上水道事業者が行う高度浄水施設の整備等に関する事業については、補助率の優遇措置（補助率 1/2）を設けている。
※通常は補助率 1/4、1/3、4/10</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">Ｒ６実績　島根県海士町、長崎県対馬市　など</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">水道整備・管理行政の移管に伴い、令和６年度より厚生労働省から国土交通省へ移管した。</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">国土交通省水管理・国土保全局水道事業課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-5253-8819</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">水道施設整備に係る交付要綱等
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_yosan_01c.html</td></tr>
</table>

水道施設整備費補助金等の概要

1 事業の目的

水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備等を進める。

2 事業の概要

水道施設整備費（個別補助）

令和６年度当初予算	170億円
令和７年度当初予算	202億円

【概要】水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

- ○ 簡易水道等施設整備費補助 ・布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- ○ 水道水源開発等施設整備費補助 ・ダム等の水道水源施設整備事業
  - ・水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
  - ・水道システムの「急所」となる施設の耐震化を計画的・集中的に支援するための水道基幹施設耐震化事業
  - ・早期に給水機能を確保するために整備する可搬式浄水施設・設備の費用を支援するのための水道広域的災害対応支援事業

防災・安全交付金

令和６年度当初予算	8707億円の内数
令和６年度補正予算	3506億円の内数
令和７年度当初予算	8470億円の内数

【概要】地方公共団体が作成する「社会資本総合整備計画」に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付する。

【主な事業】

- ○ 水道総合地震対策事業 ・災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物の耐震化等
  - ・基幹管路や水管橋の耐震化、導水管・送水管の複線化等
- ○ 水道事業運営基盤強化推進事業 ・水道事業の広域化（事業統合または経営の一体化）に必要な施設整備等

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（個別補助）

令和６年度当初予算	30億円
令和６年度補正予算	12億円
令和７年度当初予算	36億円

【概要】上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現するための事業に要する費用の一部を補助する。

【主な事業】

- ○ 上下水道施設再編推進事業 ・流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するための計画策定事業
- ○ 上下水道施設耐震化推進事業 ・上下水道が連携した耐震化を推進するための計画策定事業
- ○ 官民連携等基盤強化推進事業 ・ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討事業
- ○ 上下水道DX推進事業 ・DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入事業

3 実施主体等

○実施主体：地方公共団体が経営する水道事業者　等　　○補助（交付）先：地方公共団体　○補助率：１／４、１／３、４／１０　等

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-12</td><td></td><td>R７当初予算額
R６補正予算額</td><td>846,955 百万円の内数
350,593 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">防災・安全交付金（水道総合地震対策事業・水道事業運営基盤強化推進事業 等）</td><td>府省庁名</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">地方公共団体が作成する「社会資本総合整備計画」に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">地方公共団体</td><td>補助率</td><td>1/4、1/3、4/10、1/2
離島地域の簡易水道等の整備等については、交付率 1/2</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">〇水道総合地震対策事業
　災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物の耐震化等
　基幹管路や水管橋の耐震化、導水管・送水管の複線化等
〇水道事業運営基盤強化推進等事業
　水道事業の広域化に資する施設整備等　　等</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">離島地域の簡易水道等の整備及び離島地域において上水道事業者が行う水道施設の耐震化、海底送水管及び高度浄水施設の整備等に関する事業については、交付率の優遇措置（交付率 1/2）を設けている。
※通常は交付率 1/4、1/3、4/10</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">社会資本総合整備計画に基づき、離島地域を含む地方公共団体が行う水道施設の耐震化等に要する経費を配分している。</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">水道整備・管理行政の移管に伴い、厚生労働省で計上されていた生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が、令和６年度より国土交通省の防災・安全交付金に移行した。
Ｒ６実績　鹿児島県知名町、愛知県南知多町　など</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">国土交通省水管理・国土保全局水道事業課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">03-5253-8819</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">社会資本整備総合交付金等について
https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</td></tr>
</table>

水道施設整備費補助金等の概要

1 事業の目的

水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備等を進める。

2 事業の概要

水道施設整備費（個別補助）

令和６年度当初予算	170億円
令和７年度当初予算	202億円

【概要】水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

- ○ 簡易水道等施設整備費補助 ・布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- ○ 水道水源開発等施設整備費補助 ・ダム等の水道水源施設整備事業
  - ・水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
  - ・水道システムの「急所」となる施設の耐震化を計画的・集中的に支援するための水道基幹施設耐震化事業
  - ・早期に給水機能を確保するために整備する可搬式浄水施設・設備の費用を支援するのための水道広域的災害対応支援事業

防災・安全交付金

令和６年度当初予算	8707億円の内数
令和６年度補正予算	3506億円の内数
令和７年度当初予算	8470億円の内数

【概要】地方公共団体が作成する「社会資本総合整備計画」に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付する。

【主な事業】

- ○ 水道総合地震対策事業 ・災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物の耐震化等
  - ・基幹管路や水管橋の耐震化、導水管・送水管の複線化等
- ○ 水道事業運営基盤強化推進事業 ・水道事業の広域化（事業統合または経営の一体化）に必要な施設整備等

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（個別補助）

令和６年度当初予算	30億円
令和６年度補正予算	12億円
令和７年度当初予算	36億円

【概要】上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現するための事業に要する費用の一部を補助する。

【主な事業】

- ○ 上下水道施設再編推進事業 ・流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するための計画策定事業
- ○ 上下水道施設耐震化推進事業 ・上下水道が連携した耐震化を推進するための計画策定事業
- ○ 官民連携等基盤強化推進事業 ・ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討事業
- ○ 上下水道DX推進事業 ・DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入事業

3 実施主体等

○実施主体：地方公共団体が経営する水道事業者　等　　○補助（交付）先：地方公共団体　○補助率：１／４、１／３、４／１０　等

No.	⑦-13		R６補正予算額	１００百万円
事業名	ドローン配送拠点整備促進事業		府省庁名	国土交通省
概　要	自治体・物流事業者等が連携しながら、トラック等の陸上輸送とドローン配送を組み合わせてラストワンマイル配送を効率化する取組を支援。			
支援対象	ドローン配送に取り組む民間企業や地方公共団体等からなる共同事業体又は協議会等	補助率	１／２以内	
対象事業	離島や山間部などの過疎地域の物流の担い手不足や貨物量の減少等に対応し、地域の物流網の維持・確保を図るため、自治体、物流事業者等が連携して取り組むドローンを活用したラストワンマイル配送拠点の整備を支援。			
支援内容	自治体、物流事業者等が連携して取り組むドローン配送の初期投資（機体、充電設備等）と初年度の運行経費			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	国土交通省物流・自動車局物流政策課			
連絡先	03-5253-8801			
参照 HP				

ドローン配送拠点整備促進事業

国土交通省

事　業　目　的

○　離島や山間部などの**過疎地域の物流の担い手不足や貨物量の減少等に対応**し、**地域の物流網の維持・確保**を図るため、**自治体、物流事業者等が連携して取り組むドローンを活用したラストワンマイル配送拠点の整備**を支援。

背　景　・　経　緯

○　**過疎地域では都市部よりも担い手不足や貨物量減少、積載率低下**などの課題が深刻化しており、**地域の物流網の維持・確保を図るための取組が急務**となっている。

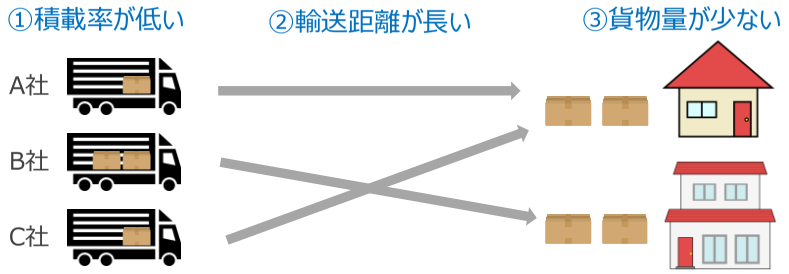

○　また、能登半島地震の災害対応では、**道路が遮断された孤立集落までドローンを活用した迅速な支援物資輸送**※が行われており、**平時からドローン配送拠点を整備することは災害時の輸送手段を確保する観点からも有益**。

※輪島市・能登町の例では、徒歩５～６時間かかる孤立集落の避難所まで、ドローンを活用して16分程度で医薬品等の支援物資を配送。

⇒**過疎地域のラストワンマイル配送の効率化**と**災害時の代替輸送手段の確保**のため、**平時からドローン配送拠点を整備**。

事　業　概　要

○　自治体・物流事業者等が連携しながら、**トラック等の陸上輸送とドローン配送を組み合わせてラストワンマイル配送を効率化**する取組を支援（災害時の活用を見据えた平時からの事業化にも寄与）。

社会受容性の確保や**自治体・事業者の運用ノウハウの蓄積**に寄与

レベル４飛行による輸送サービスの充実

１対多運航による輸送サービスの実施

災害時における支援物資輸送体制の構築

過疎地域におけるドローン物流の社会実装を促進

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-14</td><td></td><td>R７予算額</td><td>620 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">地域における受入環境整備促進事業</td><td>府省庁名</td><td>観光庁</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">ストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫できる環境の整備を行うとともに、地域住民にも配慮した受入環境を整備するため、全国の観光施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体、DMO、民間事業者等</td><td>補助率</td><td colspan="2">(1) １／２等
(2)２／３、１／２、２／５、１／３、１／４等
（交通サービス調査事業は上限 1,000 万円）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">(1)　持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業

(2)　交通サービスインバウンド対応支援事業</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">(1)　持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業
①地域資源の保全・活用に関する整備を支援
１）自然保護のための保護柵、遊歩道等の整備
２）景観に配慮した工作物の整備
３）光害防止のための照明の整備
４）バイオトイレ等の整備
５）ペットボトル削減のための給水機等の整備
６）国際認証・表彰等を受けた地域の地域資源の保全・活用に資する整備
②オーバーツーリズムの未然防止・抑制に資する整備を支援
１）地域における受入環境の整備・増強整備
２）需要の適切な管理に必要な整備
３）需要の分散・平準化に必要な整備
４）マナー違反行為の防止・抑制に必要な整備
５）地域住民と協働した観光振興の取組

(2)　交通サービスインバウンド対応支援事業
・ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料Ｗｉ－Ｆｉの整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通ＩＣカード・ＱＲコード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動等円滑化等のインバウンド対応事業に要する経費の一部について支援。</td></tr>
</table>

離島での実績	H30 補正 ・佐渡島（新潟県佐渡市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 R1 当初予算 ・中通島（長崎県上五島町）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 R2 当初予算 ・似島（広島県広島市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 R2 補正 ・種子島（鹿児島県西之表市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 ・屋久島（鹿児島県屋久島町）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 R3 当初予算 ・直島（香川県香川郡直島町）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 R3 補正 ・飛島（山形県酒田市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕　など R4 補正 ・神津島（東京都神津島村）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 R5 補正 ・佐渡島（新潟県佐渡市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 R6 当初予算 ・広島（香川県丸亀市）〔持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業〕
備　考	
担当部署	(1)　国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室　TEL：03-5253-8972
連絡先	(2)　国土交通省 総合政策局 地域交通課　TEL：03-5253-8396
参照 HP	

地域における受入環境整備促進事業

令和７年度予算額　620百万円
※令和６年度補正予算も活用

国土交通省 観光庁

事業目的・背景・課題

○ 我が国の各観光地における観光客の受入環境整備に当たっては、順調に増加するインバウンド旅行者を含めた観光客に対してストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫してもらうための環境整備の側面と、観光地の住民の生活の質を確保しつつ、地域資源の保全・活用等を推進する側面の両面を、持続可能なあり方で追求することが重要。

○ 本事業においては、全国の観光施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援。

事業内容

○持続可能な観光の推進に向けた受入環境整備を促進

- 地域資源の保全・活用のための遊歩道やバイオトイレの整備のほか、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた混雑状況の可視化に係るシステム整備やマナー啓発のためのコンテンツ制作等を支援
- 持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入等を総合的に支援

○交通サービスの受入環境整備を支援

- 入国から目的地までの移動を円滑に実施するための公共交通機関等における取組を支援

※上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

事業スキーム

- 事業形態：直接補助事業　補助率：１／２、１／３等
- 補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等
- 事業期間：平成２８年度～

事業イメージ

地域資源の保全・活用

自然保護のための遊歩道の整備

バイオトイレの整備

需要の適切な管理

入域料等徴収のためのシステム整備

需要の分散・平準化

観光スポットや周辺エリアの混雑状況の可視化・リアルタイム配信

マナー啓発

マナー啓発のためのコンテンツ制作、看板・デジタルサイネージ等の整備

交通サービスの受入環境整備

多言語表記

UDタクシー

キャッシュレス決済

お問い合わせ先：観光庁　参事官（外客受入）　電話：03-5253-8972

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-15</td><td></td><td>R7 当初予算額</td><td>36 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">地域通訳案内士制度</td><td>府省庁名</td><td>観光庁</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">各地域における通訳案内士の不足に対応を図る観点から、一定区域内において名称独占資格を付与する地域通訳案内士制度を導入することにより、多様化する訪日外国人旅行者の旅行ニーズへの対応を図っている。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体</td><td>補助率</td><td colspan="2">－
（地域通訳案内士育成等計画の策定に際してのアドバイス等の支援）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">地域通訳案内士制度を導入する地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画を策定する際のアドバイスや、優良事例などの横展開などを行うなどの支援を行っている。

平成 27 年度導入地域
・山梨県、長野県、高山市、京都市、奈良県、島根県・鳥取県
平成 28 年度導入地域
・陸前高田市、佐渡市、東京都、金沢市、奄美群島
平成 30 年度導入地域
・広島県、香川県、富山県、杵築市、高知県、鹿児島県
令和元年度導入地域
・高島市、阿蘇地域、竹田市、中津市、山口県央都市圏域、北庄内地域
令和２年度導入地域
・長浜市、安曇野市、大山地域
令和 4 年度
・横手市、熊本市
令和 6 年度
・今治市</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">地域通訳案内士制度を導入する地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画の策定に際してのアドバイスや、優良事例の横展開など、地域ガイド（地域通訳案内士）の導入・育成に関して積極的な支援を行う。</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">平成 28 年度に佐渡市（新潟県）及び奄美群島（鹿児島県）において、地域通訳案内士制度を導入。</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">観光庁国際観光部国際観光課</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL：03-5253-8324</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/tsuyaku.html</td></tr>
</table>

地域通訳案内士の導入状況（全国一覧）

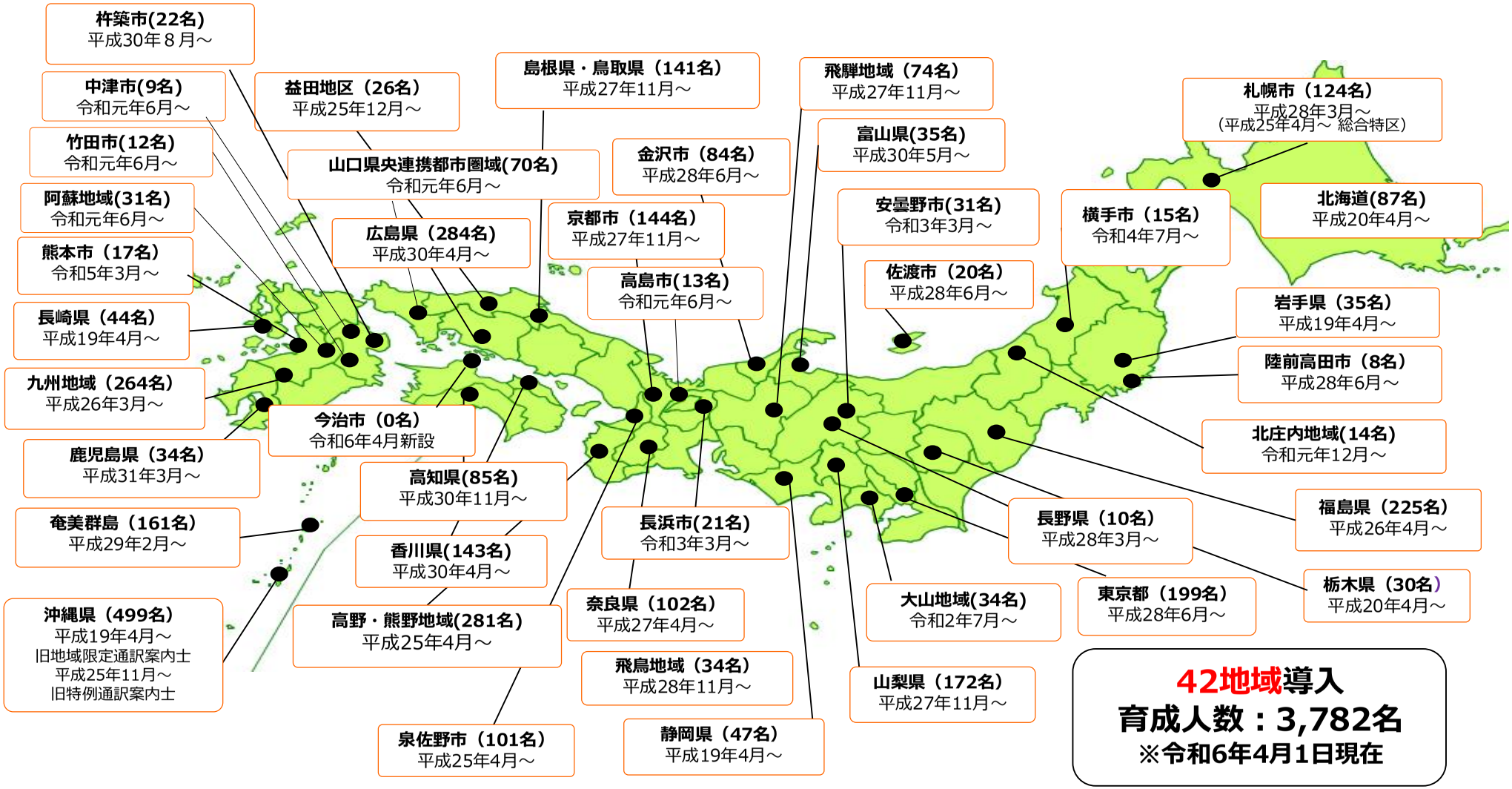

42地域導入
育成人数：3,782名
※令和6年4月1日現在

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-16</td><td></td><td>R７当初予算額</td><td>445 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">地方部での滞在促進のための
地域周遊観光促進事業</td><td>府省庁名</td><td>観光庁</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して総合的な支援を行う。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">登録 DMO が定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体
（登録 DMO、地方公共団体）</td><td>補助率</td><td>①：定額（上限 1,000 万円）
②～⑤：事業費の 1/2 等</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">① 調査・戦略策定
② 滞在コンテンツの充実
③ 受入環境整備
④ 旅行商品流通環境整備
⑤ 情報発信・プロモーション</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行った、各観光地域づくり法人策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする、以下の取組を支援。
① データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定
② 地方部への誘客につながる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成
③ HP 等で混雑状況の情報を提供するシステムや、観光地の案内アプリ等の受入環境整備
④ 旅行商品の国内外 OTA への掲載、旅行会社との商談会等の旅行商品流通環境整備
⑤ WEB・SNS を活用した情報発信・プロモーション</td></tr>
<tr><td>離島での
実績</td><td colspan="4">平戸市において行う観光地域づくり法人等の取組を支援。</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">国土交通省観光庁観光地域振興課広域連携推進室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL 03-5253-8327</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">ー</td></tr>
</table>

地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

国土交通省 観光庁

事業目的・背景・課題

〇観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定）では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和７年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）

〇その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、2025年大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

〇旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

①調査・戦略策定
②滞在コンテンツの充実
③受入環境整備
④旅行商品流通環境整備
⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ

訪日外国人旅行者の増加

地方部へ誘客

連絡調整会議の審査を経て支援

地方部での滞在日数の増加

事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。

マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。

滞在コンテンツの造成

③受入環境整備

二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。

観光地の案内アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。

商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。

SNSを活用した魅力発信

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

事業スキーム

・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円）　②～⑤：事業費の1/2等）
・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
　　但し、①及び⑤は広域連携DMOが実施主体となることを基本とする。
・事業期間：平成３０年度～

お問い合わせ先：観光庁観光地域振興課 電話：03-5253-8327

No.	⑦-17		R7 当初予算額	600 百万円
事業名	地域観光資源の多言語解説整備支援事業		府省庁名	観光庁
概　要	訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、面的な観光ストーリーを伝える魅力的な解説文の整備を促進するため、国が英語のネイティブ等専門人材のリスト化、派遣体制の構築を行い、地域における観光資源の解説文の作成等を支援する。 また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語及び韓国語解説文作成を支援する。			
支援対象	地域協議会等	補助率	－ （観光庁による調査事業）	
対象事業	解説文作成に要する以下の事業 ○ 解説文作成に関わる専門人材（英語を母国語とするネイティブライター等）による現地取材 ○ 現地取材によって得られた知見を踏まえ多言語解説文の執筆・校閲 ○ 自然や日本文化・歴史、観光といった分野に精通する専門家による監修 ○ 本事業で作成した英語解説文を元にした中国語・韓国語解説文の作成 ただし看板設置やパンフレット作成など、作成した解説文の媒体化を必須とするが、整備費用については本事業の支援の対象外。			
支援内容	地域協議会が行う解説文作成に必要な経費については、１地域あたり５００万円を目安として、その金額内において解説文作成を支援する。（ただし、申請書類の内容により、特に必要と判断される地域については、目安額の上乗せを行う場合がある。） ※500 万円の支援額で作成できる解説文点数の目安は、1 点あたり 250 ワードの場合、25 点程度（令和６年度実績）			
離島での実績	平成 30 年度：隠岐島、五島列島、姫島、屋久島 令和元年度：小笠原諸島、佐渡島、五島列島、竹富島、徳之島　他 令和 2 年度：直島諸島、塩飽諸島、徳之島、屋久島 令和 4 年度：西表島、壱岐、対馬、五島、屋久島 令和５年度：佐渡島、壱岐、対馬、五島、屋久島 令和 6 年度：壱岐、対馬、五島			
備　考	・本事業は、文化庁、環境省と連携して実施する。			
担当部署	観光庁　観光資源課			
連絡先	03-5253-8925			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/multilingual-kaisetsu.html			

地域観光資源の多言語解説整備支援事業

- **観光庁**は、①文化庁・環境省と連携し、分かりやすく魅力的な多言語解説文を作成できる**英語のネイティブライター等の専門人材をリスト化**、②**地域に派遣し解説文の作成**を支援。③解説文作成のノウハウを蓄積し、他地域へ横展開できるよう**ガイドラインを作成**するとともに、④専門人材の資質向上に資する動画コンテンツの作成など、**ノウハウの浸透を図る取組**を実施。
- 観光資源についての解説文が、多くの訪日外国人旅行者にとって「必要とする情報が載っていない」、「内容が難しすぎる」、「英語表現が不自然」と感じるといった課題が存在。よって、本事業では日本語原稿を単純に翻訳するのではなく、**外国人目線での解説文作成を推進するため、ネイティブライター等の専門人材を活用**。
- また、本事業で作成している英語解説文を元にした**中国語・韓国語の解説文作成**も併せて実施。

英語解説文作成フロー

（※1） 整備対象物についての専門的視点から事実確認・アドバイスを実施

（※2） 文章が所定の文体等に沿っていることを確認

多言語解説文の活用事例

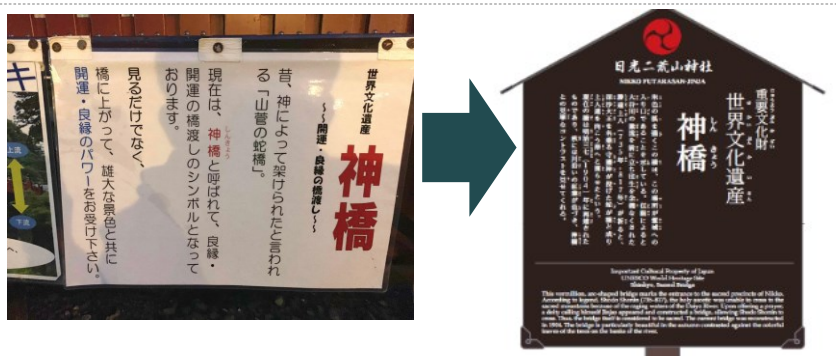

日光二荒山神社神橋　看板の改善

タッチパネル式解説板による案内（多言語字幕）

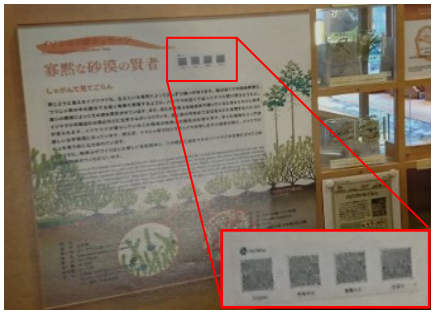

2次元コード（多言語音声・テキスト）

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-18</td><td></td><td>R7 予算額</td><td>1866 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">ＩＣＴ等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化</td><td>府省庁名</td><td>観光庁</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、受入環境整備の高度化を図る一体的な整備や観光施設等の受入環境整備を支援する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体、DMO、民間事業者等</td><td>補助率</td><td colspan="2">(1) 1/2 等
(2) 2/3
(3) 1/2
（観光危機管理計画の策定及び訓練の実施支援は、上限 500 万円）
(4) 1/2
(5) 1/2
(6) 1/3
(7) 定額（上限 15 万円）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">(1)インバウンド受入環境整備高度化事業
(2)観光二次交通高度化事業
(3)地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業
(4)観光振興のための無電柱化
(5)先進的なサイクリング環境整備
(6)歴史的観光資源の高質化
(7)外国人旅行者向け免税店支援事業</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">(1)インバウンド受入環境整備高度化事業
　観光地における多言語対応、無料 Wi-Fi の整備等の基本的な受入環境整備に加え、滞在時間の延長・消費の拡大を図るために、賑わい拠点となる屋外広場の整備、近距離移動支援モビリティの整備、点在する観光スポットへの周遊を促すための電動キックボード等の多様な移動手段の整備等を支援する。

(2)観光二次交通高度化事業
　地方部におけるインバウンドの「観光の足」を確保するため、日本版／公共ライドシェアの導入等、観光地における二次交通の高度化を支援する。

(3)地方誘客促進に向けたインバウンド安全・安心対策推進事業
・観光施設等における危機管理対応能力強化のため、避難所機能強化・災害時の多言語対応強化の取組を支援する。
・訪日外国人患者受入機能強化のため、翻訳機器の整備、キャッシュレス決済環境の整備等を支援する。
・災害時等における観光危機管理計画の策定及び訓練の実施を支援する。

(4)観光振興のための無電柱化
　電線管理者が実施する無電柱化を支援する。

(5)先進的なサイクリング環境整備
　訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携して実施する受入環境整備、情報発信等を支援する。

(6)歴史的観光資源の高質化
　歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を支援する。

(7)外国人旅行者向け免税店支援事業
　外国人旅行者向け免税制度の「リファンド方式」移行に伴い、必要となるシステム改修費用を支援する。</td></tr>
</table>

離島での実績	(1)令和元年度　佐渡島（新潟県佐渡市）多言語翻訳システムの整備 (1)令和元年度　田代島と網地島（宮城県石巻市）多言語観光案内標識の一体的整備 (1)令和４年度　甑島（鹿児島県薩摩川内市） 　観光拠点情報・交流施設の整備・改良[みなとオアシス薩摩川内] (4)令和５年度　直島（香川県直島町）観光振興のための無電柱化 (5)令和６年度　中通島と若松島（長崎県新上五島町）サイクリストの受入環境整備
備　考	
担当部署 連絡先	(1)(3) 国土交通省　観光庁　外客受入担当参事官室　TEL：03-5253-8972 (2) 国土交通省 総合政策局 地域交通課　TEL：03-5253-8396 (4) 国土交通省　道路局　環境安全・防災課　TEL：03-5253-8495 (5) 国土交通省　道路局　参事官（自転車活用推進）　TEL：03-5253-8497 (6) 国土交通省　都市局　公園緑地・景観課　景観・歴史文化環境整備室　TEL：03-5253-8954 (7) 国土交通省　観光庁　観光戦略課　TEL：03-5253-8322
参照 HP	

ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

令和７年度予算額　1,866百万円
※令和６年度補正予算も活用

国土交通省 観光庁

事業目的・背景・課題

○インバウンドの更なる増加に伴い、消費額の拡大や地方誘客の促進を図りながら、高い経済効果を全国に波及させる必要。
○ 全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援する。

事業内容・イメージ・事業スキーム　　事業期間：①令和4年度～、②・③・⑦令和7年度～、④・⑥令和元年度～、⑤令和2年度～

①インバウンド受入環境整備高度化事業

インバウンドの周遊促進・消費拡大に向けて、観光地等の面的な受入環境整備の高度化を支援

【補助メニュー例】（全２０項目）

- 多言語化、公衆無線Wi-Fi、キャッシュレス、トイレ洋式化等の基礎的な受入環境整備
- ワーケーション環境の整備、ＩＣＴごみ箱の設置、多様な移動手段の導入等
- ナイトタイムエコノミー、廃屋撤去等の賑わい環境の創出
- 段差の解消、子連れ環境の整備等のユニバーサル対応支援
- 観光案内所の整備等の観光拠点の整備・改良に係る支援

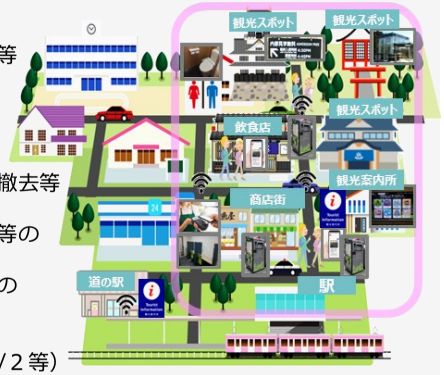

・事業形態：直接補助事業（補助率 1/２等）
・補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等

②二次交通の高度化（新規）

地方部におけるインバウンドの「観光の足」を確保するため、日本版/公共ライドシェアの導入等、観光地における二次交通の高度化を支援

1)日本版/公共ライドシェア導入
2)レンタカー貸渡の省人化や複数施設による共同送迎輸送等、地域の輸 送資源の活用促進
3)モード間連携による円滑な乗継・周遊（観光MaaS）

観光客向け公共ライドシェア

旅館送迎車両の活用

列車降車時にタクシーを手配する仕組み

1)事業形態：間接補助事業（国→民間事業者→地方公共団体等、補助率 2/3）
2,3)事業形態：直接補助事業（補助率 2/3）
補助対象：地方公共団体、DMO、 民間事業者等

③インバウンド安全・安心対策推進事業

観光危機管理計画策定、観光施設等の避難所機能・多言語対応機能の強化、医療機関の訪日外国人患者受入機能の強化を支援

観光危機管理計画の策定支援

多言語対応AED等

非常用電源装置の整備

・事業形態：直接補助事業（補助率 1/2）※観光危機管理計画策定補助のみ上限500万円
・補助対象：地方公共団体、DMO 、民間事業者等

④観光地域振興無電柱化推進事業

観光における地域振興に向けた無電柱化の推進を図るための取り組み等を支援

・事業形態：間接補助事業（国→地方公共団体→電線管理者）
国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助、
補助対象事業者は補助対象経費の1/2または2/3を間接補助対象事業者に補助

⑤先進的なサイクリング環境整備事業

サイクルツーリズムを推進するため、訪日外国人に対応したサイクリング環境の整備を支援

・事業形態：直接補助事業（補助率 1/2）
・補助対象：地方公共団体、協議会

多言語案内看板

サイクルラックの設置

■走行環境整備
■受入環境整備
■情報発信

⑥歴史的観光資源高質化支援事業

観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させる取組みを支援

・事業形態：直接補助事業（補助率 1/3）
・補助対象：地方公共団体、民間事業者

建築物・空地等の美装化・緑化、除却等

歴史的な町並みの景観に配慮した建造物

⑦免税対応（新規）

制度改正に伴う、輸出物品販売場におけるシステム改修費用を支援

・事業形態：間接補助事業（国→民間事業者→輸出物品販売場）
・補助率：定額（上限15万円）

お問い合わせ先：観光庁　参事官（外客受入）　電話：03-5253-8111

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑦-19</td><td></td><td>R７当初予算額</td><td>1,230 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">全国の観光地・観光産業における観光 DX 推進事業</td><td>府省庁名</td><td>観光庁</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">観光 DX の推進を通じて、全国的に「稼げる地域・稼げる産業」の実現を図るため、全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援や、データを活用した地域活性化モデルの構築等を実施する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">(1) DMO・地方公共団体・民間事業者等
(2) 民間事業者（コンソーシアム）</td><td>補助率</td><td>(1) １／２等
(2) 直轄事業</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">(1) 全国の観光地・観光産業における観光 DX 推進事業（間接補助事業）
全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援や専門人材による伴走支援を実施する。

(2) 観光 DX 推進による地域活性化モデル実証事業（直轄事業）
観光地・観光産業における DX の推進に向けて、３つのモデル（地域活性化の好循環モデル、生成 AI 活用モデル、オープンデータ推進モデル）を構築する実証事業に取り組む。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">なし</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">(1) 地域公募：４月 16 日（水）～６月６日（金）
(2) 公募終了</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">国土交通省観光庁参事官（産業競争力強化）</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL　03-5253-8948</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">・観光 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
https://www.mlit.go.jp/kankocho/seisaku_seido/kihonkeikaku/jizoku_kankochi/kanko-dx.html
・「全国の観光地・観光産業における観光 DX 推進事業」の公募開始のお知らせ
https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo12_00021.html
・「観光 DX 推進による地域活性化モデル実証事業」の公募を開始します
https://www.mlit.go.jp/kankocho/kobo12_00018.html</td></tr>
</table>

全国の観光地・観光産業における観光DX推進事業

令和７年度予算額　1,230百万円

国土交通省 観光庁

事業目的･背景･課題

○　インバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復を踏まえ、全国的に「稼げる地域・稼げる産業」を実現するため、DXの推進を通じた、コンテンツの販路拡大、予約・在庫管理の最適化による収益・生産性向上に加え、観光地経営の高度化による地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進等を図る必要がある。

○　持続可能な観光地域づくりに向けて、全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援や、データを活用した地域活性化モデルの構築等を実施する。

事業内容

①観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上等に向けた支援
　観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化やレベニューマネジメント推進等による観光産業の収益・生産性向上に向けた地域一体でのデジタルツール導入を支援。

②専門人材による伴走支援
　DX活用に向けた計画策定、デジタルツールの導入、導入後の活用等において、持続可能な観光地域づくりに向けた専門人材による伴走支援を実施。

③データを活用した地域活性化モデル
　旅行者の移動・決済、観光産業の宿泊・予約等のデータをDMP等を用いて収集・蓄積し、生成AIの技術の活用やオープンデータ化の取組等を通じて、地域全体の消費拡大や地域活性化の好循環に取り組むモデルを創出する。

④観光地域づくり法人（DMO）の経営戦略策定に向けたデータ活用モデル
　訪日外国人旅行者の地方誘客を促進するため、登録DMOがインバウンドデータ等を収集、分析してDMOの経営戦略策定につなげる基礎的で汎用的なモデルを創出する。

事業イメージ

デジタルツールの導入支援

キャッシュレス決済

体験・アクティビティ予約・在庫管理

専門人材による伴走支援

DX活用に向けた計画策定・伴走支援

事業スキーム

事業形態：①②間接補助事業(①上限1,500万円、補助率1/2、②定額(上限800万円))、③④直轄事業
補助対象･請負先：①②国→民間事業者(事務局)→DMO･地方公共団体･民間事業者等、③④民間事業者(コンソーシアム)
事業期間：令和６年度～

お問い合わせ先:①～③観光庁　参事官（産業競争力強化）　電話:03-5253-8948　④観光庁　観光地域振興課　電話:03-5253-8327

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-1</td><td></td><td>R7 当初予算額
R6 補正予算額</td><td>200 百万円
2,500 百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">指定管理鳥獣対策事業費</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として国が指定した指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）について、都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画等に基づき行う捕獲や被害対策等の取組に対し、必要な経費を国が支援する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>都道府県、協議会（※協議会は、下記対象事業 1(1),(3),(4)及び 2(1),(5)に限る）、市町村（※市町村は、都道府県からの間接交付かつ下記対象事業 2(2),(3),(4)に限る）</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２以内、定額等</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">１．ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業
（１）指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等事業
捕獲事業の実施計画策定のための調査、計画検討や、事業評価のための調査、評価に係る経費の補助
（２）指定管理鳥獣捕獲等事業
指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲及び処分に係る経費の補助
（３）効果的捕獲促進事業
効果的な捕獲モデルの技術開発の実証等経費の補助
（４）認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
認定鳥獣捕獲等事業者等の育成のための講習会等経費の補助
（５）ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
狩猟者を対象とした食肉利用の衛生管理も含めた狩猟に必要な知識、技能等に関する講習会等経費の補助
（６）ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援
①狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（処理加工施設が受け入れた個体に限る。）及び処理加工施設において搬入した捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等に係る経費の補助
②狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（都道府県が示した区域において捕獲した個体を適正に処分した個体に限る。）及び捕獲個体の適正な処分に要する経費の補助
２．クマ類総合対策事業
（１）計画策定・調査等事業
特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画並びに広域的な保護・管理の方針策定のための調査、計画検討や、事業評価のための調査、評価に係る経費の補助</td></tr>
</table>

	（２）捕獲等事業 指定管理鳥獣（クマ類）の捕獲及び処分に係る経費の補助 （３）出没防止対策事業 クマ類の出没防止のための誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等に係る経費の補助 （４）出没時の体制構築事業 クマ類の市街地・集落等への出没を想定した訓練・研修や出没対応マニュアルの作成、出没情報収集等に係る経費の補助
支援内容	１．ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業 （１）事業費 5,000 千円を上限とする定額補助（都道府県） 事業費 10,000 千円を上限とする定額補助（協議会） （ただし、定額を超えた分は事業費の１／２以内） （２）事業費の１／２以内 （ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の２／３以内、豚熱ウイルスが確認された都道府県にあっては事業費の２／３以内（ただし、対象となる指定管理鳥獣はイノシシに限る。）、ニホンジカの生息密度が ２０ 頭 / ㎢を超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県にあっては ２／３以内（ただし、対象となる指定管理鳥獣はニホンジカに限る。）） （３）事業費 10,000 千円を上限とする定額補助 （４）事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 （ただし、定額を超えた分は事業費の１／２以内） （５）事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 （ただし、定額を超えた分は事業費の１／２以内） （６）①１頭当たり９千円を上限とする定額補助（ただし、ニホンジカの雌については１頭当たり 10 千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各２頭目から支払い）及び１処理加工施設当たり 2,000 千円を上限とする定額補助 ②１頭当たり８千円を上限とする定額補助（ただし、ニホンジカの雌については１頭当たり９千円を上限とする定額、シカ、イノシシ各１頭目から支払い）及び捕獲個体の処分に要する実費相当額を定額補助 ２．クマ類総合対策事業 （１）事業費 5,000 千円を上限とする定額（都道府県） 事業費 10,000 千円を上限とする定額（協議会） （ただし、定額を超えた分は事業費の１／２以内。交付上限額は 12,500 千円（都道府県。ただし、北海道においては事業費が特別にかかると認められる場合に限り、事業費 20,000 千円を上限とする定額、交付上限額 25,000 千円。）、15,000 千

	円（協議会）） （２）事業費の１／２以内（都道府県） 事業費の１／２以内（市町村）（国１／２以内、都道府県１／４以上） （３）事業費の１／２以内（都道府県） 事業費の１／２以内（市町村）（国１／２以内、都道府県１／４以上） （４）事業費の１／２以内（都道府県） 事業費の１／２以内（市町村）（国１／２以内、都道府県１／４以上） （５）事業費 2,000 千円を上限とする定額 （ただし、定額を超えた分は事業費の１／２以内）
離島での実績	香川県男木島ほか、長崎県対馬島、鹿児島県屋久島
備　考	
担当部署	環境省　自然環境局　野生生物課　鳥獣保護管理室
連絡先	TEL　03-5521-8285
参照 HP	http://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html

指定管理鳥獣対策事業費

環境省

【令和７年度予算　200百万円（200百万円）】
【令和６年度補正予算額　2,500百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

（１）ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業

①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査等
②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発、広域連携による捕獲等）
④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（認定鳥獣捕獲等事業者等育成の研修会等）
⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（狩猟者育成の講習会等）
⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

（２）クマ類総合対策事業【拡充】

①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
②クマ類の捕獲等（人の生活圏周辺等）
③出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等）
④出没時の体制構築（出没情報収集提供、出没対応訓練、対応マニュアル作成等）
⑤専門人材育成（都道府県・市町村職員、捕獲技術者育成の研修会等）

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（補助率１／２、２／３、定額）
■交付対象　都道府県（市町村への間接補助（クマ類））、協議会
■実施期間　平成26年度～

4. 事業イメージ

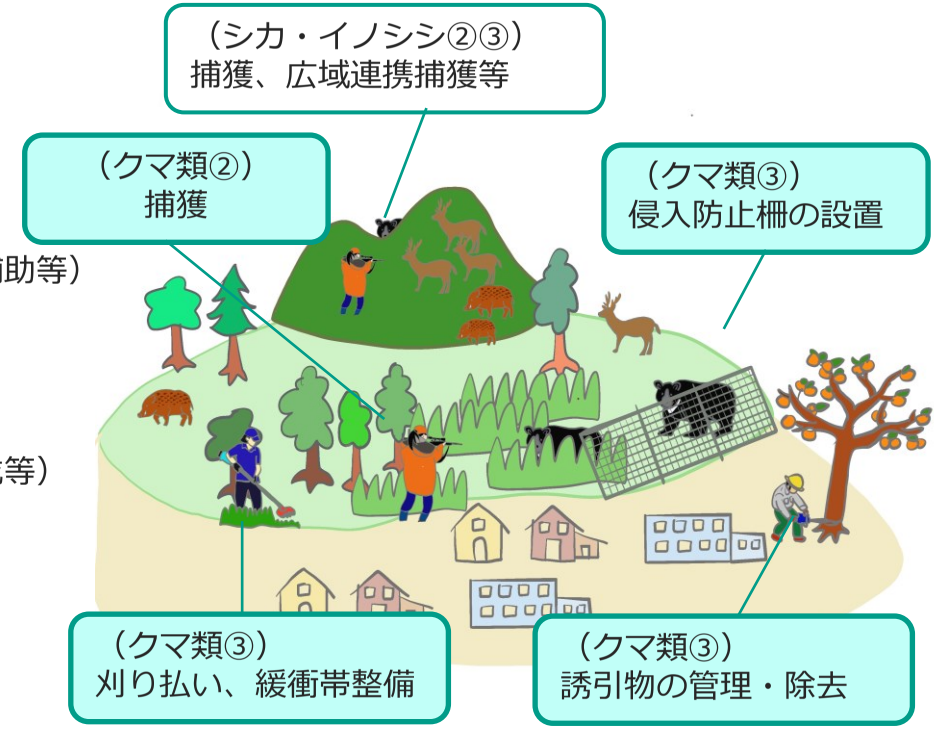

お問合せ先：　環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室　電話：03-5521-8285

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-2</td><td></td><td>R７当初予算額
R６補正予算額</td><td>1.7 億円
35.25 億円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">海岸漂着物等地域対策推進事業</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）に基づき、地方公共団体が実施する海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理事業等に対し、補助金を交付するもの。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体</td><td>補助率</td><td colspan="2">１／２（地域計画策定・改定に係る事業）
７／１０（海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に係る事業）
※離島振興法の対象となる地域については、補助率を７／１０から９／１０に嵩上げ</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">①　地域計画の策定・改定等に係る事業
地域計画の策定・改定に係る事業及び海洋ごみ対策の推進を図るために必要な連絡調整、情報収集等の事業
②　海洋ごみの回収・処理に係る事業
海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業
③　海洋ごみの発生抑制対策に係る事業
海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">①は、補助率１／２
②、③は補助率７／１０　ただし、離島振興法の対象となる地域については、補助率を７／１０から９／１０に嵩上げ</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">長崎県対馬市、五島市、壱岐市など</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">環境省水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">０３－５５２１－９０２５</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">－</td></tr>
</table>

海岸漂着物等地域対策推進事業

【令和７年度予算170百万円（170百万円）】
【令和６年度補正予算額　3,525百万円　】

環境省

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

（補助率）

○地域計画策定事業（都道府県のみ）　・・・補助率 １／２

○回収・処理事業、発生抑制対策事業　・・・補助率 ９／１０～７／１０、定額※
北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率９．５／１０～８．５／１０
※漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　補助事業
- ■補助対象　都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- ■実施期間　平成２７年度～

4. 事業イメージ

環境省

事業計画 ↑　補助金 ↓　↑ 事業実績報告

都道府県、市町村などによる回収処理事業等の実施

漂流・漂着・海底ごみの及ぼす様々な影響

海洋環境、沿岸居住環境、観光・漁業、船舶航行

海洋ごみの回収処理事業等の推進

重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理活動

全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、海洋環境の保全等を図る。

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　海洋環境課　　電話：03-5521-9025

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-3</td><td></td><td>R７当初予算額
R６補正予算額</td><td>3,450 百万円の内数
7,000 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。再エネ設備等の導入や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における脱炭素化に向けた取組を促進する。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>・民間事業者・団体等</td><td>補助率</td><td colspan="2">（1）①3／4、②2／3
（2）3／4</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">（１）離島の脱炭素化推進事業
離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高め、二酸化炭素排出量の削減を図る取り組みに対して、①計画策定の支援を行う。または、②再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、一定要件を満たす車載型蓄電池*、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。
＊外部給電可能で充放電設備又は充電設備とセットで購入する場合に限る。（上限あり）
（２）浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業
エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び実施した上での導入計画の策定に対する支援を行う。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">補助対象経費のうち
（１）①計画策定３／４、②設備導入２／３
（２）３／４
を支援する。</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL：03-5521-8339</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.eta.or.jp/index.php</td></tr>
</table>

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業

（一部　総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和７年度予算額　3,450百万円（新規）】
【令和６年度補正予算額　　7,000百万円】

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネの導入及び地域共生の加速化を図ります。

1. 事業目的

- オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

（１）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
（２）設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
（３）離島の脱炭素化等推進事業
（４）新手法による建物間融通モデル創出事業
（５）データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業

＊ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

＊（１）（２）（３）（４）の該当メニューにおいて、EV・PHV（外部給電可能なものに限る）を充放電設備又は充電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助（上限あり）

3. 事業スキーム

■事業形態　　間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）

■委託先及び補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　　メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ

ストレージパリティ達成に向けた自家消費型太陽光・蓄電池導入

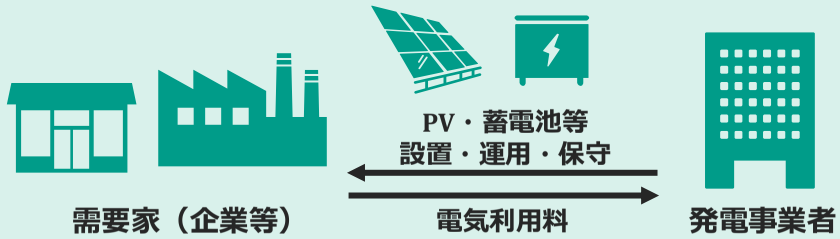

設置場所の特性に応じた再エネ導入

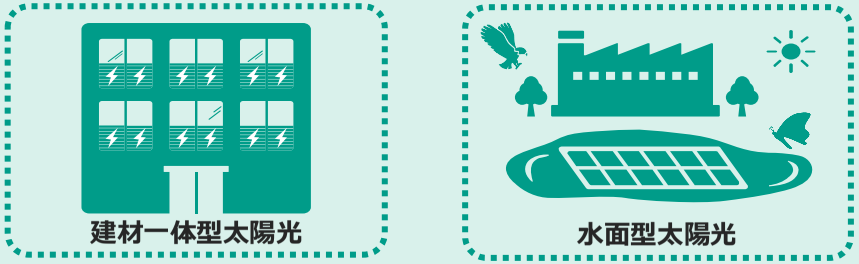

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（３）離島の脱炭素化等推進事業　（1/2）

環境省

再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島において、バイオマス発電や風力発電等の再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率を向上させることで、離島の脱炭素化に向けた取組を促進する。

2. 事業内容

① 離島の脱炭素化推進事業

離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の活用推進に向けた計画策定や設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：2/3）

■補助対象　民間事業者・団体等

■実施期間　令和６年度～令和11年度

4. 事業イメージ

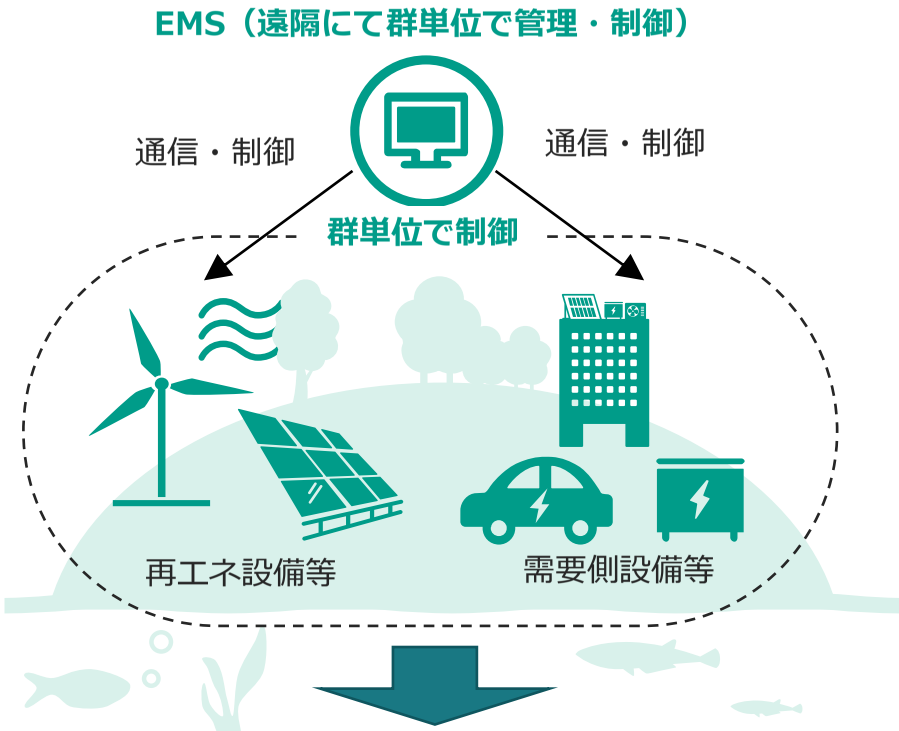

離島全体での調整力の強化による、再エネ自給率の向上、脱炭素化

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　　電話：0570-028-341

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業のうち、
（３）離島の脱炭素化等推進事業　（2/2）

環境省

再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島をはじめとしたエネルギーの地産地消を目指す地域において、高い導入ポテンシャルを有する浮体式洋上風力発電の導入に向けた支援や社会的な受容性を高めるための必要となる技術・ビジネスモデルについての実証事業を行い、理解醸成を高め、社会実装を促進し、再エネ自給率の向上を図る。

2. 事業内容

② 浮体式洋上風力導入と地域ビジネス促進事業

（ア）エネルギーの地産地消を目指す地域における計画策定事業
　エネルギーの地産地消を目指す地域に対して、浮体式洋上風力の導入に当たって必要となる実地調査や関係者への理解醸成等の実施及び実施した上での導入計画の策定に対する支援を行う。

（イ）漁業関係者等の理解醸成に資する海洋生態系観測システム実証事業
　浮体式洋上風力の実施において一つの課題となっている漁業関係者等の理解醸成に資する、魚類等への生態系影響調査や風況の観測等を行う観測システムに関するビジネスモデル/手法の確立に向けた実証を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態　（ア）補助事業（補助率：3/4）　　（イ）委託事業

■補助対象　地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間　（ア）令和７年度　　（イ）令和７年度～令和８年度

4. 事業イメージ

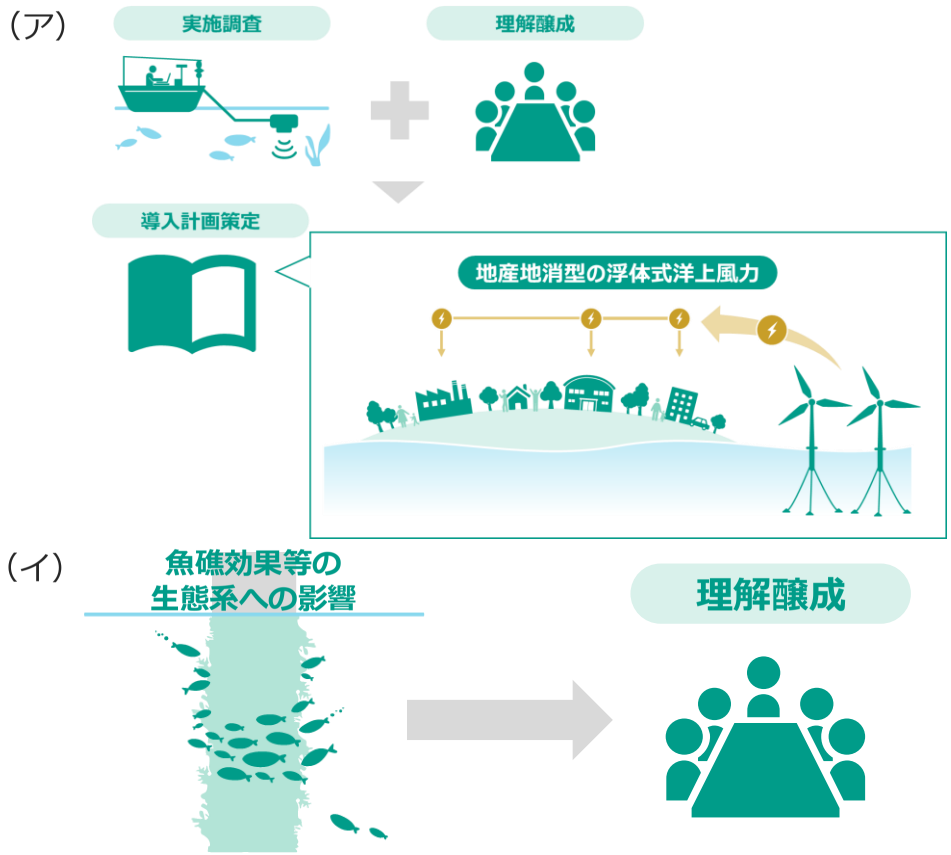

お問合せ先：　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話：0570-028-341
環境省 自然環境局 自然環境計画課　生物多様性主流化室　電話：03-5521-8150

No.	⑧-4		R７当初予算額	2.5 億円
事業名	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動 （グリーンワーカー）事業		府省庁名	環境省
概　要	地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施			
支援対象	― （請負事業として実施）	補助率	―	
対象事業	①生物の多様性の確保に関する業務 （盗採・密猟・踏み荒らし等の監視、利用指導、希少な野生動植物の生息・生育環境の維持回復活動、外来種の駆除等） ②環境美化業務等 （山岳地・湖沼・海底等の清掃困難地の清掃、広範囲にわたる一斉清掃等） ③施設の維持・管理業務等 （登山ルートにかかる歩道、標識等の簡易な施設の補修、草刈り等） ④景観維持業務等 （雑木林や草原景観等の維持活動等） ⑤対象地区に関する調査業務等 （動植物の生息・生育状況調査、山火事等による自然の被害の調査、利用状況調査等） ⑥国指定鳥獣保護区における管理員要領に定める業務 ⑦その他対象地区の保全・管理に関する業務			
支援内容	国立公園等において上記事業を地元民間事業者等を活用しながら実施			
離島での実績	令和６年度　礼文島（北海道）、対馬島（長崎県）など			
備　考				
担当部署	環境省自然環境局国立公園課			
連絡先	０３―５５２１－８２７８			
参照 HP				

国立公園等管理等事業費

（11）国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業費（地方予算）

環境省

【令和７年度予算　251百万円（251百万円）】

国立公園等において、官民一体による地域の実情に応じた迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進します。

1. 事業目的

① 自然公園法の改正等を踏まえ、民間事業者の知見を活用した国立公園等の保全管理の充実を図る
② 観光立国・良好な景観の形成の実現を図る
③ 生物多様性の保全を図る
④ 保全管理の充実を通じた雇用の維持・確保や民間主体の公園管理体制により地域の活性化に寄与する

2. 事業内容

＜背景＞
○自然環境保全に対する地域からの要請　○生物多様性保全に関する社会的要請
○公園管理体制のさらなる充実を促進する必要性

事業概要と効果

国立公園等において、地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施するとともに、公園管理団体など民間主体による管理保全体制の充実を図る

生態系の維持回復のための総合的な取組を実践
⇒　全国の国立公園等における登山道の補修、環境美化、登山マナーの向上
⇒　生物多様性保全、国立公園等の管理体制充実や利用者へのサービスの向上
⇒　公園関係民間事業者等の一層積極的な活用による雇用の創出に貢献

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業
■請負先　民間事業者・団体／公園管理団体／非営利団体
■実施期間　平成13年度～

4. 事業イメージ

○実施形態

国 ⇒ 請負 ⇒ 民間団体等
国 ⇐ 結果の報告 ⇐ 民間団体等

【重点課題】
1　野生生物の保護や外来種の駆除
2　地域景観の保全
3　登山道の維持・補修

【実施予定箇所】
中部山岳国立公園、奄美群島国立公園、西表石垣国立公園など全国百数箇所で事業を実施

具体的な活動例

登山道の維持・補修

外来種の駆除

地域景観の保全

公園内の清掃

お問合せ先：　環境省　自然環境局　国立公園課　電話　03-5521-8277

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-5</td><td></td><td>R７予算額</td><td>２０百万円</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">生物多様性保全推進交付金
（エコツーリズム地域活性化支援事業）</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">エコツーリズムとは、「観光旅行者が自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動」です。自然観光資源の特色を生かしたエコツーリズム（ジオツーリズムを含む）は地域を元気にし、活性化させる効果的な取組です。
この事業では、地域協議会の現状を踏まえ、エコツーリズム推進全体構想の作成、地域協議会のエコツーリズムに関するルールやプログラムづくり、人材育成などの活動経費の一部を国が助成し、エコツーリズムの普及・定着・推進を図るとともに、自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりを支援します。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td colspan="2">市町村を含む地域の多様な主体で構成される地域協議会（以下、協議会という条件あり。）</td><td>補助率</td><td>１／２（500 万限度額）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">市町村の多様な主体で構成される協議会を事業の実施者とし、これが主体的に行う地域のエコツーリズム推進活動に対し、必要な経費の一部を国が交付することにより、エコツーリズムを活用した地域づくりを推進し、地域の魅力向上及びその活性化に寄与します。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">エコツーリズムを推進する活動で、以下に該当するもの（施設整備は対象外）
ア．エコツーリズム推進全体構想の作成、変更とそれらに係る準備
イ．エコツーリズムの推進体制の整備・強化
ウ．資源調査
エ．ルールづくり
オ．人材育成
カ．ツアープログラムの企画・立案及びモニターツアーの実施
キ．モニタリング及び評価方法の作成
ク．エコツーリズム推進マニュアルの作成、インタープリテーション計画
ケ．広報</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">（令和６年度）神津島エコツーリズム推進協議会、屋久島町エコツーリズム推進協議会</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4">環境省ＨＰにて公募</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">環境省　自然環境局国立公園課国立公園利用推進室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">０３－５５２１－８２７１</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/koufu/index.html</td></tr>
</table>

国立公園等利用等推進事業費
（４）エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

環境省

【令和７年度予算（案）　20百万円（20百万円）】

持続的かつ魅力的な地域作りに向け、エコツーリズム推進協議会による全体構想策定や資源調査等のエコツーリズム推進の取組を支援します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の１／２を交付金で支援。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　交付金（補助率１／２、定額）
- ■交付対象　地域協議会
- ■実施期間　平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の１／２を支援する。

・体制の強化、資源調査
・エコツーリズム推進全体構想の作成
・ルール作り（地域の合意形成）
・ガイド等の人材育成

・魅力的なツアープログラムづくり
（安全管理、環境への配慮含む）

お問合せ先：　環境省自然環境局国立公園課国立公園利用推進室　電話：03-5521-8271

No.	⑧-6		R７当初予算額	1,100 百万円の内数
事業名	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業		府省庁名	環境省
概　要	「グリーンスローモビリティの導入促進事業」において、住宅地、観光地、離島における交通の脱炭素化と公共交通空白地等の地域課題の解決に資するグリーンスローモビリティ（時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス）の導入に関する支援を実施。			
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	1/2（上限 300 万円）	
対象事業	（２）グリーンスローモビリティの導入促進事業 地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ（時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車）の導入支援を行う。			
支援内容	補助率１／２（上限 300 万円）			
離島での実績	令和６年度：高知県宿毛市（沖の島）			
備　考				
担当部署	環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室			
連絡先	03-5521-8301			
参照 HP				

地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業（国土交通省連携事業）

デコ活 くらしの中のエコろがけ

環境省

【令和7年度予算　1,100百万円（1,495百万円）】

鉄道事業等における省エネ設備・機器の導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。

1. 事業目的

- 地域の公共交通における省CO2効果の高い鉄道・LRT・グリーンスローモビリティの車両や設備等の導入を促進するとともに、再生可能エネルギーの積極利用を促すことで、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

2. 事業内容

（1）交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業（補助）

・マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、交通システムの省CO2化を加速させるため、鉄道やLRT（Light Rail Transit）における省CO2効果の高い車両や先進的な省エネ機器等の導入支援を行う。

（2）グリーンスローモビリティの導入促進事業（補助）

・地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車）の導入支援を行う。

（3）公共交通分野の効果的CO２削減方策検討事業（委託）

・先進的な設備・システムの調査、公共交通分野のCO2削減の効果検証を通じ、より効果的・効率的な公共交通の支援の方向性を検討するための調査を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　（1）間接補助事業（1/2,1/3,1/4 ※一部上限あり）
（2）間接補助事業（1/2 ※一部上限あり）
（3）委託事業

■委託先・補助対象　民間事業者・団体、地方公共団体等

■実施期間　令和元年度～令和9年度

4. 事業イメージ

（1）交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業

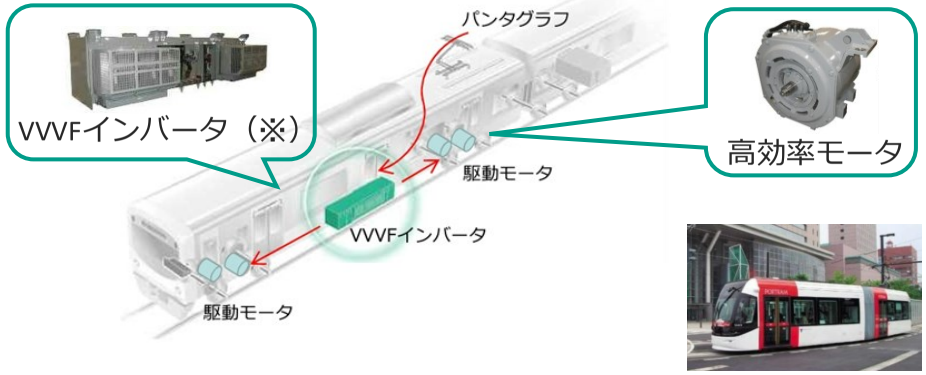

※ 駆動モータの回転力及び回転数を制御する装置
（写真は東洋電機製造(株)HPより）

（2）グリーンスローモビリティの導入促進事業

お問合せ先：　環境省　水・大気環境局　モビリティ環境対策課　脱炭素モビリティ事業室　03-5521-8301

No.	⑧-7		R７当初予算額	3,774 百万円
事業名	地域における再エネ等由来水素利活用促進事業		府省庁名	環境省
概　要	脱炭素化に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業として、コスト競争力につながる水素サプライチェーンモデル構築、自立分散型エネルギーシステム構築の支援等を行う。 また、再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検等の支援を行う。			
支援対象	地方公共団体、民間事業者・団体等	補助率	１／２、２／３	
対象事業	③再エネ由来等水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築事業 再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。 ④地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業 燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や設備の高効率化改修を支援する。			
支援内容	（１）③：補助率２／３（中小企業及び政令指定都市以外の市町村）、１／２（中小企業以外の企業、都道府県、政令指定都市又は特別区等） （２）①補助率２／３など			
離島での実績	―			
備　考	―			
担当部署	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室			
連絡先	TEL: 03-5521-8339			
参照 HP				

地域における再エネ等由来水素利活用促進事業（一部経済産業省連携事業）

【令和7年度予算　3,774百万円（新規）】

環境省

水素社会構築につながる水素利活用を推進します。

1. 事業目的

2050年カーボンニュートラル達成に向けて脱炭素化に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用する事業やBCP活用など水素の特性を生かした事業等を支援することで、将来の水素社会の実現を推進する。

2. 事業内容

① コスト競争力強化を図る再エネ等由来水素サプライチェーンモデル構築・FS事業／実証事業【委託】
需要増加によるスケールアップや貯蔵・輸送を含んだ効率化に焦点を当て、コスト競争力強化につながる水素サプライチェーンモデルを構築するFS調査や実証事業を行う。

② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・実証事業（後年度負担のみ）【委託】
既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーンを構築する実証事業を行う。

③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業【補助】
再エネ等由来水素の需要拡大につながる水素ボイラーや高効率型燃料電池などの設備機器等に対して重点的に導入支援を行う。

④ 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業【補助】
燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

⑤ カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業【委託】
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態：①②⑤委託事業・③④補助事業（補助率：1/2、2/3）

■委託先等：地方公共団体、民間事業者・団体等

■実施期間：①令和7～11年度、②令和7年度、③令和7～11年度、④令和７～8年度、⑤令和7～11年度

4. 事業イメージ

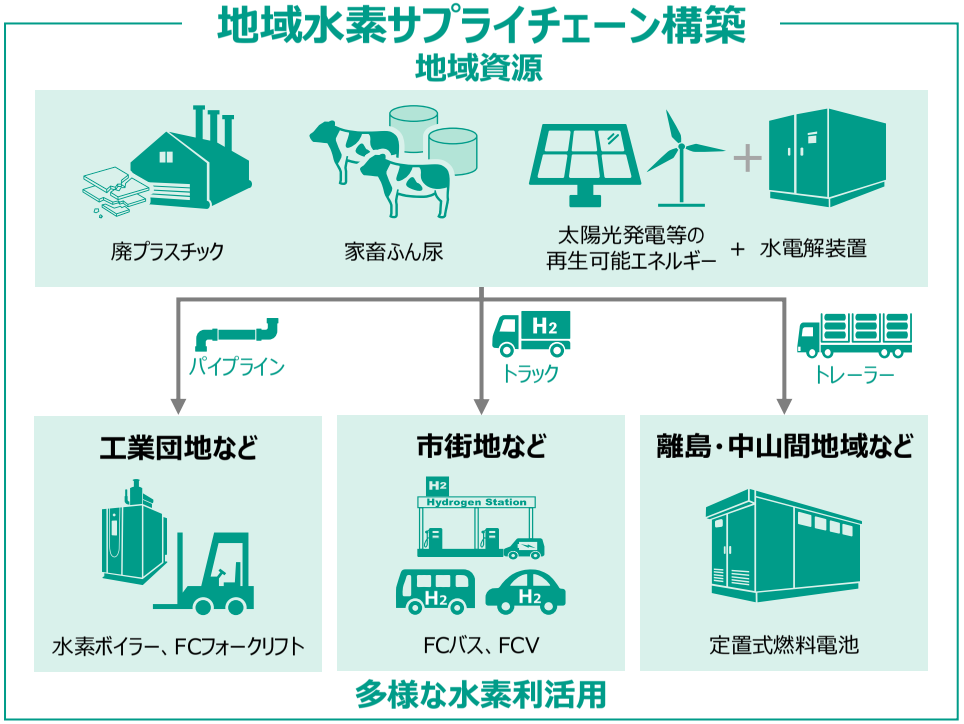

水素社会の実現へ

お問合せ先：①～③、⑤　環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室　電話: 0570-028-341
④　環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室　電話: 03-5521-8301

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-8</td><td></td><td>R７当初予算額</td><td>325 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">地域循環共生圏創造事業</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">各地域での地域循環共生圏づくりを更に推進するため、地域循環共生圏づくりの中間支援ができる主体の育成及び地域循環共生圏づくりの推進を図る。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体、NPO、NGO、民間事業者等</td><td>補助率</td><td colspan="2">参加団体（＝中間支援主体及び活動団体合計）で、200 万円（税込）を上限とし中間支援主体及び活動団体の取組に要した経費を負担</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">地域循環共生圏づくりに取り組む活動団体と、その団体への中間支援を行う中間支援主体を募集し、伴走支援と財政支援を実施。</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="4">伴走支援：地方事務局（地方環境事務所等及び地方 EPO 等）が主に中間支援主体を支援し、中間支援主体が活動団体を中間支援することで、中間支援主体の育成及び活動団体による地域循環共生圏づくりを推進する。
財政支援：参加団体（＝中間支援主体及び活動団体合計）で、200 万円を上限とし中間支援主体及び活動団体の取組に要した経費を負担。</td></tr>
<tr><td>離島での実績</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td colspan="4">環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="4">TEL：03-5521-8328</td></tr>
<tr><td>参照 HP</td><td colspan="4">https://chiikijunkan.env.go.jp/</td></tr>
</table>

地域循環共生圏創造事業費

【令和７年度予算 325百万円（350百万円）】

環境省

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域プラットフォームを構築し、地域トランジションを実現します。

1. 事業目的

① トランジションモデル形成

② 中間支援機能の担い手育成

③ 地域間ネットワーク強化・情報発信

2. 事業内容

地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方は、「第五次環境基本計画」（平成30年４月閣議決定）で提唱され、「第六次環境基本計画」（令和6年5月閣議決定）においても、計画の最上位の目的である「ウェルビーイング/高い生活の質」を将来にわたってもたらす「新たな成長」の実践・実装の場とされた。これを受け、地域における炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を促し、持続可能な自立・分散型社会を構築するため、以下の取組を実施する。

① 炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方に基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。

② 中間支援機能※を有する既存の団体が地域への伴走支援を実践的に行いつつ、その過程で得られたノウハウを横展開することで、中間支援機能を担える人材・組織の育成を行い、地域循環共生圏の創造を推進する。

③ ローカルSDGs事業の担い手同士の有機的なつながりを構築する場の提供や、優れた地域プラットフォームの事例の情報発信の場を設ける。

※中間支援機能…ヒト・モノ・カネ・情報をはじめとする資源の連結、関係者の納得度合いや先を見越したステップを確認して進行管理を支えるプロセス支援、変革に向けて刺激を与え関心や意思を呼び起こす変革促進、本質的な解決策の発見を促す問題解決提示など

3. 事業スキーム

■事業形態	共同実施／請負事業
■共同実施先・請負先	地方公共団体／民間事業者・団体
■実施期間	令和６年度～令和１０年度（予定）

4. 事業イメージ

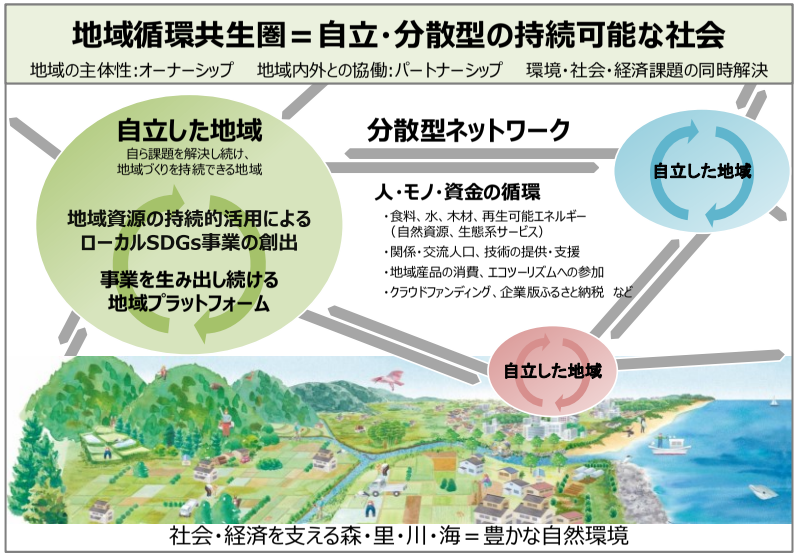

地域循環共生圏（2018年、第５次環境基本計画※）は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。
その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために　、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。
地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsとも言います。
※第6次環境基本計画（2024年閣議決定）では「新たな成長」を各地域で実践・実装していく場として位置付けられた。

お問合せ先：　環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室　電話：03-5521-8328

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-9</td><td></td><td>R7 当初予算額
R６補正予算額</td><td>711 百万円の内数
918 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="2">地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="4">地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体・民間事業者
（（１）②については、共同実施に限り民間事業者も対象、（１）③については、一部民間事業者も対象、（２）②は民間事業者のみ対象）</td><td>補助率</td><td colspan="2">（１）①３／４、２／３
（補助上限額：800 万円／件）
②３／４
（補助上限額：800 万円／件）
③２／３、１／２、１／３
（補助上限額：2,000 万円／件）
（２）①３／４
（補助上限額：2,500 万円／件）
②１／２
（補助上限額：800 万円／件）</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="4">（１）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
地域の CO2 削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要となる意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。
② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。
③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要となるシステム構築、事業運営体制構築や地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。
（２）地域共生型再エネ導入促進事業
①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。
②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。</td></tr>
</table>

支援内容	上記対象事業に係る、地方公共団体の提案に沿った再エネ設備導入等に係る調査を支援
離島での実績	令和３年度・・・14 地域（東京都利島村、東京都三宅村、新潟県佐渡市、岡山県岡山市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、広島県大崎上島町、香川県高松市、香川県観音寺市、福岡県北九州市、福岡県宗像市、福岡県糸島市、熊本県上天草市、長崎県壱岐市） 令和４年度・・・17 地域（北海道奥尻町、三重県志摩市、島根県隠岐の島町、岡山県玉野市、広島県福山市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県多度津町、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、福岡県新宮町、長崎県五島市、長崎県西海市、熊本県天草市、宮崎県延岡市、新潟県佐渡市、福岡県宗像市） 令和５年度・・・23 地域（宮城県塩竈市、山形県酒田市、新潟県佐渡市、東京都大島町、石川県輪島市、三重県鳥羽市、広島県三原市、広島県呉市、山口県下関市、香川県高松市、香川県観音寺市、香川県土庄町、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県大洲市、愛媛県上島町、福岡県新宮町、熊本県上天草市、熊本県天草市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県長島町、鹿児島県屋久島町） 令和６年度・・・11 地域（北海道奥尻町、北海道厚岸町、宮城県石巻市、東京都大島町、静岡県熱海市、山口県下関市、香川県土庄町、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県上島町、大分県佐伯市）
備　考	
担当部署	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
連絡先	03-5521-9109
参照 HP	https://www.env.go.jp/policy/post_169.html

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

環境省

【令和７年度予算　711百万円（758百万円）】
【令和６年度補正予算額　918百万円　】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネの導入調査、再エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

（１）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- ⑤地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

（２）地域共生型再エネ導入促進事業
- ①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援
- ③促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業
- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■事業形態	(1)①②③(2)①② 間接補助（定率；上限設定あり） (1)④⑤(2)③(3) 委託事業
■補助・委託対象	(1)①(2)① 地方公共団体　(1)② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象） (1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等　(1)④⑤(2)②③(3) 民間事業者・団体等
■実施期間	令和３年度～令和７年度　※(1)②(3)②は令和４年度～、(1)④(3)③は令和５年度～、(2)②は令和６年度～、(1)⑤は令和７年度

4. 事業イメージ

2050年脱炭素社会の実現

（１）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
（２）地域共生型再エネ導入促進事業

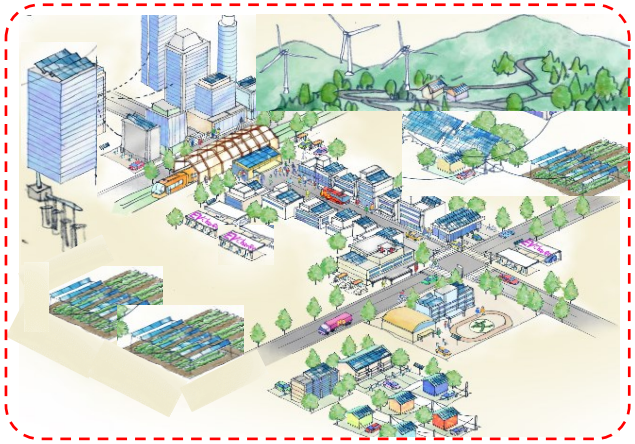

（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、（１）地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

環境省

地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、区域全体又は各施策の目標達成に必要となる意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要となるシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

④ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネの導入を加速させる。

⑤ 地域脱炭素施策に関する課題解決や横展開に向けた検討

地球温暖化対策計画の見直しを踏まえつつ、地域脱炭素実現に向けた課題解決や先行的な取組の横展開等を図るための検討を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態	①間接補助３／４、２／３（上限800万円）　②間接補助３／４（上限800万円） ③間接補助２／３、１／２、１／３（上限2,000万円）　④⑤委託事業
■補助・委託対象	①地方公共団体　②地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象） ③地方公共団体、民間事業者・団体等　④⑤民間事業者・団体等
■実施期間	令和３年度～令和７年度　※(1)②は令和４年度～、④は令和５年度～、⑤は令和７年度

4. 事業イメージ

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、（２）地域共生型再エネ導入促進事業

環境省

地域共生型再エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援等を行います。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再エネの導入を最大限促進するため、再エネ促進区域の設定に係るゾーニングや地域共生型再エネ設備導入調査等の取組を支援するとともに、全国での横展開を図るべく、地域の特性等に応じた様々な事例を踏まえつつ、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめる。

2. 事業内容

① 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

② 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

促進区域設定の際の環境配慮や合意形成、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめるとともに、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

3. 事業スキーム

■事業形態	①間接補助　３／４　（上限2,500万円） ②間接補助　１／２　（上限800万円）　③委託事業
■補助・委託対象	①地方公共団体　②③民間事業者・団体等
■実施期間	令和３年度～令和７年度　※(2)②は令和６年度～

4. 事業イメージ

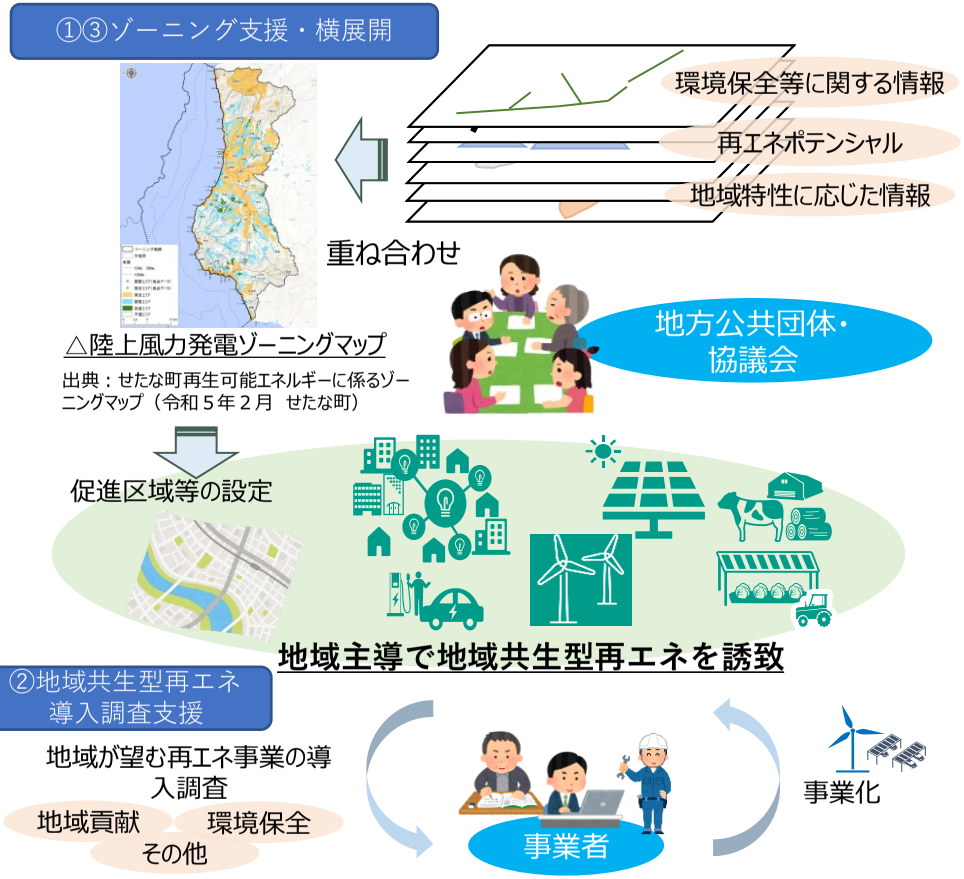

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室　電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、（３）地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

環境省

地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

1. 事業目的

2050年脱炭素社会の実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

2. 事業内容

① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　委託事業
- ■委託対象　民間事業者・団体等
- ■実施期間　令和３年度～令和７年度　※(3)②は令和４年度～、③は令和５年度～

4. 事業イメージ

お問合せ先：　環境省大臣官房地域政策課　電話：03-5521-8328

<table>
<tr><td>No.</td><td>⑧-10</td><td colspan="2"></td><td>Ｒ７当初予算額
Ｒ６補正予算額</td><td>38,521 百万円の内数
36,500 百万円の内数</td></tr>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3">地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）</td><td>府省庁名</td><td>環境省</td></tr>
<tr><td>概　要</td><td colspan="5">「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和３年 10 月 22 日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「ＧＸ推進戦略」、令和５年７月 28 日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援します。
これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも 100 か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進します。</td></tr>
<tr><td>支援対象</td><td>地方公共団体等</td><td>補助率</td><td colspan="3">（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
①脱炭素先行地域への支援：原則２／３
②重点対策に取り組む地域への支援：２／３～１／３等
（２）特定地域脱炭素移行加速化交付金
：原則２／３</td></tr>
<tr><td>対象事業</td><td colspan="5">（１）意欲的な脱炭素の取組（①又は②）を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援する。
①　脱炭素先行地域づくり事業への支援
②　重点対策加速化事業への支援
（２）民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援</td></tr>
<tr><td>支援内容</td><td colspan="5">（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
①　脱炭素先行地域づくり事業
再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省 CO2 等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象
②　重点対策加速化事業
屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上など、脱炭素の基盤となる重点対策を複合的に実施する事業
（２）特定地域脱炭素移行加速化交付金
官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援</td></tr>
</table>

離島での 実績	（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 ①　脱炭素先行地域づくり事業：(R5) 奥尻町 ②　重点対策加速化事業：(R5) 該当無し （２）特定地域脱炭素移行加速化交付金： （R5）該当無し
備　考	―
担当部署	環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課
連絡先	03-5521-8233
参照 HP	脱炭素地域づくり支援サイト：https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/

地域脱炭素推進交付金
（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）

【令和７年度予算　38,521百万円（ 42,520百万円）】環境省
【令和６年度補正予算額　36,500百万円　】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日第３回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和３年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「ＧＸ推進戦略」、令和５年７月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

①脱炭素先行地域づくり事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援
②重点対策加速化事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

（２）特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に取り組む地方公共団体等を交付金により支援

（３）地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

■事業形態　（１）（２）交付金、（３）委託費
■交付対象・委託先　（１）（２）地方公共団体等、（３）民間事業者・団体等
■実施期間　令和４年度～令和１２年度

4. 事業イメージ

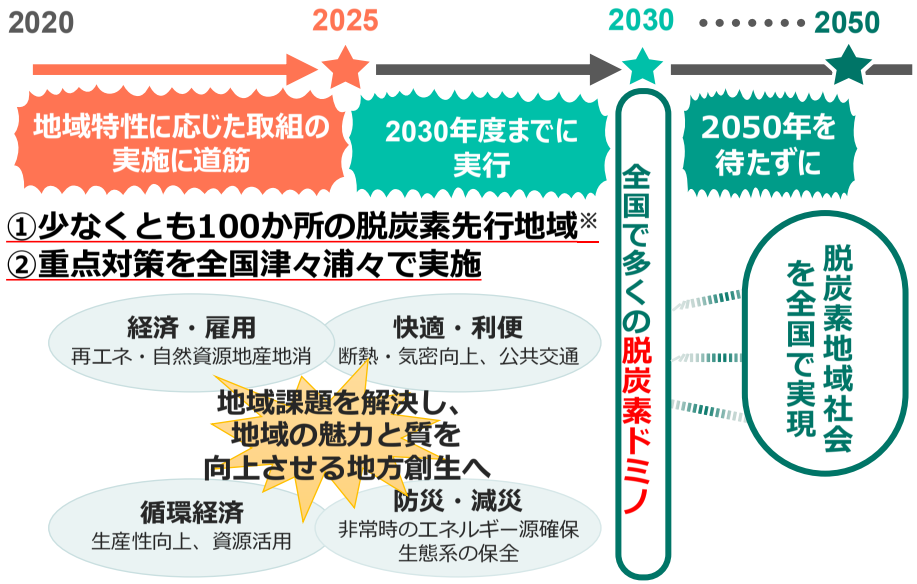

※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：（１）（２）交付スキーム>

(a)地方公共団体が事業を実施する場合　国 → 地方公共団体

(b)民間事業者等も事業を実施する場合　国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

お問合せ先：　環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課　電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金　事業内容

	（１）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		（２）特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること （2030年度までに一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成　等）	○再エネ発電設備を一定以上導入すること （都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上） ○2030年度までに事務事業の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを達成すること	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	**1）CO2排出削減に向けた設備導入事業　（①は必須）** **①再エネ設備整備（自家消費型、地域共生・地域裨益型）** 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 （公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る） ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱　等 **②基盤インフラ整備** 地域再エネ導入･利用最大化のための基盤インフラ設備導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム　等 **③省CO2等設備整備** 地域再エネ導入･利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ（電動車、充放電設備等） ・その他省CO2設備（高効率換気・空調、コジェネ等） **2）効果促進事業** １）「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業　等	**①～⑤のうち２つ以上を実施（①②は必須）** **①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電** ※ （例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業） ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る **②地域共生・地域裨益型再エネの立地** （例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業） **③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導** （例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業） **④住宅・建築物の省エネ性能等の向上** （例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業） **⑤ゼロカーボン・ドライブ** ※ （例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業） ※ 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る	**民間裨益型自営線マイクログリッド等事業** 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則２／３	２／３～１／３、定額	原則２／３
事業期間	おおむね５年程度		
備考	・複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要（計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能） ・各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む ・採択団体の事務事業に係る進捗状況や区域施策に係るCO2削減状況について、毎年、環境省HPで公表する ・交付金事業について、３年度目に中間評価を実施 ・交付要件の達成が見込まれない場合又は達成が確認できない場合には、原則、交付金返還を求める		

No.	⑧-11		R７当初予算額	500 百万円の内数
事業名	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園等多言語解説等整備事業）		府省庁名	環境省
概　要	国立公園、国定公園、国民公園、世界自然遺産及び長距離自然歩道（以下「国立公園等」という）の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高めるため、これまでの観光庁多言語支援事業等の成果（英文解説文作成支援）を活用しつつ、国立公園等に設置された案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICT など先進的・高次元な技術も活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進する。			
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	２/３	
対象事業	国立公園等区域内等（※）に設置される案内板・デジタルサイネージ、展示等において、ICT 等の先進的・高次元な技術を活用した多言語解説の媒体整備をおこなうもの （※誘客を促すものであれば、国立公園等区域のみならず、区域外に立地する駅、バスターミナル、道の駅、観光案内所等の公園等への拠点となる公共施設・空間等で実施するものも対象となりえる）。			
支援内容	補助率２／３			
離島での実績	島根県隠岐郡海士町（R２）、長崎県五島市（R２・R３）、香川県坂出市（Ｒ５）、鹿児島県屋久島町（Ｒ５）、長崎県五島市（Ｒ６）			
備　考				
担当部署	環境省　自然環境局　国立公園課			
連絡先	03-5521-8277			
参照 HP	https://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html			

国立公園等多言語解説等整備事業

【事業目的・背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、他の言語への対応は十分ではなく、また、国民公園、国定公園等においては多言語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高め、施設・エリアの満足度の向上を図るには、国立公園、国定公園、国民公園等の自然体験拠点を中心としたエリア一帯で取り組みを進めることが必要。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に加え国民公園、世界自然遺産の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、観光庁ガイドラインの下で作成した英語等の多言語の解説文を活用しながら、多言語整備にかかる設計から媒体化まで行い、外国人目線で分かりやすく
魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

(１)国立公園等における多言語解説案内板・展示物等の整備
(２)モバイル媒体と連携したICT技術による多様な多言語解説等
(３)事業実施の効率化にかかる業務
(４)同時音声翻訳技術の一部導入
(５)自治体・民間団体等による多言語整備への補助

【事業イメージ】

【事業実施スキーム】

・事業形態：直轄事業・補助事業（補助率：2/3）
・請負先/補助対象：民間事業者/地方公共団体・DMO・観光協会等

【令和７年度見直し内容】
・野生生物関係施設の多言語解説整備
・魅力的な多言語解説整備のための地域支援等
・同時音声翻訳技術の一部導入

No.	⑧-12		R７当初予算額	21.4 億円の内数
事業名	国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）		府省庁名	環境省
概　要	国立公園内の利用拠点滞在環境の上質化に資する整備等を行い、外国人訪問者の国立公園における体験滞在の満足度を向上させる事業			
支援対象	地方公共団体、協議会等、民間事業者等	補助率	１／２ ２／３（利用拠点整備改善計画策定支援のみ）	
対象事業	○利用拠点計画、利用拠点整備改善計画策定支援 ○廃屋撤去 　民間事業者の導入を前提とした廃屋の撤去 ○インバウンド機能向上 　Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化 ○文化的まちなみ改善事業 　地域文化が体験できるようなまちなみ改善に係る外観、外構修景等 ○既存施設観光資源化促進事業 　施設の機能転換または強化のための内装及び設備整備 ○引き算の景観改善 　景観改善のための無電柱化、通景伐採、工作物の撤去・移設、駐車場の緑地化 ○利用拠点滞在環境改善事業 　滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点における建築物等の撤去、滞在時の魅力向上に資する賑わいや憩いの場の形成 ○自然景観地の核心地の上質化事業 　公園内の核心地に位置する展望所・休憩所・山小屋など利用施設の改修			
支援内容	自治体が作成する利用拠点計画等に基づく上記事業に対して支援			
離島での実績	―			
備　考				
担当部署	環境省自然環境局国立公園課			
連絡先	０３―５５２１－８２７９			
参照 HP	https://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html			

国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

【事業目的・背景・課題】

国立公園の利用拠点には、良好な自然環境、日本的な文化や人の営みの特徴など、旅行者を惹き付けるポテンシャルを有している。一方で、インバウンド対応や個人旅行へのシフトなど旅行ニーズの変化に対応できておらず、また廃屋化した建物が魅力を著しく低下させているなど自然環境と地域独自の文化が相まった魅力を旅行者が十分に体感できていない。

また、第24回観光立国推進閣僚会議（R6.7）にて、2031年までに全ての国立公園で、地域の理解と環境保全を前提に、世界水準のナショナルパーク化を実現すべく、民間活用による滞在体験の魅力向上の取組を展開することとなった。

以上より、インバウンドの地方への誘客促進等の観光促進のため、引き続き計画に基づき事業を推進する必要がある。

【事業内容】

○国立公園利用拠点の上質化のため、地域関係者が策定する利用拠点計画に基づき、新たな民間投資を呼び込み、地域が一体となって面的な整備改善を図る取組を推進する。

○具体的な調査内容・補助対象事業は以下のとおり。

1 利用拠点計画策定支援

2 利用拠点計画に基づく整備事業

①廃屋の撤去　②インバウンド機能向上　③まちなみの改善
④既存施設の観光資源化　⑤引き算の景観改善
⑥利用拠点滞在環境改善事業【新設】

3 自然景観地の核心地の上質化事業

建物の外装、内装、設備の改修　等

【事業イメージ】

廃屋を撤去し、跡地に民間事業者が新たな施設（カフェ、休憩テラス等）を整備

利用が低下していた施設をリニューアルし、観光拠点として滞在環境を上質化

【事業実施スキーム】

・事業形態：直轄事業（２①のみ）、補助事業（補助率1/2※）
※利用拠点整備改善計画の策定支援は2/3
・請負先/補助対象：民間事業者、都道府県、市町村等
・事業期間：令和元年度～

【令和７年度見直し内容】
・滞在体験魅力向上に重点的に取り組む利用拠点において、景観阻害施設の撤去など面的な滞在環境改善への支援拡充
・社会的課題、ニーズの変化を踏まえた補助内容の見直し

No.	⑧-13		R７当初予算額 R６補正予算額	100 百万円 400 百万円
事業名	特定外来生物防除等対策事業		府省庁名	環境省
概　要	地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。			
支援対象	地方公共団体	補助率	1/2 以内又は定額	
対象事業	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。 （１）特定外来生物防除事業（交付率 1/2 以内） （２）特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限 250 万円※） （３）外来種対策戦略検討等事業（定額、上限 250 万円※） ※ただし、定額を超える事業費分は 1/2 以内。			
支援内容	（１）特定外来生物の防除 （２）個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等） ※（１）及び（２）について ①都道府県・市町村が自ら行う防除事業 ②市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助 （３）外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行うべき　外来種のリスト化に必要な調査・検討等			
離島での実績	長崎県対馬市			
備　考				
担当部署	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室			
連絡先	03-5521-8344			
参照 HP	https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/zaiseishien.html			

地方公共団体が実施する外来生物対策への支援（特定外来生物防除等対策事業）

【令和７年度当初予算　100百万円】
【令和６年度補正予算　400百万円】

環境省

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

2. 事業内容

令和４年５月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和５年４月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

同法に基づくこれらの責務規定を踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

（１）特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
（２）特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、250万円※）
（３）外来種対策戦略検討等事業（定額、250万円※）
※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

■事業形態　交付金（交付率は1/2以内又は定額）
■交付対象　地方公共団体
■実施期間　令和５年度～

4. 事業イメージ

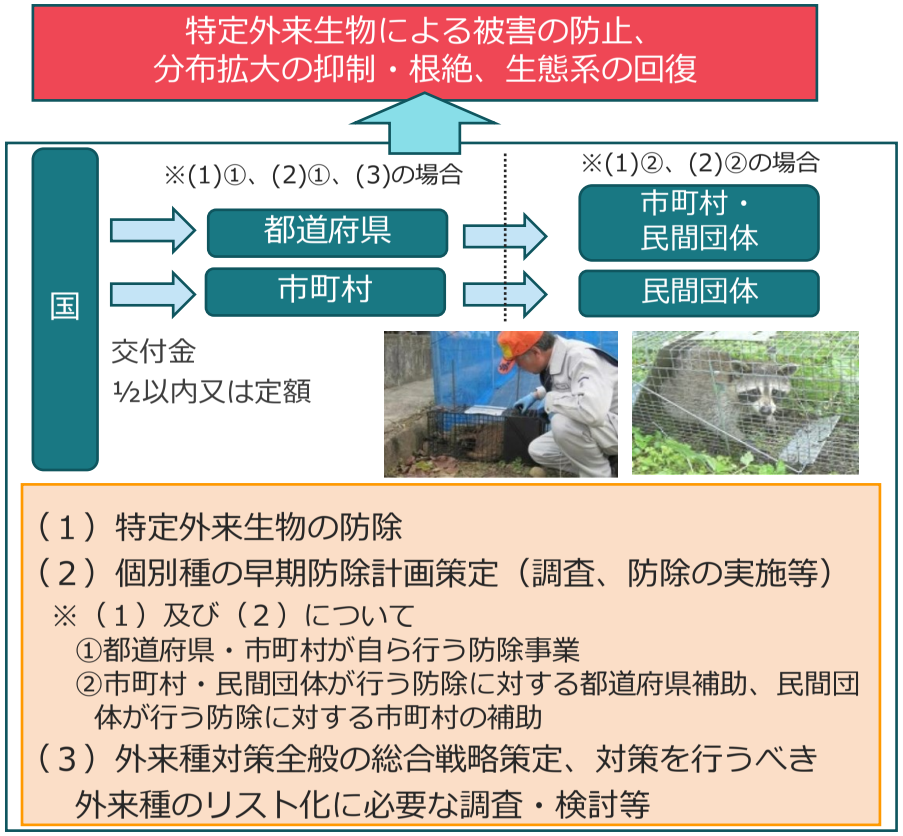

お問合せ先：　環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室　　電話：03-5521-8344

No.	⑧-14		R７当初予算額 R６補正予算額	8,234 百万円の内数 4,786 百万円の内数
事業名	自然公園等事業費等		府省庁名	環境省
概　要	国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを推進するための施設整備等を実施する。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園等の整備事業等を支援する。			
支援対象	地方公共団体	補助率	１／２、４５／１００	
対象事業	①国立・国定公園整備 ・公園事業として実施する道路（車道、自転車道、歩道）、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、桟橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設　等 ※自然環境整備交付金（国立公園整備事業）については、動物繁殖施設は対象外 ・国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設 ②国立公園及び国定公園の区域外の整備 ・長距離自然歩道整備計画に基づく施設 ・平成 18 年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生施設 ※自然環境整備交付金（国定公園等整備事業）として実施 ③国立公園施設の長寿命化対策 ・個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設（対象は上記①の国立公園整備に同じ）			
支援内容	○交付限度額 　国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業の場合　事業費の 1/2 　国定公園等整備事業の場合　事業費の 45/100			
離島での実績	北海道（利尻島）、東京都（伊豆大島）、島根県（隠岐島）、香川県（小豆島）、鹿児島県（屋久島）等			
備　考				
担当部署	環境省自然環境局自然環境整備課			
連絡先	03-5521-8281			
参照 HP	https://www.env.go.jp/content/000125909.pdf			

自然公園等事業費等

環境省

【令和７年度予算　8,234百万円（8,235百万円）】
【令和６年度補正予算額　4,786百万円　】

国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

1. 事業目的

①国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
②国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
③自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
④国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャーポジティブ）
⑤施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

ネイチャーポジティブの実現に向けて、国土・地域（エリアベースド）の視点からとりわけ国立公園等の優れた自然環境の保全地域について、「ストックとしての自然資本の維持回復等」と「優れた自然資本の価値を持続可能に活用した地域経済の高付加価値化」の取組の推進が必要です。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャーポジティブ）
- 自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策（国土強靱化）
- 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

■事業形態　請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
■請負先・交付対象　請負事業：民間事業者・団体、交付金事業：地方公共団体
■実施期間　平成６年度～

4. 事業イメージ

事例１：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備

ビジターセンター、標識の整備

事例２：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上

ビジターセンター整備

事例３：国立公園施設の強靱化

歩道の整備

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課　電話：03-5521-8281

No.	⑧-15		R７当初予算額	0.9 億円
事業名	国立・国定公園の海域適正管理強化事業費		府省庁名	環境省
概　要	地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり海域地区の環境保全活動を推進する。			
支援対象	― （請負事業として実施）	補助率	―	
対象事業	○オニヒトデ等食害生物の駆除に関する業務 生態系被害をもたらす外来種等の防除を行うもの（例：オニヒトデ、シロレイシガイダマシ、アイゴ等） ○保全対象生物のモニタリング関する業務 　保全対象となっている生物のモニタリングを行うもの。特に過去調査を実施していない期間が長いもの。（例：サンゴ、指定動植物等のモニタリング（海域におけるゴミ対策による変化等含む）） ○ウミガメ・海鳥繁殖地保全に関する業務 ウミガメの産卵地や、海鳥の繁殖地の保全のために必要な調査等を行うもの（例：ウミガメや海鳥のモニタリング（海域におけるゴミ対策による変化等含む）） ○利用の軋轢の解消に関する業務 協議会等の設置や現地調査等、利用の軋轢の解消に必要な調整等を行うもの（例：動物を観察するための船の接近による動物への影響や水上バイクと海水浴等利用エリアの重複による事故の発生等の可能性があるケース等への対策） ○海域公園地区の区域表示管理に関する業務 海域公園地区の区域を明示するブイや看板等の設置に係る必要な調査等を行うもの。			
支援内容	国立公園等において上記事業を地元民間事業者等を活用しながら実施			
離島での実績	令和６年度　天売島（北海道）、屋久島（鹿児島県）など			
備　考				
担当部署	環境省自然環境局国立公園課			
連絡先	０３―５５２１－８２７８			
参照 HP				

国立公園等管理等事業費
（７）国立・国定公園の海域適正管理強化事業費

環境省

【令和７年度予算　　87百万円（87百万円）】

優れた管理体制の確立や効果的な管理手法の導入により、海域公園地区等の指定や適正管理を推進します。

1. 事業目的

国立・国定公園の海域のうち、サンゴ等の優れた景観を有する地区を対象に指定する海域公園地区について、2030年度までに陸域と海域の30%以上を保全する国際・国内目標（30by30目標）に適合する海域とするため、保護と利用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入して対策を行う。

2. 事業内容

＜背景＞

国立・国定公園の海域のうち、サンゴ、干潟、藻場、岩礁帯等の優れた景観を有する海域公園地区は地域の重要な観光資源になっているが、オニヒトデの大発生によるサンゴの食害等により生態系の破壊が進んでいる。

【事業概要】

国立・国定公園の海域等において、地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、官・民一体となり、保護と利用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入した対策を実施する。

【期待される効果】

生態系の維持回復のための総合的な取組により生物多様性保全、海域公園等の適正管理や利用者へのサービスの向上が図られる。

3. 事業スキーム

- ■事業形態　請負事業
- ■請負先　民間事業者・団体／公園管理団体／非営利団体
- ■実施期間　平成20年度～

4. 事業イメージ

○実施形態

国 → 請負 → 民間団体等

民間団体等 → 結果の報告 → 国

具体的な活動例

ウミガメの産卵巣の保護方法の検討

サンゴ礁モニタリング（コドラート調査）

ウミガメ等海洋生態系保全（海岸清掃）

オニヒトデ駆除

お問合せ先：　環境省　自然環境局　国立公園課　電話　03-5521-8277